

平成 28 年熊本地震における

熊本県弁護士会の 被災者支援活動記録

熊本県弁護士会



平成 28 年熊本地震における

熊本県弁護士会の 被災者支援活動記録

熊本県弁護士会

地震の被害に遭った南阿蘇村。

山では土砂崩れが発生し、阿蘇大橋が崩落した

(2016年4月16日午前6時43分、共同通信社)





■ 平成28年熊本地震



(2016年4月21日付 熊本日日新聞朝刊)



立野側の大規模な土砂崩れで、橋桁が崩れ落ちた阿蘇大橋
(2016年4月17日付 熊本日日新聞朝刊)



避難所で食料を受け取り、笑顔を見せる子どもたち
(2016年4月19日付 熊本日日新聞夕刊)

発刊にあたって

平成28年4月14日と16日に2回続けて最大震度7の地震が熊本県を襲いました。死者は270人（平成31年1月12日時点・震災関連死215人を含む）、住宅被害は全壊8,663棟、半壊3万498棟、一部損壊15万4,074棟にも及ぶ未曾有の大災害となりました。

熊本県弁護士会は、被災者の支援活動を行うため、前震の翌日に災害対策本部を立ち上げ、「くま弁ニュース」による情報提供、無料電話相談及び被災地での無料面談相談の実施等を行い、震災関連の無料相談（電話及び面談）は現在（平成31年1月時点）も継続実施中です。震災無料相談以外で当会が中心となって行ってきた支援活動は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（被災ローン減免制度）」を活用し、既存ローンを減免することにより、自立再建を促進することでした。殆どの会員が初めての経験であり、東日本大震災で旧ガイドラインを実践された全国の弁護士の方々にご指導いただきながら、着実な成果をあげています。平成31年1月4日時点での申立件数は734件（うち成立件数が290件）です。

このほか、熊本県弁護士会は平成29年1月26日、最大の激震地である益城町に「益城町法律相談センター」を常設し、同年11月6日、同じく被害の大きかった南阿蘇村との間で、「熊本地震被災者の住まい再建を図るための協定」を締結し、被災者一人ひとりに最後まで寄り添うための制度設計を行いました。

以上のように、熊本県弁護士会は、未曾有の震災を経験した弁護士会として、右往左往しながらも一步一步着実に被災者支援活動を続けておりますが、これもひとえに日弁連及び全国の弁護士会のご支援の賜物であり、改めて心より感謝申し上げます。

昨年（平成30年）は、大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震等が立て続けに発生し、全国各地の弁護士会が被災者支援活動に取り組まれておられますが、この記録集が支援活動の一助となれば幸いです。

熊本県弁護士会災害対策委員会
委員長 鹿瀬島 正剛

熊本県弁護士会
会長 猿渡 健司



この記録集は、非常な災害に際して、被災者支援のために活動した弁護士の記録です。経験したことのない未曾有の災害である平成28年熊本地震に遭遇した熊本の弁護士は、被災者を支援するため一致協力して活動しました。これらの活動を記録としてまとめたものがこの記録集です。

熊本県弁護士会は、平成28年4月14日（木）の前震発生後、間髪を入れずに災害対策本部を立ち上げました。災害対策本部は、日弁連の災害復興支援委員会のご指導をいただきながら、被災者支援のための具体的な活動を次々と計画し、準備し、実行していききました。

主要なものをあげると、A3版の新聞形式の「くま弁ニュース」を発行し、発生した被害に対応するための制度等についての情報を被災者に届ける活動をしました。

災害により引き起こされた様々な問題に対して、解決方法の助言や情報提供を行うために、無料電話相談や避難所に弁護士が赴いて行う面談による無料法律相談も実施しております。

また、住宅ローン返済中の住宅が被災し、建て替えや修繕に多額の費用が必要となった被災者の住宅ローンを一定の要件のもとで減免する制度である「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の実施にも尽力しております。

災害による法的紛争を簡便な手続きで柔軟な解決を図るために熊本県弁護士会震災ADRを開始しました。

上記の被災者支援活動は、当会所属の弁護士にとって初めての経験でした。しかし、それぞれの弁護士は熱意をもって、創意工夫しながら活動を進めて行きました。熊本地震の前からの日頃の弁護士業務を通じて培っていた行政や福祉関係者等とのネットワークを活用し、あるいは関係諸機関に被災者支援の制度等を説明して、ご理解とご協力を得ながら進めております。

面談や電話で被災者に直接接しての支援活動に多くの弁護士が参加しました。この直接の支援活動を支えるために、関係方面と交渉し、被災者支援活動のツールや資源を得るよう努力を重ねていた弁護士もおります。

このような被災者支援活動に従事した弁護士は、皆熊本に住んでおります。なかには、熊本地震で自宅や事務所が被災し、車中泊をしたり、避難所に避難しながら、上記の活動に従事していた弁護士も多数おります。大なり小なり被災していた中で、弁護士は、黙々と被災者支援活動に従事しておりました。

この記録集をお読みいただき、当会弁護士の活動の有様を改めてご認識いただきたいと存じます。

最後になりましたが、本地震の被災者支援活動には日本弁護士連合会、全国の弁護士会をはじめとする多くの方々にご指導、ご支援をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

熊本市長
大西 一史



本市に甚大な被害をもたらしました熊本地震の発生から、2年半が経過いたしました。改めまして震災でお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

熊本県弁護士会の皆様におかれましては、熊本地震の発生直後より、自らも被災された立場でありながら、被災者に寄り添った様々なご支援を賜りましたことに対し、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

とりわけ、被災者生活再建支援制度や自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン等を分かりやすくまとめたリーフレットを、各区役所等に設置し配布いただきましたことに対し、被災された方々はもとより、本市職員からも大変役に立つものであったとの声を多く耳にいたしました。

そして、現在におきましても、熊本地震に関し電話・面談による無料相談を継続されているなど多大なるご尽力を賜っており、重ねまして厚く御礼申し上げます。

現在、本市では、被災された方々の生活再建を最優先に、熊本城の復旧や市民病院の再建、地域経済をけん引する中心市街地の再開発など、一日も早い復旧・復興に取り組んでいるところでございます。

また、熊本地震では、日頃から災害に備えることの重要性やお互いに助け合う「共助」の大切さなど多くの教訓を得たところであり、この教訓を後世に伝えていくことは、現代に生きる私達の責務でもあります。

このような中、震災時の活動を振り返り、当時の様々な出来事や体験等を記録にまとめた「記録集」を編纂されますことは、誠に心強く、この記録集が生きた教訓として後世に受け継がれることはもとより、幅広く活用され今後の災害対策に大きく寄与するものと確信しております。

本市としましては、今後とも、貴会をはじめ、関係機関等の皆様とともに災害に強いまちづくりを推進して参りたいと考えておりますので、皆様方におかれましては、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、熊本県弁護士会の今後益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。

南阿蘇村長 吉良 清一



平成28年4月16日未明の熊本地震本震は甚大な被害をもたらしました。多くのメディアにも取り上げられた大規模斜面崩壊による阿蘇大橋の崩落、高野台の大規模地すべり、そして村内至る所の痛々しい山腹崩壊に加え、家屋、宅地、農地、観光施設、道路、河川にも数え切れない被害があり、何より多くの命が犠牲になったことは誠に残念でありご冥福を祈るばかりです。

当村の震災被害の特筆すべきこととして、まず、東海大学阿蘇キャンパスが挙げられます。

本校は、昭和55年開学以来30年以上、黒川地区にあり、農学部約1,000人の学生が学ぶ「学生村」として、賑わい活気溢れるところでした。しかし、地震により熊本キャンパスで授業が再開され、今後の方向性について検討された結果、大学敷地に断層が通る阿蘇キャンパスには、実習のための新校舎を建設し、益城町に新キャンパスを整備するという方針を大学が公表しました。

また、住宅は、全壊700戸、大規模半壊187戸、半壊200戸と多くの甚大な被害を受け、最大時1,465世帯が仮設住宅及びみなし仮設住宅で不便な生活を余儀なくされました。特に、立野地域の360世帯は、阿蘇大橋や阿蘇長陽大橋の損壊により村中心部と断絶され、さらに山腹の崩壊、断水などの理由により、約1年間長期避難世帯として認定されました。平成29年10月末に長期避難世帯は解除されましたが、帰還は仮設住宅に避難した方々の4分の1程であり進んでいない状況です。

このような状況下であって、村では震災直後から全国からの支援を受け、復旧事業を進めてきました。復旧が進む中で、被災された方の再建に関するトラブルや各種法律上の諸問題の問い合わせが多数寄せられました。

そのような中、貴会におかれましては、震災に関する情報提供をはじめ、無料出張相談や無料電話相談、自然災害ガイドラインの普及など被災者の気持ちに寄り添いながら、懸命に被災者支援にご尽力いただきました。

さらに、村と基本協定を締結し、村の個別相談会に毎回弁護士の方を派遣していただきました。被災者の傍に寄り添いながら、懸命に相談を受けられる姿に感銘を受けた次第であります。貴会の取り組みによりまして、トラブルや各種法律上の諸問題について、被災者に安心を与え、再建に大きく前進したものと思います。心より感謝申し上げます。

震災から、3年目を向かえようとしていますが、前述したとおり当村の被害は多岐にわたり、非常に甚大であります。発災以来全国の皆様から多大なるご支援と励ましの言葉をいただきながら、復旧・復興を進めておりますが、まだまだ道半ばです。被災者の早期の生活再建実現のため、全力で取り組んで参りますので、今後ともお力添え賜りますようお願い申し上げます。

益城町長
西村 博則



平成28年熊本地震の2度の震度7の大地震は、本町の「かけがえのない尊い命」「安らぎのある暮らし」、そして「美しいふるさとの姿」を奪いました。

熊本地震以降も、九州北部豪雨、大阪北部地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震など全国各地で大きな災害が発生しており、残念ながら多くの被害が出ています。

これらの災害において、お亡くなりになられた皆様に対しましてお悔やみを申し上げますとともに、被災されたすべての皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、本町に対し、発災直後から、全国さらには海外からも多大なご支援をいただきました。現在でも、全国の自治体から支援職員の派遣や、各種団体によるボランティア活動など、ご支援をいただいております。町の再建はまだまだ道半ばでございますが、皆様のご支援に応えられるよう、町としましても「完全復興」に向けて邁進して参ります。

現在、本町では各分野において、復旧・復興を進めておりますが、とりわけ発災直後より被災した町民の生活再建が最重要課題として捉えて参りました。そのような中で、熊本県弁護士会より災害支援の一環として、①益城町を中心とする地域住民を対象とした法律相談 ②熊本地震の復興を支援すること ③住民の福祉を増進・向上させることを目的とした協定を、町と熊本県弁護士会の間で平成29年1月26日に締結し、その目的達成のために「法律相談センター」を本町に設置していただきました。

被災者の多くは、その「法律相談センター」を通じて法律の専門家に自宅再建、生活再建等の不安を相談することで、その不安を払拭でき、深く感謝致しているところです。

また、併せて「震災ADR（裁判によらない紛争解決方法）」を新設していただき、熊本地震に関連して生じた法的紛争の解決を図っていただいております。「通常のADR」とは異なり、「震災ADR」では一律無料で対応していただいております。被災者の手続的負担軽減・申し立て方法の簡素化が図られ、町としましても感謝申し上げます。

これまでの熊本県弁護士会の本町に対する支援活動に対しまして、厚く御礼申し上げますとともに、今後も継続的な支援をお願いするものです。

最後になりますが、熊本県弁護士会の今後益々のご発展をご祈念申し上げます。

西原村長
日置 和彦



西原村は、阿蘇外輪山の西端に位置し、標高1,095mの俵山を中心に約1,050haの広大な原野と山林からなる起伏の多い地形をなし、水と風と緑に育まれた美しい農山村であります。また、本村は地域コミュニティが強固な地域がいくつもあり、集落で区役（くやく）と呼ばれる共同での道路清掃活動が今も住民の共助で行われております。また阿蘇のシンボルでもある阿蘇の原野再生としての「野焼き・輪地切り（防火帯づくり）」も行われ、強い住民自治が特徴の地域でこれが村一番の財産であります。

そのような村に、平成28年4月の2度にわたる大地震が突然に襲ってきました。村内2,473棟のうち、1,377棟（55.6%）が全半壊という甚大な被害を受け、ピーク時には、公的避難所5ヶ所に1,809人が避難、集落内の自主避難などを含めると全村民約7,000人のうち約4,000人が一時避難を余儀なくされました。現在まで286世帯756人が仮設住宅、みなし仮設で避難生活を送っています。

熊本地震発生直後から今日まで、全国の自治体、団体、個人等の方々より支援物資、ボランティア活動、義援金、寄付金など、多大なるご支援・ご声援をいただきました。

その中でも熊本県弁護士会におかれましては、被災者に対する無料の法律相談の実施、また村の小中学校での法律相談窓口設置など、被災者に対するきめ細かなご支援を行っていただきました。このことに対しまして、この場をお借りいたしまして御礼と感謝申し上げます。

熊本震災から、2年7カ月が過ぎようとしております。村内の特に被害が大きかった6つの集落では、住民が主体となって話し合いのうえ集落の再生計画が毎晩のように行われ、集落によっては年間40回も会合が開かれ、1年後の集落の思いを共有しながら集落再生への未来像を描き、それぞれの独自での再生計画が作られ、震災復興に向けて集落再生が進んでおります。

わが村は、災害大国といわれる日本にいる者として、自然災害である地震発生の事実を真摯に受け止め、そのことにより震災前より住みよい村とする創造的復興へ向かって村民一丸となって邁進して参ります。

目 次

発刊にあたって〔鹿瀬島正剛〕	1
ご挨拶	
熊本県弁護士会 会長 猿渡健司	2
熊本市長 大西一史	3
南阿蘇村長 吉良清一	4
益城町長 西村博則	5
西原村長 日置和彦	6
1. 被災状況	
平成28年熊本地震の概要〔井上陽介〕	8
執行部としての被災体験〔清田祐介〕	11
はじめての被災経験〔國弘正樹〕	16
熊本地震に遭遇して〔宮田房之〕	18
個人的被災体験〔清水谷洋樹〕	21
益城町での避難生活〔福永紗織〕	26
2. 平成28年熊本地震における	
熊本県弁護士会の被災者支援活動（概観）〔吉田賢一〕	27
3. 熊本県弁護士会としての広報活動〔板井俊介〕	32
4. 法律相談（電話相談・出張相談等）	
平成28年熊本地震に関する法律相談の状況について〔岡部秀幸、馬場 啓〕	36
電話相談について〔本田悟士〕	41
熊本地震と阿蘇地域での法律相談会〔森 あい、山本弘喜〕	44
主に益城町における出張法律相談の実現・実施状況、 益城法律相談センターの設置について〔福永紗織〕	48
5. 熊本県弁護士会における「自然災害による被災者の債務整理に関する ガイドライン」への対応〔山野史寛、西村好史〕	53
6. 震災ADRについて〔福田誠也〕	67
7. 行政との連携	
熊本市と南阿蘇村との連携〔鹿瀬島正剛〕	71
みなし仮設入居者を支援する団体との連携について〔福永紗織〕	74
8. 社会福祉協議会との連携〔松村尚美〕	76
9. 熊本地震における熊本県弁護士会と法テラスとの連携〔吉田賢一〕	78
10. 日弁連・九弁連からの支援等〔本田悟士〕	81
11. 積み残された課題－「震災関連死」と「在宅被災者」－〔鹿瀬島正剛〕	85
12. 熊本県弁護士会 平成28年熊本地震ドキュメント〔渡辺絵美〕	89
13. 資料編	96
編集後記	160



井上陽介

平成28年熊本地震の概要

地震概要

1. 地震の震源及び規模等

	前震	本震
地震発生時刻	平成28年 4 月14日21時26分	平成28年 4 月16日 1 時25分
震央地名	熊本県熊本地方	熊本県熊本地方
発生場所 (緯度経度)	北緯32度44.5分 東経130度48.5分	北緯32度45.2分 東経130度45.7分
発生場所 (深さ)	深さ11km	深さ12km
規模 (マグニチュード)	6.5	7.3
最大震度	7 (熊本県益城町)	7 (熊本県益城町、西原村)
発震機構	北北西－南南東方向に張力軸を持つ横ずれ断層型	南北方向に張力軸を持つ横ずれ断層型

2. 前震の観測状況

平成28年 4 月14日21時26分に発生した地震（前震）により、熊本県益城町で震度7、玉名市、西原村、嘉島町、宇城市及び熊本市で震度6弱を観測したほか、九州地方から中部地方の一部にかけて震度5強～1を観測した。

3. 本震の観測状況

同月16日 1 時25分に発生した地震（本震）により、熊本県益城町及び西原村で震度7、南阿蘇村、菊池市、宇土市、大津町、嘉島町、宇城市、合志市及び熊本市で震度6強を観測したほか、九州地方から東北地方の一部にかけて震度6弱～1を観測した。

4. 余震の回数

平成28年 4 月14日21時から平成30年 4 月30日24時までの期間における平成28年熊本地震の震度1以上を観測した余震の回数は4,484回である。

（出典：気象庁HP）

熊本県内の被害状況

1. 熊本県内の人的被害の状況

- (1)死者 270人（平成30年10月22日時点）
（直接死50人、平成28年 6 月の大雨による二次災害死5人、震災関連死215人）
- (2)負傷者 合計2,733人（平成30年10月12日時点）
重症 1,183人
軽症 1,550人

2. 熊本県内の建物被害の状況

（平成30年10月12日時点）

- <住宅被害>
- (1)全壊 8,643棟
 - (2)半壊 34,392棟
 - (3)一部損壊 154,148棟
- <非住家被害>
- (1)公共建物 439棟
 - (2)その他 10,914棟

（出典：熊本県HP）

被災者の避難状況等

1. 熊本地震による熊本県の避難者数及び

避難所数の推移

(1)平成28年4月17日（最大）

避難者数 183,882人

避難所数 855 ヶ所

(2)同年5月31日時点

避難者数 8,178人

避難所数 185 ヶ所

なお、避難所として使用されていた学校の同年5月9日再開に伴い避難所が集約されている。

(3)同年6月30日時点

避難者数 5,051人

避難所数 116 ヶ所

なお、同年6月19～25日に熊本県内において豪雨災害が発生している。

(4)同年7月31日時点

避難者数 3,229人

避難所数 68 ヶ所

(5)同年8月31日時点

避難者数 705人

避難所数 21 ヶ所

(6)同年9月30日時点

避難者数 335人

避難所数 12 ヶ所

(7)同年11月18日

全避難所解消

（出典：平成29年版防災白書）

2. 応急仮設住宅の入居状況の推移

次頁の応急仮設住宅等の入居状況の推移のとおりである。

（平成30年8月31日現在、出典：熊本県HP）

【各月末入居状況の推移】

区 分	黒 内										黒 外						合 計			
	建設型仮設住宅				借上型仮設住宅				公営住宅等		計		借上型仮設住宅		公営住宅等				計	
	完成戸数	戸数	人数		戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数			戸数	人数
平成28年12月	4,303	4,173	11,027		12,535	29,094	1,046	2,351	17,754	42,472	84	140	376	805	460	945	18,214	43,417		
平成29年3月	4,303	4,179	10,985		14,621	33,685	1,031	2,285	19,831	46,955	84	147	296	630	380	777	20,211	47,732		
平成29年4月	4,303	4,157	10,894		14,772	33,991	906	1,992	19,835	46,877	123	210	251	531	374	741	20,209	47,618		
平成29年5月	4,303	4,139	10,812		14,923	34,473	858	1,856	19,920	47,141	128	226	207	433	335	659	20,255	47,800		
平成29年6月	4,303	4,103	10,683		14,824	34,258	834	1,802	19,761	46,743	132	230	187	396	319	626	20,080	47,369		
平成29年7月	4,303	4,071	10,566		14,646	33,807	816	1,751	19,533	46,124	132	230	187	393	319	623	19,852	46,747		
平成29年8月	4,303	4,024	10,410		14,317	32,982	807	1,725	19,148	45,117	130	226	178	378	308	604	19,456	45,721		
平成29年9月	4,303	3,976	10,267		14,097	32,445	794	1,701	18,867	44,413	129	225	168	348	297	573	19,164	44,986		
平成29年10月	4,303	3,904	10,042		13,899	31,811	761	1,626	18,564	43,479	128	224	154	314	282	538	18,846	44,017		
平成29年11月	4,303	3,845	9,855		13,662	31,051	723	1,555	18,230	42,461	126	221	150	306	276	527	18,506	42,988		
平成29年12月	4,303	3,754	9,564		13,335	29,976	712	1,542	17,801	41,082	126	221	147	302	273	523	18,074	41,605		
平成30年1月	4,303	3,662	9,297		13,052	29,086	698	1,488	17,412	39,871	124	218	143	294	267	512	17,679	40,383		
平成30年2月	4,303	3,586	9,085		12,770	28,344	691	1,469	17,047	38,898	122	213	139	285	261	498	17,308	39,396		
平成30年3月	4,303	3,489	8,790		12,342	27,390	682	1,451	16,513	37,631	120	210	133	271	253	481	16,766	38,112		
平成30年4月	4,303	3,407	8,523		11,507	25,358	657	1,386	15,571	35,267	118	204	107	219	225	423	15,796	35,690		
平成30年5月	4,303	3,276	8,139		10,548	23,109	471	975	14,295	32,223	108	190	74	150	182	340	14,477	32,563		
平成30年6月	4,303	3,110	7,697		9,658	21,431	433	897	13,201	30,025	102	178	66	139	168	317	13,369	30,342		
平成30年7月	4,303	2,931	7,230		8,944	19,845	351	742	12,226	27,817	101	177	59	121	160	298	12,386	28,115		
平成30年8月	4,303	2,770	6,690		8,294	18,424	298	621	11,362	25,735	89	154	50	101	139	255	11,501	25,990		

※建設型仮設住宅は、県内16市町村で整備を進め、平成28年11月14日に4,303戸の整備を完了しています。

執行部としての被災体験



清田 祐介

はじめに

私は、平成28年度熊本県弁護士会の執行部において首席主任を務め、その際に熊本地震に遭いました。執行部の一員としての被災体験を、個人的な被災体験も少し交じえながらご紹介することで、他会において災害が発生した際のご参考にしていただければと思います。

当会の執行部は通常、会員8名（会長1名、副会長3名、首席主任1名、主任3名）で構成されています。「首席主任」「主任」というのは、会長を補佐し会の事務を掌理する役職で、当会独自の職制です。首席主任は前年度の主任から1名が継続就任し執行部会の司会進行を行うのが通例になっています。主任は若干名を会長が選任するものとされています。

執行部交代後2週間での発災（前震）

平成28年度執行部の仕事始めは、4月1日からです。3月上旬頃から1カ月程度の引き継ぎ期間はありましたが、当年度の執行部は、4月初旬に関係諸機関への挨拶回りなどを済ませた後、4月第2週くらいから新年度がようやく本格開始、という状態でした。特に、前年度から継続就任していたのが私1名のみだったこともあり、真新しい体制でのスタートでした。

前震が発生したのは、平成28年4月14日午後9時26分のことでした。益城町を震源とする震度7（マグニチュード6.5）の直下型地震が発生し、弁護士会や多くの会員の事務所がある熊本市内も震度6弱の揺れに見舞われました。

震度6弱の揺れというのは、後日の本震と比べると随分軽いものだったのですが、この時は、激しい揺れに驚きました。熊本地方はここ数十年、大地震を体験したことがなく、不意を突かれたというのが正直なところでした。

その後、数時間の間にも最大震度6弱、6強という余震が発生し、警戒を緩めることができませんでした。大きな余震が収まった後、事務所の被災状況を確認したところ、幸い、事務所の方はさほど被害

は生じておらず、インターネットも通常通り使用できたので、執行部メーリングリスト（以下「ML」）に翌朝からの執行部・事務局の初動について最小限の指示・注意喚起を投稿し、更なる余震に備えて備品等の位置を変更するなどして自宅に戻りました。

災害対策本部の発足

翌4月15日、弁護士会館の事務局は書類等が散乱している状態で、会館の片付けから業務スタートでした。

この日、吉田会長は日弁連理事会のため東京に出張しており、在熊していない状態でした。そのうえ、当日、会長は理事会の会議にほぼ終日参加していたため、会長から直接指示が出せる状態ではありませんでした。

私は午前中、自身の業務対応を済ませた後、「報道では現地は思ったほど混乱していない様子だが、それでも益城町では震度7の地震が発生している。このまま通常体制で震災被害に対応するのはまずいかもしれない」と思い立ちました。

実はこの当時、当会では災害対応のガイドラインや規則が制定されておらず、ちょうど規則案などを前年度に作成したところでした。そのため、災害対策本部を設置する規則上の根拠はありませんでした。

執行部MLで災害対策本部の設置について意見を求めたところ、設置を検討しようという意見が大勢だったので、会長の携帯に架電したところ、案の定、会長は理事会に参加中でした。幸い電話に出られたので、私の方から「災害対策本部の設置を行うべきかご指示をいただきたい。ただ、関連規則未制定のため、規則上の設置の根拠はない状態です」と説明したところ、会長からは即答で「設置してください。常議員会からは事後承諾を取ります」との指示がありました。

執行部MLで会長からの指示を伝えたところ、その後、副会長から「ただちに会館で緊急執行部会を兼ねて災害対策本部会議を始めよう」と指示され、この日の午後3時頃には第1回の災害対策本部（以

下、「災対本部」) 会議が開かれました。

災対本部では、震災に関連する法律相談（無料化や相談体制）や災害ADRの実施、各種広報（弁護士会ニュースなど）について検討を行いました。また、熊本家裁で被災者を当事者とする家事調停の期日変更で裁判所が応じなかった例が報告されたため、熊本地裁・家裁・福岡高裁・熊本地検・福岡高検に対して「期日変更には柔軟に対応してほしい」旨の申入書を会長名で作成し、会長の電話承認を得て即日執行しました。ちなみに、大阪北部地震（平成30年6月18日）では大阪地裁・高裁の当日の審理は全て期日変更され（NHK報道）、北海道胆振東部地震（平成30年9月6日）では札幌地裁・家裁・高裁の審理は原則取り消しとなりました（裁判所HP）。熊本地震での教訓が役立ったのかもしれませんが。

4月15日は、このように慌ただしく過ぎていきました。大きな余震も少なくなり、ようやく落ち着いてきたように思われました。

そして本震がやってきた

4月15日が終わり、翌16日になって間もなくのことでした。仕事後に再開した自宅の片付けが一段落し、疲労困憊の状態ですらそろそろ休もうと寝室に入った深夜1時25分（前震から約28時間後）、14日夜の地震とは比較にならないほど強い地震に見舞われました。「これは死ぬかもしれない」と感じるほどの揺れで家具が倒れ、あたりは足の踏み場もないような状態でした。このときの揺れは益城町で震度7、熊本市内で震度6強（マグニチュード7.3）でした。まさか先日の地震よりも遥かに強い地震に見舞われるとは思いませんでしたので、またさらに大地震が来るのではないかと強い不安を抱きました。

断続的な揺れが続く中、多くの人が学校などの避難所での生活や車中泊を強いられました。この点は報道などでも大きく伝えられたところですので、詳細は割愛します。

私も、事務所の被災状況を確認した後、家族と避難所でしばらく過ごすことになりました。週末だったので、キャビネットが倒れ書類が散乱するなどした自分の事務所の片付けなどにあてる時間があつた点は助かりました。

怒涛の震災対応

本震の翌々日である18日（月）、第2回の災対本部会議が開かれました。幸い弁護士会館の建物自体には大きな損傷はなく、各種会議を開くことには支障がありませんでした。災対本部会議とその後の執行部会では、会員や修習生の安否確認等を進めるとともに、被災者向け法律相談の実施のため、会員向けの震災相談研修の実施や法テラスを利用した巡回相談の準備を始めました。また、弁護士会の事務局体制についても、被災で出勤が困難な事務局員には柔軟に対応することなどを決定しました。法律相談センターも事務局人員が不足しており、19日まで相談を休止することになりました。なお、当時、被災のため法律相談センターの予約は殆どありませんでした。今振り返れば、震災直後においては後述の電話相談の方が被災者の方のニーズに合致していました。避難している人が多数でしたから、相談センターまで来られるような心身の状態ではなかったのだらうと思います。

自然災害債務整理ガイドライン（以下、「ガイドライン」）の関係でも、熊本地震が初適用になるため、短い期間内で仕組み構築・規則制定・研修などについて検討する必要がありました。検討の結果、執行部では登録体制などの大まかな仕組みを決め、細部の検討や規則の制定などについてはガイドライン担当の委員会（ガイドラインPT）に委ねることになりました。

21日になり、ようやく会員全員の安否情報がとれました。また、同日には各地（仙台、東京、広島、福岡など）から交通状態が悪い中、熊本までお越しいただいた先生方に震災対応相談の研修会を実施していただきました。ちなみに、研修会の後、講師の先生方とささやかな懇親会がありました。新鮮な食料品が欠乏しており簡素なメニュー（ご飯と味噌汁とレトルト風ハンバーグくらい）でしたが、この頃まで熊本市内も多くの場所が断水していたこともあり「本震発生後初めてまともな食事ができた」と話したところ、他会の先生方が驚いておられたのが印象に残っています。

市民向けの弁護士会ニュースについても、ガイドラインの内容などを加えて21日までに第1号が完成し、会員や市民への配布が開始されました（その後、第4号まで発行されました）。

25日からは、電話による相談が開始されました。

当初は2回線でスタートし、28日から回線増設工事が完了して5回線になりました。私自身、2日目(26日)の相談担当をさせていただきました。電話を切った次の瞬間には別の電話がかかってくる状態でした。電話が繋がった瞬間、「ああ、ようやく繋がった」との声を漏らされる相談者もおられ、被災者たちが不安な思いで情報を求められていることを思い知らされました。

また、25日からガイドラインの受け付けも開始され、28日には会員向けのガイドライン研修会も開かれました。多数の会員が支援専門家登録に協力してくださいました。

また、相談センターでの震災関連相談や巡回相談、前述の電話相談などに関し法テラスと協力関係を構築し、予算の手当てをすることも進められました。

震災対応以外も待ったなし

震災発生後、4月末までは、執行部はほぼ震災対応にかかりきりでした。執行部メンバーは全員が災対本部員であり、午後に災対本部会議を行った後、夕方6時過ぎから夜遅くまで執行部会を行うという状態でした。

5月からは会の通常業務も待ったなしの状態でした。5月末の定期総会に向けて予算や会規制定などの案件を処理する必要がある、震災対応と並行して作業が続きました。また、5月以降は全国の各単位会や日弁連などから、震災対応以外でも各種照会や協力要請があり、これに対してどの程度労力を割いて対応すべきか、判断に悩むところもありました。照会などをされた単位会の中には、「現在の熊本会でできる範囲で良いです」といった当会の現状を気遣われた文面をくださるところもあり、大変有難く思いました。これらの要請に対して実際に業務を行うのは各委員会です。会員が各種震災対応業務で疲弊しつつあることを懸念して、「無理にならない範囲でのみ対応をお願いします」などと付記して各委員会に案件を回付していました。

持続可能な相談体制の構築

5月からは巡回相談も開始されました。電話相談、巡回相談、ガイドライン相談、その他の各種震災対応相談などで、膨大な相談要員が必要となり、会員の負担が過大になることは明らかでした。

被災現場で相談の必要性を実感する担当者からは、

「相談枠を増やしてほしい」「早急に対応してほしい」といった要請が頻繁に災対本部ML等であがってきましたが、執行部としては、会員に無理な負担をお願いするわけにはいきません。相談業務以外にも震災ADRやガイドラインの登録支援専門家業務もあります。「長丁場になっても持続可能な範囲でやる」という基本的な方針のもと、効率的な相談体制を作るため、災対本部や同MLで激論になったこともありました。

会員の負担に関していうと、特に、熊本地震では、多くの会員自身も被災したことに特徴がありました。自宅や事務所が全半壊して移転を余儀なくされた会員もおり、また、長期にわたる避難所生活を強いられた会員もいました。度重なる余震(累計4000回超の有感地震)では、気づかぬうちに心身の疲労は蓄積していきました。私自身、余りの余震の多さにうんざりして、大型連休中に県外で2、3日休養をとり、「地面が揺れないというのはこんなに有難いことか」と実感させられました。

これらの会員の疲労・負担も踏まえて、執行部では、広く全会員に向けてご協力を求めるとともに、1週間あたりで必要となる相談対応者の総量を算出し、約270名という当会の会員数からみてオーバーワークにならない範囲で相談枠を設定するよう心がけていました。

とはいえ、被災者の電話相談などの需要は大きいものがありました。これに対応するために4月末以降、福岡、東京、大阪等の先生方から電話相談などでご協力をいただけたことは、会員の過重負担の軽減にとって、大変力強い助けになりました。また、他会の先生方から多くの義援金をお送りいただき、財政面でも相談体制の構築を行うことが可能になりました。

溜まりゆく疲労

執行部会の進行を担当する際に、私が最も懸念していたのは、執行部メンバーの疲労の蓄積でした。執行部メンバーは、執行部の通常業務だけでもハードであるところに、震災対応業務が付加され、さらに各自のプライベート(自身や家族などの震災被害対応)、そして弁護士としての本来の業務に対応する必要がありました。

どの程度執行部の業務量が増えたのか、その可視的な指標として、私は執行部MLの投稿量の増加に

着目しました。震災前年度（平成27年度）の執行部MLで1年間に投稿されたメールの量を、当年度は既に9月末（半年経過）時点で遥かに超えていました。加えて災対本部MLでも当年度執行部MLの8割程度の数のメールが投稿されていました。そう考えると、執行部メンバーには、ML指標ではざっとみても例年の3倍以上の負荷がかかっている計算になります。

これではとても持続可能な体制ではありませんので、分業化が自然と進み、会長は立法要請や予算確保等のための対外交渉・最終判断を担当し、板井副会長は震災対応の総合調整・広報を、山野副会長はガイドライン関係・総務を、本田副会長は震災相談関係・財務をそれぞれ担当し、それ以外の執行部の常務や委員会関連業務・庶務は可能な部分は首席主任・主任（渡辺主任、福西主任、今村主任）で分担するようになりました。それぞれの業務の委細は各メンバーの判断を信頼し、執行部会では肝心な事柄をその重要性に応じて議論して判断するよう、首席主任において議案を事前検討する段階で少し時間をかけて念入りに準備を行い、進行のメリハリ付けができるように心がけました。

それでも、8～9月頃からは時折体に変調をきたすメンバーが散見されるようになりました。10月の臨時総会の時期から冬にかけては、体調を崩す者が頻発するようになりました。私自身、風邪を引き込んでしまい、ティッシュを箱ごと執行部会に持ち込んでずっと洩をかみながら司会進行するといった有様でした。神経痛で椅子に座るのが困難になり立ったまま執行部会に参加したメンバー、10日ほど執行部から離れて休養を余儀なくされたメンバーもいました。最終判断者である会長が頑健で大きく体調を崩されることがなかったため（周囲に気づかせないようにしていただけかもしれませんが）、途切れることなく執行部の機能が維持できたことは幸いでしたが、執行部メンバーに体調不良者を続出させてしまった点については、もう少し業務の効率化など負担軽減の工夫ができなかったか、首席主任として最も反省を要するところだと思っています。また、今思えば、主任を1～2名ほど臨時に増員するといった組織強化策を検討してもよかったかもしれません。

なんとか完走

年も改まり2月を迎えると、ようやくゴールラインが具体的に見えだすようになり、個人的には、心なしか体調も少し楽になってきたように感じられました。

とはいえ、最後の仕事として、震災対応だけでなく弁護士会館建設や会務有償化などの会の懸案事項についても2月の総会で頭出しの問題提起を行うなど、最後まで業務に追い捲られる状態はわかりませんでした。例年に比べて翌年度執行部に引き継ぐべき事項も多く、また、最後まで処理を要する事項に追われて、執行部MLも3月31日の夕方までフル稼働状態でした。

3月31日の夜には、執行部メンバー全員で近郊の温泉旅館に集まり、新年度の0時00分を皆で迎えました。このとき感じた解放感は、滅多に味わえないものだったと思います。

1年間を振り返って

平成28年度の執行部は、予想もしなかった震災に発足2週間で見舞われて以降、立ち止まる間もなく駆け抜けた1年でした。特に吉田会長をはじめ、板井副会長、山野副会長、本田副会長の働きはまさに獅子奮迅というべきものでした。率先して面倒な作業などを分担し引き受けてくださった渡辺主任、福西主任、今村主任にも恵まれました。特に、渡辺主任・福西主任のお2人は、翌年度執行部にも副会長・首席主任として残留していただき、継続的な震災対応が可能になりました。震災後に2年連続執行部を務めるというのは大変なことです。また、災害対策本部に参加していただいた会員をはじめ、全会員の協力なしでは到底震災対応はできませんでした。さらに、弁護士会事務局の皆さんの献身的な支えで1年間を乗り切ることができたと思います。素晴らしい執行部で仕事をすることができたことを感謝しています。

この原稿を書くにあたり、久しぶりに平成28年度の執行部MLや議事録などを見返すと、当時の臨戦態勢のようなテンションを思い出します。「もう1度同じことをやってくれ」と言われても、多分できないだろうというのが正直なところだと思います。おそらく、1年間という明確な目標・期限があったので、全力投球できたのだと思います。

他会の皆様へ

この国では地震はどの地域でも避けられない問題です。今後も様々な地域で震災が発生し、執行部を務められる会員が同じような立場に立たれるかもしれません。最後に、そんな未来の執行部の皆さんに熊本地震の際の執行部経験者としては、

- ①できる範囲でやる
- ②自分たちの健康維持は何より重要
- ③（大変だけど）必ず終わりがある

という3点を強調させていただきたいと思います。

拙い内容ではありましたが、皆様の参考になるところが少しでもあれば幸いです。

はじめての被災経験



國弘正樹
(南阿蘇村在住)

平成28年4月14日の前震、同月16日の本震による震度6強の揺れは、70年に近い人生で初めての経験であった。

阪神淡路のときは京都にいた。近弁連の派遣で、尼崎市の震災法律相談に出向いたとき、一面瓦礫の中を通ったことを覚えている。東日本大震災のときは、島根だ。島大ロースクールの入学前研修の会で、仙台平野の名取川下流を津波が襲うテレビのリアル映像に、声を失った。そこは、20代に私が住んだ所であった。

今回の地震では、幸い事務所兼住居の建物は無事だった。しかし、室内は、足の踏み場もない状態となった。停電が4日続き、水も出ず、電話も通じなかった。阿蘇大橋、長陽大橋、俵山トンネルが不通となり、熊本方面から南阿蘇村に通じる道路も遮断されて、村は孤立状態となった。自衛隊や新聞社のヘリが頭上を飛び交い、余震の続く道の駅「あそ望の郷」の駐車場に車を止めて、車中泊すること数日に及んだ。

私は、地震の1カ月前の3月17日に、熊本県弁護士会に再登録したばかりであった。平成12年3月で、島大ロースクールの教員を定年退職し、弁護士登録も抹消し、南阿蘇村に移住してきた。3年が経過して、そろそろ活動を始めたいと思ったときに、最終的な選択は弁護士活動への復帰であった。それまで全く縁のなかった熊本県弁護士会に登録し直し、ボチボチ「村の弁護士」をやっていこうと思った矢先の震災であった。

震災後数日して、東京の姉との電話連絡がついたとき、姉の娘から、「おじちゃんの安否確認で熊本県弁護士会が連絡を取ろうとしてる。弁護士会に早く連絡してあげて」と言われた。なんで姪っ子から、と不審に思ったが、あとで聞くと、姪っ子の勤める東京の弁護士事務所が天草のひまわり公設事務所に弁護士を派遣しており、事務所の弁護士さんを通じて私との連絡を頼まれたという。世間は狭いものだ。

4月26日に、阿蘇外輪山の山の中を通るグリーン

ロードを使って、震災後初めて熊本市内に出た。途中の道路の亀裂や陥没は応急的な修理がほどこされていた。経路にあたる西原村、益城町、熊本市内の至る所で家屋が倒壊していた。その日初めて紛争解決センターの委員会に参加した。4月28日には、熊本市内で開かれたガイドライン研修に参加し、支援専門家の名簿に登録申請した。震災後のメーリングリストを通じて震災相談の相談担当にも応募し、5月9日に阿蘇市内牧の社会福祉センターでの相談会に初めて参加した。その後、5月12日の南阿蘇村長陽での相談会、5月14日の阿蘇市内牧での相談会、5月15日の西原村での相談会、5月16日の阿蘇市役所での相談会、5月18日の阿蘇市役所での相談会、5月19日の南阿蘇村商工会での相談会、5月23日の南阿蘇村での商工業者への合同相談会、5月26日の南阿蘇村での合同相談会、6月2日の南阿蘇村での相談会、6月5日の南阿蘇村での相談会、6月8日の南阿蘇村商工会での相談会と、できるだけ地元で行われる震災直後の法律相談会には参加するようにした。

行政の支援策の内容を把握し、震災相談のハンドブックでにわか勉強をして相談会に臨んだものの、「鎮守の森の社が倒壊したが、再建するにはどうしたらいいか」と相談されても、すぐに役立つアドバイスもできなかったというのが実感であった。震災直後は、行政による支援金や支援物資の配布、ボランティアの身体を使つての支援の方が被災者にとって役立ったといえよう。

しかし、震災後2年を経過した今になって、震災の影響は、村の人たちの生活や経営にボディーブローのように効いてきている。紛争解決という面で「村の弁護士」の出番が巡ってくるかもしれないとの予感もある。

哲学者だけでなく、弁護士もまた、黄昏時が出番なのかもしれない。

南阿蘇復興 知恵絞る



南阿蘇村唯一の弁護士國弘正樹さん。無料法律相談や復興マルシェの準備などに駆け回っている。南阿蘇村

村唯一の弁護士 國弘 正樹さん

無料相談、マルシェも計画

熊本地震で被災した村民の力になろうと、南阿蘇村で一度は引退した弁護士を再開した國弘正樹さん(69)が奮闘している。本業を生かした無料法律相談にとどまらず、南阿蘇を盛り上げる「復興マルシェ」を計画するなど精力的だ。

國弘さんは東京都江戸川区出身。弁護士が1人以下の「ゼロワン地域」解消のため、日弁連が2000年に初めて開設した島根県の「石見ひまわり基金法律事務所」初代所長を務めた。

島根大法科大学院の教授を退官し、12年春に阿蘇の草原や山並みに心を奪われて妻と村河陰に移住。弁護士

バツジを外したが、村で暮らすと徐々に知り合いも増えた。地元の経営者らと交流するうちに現役当時抱いた「地元に着着した活動をしたい」という思いが再び湧いたという。

今年3月、県弁護士会に弁護士登録。村で唯一の弁護士となった。その後、熊本地震が起きた。無料法律

相談で被災した高齢者の悩みに耳を傾け、ペンションや飲食店の経営者らに二重ローン対策などの助言を続けている。「散歩したり読書したりと、自然やゆったりした時間を満喫しようと思っていた」という國弘さんだが、

いまは南阿蘇の村井として何が出来るか知恵を絞る。「やっぱり動き回った方がやりがいがある。年取ったから体力はないけど」と笑顔が弾けた。

次の取り組みは、主要な交通路が寸断され痛手を負った南阿蘇観光の支援だ。地元の食などを集めてもらう「復興マルシェ」の8月開催を目指し、村民らと準備を始めた。地域を中心に参加を呼びかけ、実行委の設立会合を9日午後2時半から「あそ望の郷」のなか牛の館(同村)で開く。國弘さん ☎ 080(2929)4092。(内海正樹)

2016年6月8日付熊本日日新聞朝刊

熊本地震に遭遇して



宮田房之

はじめに

ご承知のとおり、平成28年4月14日午後9時26分、16日午前1時25分、いずれも最大震度7を記録する地震（14日はM6.5、16日はM7.3）が熊本県を襲いました。

この熊本地震は、熊本県民・企業等に多大な被害を及ぼしています。その中で、幸いなことに、個人的には大きな被害を受けることはありませんでした。そのような者が、熊本地震に遭遇して経験した個人的事柄を記録することにどれほどの意義があるかは疑問がないわけではありません。しかし、おそらく100年に一度という地震を経験した者が、それぞれの立場で記録を残すことは、個々の記録は単なる“感想文”に過ぎない側面があるとしても、そのとき、その場所にいた者が、どう感じ、どう対応してきたのか、後の人、他の場所に住む人に対して、何らかの参考（反面教師を含む）としての価値を有することを期待して、以下、書きます。

14日の出来事

新年度が始まり、実質2週間目の木曜日、夜、事務所に残り、パソコンで文書作成をしていました。突然揺れ始め、一瞬いつものようにすぐ収まるだろうと思ったところ、揺れはドンドン激しくなり、机の上の物が落ち、横のスチール製ロッカーの上に載せていた書類が飛び出してきました。反対側の本棚からは、本がずり落ち、私は立ち上がって、机の上のパソコンのディスプレイを押さえていました（机の下に入るという考えは頭に浮かびません）。「地震が来ない熊本で、なんだこの揺れは」という考えが頭の中に浮かぶとともに、建物が崩れたら下敷きになるかもしれないと思い、部屋のまわりを見たところ、幸い、柱、壁にひび割れなども見当たらず、コンクリートの下敷きにならずにすみました。まわりを見ると、所員各自の机上の物は床に散乱、書籍は放り出され、記録を保管するキャビネットはボルトで連結していたので転倒を免れたものの、1トン超の重量物が、30センチほど北側に移動してしま

た。

地震が収まると、同じく仕事をしていた森枝弁護士が、建物の外に退避した方が良いと言いますので、2階から降りて事務所の外に出ました。事務所の外には、住家や何棟かのマンションがありますが、家から出て来た人の姿があり、姿は見えないが騒ぐ声があちこちから聞こえました。事務所の向かいには、小学校がありますが、そこからも騒ぐ声が聞こえてきました。外にいるときも、経験したことがない程度の余震（震度5位か？）が続き、漠然とこれは大変なことになったなと思いました（ただ、そのときは、この後により大きな地震が来るとは全く想像していません）。森枝弁護士は、事務所に残って仕事をしようかという雰囲気でしたが、とにかく今日は撤収しようということになり、それぞれ事務所を後にしました。

10時半前頃に帰宅すると、電気、水道も普通に使えました。ニュースで熊本に地震が発生したこと、益城町周辺がひどいとの放送がされていました。念のためと思い、生活用水にとバスタブに水を貯めましたが、これからそんなにひどいことにならないだろうと思い、3分の1程度しか貯めませんでした（後から満杯に貯めておけばよかったと思う）。

ニュースで地震の報道を深夜まで見ていましたが、電気、水道も使えるし、後は、弱い余震が続くだろうと安心していました。ただ、いざというときを考え、いつもする晩酌も、このときは控えました。

15日・16日の出来事

15日は、大阪地裁堺支部に出張の予定でした。飛行機は飛んでいましたが（熊本空港は閉鎖されていなかった）、新幹線が動かなかったことから、堺支部に連絡をし、電話会議に切り替えてもらいました。会議では、相手方弁護士より、地震のお見舞いを言われました。おそらく、阪神大震災を経験されていたのでしょうか。

翌週の裁判期日について、どうするのか裁判所もその時点では明確ではなかったと記憶していますが、

週明けすぐにある数日間の裁判は変更されました。

夕方6時頃、事務所を出て、食料品を買い込むつもりで帰宅途中、コンビニエンスストアに寄ると、いつになく多くの客が来ており（店内外でたむろっている感じ、皆不安な様子が見受けられた）、弁当類はほとんどなく、冷蔵の総菜類を店員が奥から出して棚に補充していました。いつも食品があふれている棚に物が無いのを見て異様な不安を感じました。正に食品が不断に供給されることの大切さを感じました。とりあえず、野菜やカップ麺やレトルトなどを購入しました。

夕食を済ませ、テレビの地震報道を見ながら、もう大きな地震は来ないだろうと楽観し、ビール、赤ワインと晩酌をしました（吞んでいてすみません）。14日地震が起こった後の非日常の緊張による疲れもあり、ソファで寝込んでしまいました。すると、16日午前1時25分、突然、上下左右に大きな揺れがあり、身体が持ち上げられました。「地震、地震」という妻の声とともに、点いていた灯りが消え、寝ぼけながらも、14日よりひどい揺れを感じたことから、周辺の状態を確認しようと思い、窓や、屋上から外を見ると、周囲の家すべて停電。妻からは、あちこち外を見に行った自分の姿を見て地震で動揺していると勘違いされました。

確か数時間後だったと思いますが、停電は回復しました。しかし、水道から水が出ません。断水になってしまいました。このとき、これは大変なことになったと感じました。

水！！！！

起きてから確認しましたが、やはり水が出ません。これはとにかく水を確保せねばならない、飲み水はペットボトルなどで確保できるが、水洗トイレに流す水を確保せねばならないと思い、どうしようかと思案しました。

自宅の近くに高校があるのですが、そちらから何だか多数の人の声が聞こえます。人が避難しているのではと思い、様子を見に行きました。すると、体育館にたくさんの人がおり、また、運動場には100台以上の自動車が並んでいました。（私が見た感じ2000人位は人がいたと思いますが、その後、聞いたところでは1000人以上が避難していたそうです）。

屋外の洗面所から水が出たので、それを妻に連絡。家に帰り、小ぶりの段ボール箱を組み立て、なかに

大き目のビニール袋を入れます。これに水を貯めれば、簡易のバケツになります。再度、家族と一緒に高校に行き、洗面所から水を貰いました。段ボール2箱分40リッターほど確保できました。洗面所で顔を洗うと、生き返りました。単に顔を洗うということでも日常の大切な行いであることを実感しました。

水の話が続けます。幸い数日後だったと思います。が、近くの小学校に給水車が来てくれるようになりました。福岡市、福山市、東京都他多数の自治体から救援に来ていただきました。給水作業にあたっていた他県の職員の方に聞くと寝る場所は熊本市水道局の会議室ということで、そのような状況で救援にあたっていただくことに頭が下がりました。感謝！

洗顔・歯磨きから始まり、食事（調理、食器洗い）、風呂、トイレと水は一日中、大量に消費していることを今回の地震で認識しました。口にする上水、トイレに流す水は全く別で、そうされた方も多いと思いますが、地震後の大雨が降った日には、トイレ用水確保のためにプラスチック製ゴミ箱をバケツ替わりして、雨水を集めたりもしました。また、最近の水洗トイレはデザイン指向でタンクレスの製品が増えていますが、断水のときは、タンク式の方が流れが良いことも確認できました。

話はそれますが、知人が、地震で家に住めなくなった友人を自分のマンションに避難させたそうです。そのマンションも地震でエレベーターも水道も使えない状態で、知人はSNSで調べるなどして必死にあちこちから生活用水（トイレ用）を確保して、バスタブに貯めていました。ところが、その友人はそれを手伝わず、知人が外に出たときにトイレを使って、バスタブの水をどんどん消費していたそうです。それに怒った知人が言った一言が次のとおりです。「働かざる者、糞すべからず」（尾籠な話ですみません）。

また、話がそれますが、その後その日のうちに近くの高校も水が出なくなりました。多数の人が避難し、大量のトイレ用水が必要であり、緊急的にプールの水を汲み出して使用したそうです。ただ、それについて、水が必要な避難者と想定していなかった学校側との間でやりとりもあったように聞いています。その高校は、熊本市から災害時の一時的な避難所には指定されていたそうですが、震災による避難が長引き、学校再開のために避難者の退去を求めたときに、避難者との軋轢もあったそうです（学校再

開の予定も伸びました)。災害の被害が大規模・長期間に及んだ場合、避難所にあてられた施設の通常業務との兼ね合いをどう調整するのかという問題があらわれたと言えるでしょう。

食料の確保について

幸い電気は通じており、冷蔵庫の食品はそのまま使えました。これは、助かりました。仮に冷蔵庫が使えないならば、食べられる物は限られてしまいます。とはいえ、震度7が2回来るといふ震災です。今後、水道、食料品他日用品供給など、どのように回復するか全く予想がつきません。近くのコンビニに買い出しに行きましたが、食品は全くありません（その後、ほとんどのコンビニは、閉店し、物資が届くまで1週間以上かかりました）。近くのドラッグストアに行きましたが、食品はなく、紙皿、ラップ、ビニール袋を買い足しました。皿にラップを敷いて、その上に料理を置けば、皿が汚れず、水洗いする必要がありません。その分、水を節約できます。

とにかく熊本市内の各店舗は、閉店しており市外に買い出しに行かねばなりません。ただ、道路、橋梁の破損により通行可能な道路が減っていることに加え、国道3号線は、県外からの救援物資輸送のトラック、県外への買い出しなどでこれまでになかった大渋滞となっていました。熊本市内から植木インターに行くのに何時間もかかる状態でした。そんな中、買い出しと入浴のために、山鹿市方面に向かうと同地では地震の被害を感じさせるものはほとんどなく、地震後の買い出しなどで商品の不足はありましたが、その他は普段どおりの生活が行われていました。ほんの数十キロメートルの差で、こんなに違うものかとそのギャップに驚きました。山鹿温泉で久しぶりに入る風呂に生き返りました。

仕事

仕事は、翌週18日（月）から、裁判等の期日の全てが変更され、新しい期日は追って指定とされました。真偽は確認していませんが、震度6以上の地震が起こったら、指定されている期日はすべて変更される扱いになっているそうです。

熊本地方裁判所は、地震直後、任意の避難所になり、人々を受け入れたそうです。関係者の人道的判断を賞賛したいと思います。

業務復帰後の地方裁判所は、屋内壁のヒビやエキ

スパンションジョイントの外れなど建物の被害も相当見受けられます。家庭裁判所も被害はありますが、幸いにも、数年前に耐震補強工事が終了していました。古い建物ですので、もし工事がされていなかったら、建物の被害ははるかに大きく、半壊か大規模半壊程度にはなっていたのではないかと思います。建物が使用できなければ、家庭裁判所は仮庁舎への移転など大変な作業が必要だったのではないのでしょうか。家裁の建物裏には、数十個の大型バケツが置いてあり、断水時、生活用水用に使われたものと思われます。また、待合室には震災後数カ月は、余震に備えて複数のヘルメット（「福岡地方裁判所」のテプラが貼ってあります）が備え置かれていました。

熊本県弁護士会は、地震発生1週間後の4月21日、災害対応の研修会を緊急に開催し、その後、無料電話相談を実施、避難所への出張相談など震災対応の体制を整え、被災者への対応に尽力しました。また、いわゆる自然災害の債務整理のガイドラインも制定後、今回初めて適用されることになりました。被災者へのガイドラインの説明、登録支援専門家への登録、震災ADRの開設運営など会員は被災した状況にもかかわらず支援活動を行いました。内輪のこととはいえ、会員各自がそれぞれ個人的な被害を受けながら、上記活動に尽力したことには、頭が下がります。

事務所スタッフ、弁護士もそれぞれ被災し、避難所に避難したり、家が損傷したりしました。ただ、幸いに大怪我などした者はいません。その他、経済的損害は様々ありますが。

よく言われることですが、震災を機に、日常生活の有難さを再認識しました。ただ、日が経つにつれ段々とそれも薄れてきます。震災後の様子を思い返しながら、災害に対する備えをしていかなければならないと思います。

個人的被災体験



清水谷洋樹

発災

平成28年熊本地震。4月14日（木）夜の前震、4月16日（土）未明の本震とも私は熊本市中央区の自宅で経験した。私の自宅付近の震度は前震が6弱、本震が6強だったようである。16日未明というのはほぼ「15日の深夜」であるから、二晩続けての大地震である。

前震に関しては、益城町や熊本市東部で被害が大きかったものの熊本市中心部の被害は限定的であった。自宅や事務所では、停電も断水もなかった。国道3号をはじめとする幹線道路の渋滞がひどかったものの事務所は通常どおり営業した。緊急車両の通行を優先するため、不要不急の移動は避けるべきとされたことから外部での打合せをキャンセルし、事務所で災害関係の本を読んで過ごした。

本震は前震と比べると比較にならない恐怖を覚えた。「6弱」と「6強」の違いがこれほど大きいものかと思った。就寝中に揺れに襲われた。長い時間揺れが続いたが、「死ぬときというのは、こうやって瓦礫に埋もれて死んでいくのだろうか」などと死を覚悟しながら揺られた。揺れが止まったところで活動を始めたものの停電しており身動きがとりづらい。寝室に倒れたガラスケースのガラスが散乱する中眼鏡を探し当てた。前震後の断続的な余震を受けて念のため枕元に置いていた懐中電灯が役に立った。水道を確認すると断水していた。建物が壊れるかというほどの揺れだったが、幸い自宅と事務所は結果的に軽微な損傷で済んだ。ブレーカーを落とし、家族とともに近所の小学校の体育館に避難した。停電は間もなく復旧した。



赤水交差点で交通整理する警視庁の警察官と送電線に電力を供給する四国電力の電源車

避難所での経験

体育館に到着したところ、既に他にも避難者が集まり始めていた。先に避難していた人々は靴のまま体育館の中に入り、そこにレジャーシートを敷いて横になっていた。先にいる人が土足であれば私たちも土足で入るほかない。その後強い雨が降り始めた。皆が土足だから体育館の床はすぐに泥だらけになった。誰もが「土足をやめよう」と思っただろう。誰かが声をあげれば皆がそれに従っただろう。でも自分が「誰か」になるのは勇気がいることだ。その「誰か」があらわれた。地域の消防団だった。消防団の指示に従いレジャーシートを一度畳み、皆で手分けして床を雑巾でふきあげた。体育館はあっという間にきれいになった。リーダーがあらわれ秩序が整えられていく様を目の当たりにした。ルールとか指導者といったものは、人々に望まれて発生することもあるのだろう。「ある原始社会においては、こういった経緯で指導者があらわれ、ルールが作られたのかもしれない」などと考えた。消防団と自治会のリーダーシップのもと、いろいろなルールが作られた。皆が安心して共同生活を営めるようになった。

断水していたため、トイレが大変だった。幸い当該小学校の横に水路があることから、消防団のポンプで大型のペールバケツに水を汲み上げてリヤカーで運び、バケツに移してトイレで使った。この作業にも多くの人数が必要だったが、皆がすすんで手伝いを行った。



阿蘇方面でのこの日の搜索を終え、基地に戻る岐阜県警・富山県警の車列

錯綜する情報

夜が明ける前、熊本市動植物園の猛獣が逃げ出したなどという情報がインターネット上で拡散し始めた。避難所でもこのデマを見て不安を訴える人がいた。そのサイトを見せてもらおうと、映り込んでいる車両が日本では走っていない車種であることが車オタクの私にはすぐに分かった。そこで、私の周囲の避難者に対しこの情報はデマであることを理由を添えて説明した。それによって、まわりの皆は胸をなで下ろしてくれた。

また「16日午前に試験通水が行われる」とか、「水道が復旧する」といった情報が流れ始めた。水道がそんなに早く復旧するはずがないと考え精査したところ、情報源は前震と本震の間に更新された自治体のWebサイトだった。つまり、前震による断水に対する情報であって、本震による断水に対する情報ではなかった。これについても、情報源の発信日時を添えてすぐに水道が復旧するとは考えられないことを説明した。

情報の信用性を精査し事実を客観的に判断していくという私たち弁護士の技術が災害という極限状況では有用であり、多くの被災者に安心を提供できることを確認した。

不足する物資

私のいた小学校には約700人が避難していた。明け方には700人分の朝食を準備しなければならない。自衛隊や行政は前震で大きな被害を受けた益城町の対応で手一杯なのだろう、私たちの避難所には何ら公的な支援がなかった。体育館に備蓄されている非常食だけではとても足りない。各自が自宅から米を持ち寄り、学校にあったベニヤ材や角材を燃料にして米を炊いた。水は避難者のひとりが知人づてに大型のタンクで200リッターほど準備した。また、SNSによる呼びかけを受けて不足する物資が少しずつ届けられるようになった。災害時において、SNSはデマ等の問題もあるが、個別に支援要請をおこなうツール、あるいは不足物資をマッチングするツールとしては非常に有用だと感じた。発災直後で、安否情報や物資が不足するという状況下では、SNSはデメリットよりメリットの方がはるかに大きいように思われた。

16日の昼過ぎには、避難者の多くが自らのつてをたよって野菜や日用品を調達し始めた。皆が競うよ

うに他の避難者のために汗をかいていた。それを見て、私も皆のために物資を用意したいと考えた。幸い私は趣味の車としてハイエースを持っている。妻子を長崎市の妻の実家へ届けた帰りに北部九州の弁護士に呼びかけて物資を集めることを考えた。

長崎へ

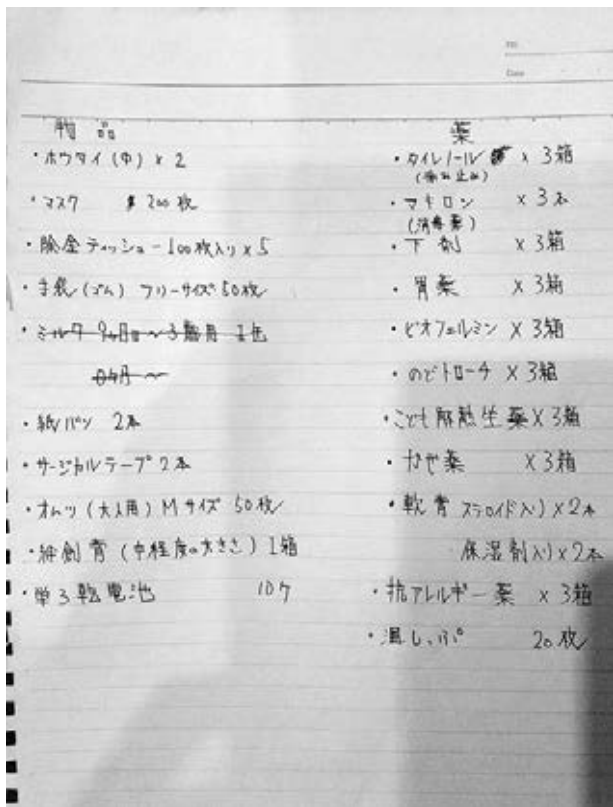
衛生的な水や食料を調達するのが困難な中、あるいは大きい余震が続く中生活するのは困難である。家族をすみやかに安全なところへ避難させる必要がある。先述のとおり物資も集めたい。ところが、地震によって道路が大きく損傷している。地震で橋が落ちたとか跨線橋が落ちたといった情報が錯綜していた。また渋滞もひどかった。安全に県外までたどりつける道路を探すため、情報を精査した。そのうえで、16日の夕方には家族とともに、妻の実家のある長崎市に向けて出発した。道路には段差があり、いろいろなものが散乱していた。最低地上高の高いハイエースは悪路を走るうえでも重宝した。

道中、九州自動車道の久留米付近を北上していたところ、対向車線を赤色灯を回しながら南下する数十台の緊急車両とすれ違った。暗くてよく見えなかったが、あれだけの数をそろえられるのは東京消防庁だろう。私たちのふるさとを守るために、遠くから多くの応援が来てくれたことに、うれしさと感謝から涙が出そうになった。熊本はこれから、しばらく困難に直面するが、きっと復興できるだろうと確信した。

九弁連の人脈と支援物資

前震以来ほとんど寝ていなかったのも、休み休み長崎へ向かった。長崎に到着したのは、17日の未明だった。蛇口をひねると水やお湯が出ることの有難さをいたく感じた。当たり前だと思っていたことの有難さを知った。風呂を浴びて仮眠をとったのち、熊本へ戻る準備を始めた。

ところで九州弁護士会連合会は強い結束が自慢である。私は九弁連理事会の同窓会メーリングリストや、九弁連委員会のメーリングリストで必要物資の提供を呼びかけた。長崎地裁前、佐賀の金立サービスエリア、福岡地裁、久留米インターで物資を拾うこと、何時頃通過すること、どのようなものを揃えてほしいということを指定して物資の提供をお願いした。それに多くの弁護士が応えてくれた。北部九



避難所より送信されてきた必要な物資の一覧

州各地の弁護士から衛生用品、米、700人分の味噌汁の具と味噌、水300リッター等々、ワイドボディのハイエースがいっぱいになるほどの物資をご提供いただいた。それぞれの弁護士が数万円から十数万円分くらいの物資を自腹で御提供くださった。九弁護士の結束を誇りに思った。17日夕方に避難所に到着した。物資を待ちわびた人々が、車を囲み拍手で迎えてくれた。満載になった物資を見て、皆が「どのどなたが、こんなに提供してくださったんですか」と、提供して下さった方に思いをはせていた。支援物資の提供は、物を通じて心を表現することなのだった。



支援物資でいっぱいになったハイエース

阿蘇へ水を運ぶ

18日（月）以降も弁護士の本業を行える状況ではなかった。熊本県内の裁判期日もまとめて取り消された。弁護士業務の行いようもないため、事務所を3日間臨時休業にして引き続きハイエースのハンドルを握った。まずは、炊飯の燃料となる炭やカセットボンベを大量に買い込んで避難所に運んだ。熊本県内や久留米、福岡方面では品切れが多かったので、大牟田、佐賀方面へ買い出しに行った。また、農業用の大型のポリタンクを買い足して水を運ぶことにした。300リッターのタンクを2つと、200リッターのタンクを1つハイエースに積んだ。阿蘇方面についてのある弁護士の紹介で、阿蘇市赤水の保育園に水を800リッター持って行くことになった。保育園であることには理由がある。当該保育園は断水がネックで再開できずにいた。保育園が再開しなければ大人の手が空かないため、復旧作業に支障が出る。そこで保育園へ水を運んだ次第である。



阿蘇市の保育園でポリタンクから水を下ろす

感謝

県外からの応援も日に日に大きくなっていった。私の事務所や、自宅の応急危険度判定を行ってくれたのは、北海道庁の職員だったし、近所では大阪府警や福島県警のパトロールカーが警らにあたっていた。避難所には、名古屋市の職員が来てくれた。阿蘇方面では、四国電力の電源車を見かけたし、信号が停電した交差点で警視庁の警察官が交通整理を行っていた。

全国各地から応援に来てくれたが、とりわけ関西からの応援が多かった印象である。地理的な近さに加え、阪神淡路大震災の記憶があるからだろう。

この県外からの応援に対する感謝を、次の被災地に「御恩送り」することで返していきたいと思った。

つかの間の休息

18日夕方、行きつけの割烹からご飯を食べに来るよう電話があった。その地域は、太い水道管が近いからか断水しなかったという。16日未明に本震が来て以来、初めてまともなご飯を食べた。それまで、睡眠時間は前震以来あわせて数時間という状態だった。まともなご飯を食べてほっとしたのか、疲れがどっと襲ってきて、久しぶりにたっぷり眠った。

夜への恐怖心

日が傾き始めると、心細さとか、夜への恐怖感が訪れる。前震も本震も夜に起こったので夜が怖い。これは、熊本地震で被災した多くの人の感覚である。恐怖感を紛らわすために、日が暮れた頃に避難所に顔を出した。ご近所さんや、避難所で面識ができた知人たちの顔がたくさんあってほっとした。ニュースで、避難所にいる人は、昼よりも夜のほうが多いという趣旨のことが報じられていたが、そのような心理から夜を避難所で過ごす人が多かったからだろう。

強い余震が長く続いたことが、熊本地震の特徴だった。熊本市中央区では、前震・本震の後も、震度4や震度5程度の余震は数え切れないほど頻繁にあった。震度5に慣れっこになってしまうほどだった。そのような状況下で感じる余震の怖さは、揺れ自体というより、音に対して感じる怖さであった。震度3とか震度4くらいの小さな揺れでも、建物の中にいると「ドーン」とか「ゴーツ」という音が地面伝いに聞こえてくる。この音が恐怖感をあおる。それを恐れる人たちが車中泊をして過ごした。車中だと、タイヤを挟んでいるため音が聞こえないのだ。私も音が怖いために何日か車中泊した。

弁護士会の研修

4月21日（木）には、弁護士会主催で震災関連の研修があった。仙台や広島から講師の先生がお越しくださいました。当時、およそ280名いた熊本県弁護士会員のうちおよそ200名が参加した。急な開催にもかかわらず、多くの弁護士が集まったのを見て、同志たちの弁護士魂の熱さを感じた。

経済活動への影響

地震で心配されたのは、経済活動が停滞することである。熊本は夜の経済規模が大きい街だが、地震後は人通りが激減した。また、都市ガスの復旧が4月25日頃までずれ込んだ関係で、飲食店は営業しようにもできないところも多かったという。観光業も大変だった。宿泊施設やタクシー業界は工事関係者や損害保険関係者等の需要で忙しかったようだが、土産物業者等は大変だったと聞いている。

そのような中、地元の間が率先して夜の街にお金を落とさなければならない。そのような使命感をもって毎晩歓楽街へ酒を飲みに行った。ただし、その経済波及効果は不明である。

梅雨の頃まで、飲食店の経営状況は本当に大変だったようだが、それ以降は復興需要で景気が上向き賑わいを取り戻したようである。ただし、それは熊本市内だけのようであり、益城方面の経済状況は厳しかったと聞いている。

震災対応の段階的ステージ

被災して知ったが、震災の対応には段階的なステージがある。発災から時間が経つにつれて、状況や求められるものが少しずつ段階を追って変化していくのだ。

発災直後は、正確な情報もなく物資も不足するなかで、まずは身の回りの安全を確保し次に水や食料を確保することを要求される。数日経って情報が少しずつ入ってくるようになり、また食料が届くようになると復旧に向けて活動を行うことになる。さらに、数日から数週間が経ち、道路や水道などのインフラが不十分ながらも回復し、日常生活を送れる程度に身の回りの復旧ができた段階で、ようやく弁護士でなければできない対応を行っていくことになる。

弁護士として

私の場合は、弁護士として国会議員への要請活動、自然災害債務整理ガイドラインへの対応、グループ補助金への対応が主たる活動分野になった。そのうち、議員要請やガイドラインについては、他の弁護士の原稿に譲ったうえでグループ補助金について若干だけ言及したい。

グループ補助金の申請では、文献や前例の乏しい中、法令の要件を意識しながら申請書を書き上げることが要求される。これこそ私たち弁護士のスキル

を活かせる分野だと私は理解した。この申請手続には弁護士のほかにも税理士、行政書士、自称コンサルタント等が関わろうとするものと予想された。グループ補助金の申請を代行する他業種の中には、法外な報酬を請求する者もいるという話を耳にした。したがって、弁護士が適正な報酬でグループ補助金の申請を受任し、補助金の受給に繋げていくことは被災者のためになると考えた。私は、グループ補助金制度について公的研修に出席する等して情報収集に努め、会内研修を通じて熊本県弁護士会員に還元した。ところが残念ながら、現実には弁護士がグループ補助金の申請に関わるケースは極めて限定的だった。グループ補助金は、事業者を対象とするものであるところ、他業種と比べて日頃からの事業者への浸透の程度や営業力において劣っていることがこのような結果に至ったものと分析している。この敗因を分析することは、今後弁護士の業務対策について検討するにあたって有用と考える。

振り返ってみて

震災に遭遇して、いろいろな経験をし、いろいろな感情を持った。

弁護士という資格自体の意味について感じたことも多くある。まずは、弁護士という資格は無力であると感じた。弁護士という資格は食べ物や物資を生み出したり、集めたり、運んだり、保管したりできる資格ではないからだ。次に、弁護士のスキルの有用さを感じる場面もあった。事実の確認、制度整備の後押し、二重ローン問題の対応等々。弁護士でなければ解決できない問題も多くある。そのような問題について、熊本の弁護士は熱心に取り組んだ。そのことを誇りに思う。

弁護士として震災問題に取り組んで気づいた問題も多くある。被災者救済にかかる諸々の制度の問題については他の論稿に譲ることにし、知的労働たる弁護士の法的サービスの提供のあり方についてだけ述べておきたい。緊急時において、弁護士または弁護士会が手弁当で法的サービスを提供することはやむを得まい。しかし、緊急時を脱した後もなお行政・自治体等が弁護士を無料で使おうとしたり、安く使おうとするケースが散見された。なかには、他の資格者に対しては相応の費用を払いながら、弁護士に対しては費用を出さないという行政や自治体もみられた。弁護士の提供するサービスが無形だからだろ

うか。

自然災害債務整理ガイドラインの運用についても、各弁護士に支払われる単価が著しく低廉であることも問題だと感じた。また、ガイドラインの運用にあたっては、熊本県弁護士会事務局やガイドライン運営プロジェクトチームが果たした役割が非常に大きかったが、全銀協から弁護士会事務局やプロジェクトチームに対して費用を支払う手立てはなく、弁護士会の自己負担だった。経済的手当がないのでは、継続的な被災者支援は困難である。

災害は起きて欲しくないが、必ず起きるものである。今回の経験を通じて、将来の災害対応がより充実するよう、今後も引き続き議論していきたい。

益城町での避難生活



福永紗織

はじめに

私の実家は、益城町安永という熊本地震で大きな被害を受けた地域にあります。県道28号線に沿うように南に秋津川が流れています。益城町の被害は、特に県道28号線の南側が大きく、私の実家も県道28号線の南側にあるのですが、県道28号線から実家まで下りていく坂道沿いにある家はほとんど全て崩れていました。私の実家周辺から平地になっており実家を含め平地にある家はほとんど倒壊を免れました。

4月14日以降、益城町が全国ニュースで大きく取り上げられ、このような形で益城町が有名になったことに複雑な思いを抱きました。

4月14日

4月14日午後9時26分、私は熊本市内にある元ボス弁の事務所で行われた勉強会を終え、元ボス弁と玄関口で話をしていました。私は、翌15日に婚姻届を出す予定にしており、明日婚姻届を出すことなど、たわいも無い会話をしていました。そのとき地震が起きました。

地震が収まった後、まさか震源地が自分の町だとは思わず、元ボス弁に、「ここでこんなに大きな地震なので震源地はすごいことになっているかもしれませんね」と話して帰ったのでした。

4月15日

実家まで行く道で、道路が割れ、倒壊しかけている家を見ると、悲しくなりました。実家の中は、色んな物が倒れて散らかっていましたが、家族で片付けました。翌年の4月15日に結婚式をすると決まっていた関係で、被害の少なかった熊本市で婚姻届を出そうと、父に駐車場で懐中電灯を照らして証人欄に署名をしてもらいましたが、コンビニで戸籍をとるシステムが作動しておらず、結局その日は婚姻届を出せませんでした。

九州電力の大きな車が益城町のいたるところで活動しており、14日中には停電が解消しました。余震がありましたので、実家で寝泊まりするのは危ない

と私は夫の実家に、母と弟は車中泊をしましたが、父は実家で寝ると言ってききませんでした。ただ、家の中も大方片付き、停電も回復しましたし、まさかその夜に再び大きな地震が来るとは予想もしていませんでした。

4月16日

4月16日の地震は本当に凄まじいものでした。これは大変な事態だと誰もが思ったと思います。父に安否を尋ねると、家が潰れたとメールが来ました。実際は、実家は倒壊していなかったのですが、凄まじい揺れの中、家から外に出て車内で避難していた父は、真っ暗な中で、まわりの家が倒壊する音を聞き、自分の家も倒壊したと思い込んだのだと思います。

その日、実家に行こうとすると、県道28号線から私の実家まで下る坂道は、交差点入り口を1階部分が潰れたアパートが道路の3分の1くらいを塞いでいて、少し進むと倒壊した家の屋根が完全に道を塞いでいて、車で通ることができませんでした。戦争で爆弾が落ちたかのような景色でした。

実家は倒壊しておらず安心しましたが、電柱が倒れてきそうになっていました。地盤が下がってマンホールだけ浮いたような感じになっていました。

熊本市内は地震直後、食事でも大変だったようですが、益城町は14日から大きな被災をしたため、益城町役場や避難所に行けば炊き出しや物資がありました。水は近所の方が井戸水を分けてくれました。数日は車中泊をしましたが、私の家族は自宅近くの保育園の駐車場にテントを張ってしばらく生活しました。

まとめ

私は、水を近所の人に分けていただきましたし、熊本は地下水が豊富で、車があれば水を汲みに行くことができます。また、温泉も割とたくさんあるので、車があれば、入りに行くことができます。幸い家族や家に大きな被害がなかったため、そういった意味では恵まれた避難生活をしました。

平成28年熊本地震における 熊本県弁護士会の被災者支援活動(概観)



吉田賢一

熊本地震概況

平成28年4月14日午後9時26分頃、震度7(M6.5)〔前震〕及び同月16日午前1時25分頃、震度7(M7.3)〔本震〕を観測する地震が熊本県を襲った。

この地震は、活断層型の地震で、4月14日の地震が日奈久断層帯、16日の地震が布田川断層帯で発生した連動型の地震である。

弁護士会としての被災者支援活動

1. 復興の目的

被災者ができるだけ早期に、可能な限り震災前のように、持続可能な生活を取り戻すこと（非日常から日常へ）。

2. 被災者支援の目的

上記復興の目的を支援すること。被災者が自立できるようにするために必要な支援をすることが重要。地域の暮らしが持続可能な形でインフラの復旧はその条件に過ぎない。

3. 弁護士・弁護士会の役割

被災者一人ひとりが生活再建できるように支援すること。

4. 弁護士会・弁護士の支援活動

①被災者への情報提供 ②法律相談（電話相談・出張相談）③法的紛争の解決（ADRや個別事件を受任しての対応）④政策提言・立法提言 ⑤復興まちづくりへの支援

5. 熊本県弁護士会の地震対応へのコンセプト

【迅速に、柔軟に、そして力強く。但し、「でけたしこ」】

(1) 中長期的視野の必要性

マンパワーの不足による限界認識を忘れないことが肝要である。軽々に要望を安請け合いすると、要望に添えず却って不信感を招くうえ、自らも被災者の弁護士自体が疲弊する可能性が高い。冷静に中長期的視野を持って臨む必要がある。

(2) メンタルヘルスの重要性

発災当初は一種高揚感もあるが、震災対応は膨大な情報の処理や震災業務であり多くのエネルギーを要する。そのため、無理を重ねると弁護士個人も心身に変調を来し、家族や仕事へも重大な影響が及ぶ。

市民に対する情報提供

1. 熊本県弁護士会災害対策ニュース<災害Q & A>

第1号（平成28年4月21日、被災者相談一般）、第2号（平成28年5月17日、特集「貸借関係」）、第3号（平成28年7月1日、特集「自然災害ガイドライン」）（以上、各3万部印刷）、第4号（平成28年9月20日、特集「震災ADR」）（1万部印刷）

本震発生から5日後の4月21日、熊弁ニュース第1号を発行。岩手弁護士会等が発行したニュースをもとに、これまでの自然災害による初期相談で多かった項目を抽出し、分かり易い体裁にしてA3版の2枚で作成した。

内容は、り災証明、災害弔慰金、被災者生活再建支援制度等の公的支援制度、自然災害による被災者のための債務整理に関するガイドライン、地震保険関係等である。

→時宜に適った情報をコンパクトに提供していく。

災害発生時には、自治体は避難場所の確保や物資の配給等の被災者の救助に手を取られ、末端の被災者には各種支援制度等の有益な情報が伝わらない。そのため、自治体に代わり、あるいは自治体をサポートし、被災者への情報提供を行う必要がある。また、Webでの掲載に加え、ネット環境にない高齢者等に情報が届かない可能性を考え、紙媒体でも「熊弁災害対策ニュース」として3万部を印刷した。とはいえ、これを熊本県弁護士会の会員（当時263人）で熊本県下全ての被災者に届けることは困難である。そこで、2万部は地域包括センターを通じ、1万部はボランティアセンターに対し各避難所への配布を

依頼した。熊本市では、熊弁ニュース第1号を熊本市の費用負担で3万部印刷し、各被災者へ配布した。→資料配布は、到達率を考え、行政等と連携する必要がある。

2. Webページ

「熊本地震特設ページ」開設（Twitterやfacebookで情報発信）

3. テレビCM

- 平成28年6月～電話相談にスポット
- 平成28年9月～震災無料相談にスポット

4. 新聞

熊本日日新聞「地震の法律相談」欄に熊本県弁護士会の会員が災害関連相談Q&Aを連載した（平成28年6月28日掲載開始、週1回）

法律相談

1. 電話相談

熊本県弁護士会の110番回線（電話相談用に開設・保有しているもの）を利用して、平成28年4月25日から、2回線に対応開始した。時間帯は、午前10時から午後4時まで。電話開設当初は、受話器を置けばすぐに次の電話がかかる状態が延々と続く状況であった。

4月28日からは、フリーダイヤル3回線を追加し、計5回線に増やして対応していたが、それでも対応能力を超えた。そのため、7回線に増設し、5月13日からは、電話の一部を東京三会、大阪、福岡の協力により対応した（自動転送による電話相談態勢）

受電件数 7,631件

（平成28年4月25日～平成29年4月13日）

熊本（平成28年4月25日から）	3,620件
東京（平成28年5月13日から9月まで）	3,035件
福岡（平成28年5月13日から7月まで）	490件
大阪（平成28年5月13日から7月まで）	486件

※熊本県弁護士会では、平成28年10月以降1回線にし、現在も継続中（平日午後1時～午後4時まで）

2. 面談相談

(1) 法律相談センター

平成28年4月25日から開始。出張・派遣相談は、最も被害が深刻な益城町の平成28年5月7日から

開始した。

平成29年1月には、熊本県弁護士会益城町法律相談センターを設置（26日益城町役場にて協定書調印式、27日稼働開始）し、毎週火曜日・金曜日実施した。

(2) 避難所などの出張相談について

アウトリーチ（現場出張型）することの意義・重要性、災害弱者の救済。

【課題】

①場所の確保

役場、避難所、公民館等。ちなみに熊本では、相談場所やプライバシー確保に備え、法テラスから移動相談車両（法テラス号）の提供を受けた。

②行政等との連携

避難所である体育館等の管理は、自治体から指定管理業者への委託も多く、業者との連絡も必要。

③相談時における相談者のプライバシーの確保

④隣接士業との役割分担

⑤熊本県弁護士会としての派遣相談のルール作り

自治体からの派遣依頼は了解、NPO等からの依頼は個人で対応することにした。

⑥被災者の司法アクセスへの障害除去

予約不要化、無料法律相談、自己の悩みを法律問題にカテゴライズできない被災者のために、法律相談の名称ではなく、「なんでも相談」の名称にする等々の工夫をした。

⑦広報の方法

熊本県弁護士会HPへの掲載、NHKをはじめ各マスコミへのPR協力依頼、自治体を通じての広報、テレビCMを通じた広報等の対策を取った。

(3) 各自治体への相談アクセス

地震発生直後から出張相談への対応を検討し、熊本県内全自治体への相談支援の要否照会の外、関係委員会担当で弁護士会の災害対策ニュースを直接持参して現地（地域包括や社協等を含む）を訪問し、各地のニーズ把握に努めた。

その結果、平成28年5月7日益城町の避難所での相談会から開始し、阿蘇市、熊本市等から随時出張相談の要請を受け、各地に弁護士を派遣し、相談対応にあたった。このうち、益城町、西原村、南阿蘇村、大津町への出張相談は、一時定期相談化した。

出張相談は、一般相談の外、住宅ローン等の減

免制度に関する相談会、中小企業向け相談会、消費者相談会等にも弁護士を派遣。

平成28年11月以降は、避難所の閉鎖により避難所での相談は減少。相談場所の重心を仮設住宅へ移行予定。

→面談相談件数：4,854件（平成29年7月31日まで）

※熊本地震における無料法律相談（平成28年4月25日～平成29年4月13日までの分）のデータ分析は日弁連に委託し、その第3次分析結果が、日弁連ホームページ

(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/activity/data/kumamoto_bunseki_2.pdf - 2MB 2017/01/06) に掲載されている。

相談類型：不動産賃貸借（借家関係）、工作物責任・相隣関係、公的支援・行政認定、住宅・車のローン関係が多く、全体の約8割を占める。

法テラスとの連携・協力

1. 電話相談

熊本県弁護士会と法テラス間で、当面1日2回線分を情報提供用とする協定を締結した。

2. 面談相談

通常の扶助相談では避難所等で被災者に対し資力を確認することへの抵抗感から、当初は資力を問わないニーズ調査による法律相談を利用した。

3. 総合法律支援法の一部改正

平成28年7月1日から熊本地震への適用により、「資力を問わない震災関連」の扶助相談を開始した。なお、制度上、適用期限は平成29年4月13日までである（延長なし）。

各自治体の首長及び法テラス熊本には、避難場所等を扶助相談場所として指定されるよう要望した。

4. 移動相談車両（法テラス号）

法テラスに依頼し、平成28年6月熊本へ導入。

平成28年7月から稼働開始。避難所等（益城町、西原村、大津町、南阿蘇村等）で活用。



平成28年6月に熊本へ導入された法テラス号。車体には「がんばるモン！熊本」の文字が

5. 法律相談票

法律相談で作成した「法律相談票」は法テラスとも共有した。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（被災者ローン減免制度）

1. 概要

平成27年12月策定され、平成28年4月1日から運用開始。熊本地震への適用が第1号となった。

災害救助法の適用を受けた自然災害が対象で、その災害の影響により、住宅ローン等にかかる借入金の返済や、生活再建資金の調達が困難となった個人債務者の再建支援のための制度である。

金融機関の着手同意の下、弁護士等の中立公正な登録支援専門家の手続支援を受けながら、また法的倒産手続によらず、特定調停を利用して債権者と債務者の合意に基づき、円滑且つ迅速に債務整理を行うための制度。これを利用すると、所定の要件を満たせば、一定の財産を手元に残したまま、債務の減免や分割返済が可能となる（ADRと特定調停の連動）。

2. 制度の特徴

- (1)登録支援専門家による手続支援を無料で受けることができる。
- (2)現預貯金上限500万円、生活再建支援金、災害弔慰金等を手元に残せる。
- (3)(GLが成功すれば) 信用情報機関へ登録されない。
- (4)原則として保証人に対する責任追及がされないなど、破産や個人再生手続に比べ、より債務者の保護が図られている。

3. 運用状況（平成30年9月21日現在）

登録支援専門家弁護士数159人

受付件数726件

取下件数311件

成立件数（債務者数270件、債権者数609件）

- (1)広報や運用等の対策のためPTを組織化し、全銀協や各種金融機関、裁判所等と精力的に協議している。
- (2)日本学生支援機構や熊本県育英資金（奨学金）については、当初GLの利用に難色が示されていたが、その利用に向けた各機関の交渉や、熊本県については県議会への働きかけ等により、平成29年6月の条例や内規の改正にてGLへの参加が可能となった。熊本県育英資金へは、平成29年7月6日から適用されている。

震災ADR（裁判外紛争解決手続：Alternative Dispute Resolution）

1. 震災ADRの必要性

紛争解決方法として、国民性や時間と費用がかかるなどの理由から裁判には抵抗がある。この状況で法律の専門家である弁護士がその知識と経験を活かし、早期且つ柔軟に紛争解決する裁判外の制度としての意義を有する。とりわけ震災関係では、近隣間の紛争が多く予想され、その後の人間関係を考えると、なお一層裁判手続より弁護士会の震災ADRが相応しい。

2. 平成28年5月26日設置

- ・場所：熊本県弁護士会館及び熊本県弁護士会法律相談センター
- ・制度利用促進のため、弁護士による申立サポートや申込手数料を無料とし、成立手数料は30%程度減額可能とした。
- ・申立件数126件、成立件数等の詳細は別稿に譲る。
- ・申立の内容

建物賃貸借関係	50件
相隣関係・損害賠償	42件
地震保険・補助金関係	5件
リフォーム関係	13件
マンション管理組合	5件
その他	11件

3. 平成28年8月26日～8月27日

熊本大学・仙台弁護士会と実務型研修、シンポジウム開催

被災マンション法の適用

地震などの大規模な災害で、分譲マンションが倒壊するなどの重大な損害を受けた場合について、特別の措置を定めた「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」（被災マンション法）が平成7年の阪神大震災を機に制定された。

熊本地震による被災マンションが集中する熊本市では、約300棟のマンションが被災。全壊は19棟、大規模半壊は24棟であった。

そこで、平成28年熊本地震の被災地に被災マンション法の適用を求める要望書（平成28年9月14日、日弁連と熊本県弁護士会との連名）を提出。政令指定により、平成28年10月5日から熊本地震に被災マンション法が適用された。

損壊によって建物の経済的な価値が全て失われた「全部滅失」や半分以上失われた「大規模一部滅失」の場合、民法等で再建や取り壊し、敷地売却には所有者全員の同意が必要であるが、被災マンション法の適用により、「建物・敷地の売却」には区分所有者の人数＋専有面積に応じた議決権＋敷地利用権の持分の8割以上の同意で、「解体」には区分所有者の人数＋専有面積に応じた議決権の5分の4以上の同意で可能となった。但し、これらに関する適用期限は、政令の施行日から1年以内で、熊本地震の場合は平成30年10月4日まで。

なお、熊本市は公費解体には、民法に基づき区分所有者全員の同意がなければ申請を受付けない方針。※「被災借地借家法」の熊本地震への適用はなし。

弁護士会と自治体との連携について

1. 自治体との連携の必要性

復興の実施主体は自治体。弁護士会は民間と官との調整者的立場。復興支援制度の運用の問題から、被災者の生活再建が進まない場合などには、自治体と協議するなどして、運用を改善してもらう。

（例）①生活保護における義援金等の収入認定の問題 ②仮設住宅入居条件と建物解体に関する県への要請 ③り災証明被害認定運用に関する要請 ④震災関連死の認定について、各自治体へ関連死の申請を認めず却下した場合には詳細な理由を遺族に通知するよう求める要

望等。

2. 自治体との連携の有用性

(1) 自治体から見た有用性

復興事業を実施するうえで生じる各種法的問題について、弁護士会と連携することで円滑に事業を進めることができる。

(例) 仮設住宅から恒久住宅に移転する過程で生じる相談業務等

(2) 弁護士会から見た有用性

- ① 弁護士会から被災者への情報提供や相談会を自治体に案内してもらう。
- ② 自治体の被災者向け説明会と各種相談会の実施等。

3. その他立法要請等

- (1) 弁護士会は情報共有等を含め地元市町村や県等の行政と上手く連携する。
- (2) 個別問題→社会問題→政治問題（制度の限界を超えるところに政治が発現する）。制度の運用や制度の改正についての意見等は国へ。

必ずしも自治体との連携によるものではないが、義援金の差押禁止等につき地元選出国會議員への立法要請、熊本地震に被災マンション法の適用を求める要望等

4. 熊本市との意見交換会(平成28年7月11日～) (不定期)

【テーマ】

- (1) 地震後に発生した、道路上における大型車等の運行に起因する住宅の振動について
- (2) 被災者生活再建支援法の改正について（市からの法改正等に関する要望）
- (3) 解体等の契約において、民間業者から「今、～円を払えば急いでやるよ」と言われ、個人が業者に支払ったが、その後業者と連絡が取れなくなった。
- (4) みなし仮設入居に際して、「敷金、礼金をまず払ってくれ」と言われ、個人が業者に支払った。
- (5) 災害弔慰金支給申請に対する不支給決定の理由付記について
- (6) 仮設住宅での孤独死について

5. 法律相談態勢

(1) 平時における協力態勢

各自治体と、緊急時の連絡先の確認を行う。できれば、法律相談態勢についても事前協議しておく。

(2) 災害発生時

① 受け入れ態勢の告知

弁護士会（災害対策本部）は、災害発生後できるだけ早く自治体に受け入れ態勢や連絡先を知らせる。

熊本の場合、上記「法律相談の2. (3)各自治体への相談アクセス」のとおり、弁護士会から積極的に各自治体へアプローチした。なお、照会に対する自治体からの回答書の中には、深刻な被害が予想されるにも拘わらず、「うちには法律相談の必要はない」との回答があったため、弁護士会から直接役場・避難所等へ押しかけた。弁護士による法律相談への理解の欠如か理由不明だが、水際で拒否される懸念から、特に現場の職員の理解不可欠である。

② 自治体から法律相談の実施要請を受けた場合

迅速に、派遣相談員の決定、相談場所・時間の決定、相談料の有無や日当の決定、相談票の管理方法（なお、熊本会では、相談票は一括して弁護士会が管理し、データ分析のため日弁連に送付し、且つ扶助相談等では法テラスへも送付）等について決定する。

③ 相談員の確保等

相談日時、場所等の相談需要に応じ、「伝助」（スケジュール管理）を利用。電話相談では、九弁連、日弁連にも応援を要請した。

④ 相談場所の確保

自治体の要望を優先する。必ずしも個室であることを要しない。やむを得ない場合には、廊下や玄関等でも、机と椅子があれば、相談可能と考えるべきである。但し、衝立等相談者のプライバシーには配慮を要する。

6. 熊本県の地域支え合いセンターアドバイザー 派遣事業

本事業は、市町村地域支え合いセンターの相談員に対し、専門家がアドバイスをし、市町村センターの活動を支援することが目的。

弁護士には、地域支え合いセンター支援事務所が対応できない生活支援相談員への助言やケーススタディのような場で法的アドバイスを提供することが期待されている。

熊本県弁護士会としての広報活動



板井俊介

広報活動の重要性

熊本地震の発生後、当時の執行部（吉田賢一会長下の副会長）の一員であった私は、前震の翌日である平成28年4月15日当時、日弁連理事会のために東京出張中であった吉田賢一会長に代わり、山野史寛副会長と話し合っ、災害対策本部を招集することを決めました。

ただ、それまで熊本県弁護士会として、災害対策本部を立ち上げたことがなく、全く初めての招集でした。もちろん、各委員の役割分担もはっきりしていない状態でしたが、私は平成28年弁護士会執行部において、マスコミ担当副会長の立場にあったことから、熊本地震関連の広報全般を担うこととなりました。

熊本地震のような大規模な自然災害の場合、電気・水道・ガスといったライフラインが停止するため、テレビ、ラジオのほか、個人が保有しているスマートフォンも貴重な情報源になります。

一方で、比較的若い世代の方はスマートフォンを持っておられますが、ご高齢の方まで全てフォローしきれませんので、できる限りテレビ、ラジオ、スマートフォンを通じたSNSの利用やその他紙媒体（熊弁ニュース）の配布にも力を入れました。

以下、地震発生直後から順を追って、広報活動を振り返ってみたいと思います。

地震発生直後～熊本県弁護士会ニュースを即時発行～

1. 熊本県弁護士会（くま弁）ニュース第1号の発行

平成28年4月14日、同月16日の地震発生直後、電気・水道・ガスのライフラインが失われ、それぞれの日常生活すら困難になって大混乱に陥りました。テレビ等も見られず情報がな中で、多くの市民が不安に襲われることになりました。

そういった中で、本震から5日後の4月21日、日弁連災害復興支援委員会や直近の広島豪雨災害に際し、現地広島において活躍された広島弁護士会の会員が熊本を訪問され、今後の活動の方針について重



地震で倒壊した事務所の本棚

要な勧告をいただきました。その中で、真っ先に取り組むべきものとして、情報に乏しい一般市民の方々に対して、「弁護士会ニュース」を発行することを指摘されました。

これを受け、広島会の会員から提供を受けたデータを基に熊本地震（本震）から僅か5日後の平成28年4月21日付で発行されたのが、熊本県弁護士会ニュース第1号です（資料編に現物が掲載されていますのでご参照ください）。

熊本県弁護士会ニュース第1号では、り災証明書の取得や写真を撮った方が良いこと、被災者生活再建支援制度や社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付制度など、「支援制度関係」を第1に掲げました。住宅ローンや税金の支払いの応急対応の「支払関係」、生命保険、火災保険の適用についての「保険・共済問題」、銀行の預金通帳や不動産の権利証を紛失した場合の対処などの「紛失物関係」、失業や給与未払いに関する「収入関係」、その他各種の情報も掲載しました。

この弁護士会ニュースは評判がよく、速やかに発行できたことは、非常によかったと感じています。

2. 配布・公開の工夫

(1) SNSを利用した交付

若い世代から中年世代に対しては、弁護士会ホームページやFacebookなどで情報を届けます。これ

は現代では、もはや必須だと思います。

(2)紙面での配布

(地域包括支援センター、ボランティアの方)

SNS情報が届かないお年寄りや、障害者の方々には紙媒体も必要です。また、長期間の停電にさらされると、当然スマートフォンの利用もできなくなります。このために、くま弁ニュースを3万部刷りました。

ところが、ニュースが必要な方々に実際に届けるのは非常に大変です。そこで考えたのが、介護保険事業所(地域包括支援センター)にニュースを持って行き、要介護者の方には、介護士の方がご自宅まで持って行ってくださいました。そのルートで2万部行き渡っています。これで高齢者の方のところにも届きます。

残る1万部は、避難所生活の方々に配布するがいいだろうと考えました。

しかし、実際に避難所に行って行って、取り仕切っている自治体職員の方にお渡ししても、余りにも忙しいため、うまく行き渡りません。そのため、ボランティアの皆さんに協力を仰ぎました。

具体的には、街中にあるボランティアセンターに持って行って、ボランティアの方々が各避難所に行くときに持って行ってくださいとお願いしました。このやり方も全国の先生方に参考にさせていただけるのではないかと思います。

3. くま弁ニュース第2号(2016年5月)

大好評であった熊弁ニュース第1号に続き、当時、最前線のトピックであった「り災証明書を取得する際のコツ」、「生活再建支援制度の案内」、「電話販売、訪問販売被害に関する注意喚起」、「避難所での性被害に関する相談電話案内」、「アパート賃貸借契約に関するQ&A」を掲載しました。

特に、「アパート賃貸借契約に関するQ&A」は、多くの被災者の方に関連するトピックであり、電話法律相談でも相談内容の1位を占める内容でした。その意味では、電話相談の内容を踏まえて、被災者の皆さまの興味関心に沿った記事を編集すべきかと思っています。そのことにより、電話相談の負担も若干減るのではないかと思います。

4. くま弁ニュース第3号(2016年7月)

続いて、くま弁ニュース第3号は、当時運用が始

まったばかりであった「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(いわゆる「災害ガイドライン」)特集を組みました。

大規模災害後は、地域再建の名目下、建物の公費解体後、建物新築という大きな流れができます。そうすると、住宅メーカーや地方銀行がテレビCMを組んで、住宅展示場での展示相談会を大々的に広報します。そこにセットで、「二重ローンを回避するため」の災害ガイドラインの相談会のブースも設置されました。

このようなテレビCMの状況もあり、被災者の間では、「容易に住宅ローンが棒引きになる」というような噂も広まります。しかしながら、実際には災害ガイドラインには多くの要件があり、必ずしもガイドラインの適用がある方ばかりではありません。こういったことから、災害ガイドラインの内容について、大まかであっても的確に説明をする媒体は是非とも必要でした。

そこで、災害ガイドラインの運用が開始され、その後も多くの利用が見込まれる地震後3カ月を経過した2016年7月の時点で、災害ガイドラインを特集したニュースを発行したものです。

災害ガイドラインの現場の現実として、私ども弁護士が「登録支援専門家」として、被災者と直接面談して必要書類を集めます(いわば、個人の破産手続の申立人代理人の仕事を、さらに大変にしたようなものです)。ところが、実際には、収入用件(年収730万円以下)を満たさない方や、震災前からの滞納がある方も多く、その説明に非常に苦勞することになるでしょう。

災害ガイドラインの内容を的確に説明するニュースは、少なからず「登録支援専門家」として苦勞を軽減させてくれるでしょう。

5. くま弁ニュース第4号(2016年9月)

電話法律相談も落ち着きはじめ、災害ガイドラインの運用も軌道に乗り始めた2016年9月ごろ、震災ADRを特集するくま弁ニュース第4号を発行しました。

震災ADRとは、熊本地震に関連する紛争について、裁判所ではなく弁護士会が解決をあっせんする制度です(Alternative Dispute Resolution)。弁護士が中立の立場で和解のあっせん人となるもので、①申立手数料を無料化 ②成立手数料の減額制度あり ③

申立方法の簡素化を図った点に特徴があります。

震災直後は、被災者の皆さまは精神的に疲弊し、様々な問題の解決の見通し・目途もつかないまま、心の中に負担を抱えたままでの生活を余儀なくされます。そのような状態で、弁護士に依頼して紛争解決のために訴訟を提起しようとすることは無理があることです。

そこで、当会は裁判所による解決でなく、厳密な法律論によらずとも、解決を見出すお手伝いをさせていただく形で震災復興に貢献することを目的として、くま弁ニュース第4号で震災ADRの特集を組んだものです。

究極的な簡素化を目指すため、くま弁ニュース第4号の裏面を「震災ADR申込用紙」とし、当会のFAX番号を記載して、すぐに申込み可能とした点が特徴でした。

6. 対外広報チームの活躍

くま弁ニュースの作成と広報活動に関しては、対外広報チームの大沼雄佑弁護士の活躍に負うところが大きかったと感じています。

無料法律相談の広報

1. テレビのテロップ入れ

くま弁ニュース発行のほか、震災直後からの取り組みとして最も重要なテーマとして、「電話法律相談」が挙げられます。震災直後の平成28年4月21日に開かれた日弁連災害復興支援委員会等による勉強会においても、この点を真っ先に指摘されたところでした。

もっとも、その広報の在り方としては、くま弁ニュース、弁護士会ホームページのSNS拡散によることになります。しかし、やはりテレビの影響力・発信力にかなうものではありません。

そこで、さっそくテレビ番組の「テロップ」に目をつけました。震災直後は、どのチャンネルでも画面にテロップが登場し、定期的に情報を発信し続けます。対外広報チームを通じて、無料法律相談のテロップを入れることに成功しました。

この結果、テロップに「熊本県弁護士会096-312-3250 午前10時～午後4時」と流れた直後に、弁護士会の相談用電話のベルが一斉に鳴り始めるという現象が起きました。

テレビの影響力・発信力からすれば、このテロッ

プ入れは避けては通れないところだと感じました。

2. テレビ（ローカルワイド番組）出演

また、その他、大手広告代理店を通じて、ローカルワイド番組の出演要請もありました。

例えば、「ウェルカム！」（RKK〔TBS系列〕平日午後）、「英太郎のかたらんね」（TKU〔フジ系列〕平日午前）、「テレビタミン」（KKT〔日本テレビ系列〕平日夕方）、「テレマップ」（NHKローカル平日昼）などに弁護士が出演し、震災にまつわる法律相談、災害ガイドラインの告知などをしました。

思い出深いのは、ローカルワイド番組「ウェルカム！」や「英太郎のかたらんね」への出演でした。当初、「熊本震災にまつわる法律相談や告知」のために5分程度の出演と思ってテレビ局に出向いたところ、実は“コメンテーター”としての出演で1時間以上もスタジオ収録があり、震災と何ら関係のない、食べ物や一般的な話題についてもコメントを求められたことでした。私と一緒に「ウェルカム！」に出演した清水谷洋樹弁護士などは、普段からラジオ番組に出演されているせいか、大きな声でどんどん発言をされていました。



朝の情報番組「英太郎のかたらんね」（TKU）にコメンテーターとして出演

私たち弁護士は、日頃、守秘義務の壁から、仕事内容を公共の電波に乗せることは難しい立場にあります。しかし、私どもの仕事内容を社会に知っていただくことは、法の支配の観点からも非常に重要なことではないかと思います。そうすると、今後は多くの会員弁護士が意欲的にマスメディアに登場するべきではないかと思いました。

3. 県外マスコミからの取材

また、興味深かったのは、大阪毎日放送のワイド番組「ちんぷいぷい」(MBS・関西地方のTBS系列)からの取材でした。平成7年に起きた阪神淡路大震災の後、様々な分野で先駆的な役割を果たした関西の視点に立ち、「阪神淡路大震災の教訓は、その後の大地震で活かされているか」という観点からの取材でした。

おそらく当時、当会がニュース発行、無料電話相談などを先進的に行っていたため、白羽の矢が立ったものと思います。遠く関西のマスメディアが震災直後の熊本の状況取材するのを目の当たりにして、震災後20年を経過してもなお、決して解決することのない問題として課題が残ることを実感した次第です。



ワイド番組「ちんぷいぷい」(大阪毎日放送)で被災者への支援活動について取材を受ける(2016年5月18日放送)

4. 弁護士ドットコムからの取材

また、これは業界誌にはなりますが「弁護士ドットコム」による取材もありました。当時の記事を引用してみると、

「板井氏」さらに、これも無視できない問題ですが、弁護士報酬は決して高くない。

今回のガイドラインは、「支援専門家」としての弁護士が通常の破産の申立人と同様の仕事をするのに加え、破産事件における裁判所、管財人の役割もなくてはならない。しかも、相手の金融機関への説明や説得もしなければならぬ。申立人、裁判所、管財人、この全部の役割をしたうえで、おそらく1件で10万円ももらえないのではないかと危惧しています。この問題は他の地域でも必ず問題になると思われます。

— 大地震が起こった地域では今後どこでも必ず出

てくる課題ですね

板井氏) 現実的には、非常に深刻な問題だと思っています。東日本大震災の時にも、献身的に対応された先生方はいらっしゃったと思うのですが、やはりお金の問題は倫理上言いにくいことだったと思います。このガイドラインを適用する際、どうやって弁護士側の負担を軽減するか、真剣に考えないといけないと感じています。」

といった当時の苦しい心情も率直に書かれています。

私としては、弁護士の仕事というのが、社会一般に知っていただきにくいものであることから、できる限り、率直に弁護士の業務の現状を語ったという記憶です。

まとめ～広報の重要性～

以上のとおりですが、要点をまとめると、

- (1)初動が大切～経験者の助けを借りながら、できるだけ早くニュースを発行
- (2)社会の隅々まで～ SNSはもちろん、地域包括支援センター等に協力
- (3)テレビテロップは必須～電話無料相談の活性化
- (4)ワイド番組にも出る～コメンテーターとしての出演を恐れない

といったところです。しかし、最も重要なことは、

- (5)常日頃から広報担当者を決めてマスコミとの意思疎通を

ということだと感じた次第です。

震災時、私ども弁護士は、家庭を差し置いて被災者のために身を粉にして動きます。しかし、その活動を広報できなければ、社会には評価されません。

私どもの活動を社会に知っていただくために広報活動は極めて重要な活動なのです。

平成28年熊本地震に関する 法律相談の状況について



岡部 秀幸



馬場 啓

はじめに

1. 概観

平成28年熊本地震の発災後、熊本県弁護士会は、被災者支援活動として、「熊本県弁護士会ニュース」の配布や無料電話相談・情報提供を行い、また、各被災自治体での出張相談や自然災害債務整理GLの相談会などを実施した。

法律相談センターは、これらの被災者支援活動の実施について、災害対策本部と協働するとともに、これらの活動によって掘り起こされた被災者の法的ニーズ（特に面談相談のニーズ）の受け皿となるべく、法律相談センター及び各自治体等における委託相談の体制維持、拡充を第一目標として活動を行った。

また、面談相談の実施については、平成28年7月1日から、被災者法律相談援助事業が実施され、被災者にとっては、県内の法律相談が実質的に無料化することとなった。法律相談センターは、この制度の実施期間内に、最大限、法律相談が実施できるよう努力した。

加えて、効果的な広報により、被災者の法的ニーズをどれだけ汲み上げることができるかを課題としてきた。

2. 主たる活動

法律相談センターの主な活動は、以下のとおりである。

- (1) 電話相談等の情報提供によって顕在化する多数の面談相談のニーズに対応すべく、法律相談センターの体制を復旧・拡充し、被災者対応研修の実施、及び、相談料の無料化により、被災者対応の相談体制を整える
- (2) 熊本市との間で被災者向け法律相談について新たな委託契約を締結し、市役所で被災者向け法律相談を実施、地震後一時中断していた区役所相談について、これを再開するとともに、相談枠を一部拡充して被災者向け相談会を実施
- (3) 改正総合法律支援法に基づく「被災者法律相談援助」により、全面的な無料法律相談を実施

- (4) 地震による被害が甚大であった益城町及び周辺自治体の住民の法的ニーズに対応し、復興を支援することを目的として、平成29年1月26日、益城町との間で協定を締結し、「益城法律相談センター」を設置

3. 被災者支援活動において弁護士が担うべき役割について

被災者支援活動において弁護士が担うべき役割は、①被災者への情報提供 ②法律相談活動 ③法的な紛争の解決（ADR等の制度設計を含む）④立法提言活動及び ⑤復興まちづくりへの支援等多岐にわたるが、その中核は法律相談活動である。

熊本県弁護士会では、従前より市民に対する法律相談の提供は法律事務を独占する弁護士・弁護士会の責務であるとの自覚のもと、県内7ヶ所に「法律相談センター」を設置し、法律相談事業を行ってきたが、被災者支援活動ではまさにその真価が問われることになる。

発災直後の状況

1. 前震

法律相談センター運営委員会は、毎月1回、第2金曜日の午後5時から、熊本市中央区水道町の加地ビル3Fにある法律相談センター本部（「熊本法律相談センター」）で行われている。地震発生（平成28年4月14日夜）の翌日である4月15日（金）は、法律相談センター運営委員会の開催日であった。幸い、相談センターの施設自体はさほどの被害を受けなかったことから、通常の相談業務を実施することができ、委員会も開催することができた。この日の委員会では、震災対応の法律相談に関する研修の実施後に熊本地震に特化した相談会を開催すること、これまでの災害関連相談と同様に今回の地震についても無料相談とすること、被害が大きい益城地区については益城町と連絡をとって出張相談会を開くことを検討すること等を決定して散会した。正直に言って、これまでの災害対応の経験で今回も余裕で

対応できると考えていた。15日の地震が「前震」にすぎないことも知らずに…。

2. 本震

本震（平成28年4月16日未明発生）後、状況が全く変わってしまった。

本震直後の週末は、多くの市民が、余震を恐れて車中泊を余儀なくされた。熊本地震の特徴の1つとして震度の大きい余震が継続したこともあり、とにかく「二度あることは三度ある」との不安が大きく、阿蘇大橋の崩落や益城町の建物被害の情報とあいまって、自宅に帰ることもできず、避難所や車中で夜を過ごす多数の市民がいた。

もちろん、弁護士も例外ではなく、避難所生活、車中泊をする者、自宅に帰ることができても、断水や停電の中、水や食料、ガソリン等を探し求める者等、発災直後は、とりあえず生活環境を取り戻すことで精一杯であった。

3. 法律相談センター等の被災状況

(1) 相談センターの状況

幸いにも、本震に見舞われてもなお、熊本法律相談センターの施設は健在であり、断水や停電も免れることができた（付近のビルには大きな被害を受けたものも少なくない）。とはいえ、4月18日の月曜日は交通手段も麻痺し、法律相談業務を実施できる状況ではなかったことから相談を中止し、相談予約者への連絡に追われた（事務長1人に何とか出勤してもらい、対応してもらった）。

阿蘇法律相談センターは、今回の地震で大きな被害を受けた阿蘇地区に所在し、相談場所として阿蘇市から借りていた施設（農業環境改善センター）が市民の避難所となったことから、法律相談の実施を中断せざるを得なかった。

その他の支部センターについては、地震による被害そのものはなかったものの、相談担当弁護士が熊本から出向くことができなかったことから、4月18日から1週間は基本的に相談を中止し、どうしても必要な相談だけを当該支部の弁護士に担当してもらった。

(2) その他の相談場所の状況

その他の相談場所では、それまで各区役所（公民館）において月合計8回法律相談を実施していたが、地震の影響（区役所側の人的・物的な対応困難）で

区役所での法律相談が実施できなくなった。

法律相談センターの体制の復旧、被災者対応の開始

1. 相談業務の再開

熊本法律相談センターは、4月20日（水）から相談業務を再開したが、当面は予約が入っている分だけの相談だけを行い、本格的な業務開始は週が明けた4月25日（月）からであった。地震直後は法律相談という状況ではないのではないかとも思われたが、実際には25日から、震災関連の相談が入り、午前午後各4枠の相談枠が満杯となった。相談内容は、やはり居住家屋（借家を含む）に関する内容（賃貸人からの明渡し請求、家屋修繕の関係、住宅ローン等）が圧倒的に多かった。

なお、支部センターについては、前記のとおり、4月18日から相談を中止していたが、熊本法律相談センターと併せ、4月25日には業務再開した。

2. 災害対応研修の実施

4月21日（木）午後4時30分から、アークホテルにおいて、日弁連災害復興支援委員会のメンバーを講師とした災害対応の研修が実施された（災害対策本部主催）。余震も続き、また、交通手段の復旧の関係で講師陣の熊本入りも危ぶまれる中での研修であり、日弁連委員、講師の先生方に心から感謝するとともに、日弁連との早期の連携の重要性を指摘しておきたい。

当会の弁護士も多数参加し、大変熱心に研修を受けていた。明日にでも震災特有の法律問題についての相談が入るかもしれないと思うと、否が応でも熱が入る。

3. 法律相談の相談料について

改正総合法律支援法の「大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談制度」に関する部分が7月1日から施行され、併せてこの制度を平成28年熊本地震による災害に適用することが閣議決定された。これにより、同日から同制度により熊本地震の被災者について資力を問わない無料法律相談（「被災者法律相談援助事業」）が実施されことになった。

同制度には、①平成28年4月14日において、熊本県内に、住所、居所、営業所又は事務所を有してい

た国民（又は我が国に住所を有し適法に在留する外国人）であること ②平成28年7月1日から平成29年4月13日までの間に被災者法律相談援助の申し込みがなされていること ③民事法律扶助の趣旨に適すること等の要件が定められていたものの、実質的には、熊本県内で、期間限定の法律相談の全面無料化が実施されたに等しい状況となった。

法律相談センターは、従前から法テラスの指定相談場所となっており、県内7ヶ所の法律相談センターで、民事法律扶助による無料相談が可能であったが、同制度により、被災者支援活動として、これを資力要件を問わずに広く利用できることになった。

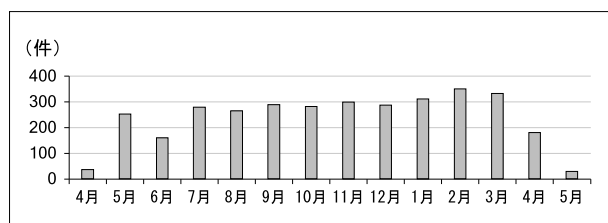
同制度によって、相談を担当する弁護士に対しては、法テラスから相談料の支払いがなされることになった。他方、相談の質を担保するため、この被災者法律相談を担当するためには、前記4月21日に行われた災害対応研修（当日の研修又は収録ビデオ等による研修）を受講することを要件とした。

なお、熊本法律相談センターと法テラス熊本事務所は、同じビルの同じフロアにあり、普段から極めて密接・良好な協力関係を保っていたことが、この被災者法律相談援助事業の実施においてスムーズに協力体制を構築することを可能とした。

熊本法律相談センターにおける相談の実施状況は次のとおりである。

【センター相談の件数】

- ・H28／4月（25日～）34件、5月246件、6月158件、7月272件、8月261件、9月287件、10月269件、11月295件、12月263件
- ・H29／1月311件、2月347件、3月338件、4月168件、5月25件



自治体相談

1. 市役所相談

相談センターでは、熊本市（広聴課）の委託を受け、毎週月・水・金の午後に、熊本市役所内で法律相談を実施していたが、今回の地震後、熊本市（生活再建支援課）の要望により、これとは別途に新た

に震災関係に特化した法律相談（被災者支援法律相談）の委託契約を締結し、平成28年5月から土日を含む毎日の午前・午後に法律相談を行うことになった。その後、相談件数の状況に応じて回数を減じ、7月から土日を含む毎日の午前のみ、8月から毎週火・水・土の午前、11月から毎週火・木の午前、平成30年4月から第2、第4木曜日の月2回となっている。なお、この間の委託料については、その一部は消費者庁の取り扱いとなっている。

2. 区役所相談

さきに触れたとおり、従前、各区の公民館で月に計8回の法律相談を実施していたが、今回の地震により、公民館を法律相談に使用することができなくなっていた。その後、6月に再開することができ、再開後、8月までは月計8回から月計16回に倍増して実施した。その後、9月からは従前の体制に戻っている。

電話相談

1. 電話相談の意義

今回の地震後、新たな相談制度として開始したのが電話相談である。電話による相談は、相談場所まで赴けない相談者のニーズに応えるものであるほか、わざわざ出向いて聞くほどではない「ちょっと知りたいこと」でも相談できるという意義がある。とりわけ災害時には情報が何よりも貴重であり、電話相談は市民への情報提供という点で極めて重要な意義を有する。

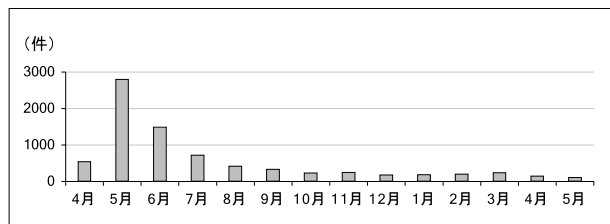
2. 実施状況

4月25日から開始し、当初は平日午前10時から午後4時までの実施としていたが、5月のゴールデンウィーク（GW）から7月末までの間は、土日・祝日も実施した。この実施に際し、5月から、東京3会、大阪会、福岡会に電話相談の一部を分担していただいた（東京3会は9月まで、大阪会・福岡会は7月まで）。相談件数は、5月968件、6月221件、7月150件、8月216件、9月171件に達しており、この支援がなければ当会だけではとても対応できなかった。さらに、福岡会には、GW期間中の同年5月3日から5日まで、合計20名の弁護士を熊本まで派遣していただいた。当会会員自身が地震で被害を受けて疲弊している中、この派遣がなければ多くの相

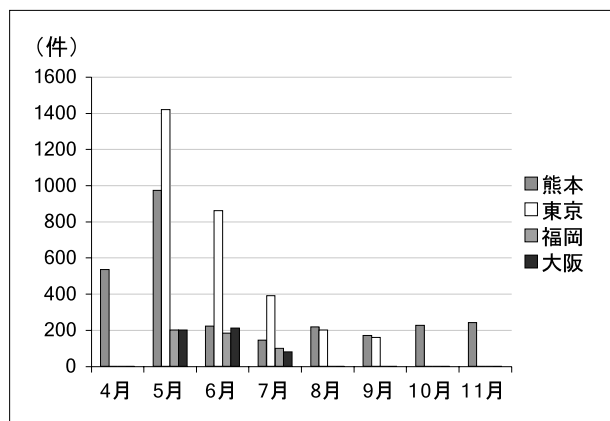
談が寄せられるGWを乗り切ることはとてもできなかった。

【電話相談の件数】

- H28 / 4月(25日～) 535件、5月2794件、6月1480件、7月714件、8月418件、9月331件、10月227件、11月242件、12月176件
- H29 / 1月178件、2月201件、3月239件、4月146件、5月108件



【震災直後の電話相談における他会の協力】



出張相談

1. 出張相談の意義

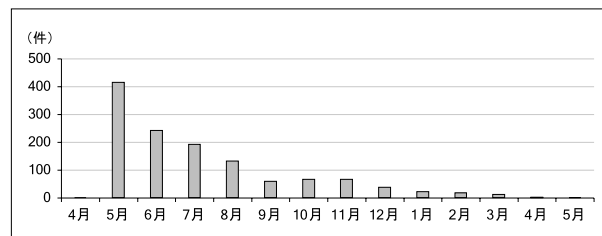
出張相談も電話相談と同様、相談場所に赴けない相談者のニーズに応えるものであるが、さらに、相手方のところに向向いてこちらから積極的に話を聞き、人間関係を築くことにより、スムーズな法律相談が実現でき、ときには法律問題を抱えていることに気づいていない相手方の問題にまで入っていくことすら可能になる。

2. 出張相談の状況

今回の地震後の出張相談は、もともと高齢者関係の法律相談として、アウトリーチの意義と手法についての理解が深い当会の高齢者・障害者委員会が主導しており、その詳細は同委員会の報告に譲るが、益城町、御船町、阿蘇市、南阿蘇村、西原村等へ出張相談の件数は次のとおりである。

【益城町、御船町、阿蘇市、南阿蘇村、西原村等へ出張相談の件数】

- H28 / 5月415件、6月242件、7月191件、8月131件、9月59件、10月66件、11月66件、12月38件
- H29 / 1月21件、2月18件、3月12件、4月2件



震災対応相談センターの新設

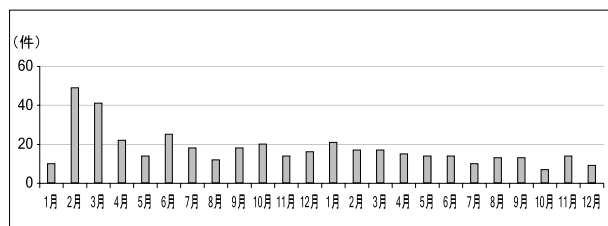
益城町は、熊本市東部に隣接する人口約3万4000人（平成28年3月当時）の都市である。同町は、今回の地震で、死者40名（熊本県全体で248名）、全壊家屋3026軒（前同8649軒）という大きな被害を受けた。

益城町役場から熊本市中央区の熊本法律相談センターまでは約12km、車で約30分という比較的近い位置関係にあるが、その被害の大きさに鑑み、地震発生後の5月から、避難所、法テラス号、仮役場等で定期的に出張法律相談を展開してきた。さらに、地元密着した法律相談サービスの提供には法律相談センターの設置が必要であると判断し、益城町とも協議しながら開設準備を進め、平成29年1月26日に益城町との協定書調印にこぎつけ、翌1月27日（金）から「益城法律相談センター」を開業した。同センターにおいては、毎週火曜日と金曜日の午後1時～4時まで、益城町中央公民館の1室で法律相談が実施されている（同年5月からは新設された益城町役場仮庁舎に移転）。なお、同センターは、震災ADRの相談及び調停にも利用できることになっている。

開設後の法律相談件数は次のとおりである。

【1月27日以降の法律相談の件数】

- H29 / 1月10件、2月49件、3月41件、4月22件、5月14件、6月25件、7月18件、8月12件、9月18件、10月20件、11月14件、12月16件、
- H30 / 1月21件、2月17件、3月17件、4月15件、5月14件、6月14件、7月10件、8月13件、9月13件、10月7件、11月14件、12月9件



法律相談に関する広報

1. 熊本県弁護士会ニュース

法律相談（センター相談、電話相談、出張相談）の実施を熊本県弁護士会ニュースに掲載して広報した。

2. Webページ

熊本県弁護士会のWebページ内に「熊本地震特設ページ」を新設して、「熊本地震に関する無料電話相談・無料面談相談について」「今週の熊本地震無料相談」「熊本地震に関する出張相談一覧」等の記事を掲載し、法律相談の利用を呼びかけた。

3. テレビCM

当会では、法律相談センターのテレビCMを実施しており、地震前までは、離婚、相続、賃貸借、労働等々のジャンルごとに期間限定で行う無料法律相談キャンペーンについてCM広報をしていたが、地震後の平成28年6月から、地震電話無料相談の広報に切り替え、同年9月からは前記「被災者法律相談援助事業」を利用した無料法律相談（面談）の広報に重点をおいた。

4. 新聞

弁護士が交替で「地震の法律相談」を執筆し、熊本日日新聞に平成28年6月28日から、毎月1回掲載された。

おわりに

地震後の法律相談の状況を振り返ると、必ずしも十分とは言いがたく、今後、今回の教訓と反省を次なる災害への備えに活かしていく必要がある。

ただ、大規模地震という非常事態の中、不十分ながらも各種の法律相談を実施・展開し、法律相談サービスの提供という弁護士会としての責務を果たすことができたのは、ひとえに日弁連、他の弁護士会、自治体、関係各機関の協力と、相談担当弁護士、相

談センター事務局員等々の労によるものであり、改めて心から感謝したい。

電話相談について



本田 悟士

趣旨

当会が行ってきた熊本地震被災者支援活動の1つとして「電話相談」を挙げることができる。

この電話相談（正式には「平成28年熊本地震無料電話法律相談」）は、発災後間もない時点（平成28年4月25日）から開始され、現在も継続して実施されているものであって、当会の被災者支援活動の大きな柱となっている。

ここ熊本県では、平成28年4月14日の前震（熊本地方・マグニチュード6.5・最大震度7）及び同月16日の本震（熊本地方・マグニチュード7.3・最大震度7）の大激震のみならず、さらにその後も過去例を見ない規模（最大震度3以上のものに限定しても510回）の余震が続いたため、各所で交通が途絶した。また、多くの人々が家を失い、あるいはこれを追われて避難所あるいは車中での避難生活を余儀なくされることとなった。

そのような中であって、できる限り早く、またできる限り多くの方に、弁護士として不安の払拭や情報の提供に努められる、アクセスしやすい窓口を提供することが、当会が早々に「電話相談」を開始し、現在もこれを継続している理由である。

初動及び経過

1. 初動

当会では、4月14日夜の前震を受け、翌15日に災害対策本部を設置し、会員や職員の安否確認、関係各所への対応申入れのほか、熊本地震に伴う法律相談の実施方法についての検討、災害ADRについての検討、日弁連や他会への支援要請、他会ニュースを参考にした情報提供紙の作成着手などについて協議した。しかし、本震前日となる同日時点では、県内の地震被害が局所的、限定的なものとの認識が強く、電話相談についてまでの積極的な検討は行われていなかった。

ところが、16日の本震により広域かつ甚大な被害が生じたことで、自治体等受入先の意向確認や調整もままならない出張相談等の整備に先立ち、できる

限り早く電話相談の開始にこぎ着けることが喫緊の課題となった。

当職は平成28年度の財務・災害担当副会長ということもあり、前震後より災害弁護士メーリングリスト（ML）への登録をさせていただいていたところ、4月17日以降、同MLを通じて知り合わせていただいた他会の複数の弁護士より、電話相談体制の整備につきダイレクトメールで助言を受けることができた（鈴木弁護士「広島の場合は電話相談のできる体制を数日以内に作って、NHKにずっと画面外に流してもらえたのでよかった」、横手弁護士「（東日本大震災の際）法テラス本部に対し、電話相談の実施…について要請を行った」、西野弁護士「弁護士が相談を受ける時期は今日明日ということではありません。まだ勉強する余裕はありますから焦らないでください。『法律相談』を開始する時期は標準的には1～2週間目…電話相談…」）。

この点、当会ではもともと電話相談を行っておらず、あくまでも予約を電話で受け付けていたものであったが、法律相談センターには発災直後より、法律問題、行政サービス・支援制度の問合せなど多数の架電があっていたようである。例えば、4月20日のみで56件の架電あり（賃貸住居からの退去要請、賃貸住居損壊についての対応相談、屋根瓦落下等による隣人間の賠償問題、り災証明や二重ローン減免等のほか、自然災害債務整理ガイドライン施行に伴う金融機関からの問合せなど）との報告を受けており、センターや弁護士会事務局では架電内容を確認しての振り分けも困難な状況であった。

このような中、当会での電話相談実施のため、規模の決定、場所や回線の確保、担当者の確保、費用の手当について検討し、19日には、弁護士会館2階において、従前より110番などに用いるために引いている2回線を利用して、震災対応研修実施後すみやかにこれを開始することを決定している。

ここで電話相談開始時期を震災対応研修実施後としたのは、この時点で既に日弁連の支援を受けて21日の震災対応研修（講師として広島の今田弁護士、

新潟の平弁護士）実施が確定していたこと、被災者に寄り添ってその不安解消にあたるべき弁護士が適切な知識や被災者心理への理解が乏しいまま相談に臨み、ある種の二次被害を発生させることを懸念したことなどが理由にある。

なお、4月20日には電話相談についての県外対応の打診や相談票の集計受託などの提案、費用面での対応のアドバイスのほか、相談票のデータ提供などまで前記弁護士らから受けている。

目の前に山積する課題の整理と個別の対応に汲々とし、近視眼的になっていた中、被災者がどの時点でどのような問題に困り、悩むのかの把握が今後の災害対応や立法提言等に生かせるとの助言をいただいた。また、被災者の状況を把握するためのツールの提供や具体的支援・協力の提案を受けたことがどれほど心強く有り難かったか、あらためて本報告のために当時のメール等を整理確認していて胸が熱くなった。

2. 経過

当初は、当会が従前より有していた2回線で開始した電話相談であったが、相談受電数の多さ（4月25日〔初日〕：73件、26日：94件、27日：81件、28日：164件、29日：123件…）や当会会員については早晚、出張相談等への対応を余儀なくされることが想定できた。電話相談開始時より、フリーダイヤル開設の手はずをとり、28日から5回線体制としたはよいものの、回線の数を増やすのみでは会単独対応には限界があった。

また、発災の2週間後からはゴールデンウィーク（GW）に入るという時期で、平日のみ対応では被災者支援として不十分となることも懸念された。

このことは、当会内において自覚的に検討される前より、日弁連や福岡会などからの積極的な指摘、申入れを受けていたところでもあった。福岡会の千綿弁護士からは、22日時点で既に具体的な転送案を早々に示されるとともに、継続相談への対応方針やGW対応の問題を含めた（問合せの体をとった実質的な）助言をいただいている。同先生からは「スタンドプレーだとあとで批判を浴びるかもしれませんが、できる限りの対応はさせていただく」「僅か数時間で25、27、28日の転送電話を受け持ってもよいと手が挙がった」等と余りに格好良すぎる熱い応援、激励を受けた。他の先生方の助言・激励メールと

もにしっかり保護して1年間乗り切る糧にしたのはここだけの話だ。

東京三会からも早々に支援の申入れをいただき、GWより福岡、東京には転送電話を受け持っていた。また、大阪からも同様に協力申し出をいただき、5月13日には東京4回線、大阪1回線、福岡1回線の転送を受けていただくことで、熊本1回線体制とし、出張相談その他の対応に当会会員を割り当てる余力が生まれることとなった。

ここで、当会内の担当者割について備忘のためにも触れると、最初期の担当者は4月21日の研修会直後、その場で有志を募っている。その後、しばらくの間1週間等の短期で区切り、格別に募集した電話相談担当者を割り付け続け、後に、センター事務局の負担軽減や弁護士側のスケジュール確保・調整の便宜から名簿制に移行している。

成果（件数、相談内容等）

1. 具体的な電話相談受電数及び各会の回線数、その推移について

資料編の熊本地震無料法律相談受電数を確認いただきたいが、発災後2カ月近くにわたり1日50件以上（当初は100件を優に超えていた）の相談が続き、現在でも1日1～2件程度を受電がある状況にある。

また、土日祝日の電話対応は件数が土日1日10件を割り、面談相談へのシフトや平日の電話相談での対応に委ねられると判断された平成28年7月末まで続けられていたが、この間GW中を除き東京、大阪、福岡に全て担ってもらっていたことにも触れておきたい。

また、相談内容等については、平成29年4月13日（前震から1年）までの電話相談7,631件及び面談相談4,653件について、日弁連の協力（鈴木嘱託！心より感謝しております）により行われたデータ分析の大作を確認していただきたい。

2. 具体的な相談業務実施方法

①参考資料として、災害対応関連の書籍と全国の弁護士会から提供された震災法律相談Q&A等（別稿の「日弁連・九弁連からの支援等」参照）を心のよりどころに手元に置き、参考にしながら、②担当者において直接受電し、相談票に沿って、架電者の属性・避難先等のほか、電話相談を知った経緯を確認したうえで、相談内容を聴き取り、対応を行うと

いうものであった。対応と一口に言っても、電話相談に対する法的な回答・助言を行うものから、情報提供、他の適切な窓口の案内、さらには（誤解を恐れずに言えば）傾聴していわばガス抜きをするようなもの、苦情対応まで多岐にわたる。③このような対応をしながら、後日の集計分析に資するように該当項目の選択をし、相談内容及び指示・指導内容の記載をして、相談票を完成させることになる。

電話相談開始当初は担当者も不慣れで、会内ML上で相談内容を踏まえた相談を行い、会員からの知恵・経験を踏まえた助言に頼る場面も多々見られたが、これには、後続の他の担当予定者にとって、わからないことがあれば会員全体で協力してもらえるという安心感と、類似事例への対応例として共有されるという二重（相談者自身を含めると三重）のメリットがあったといえる。

電話相談実施にあたっての困難、トラブル例としては、まず回線数と需要との不均衡のみならず担当者の未習熟が顕著だった開始当初のオーバーフローが挙げられる。受電しながら適切な回答に辿り着くことが困難であったうえ、相談票に記載する時間的余裕もなかったことから、当初は1回線毎に同時に2名を割り付けて対応していたことを報告しておく。

また、発災から時間が経過するとともに、同一の相談でのリピーターが前の担当者はこう言った等と、場合によっては不正確な、都合の良いつまみ食いではないかと考えられる引用をしながら、担当者を翻弄することも散見されるようになった。無料であること、対面でないことなどから、ある種のモラルリスクとも言うべき事態を招いているのではないかと悩みもした。しかし、これについてはそれぞれ異なる考え方もあるところと思われるので個人的な感想として記載するに留める。今後の参考としていただければ幸甚である。

他会協力への謝辞等

当会が、発災後早々に「平成28年熊本地震無料電話法律相談」を開始し、被災者支援に取り組んでこられたのは、既に具体的に触れさせていただいたり、ひとえに日弁連や他単位会（東京三会、大阪、福岡）の積極的な協力を得られたこと、その前後を通して災害対応に熱心に取り組んでこられた諸先生からの具体的助言や激励が多数寄せられてきたことがあってこそである。

GWに福岡会より直接に（交通も悪状況のなか）当会弁護士会館へ10名前後の弁護士が来て、しかも糧食や支援品まで持参して支えてくださったことも印象深い。また、転送電話への対応に伴う若干の困難（方言、難読地名問題に留まらない）はあれ、相談対応の実質面においては、ほぼ苦情が生じなかったことを振り返ると、担当していただいた各会の先生方がどれほど熱心に勉強して臨まれていたか、頭が下がる思いであった。

さいごに

手前味噌ではあるが、自らも被災者となり混乱と困難の中にありながら、当初は一切の費用面での手当が保障されていなかった（勿論、当職ら執行部から費用支払いについて言及したことさえなかった）手弁当見込みの電話相談担当について、我先にと手を挙げ、途切れることのない電話相談対応のリレーをつないでくれた当会会員にも、これまで支えられ続けてきた。

加えて、従来業務で元より多忙なうえ、事務局全体として震災対応・業務分担により負担が加重となる中、震災後の需要逼迫などから容易に連絡がつかない通信事業者相手に、しかも手探りで体制構築を図る執行部の（というか当職の）無理な注文を受けながら、回線の増設、転送方法の確認・調整、日弁連等との連絡にあたってくれた当会事務局担当者の尽力も、目立たなくとも重要なものであった。

日弁連、他会及び当会の全ての弁護士、関係者と事務局に心より感謝申し上げ、平成28年熊本地震対応における「電話相談」関係報告の結びとする。

熊本地震と阿蘇地域での法律相談会



森 あい



山本弘喜

阿蘇地域の地理的状況と司法アクセス

阿蘇支部の管内人口は約6万人で、阿蘇カルデラの中だけではなく、カルデラ外の町村も管轄に含まれている。

東西18km、南北25kmと広大な阿蘇カルデラは外輪山に取り囲まれているが、唯一途切れているのが立野峡谷である。このため、立野峡谷はカルデラの中と熊本を繋ぐ交通の要であり、国道57号線が通り、鉄道も走っていた。

ところで、カルデラはまっ平ではなく、カルデラの中央には、モクモクと噴煙をあげる中岳などの山々があるため、カルデラの北と南を行き来するには、山々が障害となり、山々をぐるっと回避するか、越えていかななくてはならない。

カルデラの北側は阿蘇市である。阿蘇市に、熊本地方裁判所及び熊本家庭裁判所の阿蘇支部と阿蘇簡易裁判所がある。阿蘇市にある法律事務所は、当職が所属する阿蘇ひまわり基金法律事務所のみである。また、熊本県弁護士会が毎週金曜の午後、法律相談会を開催している（阿蘇法律相談センター、阿蘇市内牧）。

カルデラの南側には、南阿蘇村と高森町があり、高森町には、熊本家庭裁判所高森出張所と高森簡易裁判所がある。法律事務所は、高森町に法テラス高森法律事務所があり、熊本地震当時は、山本弘喜弁護士が在籍していた。阿蘇支部管内の法律事務所はここしばらく、阿蘇ひまわりと法テラス高森の2つだけであったが、熊本地震の直前に、石見ひまわり基金法律事務所の初代所長だった國弘正樹弁護士が南阿蘇村に事務所を開設し、熊本地震当時、阿蘇支部管内の弁護士は、当職を含め3名となっていた。

熊本地震の阿蘇の被害状況

熊本地震においては、4月16日午前1時25分発生のいわゆる本震のほか、同日午前3時55分発生の最大震度6強（マグニチュード5.8）の地震など阿蘇地域を震源とする大地震の発生も、阿蘇での被害を大きくした。阿蘇支部管内では、特に南阿蘇村の被

害が大きく、亡くなった方は30名（関連死の方14名含む）、住家被害は全壊が約700棟である（平成30年7月2日発表分）。また、阿蘇市も被害は大きく、17名の方が災害関連死と認定され、また、全壊は約120棟である（平成29年3月28日現在）。

そして、立野地域では大規模な土砂崩れが発生し、鉄道のレールが押し流された。熊本とカルデラを繋ぐ国道57号線も寸断された。さらに、阿蘇大橋も崩落した。その上、南阿蘇から熊本方面へ短時間でのアクセスを可能としていた俵山トンネルも通行できなくなった。急ピッチで国道57号線の迂回路が開かれたが、国道57号線と異なり、曲がりくねった山道を上り下りしなくてはならなくなり、また片側1車線のため、事故や故障の際には長い渋滞が不可避となっている。

平成29年8月には長陽大橋が復旧し、また同年年末には俵山トンネルが再開し、南阿蘇から熊本方面のアクセスは劇的に回復した。しかしながら、平成30年9月の現段階において、鉄道は復旧のメドが立たず、国道57号線は迂回路のままである。

阿蘇市での法律相談会

1. 本震後の状況

前震では特に被害が見受けられず、当職は、翌日夜は熊本市内で開催された法律相談センター委員会に出席した。委員会後に阿蘇市内の自宅に戻り、就寝中に本震が発生した。前震とは比べものにならないほど大きく揺れ、停電した。携帯電話の電波もほとんど繋がらなくなった。

ラジオで被害状況を聞いていたところ、阿蘇大橋が崩落したことを知った。午前中、阿蘇市役所に様子を見に行ったが、避難所はまだ開設されていなかった。事務所の付近では、倒壊した家屋は見当たらなかったが、徒歩10分ほどの阿蘇神社は楼門が崩れており、テレビのニュースで見たとおりの状況であった。



地震で倒壊した阿蘇神社拝殿

自宅も事務所も物の落下や家具の若干の転倒などはあったが大きな被害はなかった。事務所では停電対応の電話があったため、停電中も電話を使用することが可能であった。

国道57号線が立野で寸断されてしまったが、本震の翌々日には迂回路が開通し山越えをすれば極端に大回りをしなくても熊本市内方面に2時間程度で出られるようにはなった。しかし、事故や故障車があれば大規模な渋滞が発生しさらに時間がかかることもあるうえ、大きめの地震が発生して通行止めになることもあった。熊本市内に出るには不安が大きく、震災関係の研修会がインターネットで受講できたことは助かった。

2. り災証明受付場所での法律相談窓口設置

弁護士会ニュースができてからは、ニュースを持って、市役所や社協などを回った。その中で、5月10日から18日まで、阿蘇市が各種相談窓口も同時に併設しながらり災証明書の受付を行うことが分かり、弁護士会として相談ブースを出すことについて阿蘇市から提案を受けた。

熊本市内方面から阿蘇市に来ていただくのは労が多く、阿蘇支部管内の弁護士だけで相談を担当せざるを得ないと考えたが、熊本市内方面からも多くの先生方が来てくださり、地震後1カ月以内に無事、被災者向け相談を開催することができた。

その後、5月下旬にも3日ほど、阿蘇市消費生活センター内で被災者向け相談会を開催した。

3. 法律相談センターを元保育園舎で代替

熊本県弁護士会は、阿蘇市内で毎週金曜午後、相談会を開催していたが、その会場である阿蘇市農村環境改善センターは避難所となり、相談会を開くことはできなくなった。

代替場所として裁判所や市の関係施設なども候補にあがったが、最終的には、閉園していた保育園を使用することとなった。4月中、相談会は休止していたが、5月からは、5月20日に阿蘇市農村環境改善センターが利用できるようになるまでは元保育園舎を利用して相談会を実施した。

4. 南阿蘇村での法律相談会

(以下、山本弘喜先生執筆)

(1)本震の発生と弁護士会ニュース

当時私が勤めていた法テラス高森法律事務所は、南阿蘇村の隣、高森町にあり、南阿蘇の中心部まで車で約10分(15km)のところにあるが、その高森町も大きく揺れた。

高森町は停電となり、携帯電話も十分に使えない状況となった。幸い自宅に被害はなかったが、生後8カ月の娘を抱え、大きな余震が頻発していたこともあり、避難所での生活が始まった。

電気や水道はしばらく復旧せず、また役場からの情報も十分ではなかったが、徐々に状況が明らかになってきた。

最も衝撃的であったのは、阿蘇大橋が落ちたというニュースであった。

そのような状況にある中、阿蘇ひまわり基金法律事務所の森あい弁護士より、翌週から弁護士会で電話相談を開始するため、弁護士会ニュースを配布しようというメールが届いた。

事務所の機能に問題はなかったため、メールで届いた弁護士会ニュースを印刷し、4月23日、森弁護士と協力し、役場、社会福祉協議会、地域包括支援センター等に弁護士会ニュースを配り、ニュースの掲示をお願いした。さらに、4月27日には弁護士会ニュースを持参してその配布及び相談会の実施をお願いして回った。

現場は混乱状態で、職員の方々は震災対応で疲弊しきっており、数分話を聞いてくれればいい方であった。

現場の方、また正直なところ私もこの非常事態に弁護士に何ができるのかわからず、弁護士会ニュースを参考にして、こういうことで困るかもしれないから相談会をやらせてくださいと役場などに何度も顔を出すことしかできなかった。震災に際する弁護士の活動について全く知識のない私にとって、早々に作成された弁護士会ニュースは非常に大きな拠り

所であった。

(2)南阿蘇村での地震後初の相談会

その後、ゴールデンウィークに差し掛かる頃、役場の担当の方から、隣家の土砂が押し寄せているなど少しずつ配布した弁護士会ニュースに記載のあるような相談が役場に寄せられているので、相談会を開催して欲しいとお声がかかった。

そして、震災から1カ月が経過した平成28年5月12日（木）、南阿蘇村長陽庁舎内において、ようやく無料法律相談の開催に至った。

この相談会は単発での開催であったが、私と國弘弁護士（南阿蘇村）が担当し、7件の相談が寄せられた。相談の内容は、地震により隣家の塀が崩れたこと、学生寮経営者の債務の問題、ペンション経営者の解体費用の補助など様々であった。

(3)多士業相談会の実施

その後も、相談会を開催すべく、関係機関と調整をしていると、南阿蘇村久木野庁舎の総務課職員の方より、多業種による相談会の開催を予定しているため、そこに弁護士も同席できないかとの提案が持ちかけられた。

当時、南阿蘇村の避難所はその被害の大きさから広く分散しており、り災証明書受付会場も長陽庁舎、久木野庁舎、大津町にある本田技研体育館に分散することとなり、この3会場すべてに弁護士のブースを設けられればとのことであった。

言うまでもなく、熊本地震の被害が大きかったのは南阿蘇村ばかりではなく、当時熊本県弁護士会は被害のあった各地で法律相談会を開催すべく動き回っていた。さらに、南阿蘇村は阿蘇山のカルデラ内にあり、熊本市内からアクセスする際には、阿蘇大橋を通るか、俵山トンネルを通り外輪山を越えなければならない。しかし、当時は本震によりそのどちらも利用できなくなっていたため、グリーンロードを使って大きく迂回するなど遠回りをするしかなく、南阿蘇村までは熊本市内から2時間程度を要していた。そのため、私としては相談会の開催の調整をする中で、南阿蘇村にどれだけ多くの弁護士を送ってもらえるものか、弁護士会の了解が出たとして弁護士が手を挙げてくれるものかとの不安があった。

しかし、その不安は杞憂に終わった。弁護士会は早速に関窓口への弁護士の派遣を決定し、平成28年5月19日（木）から6月7日（火）までの約3週間

にわたり、り災証明発行窓口に併設した無料法律相談窓口には、阿蘇地域に近い弁護士ばかりではなく、熊本市内からも多くの弁護士が駆けつけてくださった。結局、すべての日程に熊本県弁護士会から弁護士が派遣された。

この相談窓口には、り災証明発行窓口を担当する役場職員ばかりでなく、建築士、不動産鑑定士、司法書士、中小企業診断士など様々な専門家が同席した。主な相談内容は、り災証明や建物の修理、解体、地盤の崩落などについての行政からの支援のこと、それにまつわる土地、建物の名義の問題、隣地への土砂の流入、収入が減少したことによる債務の問題など多岐にわたった。建物の話が出れば建築士や不動産鑑定士とともに話を聞き、登記の話が出てきたときには、司法書士と一緒に話を聞くなどして相談にあたるなど、幅広い相談に柔軟に対応することができた。また、り災証明発行窓口に併設して実施したことで、行政手続きに関する困りごとを行政職員に引き継いだり、また窓口での説明を理解できなかった方のために会場にいる行政職員の説明と一緒に聞く機会も多かった。

(4)法テラス巡回相談車での相談会

会場では、積極的に声掛けを行ったが、残念ながらそれでも弁護士に相談することはないからと言って帰られる方も非常に多かった。しかし、その方もり災証明の発行を申請している方であり、何かしらのお悩みを抱えていたはずである。役場の担当者の方とも、同窓口が終了した後も弁護士の相談会を必要としている方はまだまだいるとの認識は合致した。

そのため、その後も継続して法律相談を開催できないか役場の担当者と調整を行ったが、他府県からの派遣の作業員が役場の部屋を使っていることや、相談場所として使えそうな場所が被災してしまっていることから、早急に相談会場を用意することが困難であった。

その矢先、法テラスの巡回相談車が熊本に送られてくるとの話があり、これを利用して、平成28年6月29日から、週1回の法律相談会を開催することになった。

相談会は、平成29年8月末まで、1年以上にもわたり、役場前に巡回相談車を置いて継続した。

巡回相談車での相談は、弁護士会館や相談センター、役場での相談会と違い、法律相談を実施している旨の宣伝や相談の受付を全て弁護士自身とする

必要がある。しかし、南阿蘇での相談会は、この時点では1度の相談会で弁護士2名を派遣するほどの件数は見込めず、1名の派遣に留まっていたため、本来は相談を担当する弁護士が全て1人で行う必要があり、相談会の担当責任者であった私としては、継続的な相談会においてこの点をどのようにすれば問題が生じないかが心配の種であった。他方、巡回相談車の利用にあたっては、法テラスがシルバー人材に運転手の派遣を依頼していた。そして、毎回同じ運転手の方が、熊本市内から南阿蘇村まで巡回相談車を運び入れてくれた。この方は、自主的に宣伝のための看板やマグネットの設置、弁護士会の旗の設置、次の相談者の案内などを行ってくださり、相談会の実施に大きく協力してくださった。この方のおかげで、苦情が出ることもなく、平成29年8月末に相談会を終了するまで滞りなく実施することができた。

(5)寄せられた様々な相談

相談会には様々な相談が寄せられた。

当初はり災証明発行窓口での相談会の延長のような相談が多かったが、次第に仮設住宅の話が混ざり始め、また行政の手続きがある程度済んだ方も増え始めると、その他の相談が増えてきた。例えば、東海大学の学生寮の経営者や、観光客を対象に商売されている飲食店の方からの債務や賃貸借契約、リース契約などの問題、貸付金等の支援などに関する相談などである。また、連絡の取れない隣人との問題（土砂の撤去など）の相談も寄せられた。さらに時間が経過してくると、震災に起因する離婚や相続、長年眠らせてきた遺産分割の問題なども寄せられた。

弁護士が受任して対応すべき問題もあったが、受任率は極めて低かった。まず、債務整理に関してはガイドラインを説明し、その利用を勧めるため、受任には至らなかった。

他方、その他については、法テラスの無料相談を利用しても、受任となれば通常通り費用がかかる。震災前から南阿蘇村は民事法律扶助での契約が非常に多いように感じていたが、震災により地域の方々は更にお金に困っておられ、扶助での契約すら難しい方が多かった。

このような方には、弁護士会のADRを案内することもあったが、南阿蘇での相談は、相手方も阿蘇地域の方であることが多く、相談者及び相手方の出席が必要となる制度の利用は難しいと感じる方が多

かった。そのため、裁判所での調停を案内した。

(6)相談会の終了

南阿蘇村での相談会は、時の経過とともに徐々に相談件数が減っていき、週1回の相談会でも2～3件ほどとなっていった。

そのため、南阿蘇村役場からは相談会継続の強い要望はあったものの、弁護士会主催のもと行われた相談会は平成29年4月でやむなく終了となった。

その後は、法テラス熊本主催とし、南阿蘇村役場前に巡回相談車を置き、國弘弁護士にご協力をお願いしながら、平成29年8月末までの4カ月間、月2回の頻度で相談会を継続し、相談会は終了した。

主に益城町における出張法律相談の実現・実施状況、 益城法律相談センターの設置について



福永紗織

はじめに

熊本地震では、多くの人が住まいを奪われました。しかし、熊本地震が起こるまで、私たち弁護士を含め、被災者の生活再建のためにどのような支援制度があるか知らない人がほとんどでした。多くの人が見通しの立たない今後の生活に不安を抱えていました。ただ、被災直後は、食べるもの、安全に過ごせる場所を確保することが最優先で、自分自身も被災者として避難所等に駆け込み、避難所運営にあたる人たちを見ながら、弁護士の無力さを感じることもありました。

しかし、被災直後に登録した全国の弁護士が加入する災害に関するメーリングリストや、他会の先生を講師にお招きした被災者法律相談対応研修において、法律相談はもちろん被災者に支援制度等の情報提供をして、少しでも被災者の不安を取り除き、生活の見通しを明るくしてあげることが弁護士にできる重要な役割であると意識させられました。多くの会員が、何とか一日でも早く、法律相談を実施したいという気持ちで取り組み、平成28年5月7日から出張相談が開始しました。そして、益城町の出張相談だけでも相談担当した弁護士は累計202名になります。

私が、ここで紹介させていただくのは、主に、益城町における出張相談のこと、平成29年1月に設置した益城法律相談センターのことについてです。その中でも、被災直後の避難所における出張法律相談は、自治体を実施を受け入れてもらうことも、実施の準備、実施方法にあたっても、通常時の準備された場所に行って担当する法律相談と全く違うものでしたので、1つの経験談として記します。

出張法律相談の実現

1. 被災者相談対応研修

出張法律相談の必要性は、平成28年4月21日、広島県弁護士会の今田健太郎弁護士、新潟の平哲也弁護士を講師に行われた被災者相談対応研修に参加して痛感させられました。

被災者は、生命身体の危険にさらされ、住まいや収入など生活基盤を奪われた状態にあります。被災者支援はまさに人権擁護活動であること、災害時の法律相談の機能として、①不安解消機能 ②紛争予防機能 ③情報提供機能 ④立法提言機能があること、特に被災直後は、行政は避難所運営などの対応に追われており、被災者支援制度等の情報を住民に届けることができないため、③情報提供機能が重要であるということをお聞きしました。

ただ、行政も、弁護士が入ると行政を責めるようなことになるのではないかと拒否感を示すことがあるので、法律相談の必要性を理解してもらう努力が必要であること、弁護士による法律相談は敷居が高いためNPO法人との連携で足湯など他の企画と一体化させたりすることなど、法律相談の実施には工夫が必要であることを学びました。

2. 高齢者・障害者に関する委員会での先駆けた取り組み

- (1) 出張相談は、高齢者・障害者に関する委員会が、震災弱者である高齢者・障がい者に対する支援をと、先駆けて動いていたことが早期実施に繋がりました。
- (2) 高齢者・障害者に関する委員会では、前述の被災者相談対応研修で集まる機会を利用して、委員長及び副委員長その他数名で、今後の高齢者・障がい者に対する支援体制について話し合うことにしていました。高齢者・障がい者は、災害弱者で、情報の確保はもちろん、被災により困難な状況にあることが予想されたため、皆、早く支援をしなければならぬという考えでした。

事前に、当時の委員長であった松村尚美弁護士が、事務所近くの地域包括支援センターに状況を聴取し、今は命の維持と住まいの確保で手一杯な状況で、弁護士による相談を実施するとしても高齢者の場合出向くことが困難であり電話相談が望ましいというということを聞いていました。弁護士会で4月25日から震災電話相談を実施するとい

うことが発表されていたため、まずは、高齢者・障がい者の方々に、その情報を届けようということになりました。

高齢者・障がい者の方々に情報を届けるには、高齢者・障がい者を支援している団体の職員（地域包括支援センター・社会福祉協議会・自治体、〔障がい者については、被災地障害者センターくまもとが既に立ち上がっていました〕）が支援をする中で伝えてもらうということが一番効果的です。

そこで、委員会で執行部の許可をもらって震災電話相談のチラシを作成し、既存の相談ツール（高齢者・障がい者のための電話相談・FAX相談）のチラシも一緒に、高齢者・障がい者を支援している団体に配布しようということになりました。

しかし、それらの団体は、今は混乱を極めており、郵送で知らせても見逃されてしまう可能性が高い状況でした。そこで、比較的被害が少ない場所や地理的に出向くことが困難な場所以外は郵送ではなく、委員が直接出向いて渡すことになりました。

- (3) そして、被災者相談対応研修のあったその日の夜のうち、松村尚美弁護士が、チラシを作成し、委員会のメーリングリストで、チラシ配布を担当する委員の募集をしました。チラシ配布予定の団体は50件近くありましたが、多くの委員が率先してチラシ配布を引き受けました。
- (4) 4月25日、災害対策本部で、震災電話相談のチラシの代わりに、震災電話相談の電話番号も記載されている弁護士会ニュースを配布することが決まりました。しかし、この頃は、まだどの程度の予算が確保できるか不明で、200部しか印刷できず、各団体に配布できる弁護士会ニュースの数は2～5枚に限られていました。

また、弁護士会においてゴールデンウィーク明けから各地へ出張相談を始める方針になったということで、自治体と社会福祉協議会にチラシ配布を担当することになっていた委員には、弁護士会ニュースを配布すると同時に出張相談の受け入れが可能かどうか確認するという役割も加わりました。

巡回相談の申し入れにおいては、先方が相談会の準備をする余裕が無い等の理由で出張相談を受け入れられないという反応の場合には、弁護士会で準備するつもりであるので避難所の一角等場所

だけを貸してもらえばよいことを伝えるようにとも指示がありました。

委員会内では、自治体等との申し入れについては、受け入れが可能かどうか確認するという姿勢ではなく、受け入れをお願いし、必要性を説明するという姿勢で取り組むようにしました。

(5) 小括

災害対策本部では、出張相談の実施は決定したものの、被災直後の混乱期においては、出張相談の申し入れを書面でしても見逃される可能性があり、だからといって対応に忙しくしている自治体及び社会福祉協議会に電話をすることもはばかれる状況でしたので、実施に向けて自治体や社協に対して、どう接触しようかと悩まれていたところに、高齢者・障がい者委員会の動きが上手く連動することができたと聞いています。

高齢者・障がい者委員会では、日頃から、アウトリーチ、援助が必要であるにもかかわらず自発的に申し出をしない人々に対して積極的に働きかけて支援の手を差し伸べることを重視し、そのために高齢者・障がい者を支援している団体と連携し、弁護士の方が出向くということを当たり前に考えています。高齢者・障がい者委員会の先駆けた動きが、出張相談の早期実現に繋がったと言えます。

高齢者・障がい者委員会が、このように率先して動くことができたのは、委員それぞれの意識や働きによるところはもちろんですが、当時の委員長であった松村尚美弁護士が、リーダーシップを発揮されたこと、相当な事務や運営の負担を引き受けてくれたためであって、今振り返っても松村尚美弁護士の力が大きかったと思います。

3. 自治体等に対する出張相談の申し入れ

- (1) 私は、益城町、西原村、大津町に対する弁護士会ニュース配布、出張相談を担当しました。通常でしたら、電話でアポイントメントをとって出向くべきところですが、緊急の対応に追われている中で特定の時間を確保しておいていただくのも困難だろうし、安易に断られる可能性があるだろうということで、アポイントメントなしで行くこともやむを得ないということになっていましたので、私もアポイントメントなく出向きました。
- (2) 4月27日、まず、益城町に行きました。益城町

の役場機能は、庁舎被災のため、益城町健康保険センターに移っており、そちらに出向きました。

益城町健康保険センターは、避難所も兼ねており、避難者で溢れている状態でしたが、震災対策本部の窓口をしている職員の方に、弁護士会ニュースを避難所に掲示してもらうことと、出張相談を実施させて欲しいと要請しました。

益城町の方は、対応していただいた職員の方の感触がよく、4月29日に、避難所を巡回して法律相談を実施して欲しいという回答がありました。

- (3) 4月28日、西原村に行きました。西原村の社会福祉協議会では、その事務所自体が避難所になっており、まだ、法律相談をするような段階では無いと取り付く島がない様子でしたので、また時間をおいて接触することにしました。

西原村役場では、他県から派遣された職員や自衛隊員がたくさんいて、震災から約2週間が経っても、厳しい状況であることは変わらない雰囲気漂っていました。総務課の職員に話を聞いていただくことができ、出張相談実施の要請をしましたが、最初はスペースをとること自体難しいという返答でした。西原村の職員と連携して弁護士が情報提供をするという役割を負うこともできますと説明するとやや前向きな感触に変わっていただきましたが、検討できるような状態でもなさそうで、ここでも時間が経てばきっと必要になるので落ち着く頃に再度電話をしますと伝えて後にするしかありませんでした。

西原村の訪問をとおして、やはり被害が深刻なところほど、目の前の対応に追われており、出張相談を受け入れるという考えになっていただくことも難しいことを実感するとともに、せっかく西原村まで行ったにもかかわらず実を結ぶことができなかったため徒労感に見舞われました。

しかし、4月30日になって、西原村の職員から、私宛に出張相談の要請がありました。西原村役場の方に、役場職員では対応困難な法的な相談があったということで、弁護士による法律相談のニーズがあるということに気づいていただいたということでした。

- (4) 小括

自治体での出張相談の申し入れを通して、出張相談のニーズは確かにあること、そして、対応していただく自治体職員によって、法律相談の必要

性に対する意識に差があることは仕方がなく、弁護士が法律相談実施の必要性を粘り強く説明し、理解、協力を求めることが必要になってくると思いました。

また、自己満足かもしれませんが、一度断られても、弁護士が直接出向いて、職員の方と面談していたからこそ、法律相談が必要と職員の方が感じたときに、思い出して気軽に要請していただくと感じており、弁護士が直接出向いて自治体等に出張相談の実施を呼びかけたことが良かったと考えています。

4. 出張相談の準備について

- (1) 前述のとおり、益城町から出張相談実施の要請があったのが4月29日で、5月7日（土）、8日（日）に実施してもらいたいという要望がありました。5月2日に、弁護士会で益城町からの要望に応じて実施することが決まりました。

そのことを益城町に伝え、各校区で1回は法律相談を実施したいということで、5月7日（土）は益城町総合体育館、広安西小学校、飯野小学校の3ヶ所で、5月8日（日）は、広安小学校、益城中央小、福田公民館、阿蘇熊本空港ホテルエミナースの4ヶ所で、それぞれ午前10時～午後4時まで実施することになりました。

- (2) 出張相談の会場は、全て避難所となっている会場で、それぞれの会場を運営する益城町職員と調整する必要がありました。通常の相談会であれば机や椅子があるのが当たり前です。しかし、避難所では全ての備品が避難者のために使用されており、机や椅子を確保していただくこと自体が難しいことでした。

相談場所、机椅子などの備品を確認し、会場の下見、備品の確保を手分けして行いました。5月2日の実施決定の後は出張相談会まで営業日は5月6日しかなく、慌ただしく準備した記憶があります。相談会の前日には、備品を運ぶ者で弁護士会館に集まって打ち合わせもしました。

- (3) 広報は、益城町のホームページ掲載や益城さいがFMというコミュニティラジオ放送など、益城町にも協力してもらうことができました。

5. 地震後初めて行った益城町での出張相談会の実施状況

- (1) 5月7日（土）は、益城町総合体育館（相談枠3）、広安西小学校（相談枠2）、飯野小学校（相談枠1）の3ヶ所で、10名の弁護士が相談を担当し、合計63件の相談を受けました。

5月8日（日）は、広安小学校（相談枠3）、益城中央小（相談枠2）、福田公民館（相談枠1）、阿蘇熊本空港ホテルエミナース（相談枠1）の4ヶ所、9名の弁護士が相談を担当し、合計51件の相談を受けました。



益城町総合体育館での出張相談会の様子

- (2) 私は、5月7日（土）に益城町総合体育館、5月8日（日）に広安小学校の相談を担当しました。広安小学校では、開始時間前から数組の相談者が待たれており、相談が開始してからも相談待ちの列が長くなったほど多くの相談が寄せられました。

この頃は、被災者生活再建支援制度のことを知らない方も多く、その制度を案内しただけで喜ばれることもありました。多かった相談は、隣の家が崩れてきた等の相隣関係や賃貸借関係でした。

6. 益城町における定期出張法律相談会

- (1) 日程や担当者数を状況に応じて変更

5月7日、8日の出張相談に多くの相談が寄せられたため、益城町においては引き続き出張相談会を実施することに繋がりました。

5月14日（日）に益城町総合体育館で午前10時～午後4時まで相談担当者3人態勢で、5月19日（木）の同時間帯、益城町役場機能が移転された中央公民館で相談担当者2人態勢で実施しましたが、相談担当者一人あたりの相談件数は2～3件でしたので、5月22日以降は相談担当者1人態勢にすることになりました。

また、6月からは、平日夜間の相談にも対応で

きるように実施しました。

- (2) 相談者数をあげる工夫

相談の件数を上げるために、弁護士が定期的に相談会を実施していることをお知らせする看板を避難所である益城町総合体育館に常設してもらうようお願いしました。



益城町総合体育館にて定期相談会をお知らせする看板を設けた

また、益城町は、り災証明書を地域毎に日程を指定して特設会場（野外）を設けて発行していましたが、益城町の被災者の多くが目にする、り災証明書発行会場において、定期相談会の案内が記載された看板を置いて相談会を開催しました。

その甲斐あってか、り災証明書が発行されたからなのか、5月22日以降から6月中旬頃までは、1人では対応できないほど相談が寄せられました。そのため、行列ができたり、相談時間は20分と区切って待合リストを急遽作り再来場していただく時間をお知らせするなどの対応を迫られることもありました。

- (3) 出張相談の日程

益城町における出張相談会は、1月に益城相談センターが設置された直後まで、下記のとおり実施しました。

- ①益城町総合体育館（避難所）日曜相談

5月14日～9月：午前10時～午後4時

10月：午後1時～午後4時

11月からは、益城町総合体育館閉鎖に伴い、益城町保健福祉センターで実施

- ②益城町保健福祉センター（法テラス号）日曜相談

11月～2月：午後1時～午後4時

- ③益城町総合体育館（避難所）水曜相談

5月25日～6月2日：午前10時～午後4時

6月8日～8月：午後2時～午後8時

- ④益城中央公民館（仮役場）木曜相談

5月19日～9月：午前10時～午後4時

10月～1月19日：午後1時～午後4時

(4) 益城町における相談件数

益城町においては、商工会議所等別の団体の要請に基づいて実施された相談会もありますが、上記の熊本県弁護士会と法テラスの共同で益城町の協力を得て開催した相談会の相談件数は下記のとおりです。

	H28.5	H28.6	H28.7	H28.8	H28.9	H28.10
相談件数	213	130	68	62	27	42
	H28.11	H28.12	H29.1	H29.2		合計
相談件数	20	18	22	12		614

7. 益城法律相談センター設置

平成28年10月頃から、益城町に法律相談センターを設置する準備をしました。出張相談は、あくまで毎月決済を受けながら行うもので、その都度担当弁護士を募集し、相談会場に事務員もいないので、相談担当弁護士には負担もありました。法律相談センターの設置は息の長い支援を継続できる態勢を取るためことを目的としたものです。また、益城町に法律相談センターを設置することで、弁護士会の震災ADRを益城町において実施できるのではないかと期待もありました。益城町や西原村からは熊本地方裁判所や弁護士会館は遠く、隣人とのトラブルなどでは相手を遠くに呼びつける形になるので、近い場所で震災ADRを用意すれば、より利用しやすくなるのではないかと思います。

平成28年10月末、副会長の本田悟士弁護士、法律相談センター委員長岡部秀幸弁護士、馬場啓弁護士とで益城町総務課の職員と面談しました。

当時は、益城町役場は元の庁舎が使用不可能になって、中央公民館に機能を移していましたが、いずれ仮庁舎に移転予定だったので、場所の問題がありましたが、まずは中央公民館に設置することに決まりました。

平成29年1月26日に、協定書調印式を行い、その後毎週火曜及び金曜（祝日を除く）の午後1時～4時に相談を実施しています。益城法律相談センターは常設ではなく、開設日に、中央公民館の1室を借りるという形式のものでした。

益城町との間の協定書においては、広報の協力についても条項があり、益城相談センターを開設したことを益城町の広報誌に載せていただいたり、チラ

シを回覧していただいたり、仮設住宅には全戸配布していただいています。

平成29年5月には、益城町役場の仮庁舎ができましたので、現在は法律相談センターも中央公民館から仮庁舎に移転しています。

現在の益城法律相談センターの状況ですが、徐々に地震関連の相談は少なくなったものの、住宅会社とのトラブルなど住宅再建に関わる相談が多く寄せられています。

8. さいごに

被災直後の法律相談は、法律相談に限らず支援制度の情報を提供するという意味で、被災された方々のお役に立てたと思います。自治体と協議して出張相談を実施する場合には、自治体の状況によって出張相談をやるべき時期について最初は共通認識を得られないこともあるかもしれませんし、弁護士に相談するということが周知され定着するまでは相談数も低迷することもあるかもしれません。しかし、被災者の方々のニーズは必ずあると思うので、地域で災害が発生したときには、そう信じて実施していただきたいと思います。

熊本県弁護士会における「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応



山野史寛



西村好史

はじめに

1. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用

平成28年熊本地震（以下「熊本地震」）では、約20万戸の家屋が被災し、既存の住宅ローン等を抱える被災者が、住宅の再建によって二重ローン状態に陥るなど、被災者が既往債務を抱えたままでは生活の再建にあたり、困難に直面することが想定されました。

このような問題に対処するために、平成27年12月25日に公表されていた「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「本GL」）が、熊本地震に実質的な第1号として適用されました。

本GLは、「災害救助法の適用を受けた自然災害の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資すること」を目的とするものです。

具体的には、自然災害の影響により既往債務について支払不能又は支払不能のおそれが生じた債務者について、法的倒産手続によらずに、一定の自由財産を手元に保有しつつ、債務の全部又は一部の免除が受けられる制度となっています（債務者には、信用情報が登録されない、破産手続と比較して多くの財産を手元に残せる、原則として保証人への請求がされない等のメリットがあります）。

2. 本GLへの対応

本GLについては熊本地震が実質的な適用第1号となったことから、本GLに関する熊本県弁護士会の活動を記録に記すことは先例的な意義が極めて大

きいものと考えられます。

また本GLへの対応は、被災者の方のみならず、金融機関等の債権者への対応、登録支援専門家となる弁護士向けの活動など、各方面への対応が必要ですので、その活動も多岐にわたります。

そこで、本稿においては、熊本県弁護士会の本GLへの対応について記載させていただきますとともに、これまで積み重ねてきた活動を通じて抱えている課題や今後の展望等についても若干記したいと思います。

なお、これまでの熊本県弁護士会における本GLに関する活動の主な内容については、別紙の活動経過をご参照ください。

発災直後の対応

平成28年4月14日に前震が発生しましたが、熊本県弁護士会（以下「当会」）では、翌4月15日に災害対策本部を設置し、対応を開始しました。その中で重要なものの1つが、本GLへの対応でした。

当会では、発災直後の段階から災害対策本部の設置、日弁連や他単位会弁護士からの情報収集、日弁連や他単位会弁護士による研修などを行いました。その中で、東日本大震災後の個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下「個人版私的整理GL」）の際の経験等もお聞きし、本GLの周知不足や対応の遅れによって、被災者の方が本GLによる債務整理について検討する機会を失うことがないようにするためにも、本GLによる債務整理について迅速に対応する必要があると考えました。

そこで当会では、4月16日の本震から1週間を経過していない4月22日には本GLの登録支援専門家名簿を作成するとともに、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン第4項(1)の各団体における登録支援専門家の登録及び委嘱手続の実施要綱」を元に、弁護士会事務局の事務職員向けに『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に関する熊本県弁護士会の手続の流れ（事務局を中心として）』を作成して、弁護士会事務局の対

応体制を整えました。

また、4月25日には本GLの受付を開始し、4月28日には弁護士向けのGL研修会を開催し、同日、当会内に本GLに対応するチームとして自然災害債務整理ガイドラインプロジェクトチーム（以下「GLPT」）を立ち上げ、GLPTのメンバーと当会事務局全員による対応検討会議を開催しました。

以上が発災直後の本GLに関する当会の対応です。

金融機関等への対応

1. 発災後間もない時期の対応および着手同意時のトラブルへの対応

本GLは、その制度上、手続の開始の場面で、債務者である被災者自身が借入れ額が最も大きい債権者に本GLの利用を申出て、その同意を得る必要があります（着手同意）。

被災者が本GLの情報に触れることができなかったり、着手同意の段階で被災者と債権者の間でトラブルが起きてしまうと、本GLの利用が困難になるおそれがあります。そこで、当会から熊本県内の金融機関等に要望書（被災者への本GLの周知と利用の要望、本GLの委嘱依頼書の提出先が被災者の居住地の弁護士会であることの周知等）を送付するとともに、金融機関とGLPTとの間で、本GLの周知・広報、着手同意の運用等について意見交換を行いました。また、金融機関等に広く着手同意を行っていただくため、本GLの運営を担っていた一般社団法人全国銀行協会（以下「全国銀行協会」）（現在は「一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関」）にもご尽力をいただきました。

結果として、金融機関からはダイレクトメール（以下「DM」）等により広く本GLの周知・広報をしていただくとともに、着手同意の運用として、被災者（申出人）が本GLの利用を希望した場合には反社会的勢力にあたる場合を除き、広く着手同意を行っていただきました。

ただ、本GLによる債務整理は金額の多寡の制限なく、全国の債権者（金融機関等）を対象債権者とし得るものです。被災者（申出人）に対して着手同意を行う債権者（金融機関等）も全国に広がっており、債権者（金融機関等）の規模も様々です。ところが、本GLは熊本地震が実質的な適用第1号であり、すべての債権者（金融機関等）が本GLやその手続について十分に把握できている、という状況ではあ

りませんでした。

そこで、当会の弁護士が市民から相談を受ける中で、着手同意の段階におけるトラブル等について相談をいただいた際、債権者側の理解不足等が原因と思われる理由から不当に同意を拒んでいると考えられる案件については、相談を担当した弁護士から直接当該債権者への説明を実施したり、場合によってはGLPTの弁護士から債権者となる金融機関等に個別に連絡したりするなどして、適正に対応していただくようお願いしたこともありました。

中には当初、「自分たちは対象債権者とならないのでは？」というお考えを示されたところもありましたが、関係各所との協議や弁護士会等からの申し入れにより、本GLの対象となることが明確になった債権者もありました（後述）。

熊本県弁護士会としては、そのような協議、申し入れ等の活動を行い、震災後間もない時期から、被災者が本GLを利用して円滑に生活の再建を図れるよう努めて参りました。

2. 債権者（金融機関等）との協議の実施や協力関係の構築等

(1) 金融機関への申し入れ、協議会の開催

上記の着手同意の段階にとどまらず、債務者数が特に多いと思われる金融機関との間では、その後も必要に応じて繰り返し協議を行いました。また、債権者から当会宛に本GLに関するご質問をいただくこともありました（債権者から当会にお問い合わせの電話が相当数ありました）。それに備えて、債務者数が特に多い金融機関については、GLPTの中から担当弁護士を決め、問い合わせに対しては、その担当弁護士から回答をするという体制を整えました。

金融機関とは、支払不能要件の解釈、自由財産の範囲、調停条項案等、様々な点について協議や意見交換を行いました。

特に調停条項案については、債務者数が多い金融機関からの意見聴取及び意見交換を行い、本GLの運営を担っていた全国銀行協会（現在は「一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関」）との協議を経て、平成29年2月10日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会（以下「ガイドライン研究会」）示されていた調停条項案参考例に修正を加え、

GLPTにて4種類の調停条項案を作り上げました。

また本GLの手続が進行するにつれ、個別事案の問題点や進捗に関する問題点が徐々に生じ始めましたので、これらの問題点についても必要に応じて債権者側と協議を行っています。

(2) 金融機関等と協力してのGL相談会の実施

各金融機関等においては、本GLについて、顧客へのDM発送を含め、周知活動をされていましたが、その中で、本GLによる債務整理に関する説明会・相談会を実施された金融機関もありました。その際、当会から弁護士を派遣するなどして被災者に本GLの情報を提供し、被災者が本GLの活用機会を失さないよう、相互に協力して対応してきました。

また、各金融機関それぞれの相談会以外にも、九州財務局に主導していただき、九州財務局・弁護士会等の共催により、弁護士会や複数の金融機関等が一斉に参加する相談会を継続的に開催してきました。本GLに関する周知を行うと共に本GLに関する相談を受けています。

(3) 金融機関の職員向けの研修等への熊本県弁護士会からの講師派遣

着手同意の段階で本GLの利用を考えている被災者と接するのは、必ずしも金融機関の本部等で本GLに携わる職員ではなく、各支店の窓口担当者や営業担当者等である場合も多いと考えられます。この場合、被災者に接する担当者の理解が不足していたり誤っていた場合には、トラブルが発生し、被災者が本GLの利用機会を失うこともあり得ます。そのため、金融機関が本GLについての研修等を実施する場合に、金融機関等からの依頼に基づき、当会のGLPTから講師を派遣するなどの対応を行いました。

(4) 不適切事案への対応

本GLは、熊本地震が実質的に適用第1号であり、金融機関および弁護士双方に理解不足の点があり、初期には対応方法がわからないことや、現場担当者の理解不足から誤った対応がなされることもありました。

GLPTでは、債務者からの相談や相談担当者（弁護士）からの情報提供等で、着手同意等に関して債権者（金融機関等）側の対応に問題があると考えられた案件等については、事実関係の確認や、改善の申し入れ等を行いました。

3. 本GLの対象とならないとする債権者等への対応、要請活動

(1) 本GLへの理解

繰り返しになりますが、熊本地震は本GL適用の実質的第1号にあたります。そのため、どのような団体が本GLの「対象債権者」にあたるのかどうか、どのような債務が本GLによる債務整理が可能なものなのかについて、当初は不明確な部分もありました。

本GLの第3項(2)に対象債権者についての定めがあります。同規定によれば銀行等の金融機関が対象となることについては明確に理解できますが、それ以外の個々の団体（リース会社、勤務先、公的な団体等）が「対象債権者」にあたり、本GLによる債務整理が可能かどうかについては、債務者、登録支援専門家、債権者ともに理解が不十分なところもありました。

(2) 債権者への対応

初期には、債権者より「リースは対象じゃないのでは?」「住宅ローン以外は対象じゃないのでは?」「カードローンも対象になるのか?」など様々なご意見をいただいたことがありました。それらに対しては、担当した登録支援専門家のほうから本GLの趣旨や制度について丁寧に説明をし、対象債権者にあたることについて概ね理解をしていただいたものと思います。

(3) 被災者（債務者）が公務員の場合

各公務員共済組合の貸付制度（住宅貸付等）を利用している場合がありますが、そのような債務がある場合、公務員共済組合が対象債権者になるのか、当初は理解が統一されていませんでした。この点については、GLPTと全国銀行協会との協議会を経て、金融庁経由で本GLの対象となることについて調整がなされ、所管する省庁より各組合に通知が発せられ、本GLの対象となることが明確になり、問題が解決しております。

(4) 日本学生支援機構の奨学金（債務）について

当初は、本GLでの債務整理ができないのではないか等の議論がありましたが、関係各所との調整を経て、本GLの対象となることが明確になりました（ただし、形式としては「免除」ではなく「返還請求の停止」）。

(5) 自治体（熊本県）の奨学金について

奨学金には、各自治体によるものもあります。

熊本県の育英資金についても当初は本GLの対象にするのは困難であるという話でした。しかしながら、当会（GLPT）では、熊本県への申入れ（要請書の発出）、熊本県担当者との協議・意見交換、熊本県（県知事や副知事等）への要請活動、県議会議員への要請等の活動を行い、最終的には平成29年6月の県議会で「熊本県育英資金貸与基金条例」の一部改正案が可決され、熊本県の育英資金が本GLによる債務整理の対象となりました（ただし、本GLでの債務整理をするには条例で定められた独自の要件があります）。

被災者への対応

1. 被災者相談の実施

私達は弁護士ですので、被災者の方の相談を受けるということが重要な使命と考えています。当会では、熊本地震発生後まもない時期から震災電話相談を実施し、また面談での法律相談も熊本県内各地で実施してきました。

熊本地震に関連する法律相談の内容は多岐にわたりますが、本GLの内容や利用の可否等についての相談も一定数ございました。法律相談では、限られた時間で事情を聴き取り、助言をする必要がありますので、当会では本GL相談用の相談票を利用し、スムーズに事情の聞き取りができるよう工夫をしました。また、相談を担当する弁護士用に想定問答集（債権者対応編、電話相談編）を作成し、被災者からの相談に適切に対処できるように配慮しました。

2. 被災者への周知活動

（「くま弁ニュース」の作成・配布等）

本GLは、被災者から債権額が最も大きな債権者に対して利用を申出るところから始まるという制度ですので、被災者の方に本GLが存在することを周知することも非常に重要となります。そのため、被災者への広報として、日弁連にチラシを作成していただくとともに、当会でもホームページにガイドライン特集ページを作成したほか、本GLについて特集した「くま弁ニュース（第3号）」を作成し、熊本県内各所で配布しました。

加えて、本GLについての相談は、一般の法律相談のみならず、前述した金融機関等と連携した相談会や九州財務局との共催による相談会のほか、住宅展示場での相談会等も実施しました。

3. 本GLの利用を検討する機会の確保

熊本地震においては、前述のとおり手続開始の着手同意の段階では、本GLの利用の可否について債権者側で厳格な審査を行うのではなく、反社会的勢力にあたる場合を除き、広く着手同意をしていただき、被災者（申出人）に、一度、登録支援専門家である弁護士が就いて本GLの利用について検討する機会を設ける運用としました。

そのため本GLの利用を希望される被災者（申出人）は、着手同意後、登録支援専門家である弁護士の支援を受けることができることとなり、多くの被災者が本GLの利用について検討する機会を得ることが出来たと思います。

着手同意後は、登録支援専門家である弁護士が被災者（申出人）から事情をうかがい、本GLの利用の可否について検討を加えながら、被災者（申出人）の意向も確認して支援をしていくことになります。しかし、被災者（申出人）から事情をお聞きした段階で、支払不能要件を満たさないなど本GLの利用が難しいとの判断に至る場合もあり、その場合には、登録支援専門家である弁護士の説明を受けていただいた上で委嘱依頼の取り下げ（債務整理開始申出前の取り下げ）を行っていただく案件もありました。

着手同意の段階で利害が対立し得る債権者から本GLの利用を拒否されるのではなく、委嘱後登録支援専門家である弁護士が就き、本GLの適用について十分な検討をした上で本GLの利用が困難であることの説明を被災者（申出人）が受けることで、被災者（申出人）の理解に繋がっていると思います。

また、本GLの利用が困難であることを被災者（申出人）が理解することで、早期に生活再建のための他の方法を検討することができていると考えています。

実務運用についての協議等（ガイドライン研究会・全国銀行協会との協議）

繰り返しになりますが、本GLによる債務整理については、熊本地震が実質的に適用第1号となりましたので、当会のGLPTの中でも具体的な実務運用をどうしたらよいかなど、明らかでない点が多々ありました。

そのため、ガイドライン研究会の富永浩明弁護士や辻松雄事務局長をはじめ、全国銀行協会（現在は「一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライ

ン運営機関」)でご対応いただく方々と、GLPTとの間で、本GLの運用や関係する諸問題について継続的に協議を実施しました(協議会は平成30年7月末日現在で20回開催しています)。

協議の頻度は、おおむね1カ月ないし2カ月に1回、協議事項は本GLの文言の解釈や、実務運用、情報提供など様々でした。本GLの内容のみならず、登録支援専門家の委嘱手続等の事務的な部分についても、より良いあり方を目指して協議を重ねました。東日本大震災後の個人版私的整理GL時の運用も参考にしつつ、本GLの内容、手続に合わせた実務運用の確立のために協議を行いました。

また、多くの被災者が本GLを利用され、手続が進むにつれ、着手同意時点の問題点、債務整理開始時点の問題点、調停条項案作成時点の問題点、調停申立時点の問題点など、様々な問題が浮き彫りになってきましたので、その都度、適宜協議をして対応をしました。

その他の関係団体との協議等

金融機関等の債権者となり得る諸団体以外にも、登録支援専門家となる不動産鑑定士、公認会計士、税理士の各団体との間でも勉強会や協議会を開催しました。

さらに、本GLの手続は最終的に特定調停を利用することになりますので、特定調停を行う簡易裁判所との間でも、複数回の協議を実施しました(平成30年7月末日までで13回実施)。特定調停手続の期日の持ち方や、申立書の記載の方法、申立時の必要書類、調停条項の内容等について意見交換をし、被災者のためのスムーズ、かつ迅速な特定調停手続のために協議を行ってきました。

弁護士(登録支援専門家)への支援活動等

1. 登録支援専門家の名簿の整備

熊本地震発生後、当会では、本GLについての研修を実施し、登録支援専門家の名簿の整備等を進め、本GLへ対応できるよう体制整備を進めてきました。

当初の段階では、当会の弁護士約70名が登録支援専門家の名簿に登録しました。1カ月に約100件のペースで、委嘱依頼がきたことから、対応できる登録支援専門家(弁護士)を増やす必要性があったため、登録支援専門家として活動いただけるようGLPTからお声かけするなどし、現在では当会の弁護士約

160名が登録支援専門家として活動するに至っています。なお、熊本県弁護士会では当会だけでは対応困難な多数の委嘱依頼が来る可能性があると考えたため、登録支援専門家の要件を緩和し、弁護士経験2年以上で破産等に関する一定の経験があれば登録支援専門家に登録できるようにしており、またガイドライン規則上他単位会の先生方も当会の登録支援専門家名簿に登録できるようにしています(実際に他単位会の先生方に委嘱をした案件はありません)。

2. 弁護士へのフォロー

本GLでは登録支援専門家が非常に重要な役割を担うことから、当会では登録支援専門家として活動する弁護士へのフォロー等もできるかぎり行っていました。

(1) 研修の実施

まず、本GLにおける登録支援専門家の業務についての研修を複数回実施しました。本GLについては、手続利用の要件(震災起因性や支払不能)、自由財産の範囲、調停条項案の内容、利用する書式や提出書類などについて、理解する必要があります。

また、本GLによる債務整理手続はあくまで被災者(申出人)が当事者として手続を進めるもので、弁護士は代理人ではなく「登録支援専門家」として中立的立場で関与することになりますので、弁護士の通常業務とは異なる内容・方法でアプローチする必要があります。

そのため、登録支援専門家としての業務を理解することが欠かせず複数回の研修を実施しました。

(2) 情報の共有・周知

前述のとおり、GLPTは関係各所と協議をしていますが、その協議の中で、登録支援専門家に周知をする必要がある事項や注意を促すべき事項があった場合には、適宜の方法により、情報の共有・周知をしました。

当会では、弁護士である登録支援専門家専用のメーリングリスト(以下「ML」)を立ち上げ、実務運用の確認や情報提供等に利用しています(なお同MLには個人版私的整理GLを経験された仙台弁護士会の先生方にご加入いただきご助言をいただいています)。GLPTからの情報提供や注意事項の周知、また毎月の業務報告の提出のリマインド等も実施しています。

(3) その他の弁護士へのフォロー

そのほか、GLPTでは、登録支援専門家へのアンケートの実施や、定期的な進捗状況調査、遅滞案件や困っている案件の有無についての聴き取り、助言などを通じ、被災者のためのスムーズな手続進行を目指して、できるかぎり様々な対応をしています。

その他の活動

上記のほか、本GL関係で当会では、「熊本県弁護士会自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインによる登録支援専門家の登録及び推薦等に関する規則」の制定（同規則においては、上記のとおり他単位会所属の弁護士を登録できるようにアレンジをしています）、義援金の差押禁止立法要請活動（現在のところ、義援金については個別の災害毎に差押禁止の立法をする必要があります。熊本地震では、要請活動が功を奏し、平成28年6月3日には差押禁止の法律が公布されました）、信用情報機関に対する本GL関連の信用情報の取り扱いに関する照会、調停条項案による執行についての地裁執行係との協議なども行いました。

本GL案件の件数等の推移

1. 委嘱依頼の総数

当会には、熊本地震後1年間で600件を超える委嘱依頼があり、平成30年7月27日現在で、723件の委嘱依頼となっています（委嘱依頼の件数等の推移については、別表をご覧ください）。

もっとも、登録支援専門家が委嘱されて、弁護士が被災者の方と打合せ等をして検討した結果、約3割程度の方は、支払不能要件を満たさない等の理由により債務整理開始の申し出をする以前に委嘱依頼を取り下げられています。

これは、前述のとおり、手続スタートの段階で金融機関等の債権者の側で幅広く着手同意を認めていただき、被災者の方が本GLの利用について検討する機会を与えていただいた結果であって、着手同意を広くしたことにより想定される結果であると考えています。

2. 委嘱依頼の件数の推移

熊本地震後の平成28年5月、6月、7月頃は1カ月に100件程度の委嘱依頼がありましたが、8月、

9月頃からペースが落ちております。その後、熊本地震後1年が経過するまでは、1カ月あたり10～20件程度の委嘱依頼がありました。熊本地震後1年が経過した後は、1カ月あたり5件程度の委嘱依頼がくるという状況で、震災から2年以上を経過した平成30年7月末現在では1カ月あたり2～3件程度になっています。

3. 特定調停について

特定調停については、平成28年11月に第1号案件が成立して以降、なかなか成立件数が伸びておりませんでした。そのため「GLの利用が進んでいないのではないか？」という報道もありましたが、これには2017年2月頃まで調停条項案の修正について、GLPTが裁判所や対象債権者、ガイドライン研究会などの関係各所と協議したり、検討したりしていたことも影響していたかもしれません。

実際、2017年4月以降は特定調停申立てが大幅に増加しました。平成29年1月から3月までの3カ月間の調停申立件数は、1カ月平均、債務者数で約10名強、債権者数で20社弱ですが、平成29年4月の1カ月間で特定調停申立件数は債務者数で30名強、債権者数で60社強であり、急増しました。その後、特定調停申立件数および特定調停成立件数は、順調に推移し、熊本地震後2年経過の時点で、特定調停の成立件数は債務者数で215名（債権者数で491社）となりました（平成30年7月27日時点では債務者数で263名、債権者数で593社。委嘱依頼数、取下数、特定調停成立数の推移については別表を参照）。

弁護士会の登録団体としての業務等

1. 当会事務局の役割

本GLには、東日本大震災後の個人版私的整理GLの時とは異なり、事務局的な役割を担う運営委員会がありません。そこで、登録支援専門家名簿の作成、委嘱手続（委嘱依頼の受付、登録支援専門家の推薦）、債務整理開始申出前の取下書の提出等の事務手続については、登録団体である当会の事務局がその役割を担いました。また、本GLに関する債務者・債権者等からの問い合わせは多くが当会に行われ、事務局はその対応を行う必要があります。

そのため当会事務局における本GLへの理解は制度を運用するうえで必要不可欠でした。

2. 本GLにおける事務

また本GLはその制度上、登録支援専門家が被災者（申出人）と債権者との間に立って調整を実施することになっています。運営委員会があれば運営委員会が担うべき事務も、当会、GLPT、登録支援専門家が一定程度負担を要する形になっていました。

3. 債務者及び債権者からの業務遅滞等による相談の受付

加えて本GLの実施要綱上、債務者及び債権者からの業務遅滞等による相談の受付先は登録団体である弁護士会となっていますので、当会ではガイドラインに関する相談（苦情等）は通常の市民相談窓口と同様副会長の常駐時に受け付けを行っています。また、登録支援専門家への助言等も登録団体である弁護士会において行い、状況によっては登録支援専門家の変更（再委嘱）なども行いました。

本GLの課題等

本GLについては、被災者（申出人）、金融機関等の債権者、登録支援専門家それぞれの立場から様々な評価があり得ると思います。当会では平成28年10月の時点で登録支援専門家として活動されている弁護士にアンケートを実施いたしましたが、そこに寄せられた回答も、弁護士、登録支援専門家の立場から様々な意見ができました。そこで本GLの課題等を述べたいと思います。

1. 本GLの内容

まず、本GLを利用できるかどうかは、震災起因性、支払不能の判断、収入の基準、住居費負担割合の目安、特段の事情の有無など様々な事情を考慮して決定することになるため、利用の可否の判断には悩ましい面がありました。もっとも、この点については、「本GLの内容が不明確」との評価がなされるかもしれませんが、他方で「柔軟性がある」という評価もあるかもしれません。

また、そのようなことも影響して、本GLを通じた債務整理の可否や手続進行のスケジュールについての見通しが立てづらいという問題があります。登録支援専門家として被災者（申出人）にアドバイスをすることになりますが、本GLの利用が可能かどうか微妙な事案もあり、実務運用も不明確な場合もあるため、見通しが立てられないケースもあったよ

うです。

その意味で事例集積をすることによって見通しを立てやすくしていくということが必要と思われます。

2. 本GLの周知等

最も重要な点としては、自然災害が生じた際、いかに本GLの存在、そして本GLによる債務整理という解決策があることを被災者に周知していくか、という問題です。

当会ではホームページにガイドライン特集ページを作成し、当会作成の「熊弁ニュース」を配布するなどのほか、会員個人のSNS等で本GLの周知を図ってきました。

しかしながら、弁護士会には広報のための潤沢な予算があるわけではなく、また債務者の情報があるわけではありませので、やはり限界があります。

債務者により近い存在で債務者の債務の状況を把握している金融機関等から住宅ローンを有している債務者全員にDMで本GLの告知を送付いただいたり、被災者支援において重要な役割を果たす地方自治体等に「熊弁ニュース」や本GLのチラシ、本GLに関する相談会のチラシなどの配布にご協力をいただいたり、本GLを所管する金融庁（各財務局）にCMや新聞広告などの広報活動や相談会を開催していただくなど、関係機関が協力連携し、一丸となって本GLについての周知を行うことが必要です。

自然災害という予測できない出来事によって、債務の支払が困難となった被災者の方が、1人でも多く本GLを利用して生活再建を図ることができるよう広く情報を発信していくことが重要であると考えています。

3. 登録支援専門家の負担

弁護士である登録支援専門家の業務については、1日あたり3時間までしかカウントされないため、3時間を超えて業務を行ったとしても、3時間を超える部分については報酬は出ません。しかしながら、被災者（申出人）が仕事をしている場合には特に、打ち合わせのために何度も事務所に足を運んでいただくことが難しいこともあり、被災者（申出人）からの事情の聞き取りや登録支援専門家による文書作成支援、被災者（申出人）による文書等の確認、その後の修正作業等をいっぺんに行わなければならないケースもあります。当然、そのような場合には1

日あたりの業務時間が3時間を超えることも少なくありませんが、その点が考慮されないことについては疑問が残ります。関連して、手続きを行ううえで当然に発生するコピー代などの費用については、実費として支払われるようすべきとも考えられます。

また、本GLの制度上、登録支援専門家は被災者（申出人）の代理人ではなく中立公正な立場であるため、通常の弁護士業務のように当事者に代わって資料の収集などを行うことができず、準備が思うように進まないこともあります。中には連絡がとれなくなる被災者（申出人）もごく稀にあり、登録支援専門家が対応に苦慮する場合があります。

4. 弁護士会事務局の負担

本GLの登録支援専門家の委嘱等の手続窓口は基本的に弁護士会事務局であり、また各種の問い合わせも弁護士会事務局にあるため、当会事務局の負担が極めて大きいという問題点があります。また、本GLの事務処理に関する書類のコピー代や郵送費も必要になります。

当会事務局の負担に対しては、労務に対してはもちろん、郵送費等の実費についても何らの費用も支払われない制度となっており、当会事務局には負担だけがある状況であり、改善が必要と考えられます。

5. 弁護士会（GLPT）の負担

本GLについては上記で述べたとおり、金融機関等への対応（協議、相談会等）、被災者への対応（広報・相談会等）、ガイドライン研究会・全国銀行協会（後に「一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関」）との実務運用についての協議、登録支援専門家である弁護士への対応（研修会、進捗状況確認、アドバイスの実施等）など弁護士会が担うべき役割が非常に多く、負担が極めて大きいという問題点があります。

当会では、20名程度のGLPTメンバーを中心に対応してきましたが、メンバー全員がかなりの負担を要したという状況であったため、小規模単位会においては登録支援専門家を確保することに加え、PTとして本GLに関する対応を担当し、実働していくメンバーを如何に確保するかが問題であろうと思います。

なお、当会ではGLPTの活動に対し、当会の負担において一定の費用面の手当（協議会等への出席に

ついては1会議あたり5,000円〔消費税別〕）がなされています。

さいごに

本GLは熊本地震が実質的な適用第1号であったことから当会では暗中模索しながらも、本GLの周知に努め、1人でも多くの被災者が本GLを利用することで生活等の再建を図ることができ、熊本の復興に繋がればとの思いで活動をして参りました。

私達の活動が熊本の被災者の生活等の再建の一助になり、また将来発生し得る災害の際の本GLのより良い運用等の助けになれば幸いです。

熊本県弁護士会におけるガイドライン関連の活動状況等
～平成28年熊本地震発災から平成30年7月までの経過～

平成 (年)	月	日	活動等	備考
27	9	2	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会の設置	同日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害を対象とする
27	12	25	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下、単に「ガイドライン」、あるいは「GL」と表記する）の公表	
28	4	1	ガイドライン適用開始	
28	4	14	熊本地震前震	
28	4	15	熊本県弁護士会で災害対策本部設置	本部長：吉田賢一会長（当時） 本部長代行：板井俊介副会長（当時）
28	4	16	熊本地震本震	
28	4	22	登録支援専門家名簿の作成	当初約70名の弁護士が名簿登録
28	4	22	『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に関する熊本県弁護士会の手続きの流れ（事務局を中心として）』作成	弁護士会におけるガイドライン対応手続きの整備
28	4	25	ガイドライン受付開始	
28	4	26	ガイドラインについて周知と利用を依頼する要望書を熊本県弁護士会から県内の金融機関等に発出	
28	4	26	金融機関との個別面談	弁護士会執行部で対応
28	4	28	弁護士向けGL研修	講師：小向俊和弁護士（仙台）
28	4	28	熊本県弁護士会内に「GLPT（ガイドラインプロジェクトチーム）」を立ち上げ	倒産事件に関する協議委員会、中小企業法律支援センター委員会の委員を中心に結成 座長：江越和信 事務局長：渡辺裕介 事務局次長：東健一郎
28	5	上旬	義援金の差押禁止立法を求める国会議員への要請活動	
28	5	6	熊本県内の各金融機関へ6カ月の返済猶予、および、ガイドラインの委嘱依頼書の提出先が居住地の各弁護士会であることの周知を求める申入書を発出	
28	5	13	全銀協との協議会（第1回）	
28	5	19	金融機関との個別協議	
28	5	20	全銀協との協議会（第2回）	
28	5	23	ガイドライン相談用相談票書式作成	
28	5	24	金融機関との個別協議	※5月～7月頃の金融機関等との協議は、主に、債務者への周知の問題や着手同意段階の問題についての協議
28	5	25	金融機関との個別協議	
28	5	25	法律相談センターにおけるGL相談時の相談記録集計を開始（主に着手同意段階での債権者対応の問題事例の把握のため）	以降、毎週末にチェックをし不適切な事例が発生していないかチェック
28	5	25	想定問答集（電話相談対応）作成	
28	5	27	熊本地震における義援金を差押禁止財産とする立法の成立	
28	5	31	GLPT会議	
28	6	2	弁護士向けGL研修	東京よりTV会議 講師：杉岡麻子弁護士（東京）
28	6	2	金融機関 担当者向け説明会事前協議	

平成 (年)	月	日	活動等	備考
28	6	4	金融機関 行員向け勉強会	PTから講師派遣
28	6	6	金融機関 担当者向け説明会	PTから講師派遣
28	6	7	全銀協との協議会（第3回）	
28	6	12	金融機関 住民向け説明会	PTから講師派遣、相談担当弁護士派遣
28	6	13	国会議員へガイドラインの運用充実を求めるとともに、課題等をレクチャー	
28	6	15	登録支援専門家（弁護士）の増員のための呼びかけ開始	約70名→約160名
28	6	16	金融機関との個別協議	
28	6	17	全銀協との協議会（第4回）	
28	6	19	金融機関 住民向け説明会	相談担当弁護士派遣 以後、法テラスのニーズ調査活用
28	6	24	金融機関との個別協議	
28	6	24	GL特定調停の申立費用無料化	
28	6	25	金融機関 テレビでの広報	弁護士解説
28	6	25	住宅展示場でのGL相談会	相談担当弁護士派遣
28	6	26	住宅展示場でのGL相談会	相談担当弁護士派遣
28	6	26	金融機関 住民向け説明会	相談担当弁護士派遣
28	6	30	GLPT会議	
28	7	1	業務報告・報酬請求のリマインドメール開始	登録支援専門家への業務報告・報酬請求のリマインドを毎月実施
28	7	1	くま弁ニュース第3号（GL特集）発行	県内各地で配布
28	7	3	金融機関 住民向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	7	4	金融機関 GL説明会・相談会	相談担当弁護士派遣
28	7	5	公認会計士協会との勉強会	
28	7	7	REVICとの意見交換会	
28	7	10	金融機関 住民向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	7	11	全銀協との協議会（第5回）	
28	7	11	金融機関との個別協議	
28	7	13	金融機関との個別協議	
28	7	15	金融機関 窓口担当者向けセミナー	PTより講師派遣
28	7	17	金融機関 住民向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	7	24	金融機関 住民向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	7	25	簡易裁判所との協議会（第1回）	期日の持ち方、提出書類、条項案等
28	7	27	金融機関との個別協議	
28	7	31	金融機関 住民向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	8	4	GLPT会議	
28	8	7	金融機関 住民向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	8	10	金融機関との個別協議	
28	8	10	全銀協との協議会（第6回）	
28	8	14	金融機関 住民向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	8	17	信用情報登録機関に対するGL関連の信用情報の取扱いの照会文書送付	9月末までに3機関から回答あり 10/25に追加文書あり
28	8	19	簡易裁判所との協議会（第2回）	
28	8	21	金融機関 住民向け相談会	相談担当弁護士派遣

平成 (年)	月	日	活動等	備考
28	8	23	金融機関との協議会	
28	8	26	弁護士向けGL研修	講師：鹿瀬島正剛（熊本）
28	8	27	金融機関 債務者向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	8	28	金融機関 債務者向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	8	28	金融機関 住民向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	9	4	金融機関 住民向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	9	11	金融機関 住民向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	9	12	全銀協との協議会（第7回）	
28	9	18	金融機関 住民向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	9	21	GLPT会議	
28	9	25	NHK（テレビ）にてGLについて弁護士説明	
28	9	25	金融機関 住民向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	9	27	弁護士会から弁護士の登録支援専門家へアンケート調査	案件の進捗や困っていること、質問など
28	10	1	弁護士会から国会議員への陳情	
28	10	7	簡易裁判所との協議会（第3回）	
28	10	13	金融機関との個別協議	※売却処分一括返済型（担保権者用）の調停条項案につき、担保解除等についての条項を含む修正案について、案件の多い金融機関と協議を開始
28	10	13	全銀協との協議会（第8回）	
28	10	24	金融機関との個別協議	
28	10	25	GLPT会議	
28	10	27	金融機関との個別協議	
28	10	31	金融機関との個別協議	
28	10	31	簡易裁判所との協議会（第4回）	担保解除等の修正条項案についても検討開始
28	11	1	金融機関との個別協議	
28	11	1	不動産鑑定士協会との勉強会	
28	11	14	簡易裁判所との協議会（第5回）	
28	11	15	GLPT会議	
28	11	17	地方裁判所執行係との協議	担保解除等の修正条項案について意見交換等
28	11	18	金融機関との個別協議	
28	11	18	熊本簡裁にて第1号案件成立	19日付熊日新聞により報道
28	11	19	金融機関 債務者向け相談会	相談担当弁護士派遣
28	11	25	税理士会との勉強会	
28	11	30	全銀協との協議会（第9回）	
28	12	9	GLPT会議	
28	12	9	簡易裁判所との協議会（第6回）	
28	12	11	九州財務局 木山仮設団地 GL説明会・相談会	相談担当弁護士派遣
28	12	15	「熊本県弁護士会自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインによる登録支援専門家の登録及び推薦等に関する規則」の制定・施行	
28	12	15	GLPTによる担保権者用調停条項案作成	※以後、調停条項記載の債務額の記載方法の確認や、分割弁済型の調停条項案、一般債権者用の調停条項案の作成に着手
28	12	26	金融機関との個別協議	
29	1	5	GLPT会議	
29	1	12	金融機関（保証会社）宛 早期売却修正を行った価額を公正価額とすることへの理解を求める申入書を発出	

平成 (年)	月	日	活動等	備考
29	1	13	熊本県教育長宛 育英資金についてGLの適用を求める要請書を発出	
29	1	15	毎日新聞の記事	GL利用が低調との記事
29	1	16	全銀協との協議会（第10回）	
29	1	16	GLPT会議	
29	1	21	消費者シンポジウム「熊本地震からの消費者の復興を支援するために～二重ローン問題を中心として～」	基調講演：杉岡麻子弁護士 パネリスト：杉岡麻子弁護士 辻松雄事務局長 秋田壮児氏 鹿瀬島正剛 コーディネーター：原彰宏
29	1	27	簡易裁判所との協議会（第7回）	
29	1	16	GLPT会議	
29	2	7	弁護士向けGL研修	東京よりTV会議 講師：渡辺裕介（熊本）
29	2	10	4種類（一括・分割/一般・担保権者）の調停条項案（PT修正案）を作成	登録支援専門家に配布
29	2	17	金融機関との個別協議	
29	2	19	弁護士会・九州財務局 益城町GL合同相談会	相談担当弁護士派遣
29	2	20	全銀協との協議会（第11回）	
29	3	2	GLPT会議	
29	3	17	簡易裁判所との協議会（第8回）	
29	3	22	九州財務局等 東区役所GL相談会	相談担当弁護士派遣
29	3	22	GLPTによるGL案件電話聴取（第1回）開始	困難案件や問題点等の調査、進捗状況の把握のため以後定期的に実施
29	3	27	全銀協との協議会（第12回）	
29	4	6	GLPT会議	
29	4	10	熊本県との協議会	育英資金等へのGL適用について
29	4	24	金融機関との個別協議会	
29	4	25	金融機関との個別協議会	
29	4	26	金融機関との個別協議会	
29	4	27	金融機関との個別協議会	
29	4	27	金融機関との個別協議会	
29	5	11	簡裁との協議会（第9回）	
29	5	12	全銀協との協議会（第13回）	
29	5	12	GLPT会議	
29	5	26	全倒ネット シンポジウム（GLについて）	事業再生と債権管理158号に掲載
29	6	13	弁護士会・九州財務局 合同庁舎GL相談会	相談担当弁護士派遣
29	6	22	全銀協との協議会（第14回）	
29	6	22	GLPT会議	
29	7	7	簡裁との協議会（第10回）	
29	7	26	GLPT会議	
29	7	26	GLPTによるGL案件電話聴取（第2回）開始	
29	8	21	全銀協との協議会（第15回）	
29	8	30	GLPT会議	
29	9	8	簡裁との協議会（第11回）	
29	9	22	弁護士会・九州財務局 御船町GL相談会	相談担当弁護士派遣
29	10	5	GLPT会議	
29	10	25	全銀協との協議会（第16回）	
29	11	7	GLPT会議	

平成 (年)	月	日	活動等	備考
29	11	8	GLPTによるGL案件電話聴取（第3回）開始	
29	11	24	簡裁との協議会（第12回）	
29	12	11	全銀協との協議会（第17回）	
29	12	14	愛知県弁護士会との協議会	
29	12	26	GLPT会議	
30	2	14	全銀協との協議会（第18回）	
30	2	20	GLPTによるGL案件電話聴取（第4回）開始	
30	2	23	自然災害被災者債務整理GL運営機関との意見交換会	
30	2	24	弁護士会・九州財務局 エミナースGL相談会	相談担当弁護士派遣
30	2	28	GLPT会議	
30	3	19	簡裁との協議会（第13回）	
30	4	10	全銀協との協議会（第19回）	
30	4	18	金融機関との個別協議	
30	4	24	GLPT会議	
30	5	16	金融機関との個別協議	
30	6	4	全銀協との協議会（第20回）	
30	6	5	GLPTによるGL案件電話聴取（第5回）開始	
30	6	21	GLPT会議	
30	6	23	弁護士会・九州財務局 エミナースGL相談会	相談担当弁護士派遣

別表

平成28年熊本地震におけるGL案件についての熊本県弁護士会への委嘱依頼件数・
取下げ件数、および、熊本簡裁での調停成立債務者数・債権者数の推移

期間	週	委嘱依頼 数(月次)	委嘱依頼 数累計	申出前取 下数累計	申出前後取 下数累計	調停成立債 務者数累計	調停成立債 権者数累計
H28. 4.25 ~ 7. 1	9	216	216	—	—	—	—
7. 2 ~ 7.29	4	105	321	17	—	—	—
7.30 ~ 8.26	4	72	393	37	—	—	—
8.27 ~ 9.30	5	65	458	56	—	—	—
10. 1 ~ 10.28	4	37	495	72	—	—	—
10.29 ~ 11.25	4	37	532	87	—	—	—
11.26 ~ 1. 6	6	21	553	109	—	2	3
H29. 1. 7 ~ 2. 3	4	25	578	122	—	—	—
2. 4 ~ 3. 3	4	14	592	131	—	—	—
3. 4 ~ 3.31	4	17	609	135	—	23	43
4. 1 ~ 4.28	4	17	626	152	177	34	66
4.29 ~ 6. 2	5	14	640	162	187	60	119
6. 3 ~ 6.30	4	12	652	166	201	85	175
7. 1 ~ 7.28	4	14	666	171	206	107	223
7.29 ~ 9. 1	5	8	674	182	230	114	242
9. 2 ~ 9.29	4	5	679	191	239	150	318
9.30 ~ 11. 3	5	8	687	198	254	168	359
11. 4 ~ 12. 1	4	5	692	202	257	179	391
12. 2 ~ 12.29	4	2	694	204	259	190	430
12.30 ~ 2. 2	5	8	702	211	266	201	459
2. 3 ~ 3. 2	4	3	705	214	279	209	483
3. 3 ~ 3.30	4	8	713	217	282	213	488
3.31 ~ 4.27	4	3	716	220	285	227	510
4.28 ~ 6. 1	5	4	720	233	302	246	555
6. 2 ~ 6.29	4	2	722	237	306	258	582
6.30 ~ 7.27	4	1	723	241	310	263	593

※平成28年熊本地震は、前震が4月14日、本震が4月16日

委嘱依頼受付開始日は平成28年4月25日

申出前取下げとは、債務整理開始申出前の取下げ（＝委嘱依頼の解除申出）

申出前後取下げは、申出前の取下げと申出後の取下げの合計

最初の調停成立債務者数「2」は平成29年11月末時点の数字

最初の調停成立債権者数「3」は平成29年11月末時点の数字

調停成立第一号は平成28年11月18日

熊本地震発生1年経過時点の調停成立数は、債務者30名、債権者63社

熊本地震発生2年経過時点の調停成立数は、債務者215名、債権者491社

震災ADRについて



福田誠也

一般ADRの概要について

1. 紛争解決センターの設立について

熊本県弁護士会紛争解決センターは、平成21年4月に一般ADR（後述の震災ADRの要件に該当しないもの）を開始した。

同ADRは、当事者の紛争について、弁護士であるあっせん委員が公正中立の立場から当事者双方の言い分を聞き、話し合いによって紛争を解決することを促す制度である。

2. 一般ADRの実績について

熊本県弁護士会におけるADR制度の生みの親であり、育て親である故・坂本秀徳会員が打ち立てた、「熊本県弁護士会紛争解決センターを民間の裁判所に育て上げる」とのスローガンのもと、同会員を中心とする紛争解決センター運営委員会のメンバーによって研修、広報がなされていた。

平成21年から平成29年までの一般ADRの運用実績は下記の表のとおりであり、設立当初は十数件の申し立てがあったものの、近年は数件の申し立てに止まっている状況であった。

年 度	件 数
平成21年度	5 件
平成22年度	11件
平成23年度	18件
平成24年度	11件
平成25年度	7 件
平成26年度	5 件
平成27年度	2 件
平成28年度	12件
平成29年度	6 件
平成30年度	9 件

3. ADRの手続について

後述する震災ADRを含むADRの手続については、弁護士であるあっせん委員が当事者の双方の言い分を聞き、話し合いによって紛争を解決する手続である。

故・坂本秀徳会員によれば、「ADRは愛の制度である。あっせん委員は、当事者双方を自身の依頼者として愛をもって接し、当事者の意向ないし希望を叶えるべく解決の道を探るべきである」とのことであり、あっせん委員になっていただいている先生方には、故・坂本秀徳会員の述べた上記の姿勢をもとに日々難解な事件の解決へ向けてご尽力いただいている。

あっせん手続は、概ね3回の期日内に解決することを目標として行っているが、期日の回数や期日の間隔についても柔軟に行っており、概ね2回程度の期日で3カ月以内に解決するものがほとんどあり、あっせん委員の先生方のご尽力により早期に解決できた事案が多い。

あっせんの場所は、熊本県弁護士会の会館で行われるのが原則であるが、必要に応じてあっせんの場所も柔軟に変更することができる。

熊本県弁護士会の会館は、築年数が古いためエレベーターがないことから、高齢者などの足の悪い方については、エレベーターがある熊本県弁護士会の法律相談センター内で期日を開催したり、後述のとおり当事者の自宅等の現地や一部の市町村の施設においてもあっせん手続を行っている。

4. あっせん委員について

あっせん委員については、主に登録年数満5年以上の弁護士を要件としているが、当会のADRにおいては、登録年数40年超のベテラン弁護士から5年の若手弁護士まで幅広く登録をいただいております。それぞれ先生の経験を活かして事案の解決にあたっております。

震災ADRの概要について

1. 震災ADRの運用に至る経緯

震災ADRは、平成28年4月14日、同月16日に発生した平成28年熊本地震に起因する紛争を解決することを目的として、平成28年6月より運用を開始した。

震災ADRは、震災の被災者が当事者（利用者）となることが予想されていた。そのことから、東日本大震災を契機に仙台弁護士会が運用を開始した震災ADRを参考として、後述の震災ADRの特徴記載のとおり、①費用面における負担の軽減 ②手続面における負担の軽減を主な特徴として制度設計を行った。

具体的には、費用面における負担の軽減については、①申立手数料の無料化 ②成立手数料の減免を行い、手続面における負担の軽減については、①申立書の作成を弁護士が行う申立サポート制度 ②答弁書の作成を弁護士が行う応諾サポート制度（平成29年6月運用開始）③弁護士作成の紹介状を不要とする（相談前置主義の例外）設計を行った。

震災ADRの運用を開始するにあたって、まず震災ADRの手続等規則を既存のADRの手続等規則とは別に設けるべきか否かが問題となった。

この点他会においては、大規模災害に備えて災害ADRの手続等規則を一般ADRとは別に設けているものもあるが、当会においてはあらかじめこのような手続等規則を設けていなかった。このような規則を設けるためには手続的にかなりの時間を要するため、震災ADRの迅速な運用開始という観点から、既存のADRの手続等規則を活用しつつ、被災者等の利用者のニーズに応じた同規則の解釈・運用を行うこととし、手続規則等の改正は次のとおり必要最小限のものにとどめた。

- (1) 申立方法の拡充（弁護士作成の紹介状を不要とする〔相談前置主義の例外〕）

申立方法に関する規定（手続等規則第5条1項各号）に「申立ての事案の性質及び内容、申立てに至る諸般の事情等を考慮し、紛争解決センターが相当と認める場合」という規定を追加し、震災ADRについては、弁護士作成の紹介状を不要とし、後述の申立サポートによる申し立てを認める運用を行い、申立方法の拡充を行った。

- (2) 申立手数料の無料化

後述のとおり、一般ADRについては、申立に

あたって手数料として1万800円（消費税込）の納付が必要であった。

既存のADRの手続規則においては、「申立人が申し立ての際に申立手数料を納付できない」場合に、申立手数料の猶予、減免ができるという規定はあったが（手続等規則23条3項）、同項を「申立人の経済的状況、事案の内容、申立てに至る諸般の事情等を考慮し、必要と認める」場合には、申立手数料の猶予、減免ができるという規定に変更し、震災ADRについては一律に申立手数料を無料とする運用を行った。

- (3) 成立手数料の減免について

後述のとおり、一般ADRについては、紛争が解決した場合、原則として解決によって当事者が得られた経済的利益に応じて一定の金額を当事者が折半して成立手数料を支払うこととなっている（手続等規則第24条）。

既存のADRの手続等規則においては、「事案の内容により成立手数料を三十%の範囲内で増減することができる。」「申立人若しくは相手方が貧困であるとき又は特別な事情があるときは成立手数料を免除することができる」という規定があった（同24条5項ないし6項）。

震災ADRにおいては、特に3割を超える減免について、規則を改定するか否か改訂するとしても一律に減額するか否か、一律の減額率を5割にするか3割にするかが議論となった。

最終的には、当会の当時の財政状況を考慮し、ADRの手続等規則を「必要と認めるときは三十%を超えて増減額できる。」「申立人又は相手方の経済的状況、事案の内容、申し立てに至る諸般の事情等を考慮し、必要と認める」場合には、成立手数料を免除することができるという規定に変更し、震災ADRについては一律に成立手数料の3割を減額することとし、当事者の経済的事情、事案の内容等に応じて更なる減免を行うという運用を行った。

2. 震災ADRの特徴

- (1) 費用面における負担の軽減

ア 申立手数料の免除

通常のADRは申立手数料が1万800円（消費税込）かかるが、上記のとおり、震災ADRは申立手数料を無料として運用を行っている。

また、他会においては、開催する期日毎に期日手数料として一定の負担を当事者に求める運用を行っているものもあるが、当会においては期日手数料を当事者より徴収していない。

したがって、震災ADRにおいては、当事者の合意によって紛争が解決しない限り原則として費用がかからないこととなっている。

イ 成立手数料の減免

上記のとおり、一般ADRの成立手数料については、原則として解決によって当事者が得られた経済的利益に応じて一定の金額を当事者が折半して成立手数料を支払うこととなっている。震災ADRにおいては、そこから更に成立手数料を一律3割程度減額する運用をとっており、当事者の経済的事情、事案の内容等を考慮して更に減額できることとなっており、実際に成立手数料を免除した事案も存在する。

また、あっせん委員の先生方の配慮により、成立手数料の負担割合を事案に応じて柔軟に変更していただいている事案も多く見られ、成立手数料の負担割合を含めて妥当な解決をしていただいている。

(2) 当事者の手続上の負担を軽減する制度

ア 申立サポート制度

一般ADRでは、申立人が申立の趣旨（申立人の求める結論）、申し立ての理由（紛争の内容）を記載した申立書を提出することが必要であるが、上記のとおり、震災ADRでは、申立サポート制度という弁護士が申立人の言い分を電話等で聞き取り、代わりに申立書を作成する制度がある。

震災ADRにおいては、震災ADRのチラシの裏面にある申込用紙に申立人及び相手方の連絡先を記載し、紛争の類型（どのような争いか）にチェックを入れて、熊本県弁護士会紛争解決センターに郵送又はFAXするだけで簡単に申し込みできるようになっており（なお、震災ADRのチラシは熊本県弁護士会のホームページからダウンロードすることができる）現在、申し立ての7割以上がこの申立サポート制度を利用して申し込みがなされている。

イ 応諾サポート制度

通常のADRでは、相手方が申し立ての趣旨に対する考え（相手方の求める結論）、申し立ての理由に対する意見（申立人の言い分に対する反論）

を記載した答弁書を提出することが必要であるが、上記のとおり震災ADRでは、応諾する相手方の負担を軽減するため、応諾サポート制度という弁護士が相手方の言い分を聞き取り、答弁書（反論書）を代わりに作成する制度がある。

ウ 紹介状作成（相談前置主義）の例外

一般ADRでは、申し立てを行うにあたって、事前に弁護士による相談を行い、紹介状を作成してもらうことが必要であるが、上記のとおり、震災ADRでは事前の相談（紹介状）は不要とする運用を行っている。

(3) 専門委員及び現地調停の活用

一般ADRにおいては、専門委員を選任した事例はなかったが、震災ADRにおいては、震災後に運用を開始した建築士紹介制度を活用して、積極的に建築士を専門委員に選任した。事案に応じて、建築士である専門委員と伴に当事者の住居などで現地調停を行い、専門委員の意見を基に紛争を解決した事案もある。

また、平成28年熊本地震の震源地である益城町とは、当会が震災に関する協定を締結したことに伴い、同町内にある3ヶ所の施設をあっせんの場合として利用できることとなっている。

3. 震災ADRの利用実績

(1) 申立件数

震災ADRは、平成28年6月の運用開始から平成30年10月までに126件の申し立てがあり、平成28年の申立件数が62件、平成29年の申立件数が48件、平成30年の申立件数が16件となっている。

震災ADRの申立件数126件のうち、96件（約76.6%）が申立サポートを利用した申し立てであり、申立サポートの存在が被災者にとって震災ADRの敷居を下げ、利用の促進に繋がったことは間違いないと思われる。

(2) 申立の内容

震災ADRにおける平成28年6月の運用開始から平成30年10月までの126件の申し立ての内容は、下記のとおりである。

なお、震災ADRの運用開始当初は、震災により全半壊等した建物の賃貸借契約の解除の問題や賃料や敷金の減額・返還の問題、震災による瓦の落下や塀の倒壊による相隣の財産の損壊の賠償問題等が主であったが、近年は、被災した建物等の

リフォームの瑕疵等の賠償問題にシフトしている。

ア 建物賃貸借契約関係	50件
・ 退去	16件
・ 賃料、敷金等	30件
・ 建物等の修理	4件
イ 相隣関係・損害賠償	42件
・ 損害賠償	30件
・ 建物等の修理	4件
・ 境界関係	4件
・ その他	4件
ウ 地震保険・補助金関係	5件
エ リフォーム関係	13件
オ マンション管理組合	5件
カ その他	11件

(3) 応諾、成立の状況

平成30年10月時点における終結事件数は123件、継続中の事件は3件である。

終結事件123件のうち、応諾・不応諾の回答前に申立人より取下があったものが15件、相手方より不応諾の回答があったものが42件、相手方より応諾の回答があったものが66件（応諾率53.7%）となっている。

なお、応諾・不応諾の回答前の取り下げについては、紛争解決センターより督促の連絡を行ったものの、相手方より長期に亘って回答がなかったため、申立人に取り下げを促したケースも含まれる。

平成29年6月に運用を開始した応諾サポートについては、14件の利用があり、申立件数に対する利用率は34.1%となっている。

また、相手方より応諾のあった66件のうち、和解成立が38件、不調が23件、取り下げが5件となっており、終結事件123件中の成約率が30.9%、応諾事件中の成約率が57.6%となっている。

上記のとおり、震災ADRの事例は賃貸借契約関係や相隣関係など当事者の関係が長期に亘り、その中で当事者間の不満が蓄積され、震災をきっかけにそれが顕在化するという経過をたどっている。もともと当事者間の調整が困難な事案であることに加えて、最大震度7の地震が短期間に2度も続いた平成28年熊本地震の特殊性をふまえれば、むしろ応諾事件中の成約率が約6割に上っていることは、ひとえにあっせん委員を務められる先生方の努力によるものであると思われる。

4. 震災ADRの財源

震災ADRは、災害特別会計から繰り入れられた700万円収入によって賄われている。

平成28年度については、上記災害特別会計からの繰入金、平成29年度については、東京第二弁護士会から100万円の寄付があったことから決算上黒字とはなっているものの、これらの収入を除くと平成28年度が約80万円の赤字、平成29年度が約60万円の赤字となっており、今後についても震災ADRの収支については赤字が見込まれている。

5. 震災ADRの今後の展望

震災ADRの運用によって、当会のADRの利用件数は大きく増加することとなったが、申立状況を精査すると震源地付近に位置し、比較的被害が大きかった益城町、御船町、西原村、南阿蘇村などの申し立てがあまり見受けられない状況である。

その原因については、①近隣に弁護士事務所が少数である又はない等の弁護士にアクセスする機会が乏しい ②これらの町村に震災ADRの広報が行き届いていない ③避難されている方が多いため未だ紛争が顕在化していない ④生活の再建に忙しく、これらの手続を行う時間的・経済的余裕がない ⑤弁護士会館等のあっせん場所までのアクセスが遠いなど、複合的な問題が考えられる。今後、これらの地域の住民にも震災ADRを知ってもらうべく、広報等を充実させる予定である。

また、平成28年熊本地震後も平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震などの大規模災害が相次いで発災しているが、各被災地の単位会より、当会の震災ADRを参考に災害ADRを運用されているという報告を受けており、震災ADRが各被災地の被災者の救済の一助になっているのであれば幸いである。

また、震災ADRの運用における経験を一般ADRに活かし、故・坂本秀徳会員が打ち立てた、「熊本県弁護士会紛争解決センターを民間の裁判所に育て上げる。」とのスローガンのもと一般市民に利用しやすい紛争機関となるべく今後とも研鑽を続けていく所存である。

熊本市と南阿蘇村との連携



鹿瀬島正剛

はじめに

自然災害が発生し、弁護士会が被災者を支援するにあたって、当会は、弁護士会独自の立場と気概により支援活動を行うこととなるが、絶対に避けては通れないのが、「行政との連携」である。災害救助法をはじめとする各種支援法令を実施・運用する行政機関が、被災者支援の中軸を担い、当会を含む民間団体が行政機関をアシストするというのが、現状での支援の構図であるからである。

当会は、今回の熊本地震が発生するまで、県内各地の地方自治体と平時における法律相談に関する協定を締結はしていたが、「災害協定」なるものは1つも締結していなかった。

未締結であったことに大なる反省を込めて、本文を寄稿するとともに、未締結であったが故に達成できたことも後述したい。

熊本市との連携について

1. 「くま弁ニュース」の配布に伴う連携

当会は、平成28年4月21日（本震から5日後）、被災者へ情報提供することを目的として、「くま弁ニュース」を3万部印刷し、被災地自治体、社会福祉協議会、ボランティア団体等に対し、各避難所等で配布してもらうよう依頼した。

熊本市は、「くま弁ニュース」が被災者にとって有用、かつ信頼できる情報源であるとの判断から、自ら追加で2万部を印刷し、各地の避難所に積極的に配布を実施してくれた。

2. 法律相談の実施に伴う連携

平成28年5月17日（本震から約1カ月後）より、月曜日から金曜日の午前3時間の枠と午後3時間の枠に1人ずつ弁護士を派遣した。熊本市役所最上階のフロア全体が被災者支援のための特設会場とされ、弁護士会にも1つのブースが割り当てられることとなった。法律相談支援については、平時の協定があったことから、スムーズに活動を行うことができた。

3. 「意見交換会」の実施に伴う連携

平成28年5月終わり頃、複数の被災者からある相談が寄せられた。半壊認定を受けた被災者からの相談であったが、「仮設住宅への入居申請をしたところ、被災家屋の『解体誓約書』を提出しないと入居資格がないと言われたが、元々アパートに住んでおり、大家さんの協力も得られず困っている」という内容であった。

当会は、上記相談を重大な問題であると受け止め、同年6月10日、「仮設住宅の入居要件として解体誓約書を徴収することの中止を求める要請書」を熊本県及び被災地地方自治体へ発出するとともに、熊本市に対し、「意見交換会」の開催を打診した。

熊本市は、当会からの呼びかけに応じ、同年6月20日、当会会議室において、熊本市政策局復興部との第1回目の「意見交換会」が開催されることとなった。たまたまであるが、当職の高校の後輩が、上記同局にいたことも幸いした。

この意見交換会は、平成29年4月まで、毎月1回程度開催されたが、災害救助法の特別基準の運用改善、被災者生活再建支援金の実施方法の見直し、孤独死問題、復興基金の使途等、いわゆる「腹を割った議論」を行うことができ、非常に有用な意見交換会であったと考える。

南阿蘇村との連携について

1. 出張法律相談の実施に伴う連携

平成28年5月22日（本震から約1カ月超）、当会は、南阿蘇村からの要請に応じ、現地役場等に弁護士を派遣し、出張相談を行った。

この出張相談は、相談件数が減ったことを理由として、平成28年10月末で打ち切りとなったが、「待ちの姿勢」と為らざるを得ない弁護士会の支援体制の限界を痛感することとなった。

2. 「住まい再建を図るための協定」締結について

平成29年10月はじめ、特定非営利法人「神戸まちづくり研究所」代表の野崎隆一氏より、「南阿蘇村で希望する被災者住民全員を対象とした個別ヒアリングを11月と12月に集中的に実施する予定であるが、熊本県弁護士会にも協力を要請したい」旨の打診があった。

当時、震災から1年半が経過し、当会は被災者の自立再建の障害となっている要因は、被災者一人ひとりで異なっているため、今後の支援活動のあり方としては、被災者の実情に応じた個別支援（「災害ケースマネジメント」）しかないとの認識であったことから、上記要請に応じることを前提に検討することとなった。検討にあたり課題とされたのは、弁護士を継続的に派遣し、息の長い支援を続けていくためには、「有償」の内容を盛り込んだ協定を締結すべきではないかということであった。

当会は、南阿蘇村と協議を重ね、平成29年11月6日、派遣弁護士に対し派遣業務委託費を支払うことを盛り込んだ「熊本地震被災者の住まい再建を図るための協定」を締結した。

同協定に基づき、当会は、同年11月11日から12月9日までの期間に、都合16回の個別ヒアリング支援（実施時間は午前10時から午後4時）に弁護士を派遣し、南阿蘇村全世帯のうち、再建の見通しが立っていないと回答した500世帯のうち、約半数の250世帯からのヒアリング及び法的アドバイスの支援を行った。その他、ヒアリングとヒアリングとの間で都合4回、野崎氏を中心として、本支援をともに行ったボランティア団体（KVOAD）を交えたケースカンファレンスを行い、情報の共有を図った。個別支援を行い感じたことは、世帯ごとに（場合によっては家族の間でも）再建に対する考え方が異なり、その土地独特の文化・伝統・因習をバックボーンとした考え方に対する理解がなければ、被災者に寄り添った支援は困難であるということであった。

当会は、南阿蘇村との協定において一定の成果をあげたものであるが、他の被災自治体とは同内容の協定を締結するには至っておらず、今後の検討課題の1つである。

この人に聞く

熊本地震

県弁護士会は4月、熊本地震以降、2年間活動してきた災害対策本部を発展的に解消し、災害対策委員会を設置した。初代委員長に就いた鹿瀬島正剛さん(50)に、被災者の自立再建に向けた課題などを聞いた。

(聞き手・山口尚久)

「これまでどんな活動をしてきましたか。」

「震災後、必要な法的手続きをまとめたQ&Aを3万部配り、ホームページにも公開した。2年間に電話と面談で約1万4千件に上る地震関連の相談に応じてきた。無料電話相談は今後も続けたい」

「現在の課題は。」

「家を再建して自立できた人と、できない人との格

県弁護士会 災害対策委員長 鹿瀬島正剛さん

高齢・低所得者の自宅再建

個別事情把握し支援を



差が広がっている。収入や貯蓄など金銭面が最も大きな問題。建築業者が見つからず、工事費も高騰している。ローンを組めない高齢者や低所得者の自宅再建が課題だ。

「県弁護士会は南阿蘇村と弁護士会の派遣協定を結び、無料相談会を開いています。」

「地震直後は各被災世帯に当てはまる支援制度を紹介すれば良かった。しかし、今は被災者がどこでどんな人生を送りたいのか、個別の状況を把握しなければ助言できない。夫婦で思いが食い違うことも。また支援の対象なのに、制度を知らずに申請していないケースも少なくない。チェックリ

ストを作り、申請漏れを探している。行政は支援制度の周知に努めてほしい」

「行政に期待することはありますか。」

「人が住まない地域に未来はない。自宅を再建して地元に戻ってくる被災者には一部損壊でも、より手厚く支援すべきだ。まずは被災者がどんな支援を必要としているか把握することが必要だ」

「自宅の納屋などで軒先避難を続けている被災者への追加支援を求めていますね。」

「結果論だが、自宅の修理に最大約58万円を助成する市町村の応急修理制度を『利用しない方が良かった』という被災者の声も多かった。十分な修理ができない

上、仮設住宅や災害公営住宅に入居できなくなるからだ。法律上、応急修理制度の利用者が仮設に入居できない規定はない。空き部屋も増えており、軒先避難者などが入居できるよう柔軟に運用してほしい」

「支援内容を自宅の損壊状況だけで決めるのは問題だ。自立再建に何が課題なのか、仕事や健康状態、家族の支援の有無など個別の事情を把握し、丁寧な対応が不可欠。大津町が導入した住宅再建の借入金の子助成など、復興基金を積極的に活用するべきだ」

※無料電話相談は平日午後1〜4時。☎0120(587)858。

◇かせしま・せいこう 菊池市酒木町出身。早稲田大政治経済学部卒。2000年に弁護士登録し、県弁護士会副会長などを歴任。熊本市在住。

みなし仮設入居者を支援する団体との連携について



福永紗織

はじめに

熊本県では、被災された方が生活再建に向けて安心して日常生活を送れるよう見守り、健康・生活支援や地域交流の促進などの総合的な支援を行う「地域支え合いセンター」が設置されています。私は、そのうち、益城町地域支え合いセンターから、みなし仮設入居者の支援について委託を受けている団体、一般社団法人minori（一般社団法人よか隊ネット熊本）との連携についてご紹介します。

イベントへの参加

よか隊ネット熊本は、年に数回「つながる広場」という交流イベントを益城町の小学校で開催してきました。これは、応急仮設住宅と異なり、みなし仮設住宅に入居されている方々は、他の住民との交流や情報交換ができる機会、支援先と繋がる機会が限られていることから、住民同士や支援者と繋がるための交流イベントです。

炊き出しやステージ、ブース、専門機関個別相談など様々な企画が用意されており、毎回30にも及ぶ団体が協力しています。熊本県弁護士会も、専門機関個別相談の企画で参加しています。専門機関個別相談には、当会のほかにも益城町役場の住まい相談窓口の職員、建築士、司法書士、行政書士などが参加しています。

災害公営住宅の入居要件緩和

平成30年2月頃、よか隊ネット熊本から、被災時に賃貸物件に居住していたみなし仮設入居者のうち、り災証明が大規模半壊及び半壊の場合、被災時の住宅が解体されてなければ、災害公営住宅の入居資格が認められず、そのため、生活再建が困難になっている人が多くいるという相談が寄せられました。その時点で、益城町における災害公営住宅の仮入居申込みは締め切られてしまっていました。

賃貸物件の場合、解体するかどうかは賃貸人の意向によって決まります。そのため、被災時の住居が解体の有無によって災害公営住宅に入居できるか決ま

るのであれば、自己決定できない事由によって入居資格の有無が決まることになります。また、賃貸物件の場合、一度仮設住宅に入居して被災時賃借していた住宅を離れると、被災時賃借した住宅は賃貸人が他の者に賃貸させている等の事由により、被災時賃借していた住宅に戻りたくても戻れないという事情が生じます。さらに、熊本地震による被害のため賃貸物件は減少している上、新築物件の家賃は高額であり、ふるさとに戻りたくても戻れないという事情があります。

そもそも、災害公営住宅の入居資格について公営住宅法24条2項は、「当該災害により住宅を失った者」と規定しています。災害公営住宅建築費の国の補助に関する同法8条1項では住宅の「滅失」という用語が使われていることから、同法24条2項の「住宅を失った」というのは「滅失」と同義なのか問題となりました。国土交通省に問い合わせたところ、「住宅を失った」という要件は、住宅が滅失しているか否かにかかわらず、広く入居資格を認める趣旨ということを確認しました。

また、東日本大震災の被災地の入居要件を調べると、被災時に賃貸物件に居住していた被災者でも、例えば岩手県大船渡市では、収入要件が課されているものの、り災証明の程度にかかわらず「震災により賃借した住宅の損傷を契機として、自己都合によらずに退去せざるを得なくなった方」と定義して広く入居資格を認めていることが分かりました。熊本県内の他の自治体の入居要件を調べると、大規模半壊の場合は解体を要しないものとしたり、被災時の住宅が賃貸物件であってもり災証明の程度にかかわらず、仮設住宅に居住している者については入居資格を認めるものとするなど、熊本県内でも自治体によって入居資格にばらつきがあることが分かりました。

そこで、当会では各自治体に対し、災害公営住宅の入居要件について照会するとともに、被災時に賃貸物件を住宅として現在仮設住宅に居住している者について、被災時の住宅の解体を入居資格としない

よう要請する文書を平成30年3月30日付で送付しました。年度末ぎりぎりでしたが、平成29年度執行部（会長宮田房之弁護士）が押し込んで実行しました。

次年度になり、平成30年度執行部（会長猿渡健司弁護士）が、就任の挨拶回りで熊本県知事を訪問しました。そこで、この災害公営住宅の入居資格の問題について触れたところ、熊本県知事が担当者呼び各自治体によって入居資格に差異がないようにするよう指示をしました。

後日、益城町においても入居資格が緩和され、災害公営住宅の仮申込みが再開されました。

まとめ

今回の災害公営住宅の入居資格の問題についても、電話相談や面談による相談があったかもしれませんが、弁護士は、法律制度の改善（弁護士法1条2項）に努力しなければならないところですが、弁護士が一人ひとりの相談を受ける中で個別的に発覚しても、制度の枠組み内で捉えがちになってしまうこともあるのではないかと思います。

よか隊ネット熊本のように被災者支援をしている団体は、被災者が抱えている問題を集団的にも把握しています。そこから多くの事例を挙げてもらうことによって既存の制度のおかしさ、改善の必要性に気がつくことができたと振り返っています。

被災者支援制度は完全なものではなく、熊本地震でも多くの問題が指摘されています。被災者支援をしている団体との連携は、法的な問題を抱えている被災者を弁護士に繋いでもらおうという意味でも、集団的に問題を把握するという意味でも、重要だと言えます。

社会福祉協議会との連携



松村尚美

発災直後、弁護士会では、無料法律相談会の用意があることを告知するために、弁護士会ニュースを持って、個々の弁護士が、各地の自治体はもとより社会福祉協議会、ボランティアセンター、地域包括支援センター等、思いつく限り回りました。そのとき初めて、ボランティアセンターを社会福祉協議会が運営していることを知りました。

発災後10カ月ほど経過した頃、仮設住宅入居者のために、地域支え合いセンターが設置されることが報道されました。その頃、熊本県社会福祉協議会から、各専門士業団体宛てに、地域支え合いセンター構想に含まれている相談制度のために、会合への出席の呼びかけがありました。ボランティアセンターだけでなく、地域支え合いセンターまで社協が運営するのか、と驚きました。

当会からは、被災地への出張相談を担当していた私が出席しました。会合では、熊本県社協から相談制度の概要説明はあったものの、どういった運用がされるのか、予算規模はどの程度かなど、具体的な制度内容の説明はありませんでした。被災地各地での相談会の経験から、被災者も支援者も、だれに何を相談できるのかさえわからないままに困り続けていると感じていました。そこで、「支援者が、困ったら、どんな問題であっても、とりあえず気軽に相談を申し込めるような制度にした方がいいのではないか、我々もそれに対応できるような仕組みを整えることが必要なのではないか」と発言すると、熊本県社協からも、「可能ならばそうしてほしい」旨の回答がありました。

被災地相談を数多く扱ってきた経験から、被災者が気軽に相談できる仕組みにするには、被災者と支援者と弁護士が顔の見える関係にあった方が良くと考え、仮設ごとに担当の弁護士をつける仕組みを熊本県弁護士会災害対策本部に提案しました。対策本部会議では異論もありましたが、結局、承諾していただきました。担当弁護士を募り、200戸あたり1～2名の担当弁護士をつけて、その名簿を各仮設の地域支え合いセンターに配布しました。

ところが、そのころに、熊本県の地域支え合いセンターの相談制度予算が非常に少ないことが判明しました。弁護士相談用に予定されている予算では、熊本県全体でひと月に2回程度しか相談が受けられないということでした。被災地での相談は、常にたくさんあるというわけではありませんでしたが、月に2回程度という少ない回数ではありませんでした。すぐに熊本県社会福祉協議会に相談に行きました。そのときは、使えるだけの予算を使って相談を受ける、不足したときはそのときに対応を考えるしかない、1年目の予算不足の実績をもって、来年は相談制度の予算を増やしてもらえるように県と交渉しよう、ということになりました。しかし、その直後、弁護士会の執行部が交代したことなどもあり、紆余曲折の末、結果的に相談制度は、ほとんど使ってもらえない制度になりました。

地域支え合いセンターが動き始めた頃、熊本市社会福祉協議会が受託している熊本市の地域支え合いセンターと法テラスが協同して、いくつかの仮設で相談会を数回開催したことがありました。熊本市地域支え合いセンターからの要望で、法テラスの制度だけでは使いにくい法制度についてのミニ講演会兼相談会を、地域支え合いセンターの相談制度予算を使って行ったこともありました。地域支え合いセンターの支援員からも仮設入居者の方からも、喜んでいただけました。しかし、こういった活動は本来地域支え合いセンターの相談制度では予定されていない、ということで、広がることも継続されることもありませんでした。

地域支え合いセンターの現場の支援員の方々は、仮設住民の一人ひとりに寄り添って、よく頑張っておられたと思います。そして、寄り添っていく中で、住民の方々の何らかの困りごとに、よく直面されていました。相談制度がもっと現場の状況に合わせて使える柔軟さと予算をもった制度で、弁護士会に震災相談に使える予算があったならば、私達は、もっと地域支え合いセンターと協同して被災者と支援者を補佐できたであろうと思います。それだけが、と

でも残念でした。

発災から1年経過した頃、熊本市社会福祉協議会から、仮設入居者の今後の転出を見据えて保証人代行業を開始したいとの相談があり、弁護士会も事業の制度設計から関わりました。

保証代行業は平成29年秋から開始しましたが、仮設入居期間の延長に伴い、保証代行業への申し込みは、まだ被災者以外の方からばかりです。平成30年夏に、熊本県が、この制度を模した制度を被災者向けに始めました。

熊本市社協の保証代行業への申し込みは、予定数を軽く超えていく勢いです。仮設入居の再延長の条件は厳しく、民間賃貸住宅入居予定の方々の再延長は認められないだろうと言われています。保証代行業の必要性が、さらに高まることは明白です。弁護士が関わることで、保証代行利用希望者と熊本市社協の負担の均衡をとった助言をすることができます。

社会福祉協議会は、福祉の技術が必要となる、あらゆる場面で登場してきます。そして、被災者の支援は、生活全般の支援であって、そこに福祉の技術は欠かせません。弁護士会は、社協と連携することで、支援者である社協と社協が支える被災者を支えることができます。復興には長い時間がかかります。私達弁護士会も、社協と連携しながら、息長く、被災者の支援に関わり続ける必要があります。

熊本地震における 熊本県弁護士会と法テラスとの連携



吉田賢一

電話相談等

- (1) 平成28年熊本地震により、熊本県内に甚大な被害が発生した。この地震により多くの法律相談が予想されることから、熊本県弁護士会（以下「当会」という）では、平成28年4月25日（4月16日の本震から9日後）から2回線で電話相談の受付を開始した。この電話は、もともと電話相談用に開設していた110番回線であった。

その後、受電件数が1日100件近くになり、回線数が不足したため、4月28日からはフリーダイヤル3回線を追加し計5回線に増やした。それでも5月2日には受電件数が1日で163件に達したことから、さらに7回線に増設し、5月13日からは、電話の一部を東京三会、大阪、福岡の協力を得て対応することになった（自動転送による電話相談態勢）。

- (2) 問題は、電話相談担当者への日当等の手当である。当会では、当時災害対策委員会すら設置されておらず、ましてや大規模自然災害に備えた法律相談の旅費・日当を含む予算措置を全く講じていなかった。

当会の会員は、この地震において自らも被災しており、それでも1～2週間程度なら無報酬で協力してくれようが、この状態が延々と続けば会員に過度の負担を強いることになり、早晚運用に支障が生じることは必至であった。これでは、被災者への十分な情報提供はおろか、被災者への支援活動など著しく困難となる。

ここで、日本司法支援センター熊本地方事務所（以下「法テラス熊本」という）に対し、現状で、熊本地震に対応できる法テラスの制度について打診したところ、情報提供用の電話相談がある旨の教示を得た。そこで早速、平成28年4月26日、当会と法テラスとの共催による熊本地震被災者支援のための電話相談に関する覚書を取り交わし、同年4月28日から実施することになった。実施時間は平日の午前10時から午後4時まで、当会はその時間帯に担当弁護士を配

置する、法テラスは相談担当者の報酬相当分として相談実施日1日当たり担当者2席分を負担する、電話相談の内容は双方で共有する等々であった。具体的日当額までは開示できないものの、法テラスは短期間のうちにこの支援策を決断した。

実施期間は、当面平成28年4月28日から同年5月31日までの予定であったが、1カ月毎に延長することにし、その後需要に応じ回線数や相談時間を減らしながら現在もなお運用を継続している。運用状況については、別稿に譲る。

面談相談

- (1) 当会の法律相談センターでの面談相談も、電話相談と同様平成28年4月25日から開始したが、出張・派遣相談は、最も被害が深刻な益城町で平成28年5月7日から開始した。
- (2) 地震発生により多くの被災者が体育館等多くの避難所へ避難していた。発災当初避難者数は18万人を超えていたものの、平成28年5月31日時点では、避難者数が8178人、避難所数が185ヶ所となっていた。
- (3) このような避難所等での被災者は、被災の衝撃から法律相談に赴く気力を失い、法律相談の機会を逸していることが容易に想像された。

そこで、当会で法テラスの民事扶助相談を検討したものの、資力要件や指定相談場所等の障害があった。相談担当者として、避難所での被災者に対し資力要件を聴取することには大きな心理的抵抗があった。さらに、大規模自然災害においては、弁護士が自ら避難所等の被災者に接近し、その相談を聞き取るアウトリーチの手法が有効であるにも拘わらず、このような現状に当会の災害対策本部員らも苛立ちを隠さなかった。

そこで、平成28年4月26日、当会から法テラスに対し、以下の要望書を出した。要旨、①熊本地震の被災者の震災関連相談について、当会

が実施を予定している出張相談、巡回相談の場所を指定相談場所として認定すること ②震災関連相談及び代理援助の申し込みについて、資力要件を一定期間廃止すること等である。

しかしながら、このような要望は現行制度の限界を超えるため、法テラスといえども実現することは極めて困難であった。

(4) 法的ニーズ調査等による資力を問わない無料法律相談

そこで、次善の策として、広島の高雨災害時の対応を参考に、地震災害に関するニーズ調査等の資力を問わない無料法律相談を実施することにし、平成28年4月28日、法テラスと当会でその実施のための覚書を交わした。これは、激甚災害発生後における法的ニーズ調査（法的ニーズ等の発生プロセス、法的問題の内容、法的問題を解決するためのサービスのあり方等のニーズの総称）を把握することにより、効果的な法的支援策構築に向けての一助とすることを目的とするものである。

実施期間は平成28年4月28日から同年5月31日までとし、期間延長の可否については、法的ニーズ等の必要性を踏まえ、当会と法テラス間で別途協議することにした（終期については、後述の改正総合法律支援法の熊本地震への適用により、平成28年6月30日までとなった）。実施要領は、当会所属の会員が、被災地自治体施設、避難所等、当会と法テラスとの協議により面談相談による対応が必要と判断した場所において、地震災害での被災者を対象に実施するので、所定の法律相談票や調査書を作成することにした。経費は、調査費用として、上記法律相談票及び調査書1組当たり、一定額を当会に支払うこととした。この日当は、後に、当会から各相談担当者に支給することになる。

ともあれ、暫定的とはいえ、この措置により被災者の資力要件や指定相談場所の懸念もなくなり、相談担当者にも些かの手当を講ずることができた。因みに、この事業による被災者との面談実績は、581件であった。

(5) 改正総合法律支援法の熊本地震への適用

熊本地震発生当時、折しも改正総合法律支援法が国会で審議中であり、同法は平成28年5月27日成立した。このうち、同年6月28日、「大

規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談制度」に関する部分を同年7月1日から施行し、併せてこの制度を熊本地震による災害に適用する旨の閣議決定がなされた。

同改正法による災害被災者に対する無料法律相談制度の概要は、以下のとおりである。

ア 実施期間：平成28年7月1日（金）

～平成29年4月13日（木）

恒久法のため、期間の延長はない。

イ 内容：弁護士・司法書士による無料法律相談

①法律相談のみ（代理援助・書類作成援助は資力要件必要）②刑事事件は対象外 ③同一の相談内容は3回まで

ウ 対象者：平成28年4月14日に熊本県内に自宅や営業所等があった者。資力要件は不要。法人は対象外。

エ 相談場所：法テラス熊本を含む全国の法テラス地方事務所、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所、法テラスが指定する避難所等（移動相談車両「法テラス号」も使用する）

そこで、上記無料相談開始に先立ち、法テラス本部の民事法律扶助第一課の杉岡麻子課長が熊本を訪問するなどして、同制度実施に向けた業務方法書や実施要領等について説明がなされた。

これに並行して、当会は法テラス熊本所長宛に熊本市等自治体の庁舎等を扶助相談の指定場所として指定するよう随時要望書を出し、且つ熊本県内の各自治体宛にも、各地の相談場所を指定相談場所として了解するよう理解を求めた。

巡回相談にあたっては、相談を受け易くするため予約制とせず、また自らの悩みを法律問題と意識できない被災者のために、現場では、手書きした「なんでも相談」の紙を貼るなどの工夫をしていた。

この無料法律相談実施により、避難所等での被災者や高齢者・障害者が法律相談を受ける機会が広がり、かつ被災者を支援する関係団体等との連携を確保・強化することにも繋がった。

もとより、相談担当者への相談日当・出張手当・旅費も確保され、この点でも安堵することができた。

また、この無料法律相談の実施にあたり、平成28年7月1日、法テラスの宮崎誠理事長（当時）が、熊本を訪問され（5月9日の熊本視察から2度目の訪問となる）、被災地視察の外、熊本県知事、熊本市副市長、益城町町長、西原村村長とも直接面談し、同制度の意義を説明の上、その運用への積極的な対応を要望された。

相談実績やその分析等については別稿に譲るが、こうした法律相談で作成した法律相談票は、法テラスとも共有し、その集約と分析は日弁連に委ねた。

(6) 移動相談車両（法テラス号）を熊本へ

自治体の施設等を扶助相談の指定相談場所にするにしても、各施設での相談場所の確保やプライバシーの問題があった。

そこで、法テラス宛に、法律相談のための移動相談車両を熊本へ導入してもらうよう要望した。また、平成28年5月26日、北海道旭川での日弁連定期大会へ赴く際、熊本からの中継地である羽田空港で、偶然法テラスの宮崎理事長を見かけたことから、直接宮崎理事長にも移動相談車両の熊本への導入を御願した。

そして、平成28年6月、1台の移動相談車両（法テラス号）が熊本へ搬入された。しばらくは、熊本地裁の敷地内に駐車させてもらっていたが、その後、会員のつてを通じ熊本市内にある熊本学園大学の駐車場を無償で利用させてもらうことになった。

こうして、法テラス号は、平成28年7月から熊本で稼働を開始し、各避難所や役場等（益城町、西原村、大津町、南阿蘇村等）を駆け回り、被災地で大いに活躍した。



熊本へ搬入された移動相談車両（法テラス号）とその車内の様子

熊本地震に関するライン協議

熊本地震発生以来、日弁連の理事会日程に合わせ、日弁連会館で、日弁連、法テラス本部、熊本県弁護士会（なお、当会の出席者は私のみ）で、「熊本地震に関するライン協議」が行われた。

これは熊本地震に対する法テラスの対応に関するもので、議題は、電話相談、震災電話ダイヤル（コールセンター）、法的ニーズ調査等による法律相談、改正総合法律支援法への対応、法テラス号の活用等多岐に渡った。

また、義援金や生活再建支援金を代理援助での資力要件から外すか否か、震災ADRへの代理援助の活用等についても議論がなされた。

結語

こうして当会は、熊本地震に際し日弁連等のみならず法テラスとの緊密な連携のもと、迅速且つ機動的に対応してきた。法テラス熊本の常勤弁護士も率先して被災現場へ赴き、現地の視察・情報収集や自治体との交渉、被災者の相談等に奔走していた。

私は、当会の会長就任から14日目、同時に7年にわたる法テラス熊本副所長の退任から5日目に、熊本地震に遭遇した。当会の執行部歴より法テラス熊本での執行部歴が長いこともあり、古巣法テラスとの情報交換や連絡等に支障なく、震災に対処できたものと思う。とはいえ、実際は法テラス職員や当会事務局員らの奮闘によるものであった。

日弁連・九弁連からの支援等



本田 悟士

はじめに

熊本県弁護士会がこれまで行ってきた熊本地震被災者支援活動は多岐にわたり、これについては本記録集中の別項で詳細に報告されているところである。

会員数260名程度の中規模弁護士会において、これだけの活動ができたのは、また、当会では手に余るあるいは全く手のつけられない大局的な被災者支援が行われたのは、ひとえに日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会そしてその会員である全国の弁護士からの熱い、そして厚い支援があったからこそである。

本項では、これらの支援について報告させていただくとともに、改めて心よりの感謝をお伝えし、厚く御礼申し上げたい。

初動

1. 日弁連及び他会への支援要請及び支援受入れ

日弁連、九弁連そして全国の弁護士からの支援等について、その初動がいつかと振り返ってみると、実際のところ、当会が災害対策本部を設置した平成28年4月15日以前において既に始まっていたことがわかる。

日弁連では、当会に先立ち前震当日（4月14日）の時点で既に熊本地震災害対策本部を設置しており、翌15日には「平成28年熊本地震に当たっての緊急会長談話」を発し、被災者支援についての心強い決意表明がなされている。

当会では、同日の段階では、設置したばかりの災害対策本部内で被災者支援の必要性については認識を共有しながらも、具体的な支援策については、奇しくも同日予定されていた法律相談センター委員会（私が当時の担当副会長）において相談無料化・予約不要化について検討・確認すること、執行部として、派遣弁護士名簿の作成や自治体への照会、相談無料化の広報、災害ADR実施について諮問することなどが確認されていたに留まり、それこそ、日弁連及び他会への支援要請及び支援受け入れについては「現時点では必要ない

ものと判断した（あり得るとして、熊本県弁護士会会員向けの災害時の法律相談に関する研修講師を派遣してもらう等）」とされていたのであるから、本震前のこととはいえ、ただただ認識不足を猛省するほかない。

2. 「saigai-ben ML」への参加

そのような中ではあるが、直前会長であった馬場啓弁護士より災害対応に関する有益な情報をリアルタイムに得ること、助言を仰ぐことのメリットを説かれ、財務・災害対策担当副会長であった私が「saigai-ben ML」に参加したのが4月15日のことであった。

以降、同MLを介して、全国の弁護士から、各県の（災害対応の）弁護士会ニュースデータ、日弁連や東弁の災害Q&Aデータの提供や参考情報、さらには相談カードフォーマット等の提供を受けることができた（永野弁護士（静岡）、植松弁護士（静岡）、野田弁護士（一弁）、神坪弁護士（仙台）…名前を挙げさせていただくと切りがない）。

実際、熊本県弁護士会ニュースの第1号については、岩手の吉江弁護士において最新の情報をまとめ直した、たたき台をいただいて、これによって作成している。なお、作成したニュース案についても同ML上あるいはDMで、池田弁護士（二弁）、横田弁護士（埼玉）などから、たくさんのご意見をいただき、さらに良いものとすることができた。

例えば、直前に施行されたばかりの自然災害債務整理ガイドラインについても、早くも4月18日の時点で、単にその存在を周知し伝えるだけでは不十分であり、義援金、生活再建支援金、弔慰金をもって弁済にあててしまうことのないよう注意喚起すべきといった意見までいただいた。今、振り返ってみても、その先見の明、視野の広さ、深度には“脱帽”の一言である。このような経緯を経て、データ提供、整理、ご意見をいただくなどして、21日には熊本県弁護士会ニュース第1号を発行することができた。同ニュースが、震災後ま

もない時点で、信頼できる情報以前の問題として、必要な情報を整理して得ることができず、不安のただ中にあった非常に多くの被災者の手元に届いて役に立ち、手前味噌ながら（実際には手前味噌というのも憚られるが…）高い評価を受けることができたのもひとえにかかる支援のおかげである。

また、同MLでは、情報や資料の提供が得られただけでなく（しかも、これについては適時「まとめ」のアップがなされ、膨大な情報の一覧性、アクセスが確保されていた。どれだけ感謝しても足りない）、数え切れないほどの数、量の重要・有益な助言をいただいている。18日時点で法テラスの震災法律援助を熊本地震に使えるようにするための働きかけ（神坪先生）、19日には社会福祉協議会と連携を図ること（被災者支援体制構築、特に在宅被災者支援のツールとして、堀井弁護士〔徳島〕）、法律相談費用（横田弁護士）、21日には関連死防止の重要性（津久井弁護士）といった助言をいただいている。いずれもその時点ではその価値、重要性が私にはきちんと理解出来ていなかったが、先に触れた自然災害債務整理ガイドライン関連の注意喚起同様、被災者支援を行っていくうえで、非常に重要な指摘・助言であったことが今となって深く理解できる。

日弁連・九弁連からの支援

1. 研修実施

(1) 法律相談の不安

被災者支援に弁護士として取り組もうと考えた際、最も不安を覚えたのは、災害時の法律相談として具体的にはどのようなニーズがあるものなのか。また、これに応えるためにはどういった知識、資料が必要なのか、災害時の法律相談特有の問題点・注意点は何かという点であった。

震災無料相談を打ち出し、電話相談の準備を進めつつ（別項で詳述したのでそちらを参照いただきたい）、出張相談の準備、既存の相談業務を順次再開していく中で、相談担当の弁護士の準備不足、知識不足で、被災者にある種の二次被害を被らせてはならないという観点、また、弁護士に対するクレーム、不審を招くことも避けねばならないという観点の両面から、重要な点であった。

(2) 勇気づけられた研修

これに対しては、4月17日の時点で既に、日弁連・岩渕副会長、今田弁護士（広島・広島豪雨土砂災害経験）、平弁護士（新潟・新潟中越地震経験）の協力を得て、4月21日の会内研修実施を調整していただいた。法律相談にあたる上での知識・ノウハウのみならず、被災者支援体制の構築についての助言、被災地の弁護士、弁護士会として支援活動にあたる心構えや情熱を伝えられた。それぞれに疲弊し、不安と焦り、困惑の中にある当会会員の心に寄り添い、勇気づけてくれるような研修であった。137名もの多数参加があり会場変更を余儀なくされたほどであった。紛争予防、精神的支援、パニック防止、情報提供、立法事実収集といった諸々の要請のため、無料法律相談等を実施して、被災住民を経済的・精神的に支援する責務を負っている弁護士として、会員一人ひとりの熱い思い、覚悟と危機感を目の当たりにし、発災後1週間の対応で既にすり切れそうになっていた心と体を、奮い立たせられたことを今でもはっきりと覚えている。

同研修には、19日時点で既に会を挙げての支援を表明いただいていた福岡県弁護士会からも宮下弁護士、千綿弁護士方の参加。日弁連からは遠路、中野弁護士、近藤事務次長や津久井弁護士（兵庫）に来熊いただいている。激しく頻発する余震の続く中、どのような覚悟と熱意をもって来られたかを思うと胸が熱くなった。

(3) 被災者支援を支える研修

6月3日には、さらに一歩進めて、相談現場から上がっていたリクエストに応じていただく形で、津久井弁護士（日弁連災害復興支援委員会副委員長〈当時兵庫〉）、川崎建築士を講師に迎え「不動産の被災に伴う基礎知識」と題して、建物や地盤が自然災害によってダメージを受けたことに伴う法的課題と関連情報を整理し、弁護士が行う被災者支援を支えていただく研修も実施されている。

2. 会長声明等

日弁連からは、立法・行政実務への働きかけという大局的な見地からの心強い支援もいただいている。

例えば、4月18日の「総合法律支援法の一部を改正する法律案の早期成立と、熊本地震への適用を求

める緊急声明」は、16日が本震当日であり、同日及び17日が土日であったなか、信じられないほどのスピード感をもって発出されている。同法適用の重要性のみならず、当時の国会情勢や施行までの時間経過に対するご見識、ご洞察、そして声明発出後の要請活動の迅速さなどを目にして、それまでの自己の考えの浅さ、経験を伴わない頭でっかちな信条（私事であるが、弁護士は法律家、技術者だとの信条であり、政治に対する理解や関わり方を軽視していた）の非力を痛感させられたものである。

そして、日弁連執行部の働きかけ、積極的な活動があって、5月27日には改正総合法律支援法が成立、7月1日にはこれが熊本地震に適用される運びとなった。

その他、5月9日発出の「平成28年熊本地震に関し義援金差押禁止措置等を求める緊急会長声明」が同月27日の平成28年熊本地震災害関連義援金に係る差押え禁止等に関する法律の成立や自然災害ガイドラインにおける特定調停利用時の印紙代無償化（政令指定）などに繋がり、また他にも、法定期間伸長に関する要望書、「生活保護世帯が受給する義援金の収入認定に関する緊急会長声明」、「平成28年熊本地震における震災関連死の審査に関する会長声明」など、熊本地震被災者支援に必要な各種会長声明等の発出もいただいている。



被災した益城町を視察する日弁連会長（2016年5月2日）

3. 財政的支援

(1) 財政的支援の必要性

先に触れた初回研修実施（4月21日）の際には、日弁連の岩渕副会長、近藤事務次長、津久井弁護士が来熊されたこともあり、同日の熊本県弁護士会災害対策本部会議に出席いただいている。その際にも、電話相談その他の無料法律相談体制の確立を後押しする財政的支援の話が出ていた。実際には、それ以前、発災直後の時点で、当会の吉田

会長（当時）に対しても、資金面で心配することはない旨、心強く断言されていたと聞く。

財政的基盤が堅固とはいいがたい中、規模弁護士会において、未経験の災害対応、被災者支援活動を広く、厚く、長く実施していくためには、財政的支援の有無は重要な問題であった。

(2) 多方からの支援

当会の被災者支援活動は、日弁連、九弁連その他の連合会、各単位会や会員各自からの多額の義援金、また、法テラスからの支援によって現在に至るまで支えられている。

思い返せば私は当時、災害担当であると同時に財務担当でもあった。年度開始早々で、予算作成にあたらねばならない時期に起きた熊本地震に、別の意味でも震撼したものである。

初期においてこそ会員の熱意に頼って、報酬の支払い、手当について一切触れることなく（実際、会員らは手弁当と理解して支援にあたっていたようである）、被災者支援活動を進めることも可能であろう。しかし、継続して先に述べたとおり広く、厚く、長く被災者支援を行っていくためには、これを担い時間と労力を費やす会員への手当が必要不可欠であることは論を俟たない。

(3) 手当の設計

また、電話相談担当者、出張相談担当者、各種PT（自然災害債務整理ガイドラインPT、出張相談PT〔出張相談担当者そのものではなく、自治体との調整・相談体制の構築にあたるものであり、自治体側でも担当課・担当者が確定せず、また、相談場所も変更が相次いだ初期の頃の負担は非常に重いものであった〕）等への手当について、限られた予算を見据えつつ、できる限り厚く、不公平でない内容で設計していくことは非常に困難であった。

しかし、これについても日弁連の岩渕副会長が、東日本大震災当時の仙台弁護士会副会長であり、財務担当であったとのことで、電話相談、出張相談（面談相談）についての設計、これらに対する日弁連からの補助金支給までご支援、ご協力いただくことができた。あらためて、深く深く感謝申しあげる次第である。

4. その他

(1) 電話相談

当会の電話相談については、発災直後より既存の回線利用による速やかな相談業務開始、並行しての回線増設等、可能な限りの対応をなしたものの（また、現在も継続しているもの）と自負している。しかし、財政面での支援のみならず、当初の膨大な電話相談ニーズへの転送による対応やその受皿の調整については、日弁連や他の弁護士会（東京三会、福岡、大阪）の協力なしにはなし得なかったものである。これについては別項で報告する。

(2) 自治体との連携

また、当会では、被災者支援にあたっての自治体連携の重要性を当初より認識していたところであったが、早い段階で実現できた出張相談の実施・運用における連携・協力を離れ、包括的な意見交換会が開催されるに至ったのは、熊本市との間でさえ7月11日からのことであった。

日弁連には、これら自治体に当会の活動への理解を促し、連携を後押しする支援をいただいたことにも触れておきたい。5月2日の日弁連中本会長らによる現地視察の際、合わせて熊本県知事、熊本市長との面談が実施されており、当会の活動についての周知依頼もなされた。

さらに、6月3日以降の消費者庁による「消費生活相談及び生活再建支援等に関する専門家派遣」の実施についても、調整役として日弁連に与いただいた。また、マンション被害多数となった熊本地震の特徴に応じて、公益社団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターによる「被災分譲マンションについての弁護士・建築士による専門家相談」実施のための東京三会協力などにおいても支援をいただいている。

(3) 様々な支援

その他、災害対応の時間的経過・変化に寄り添うように1年間にわたり日本弁護士連合会熊本地震災害対策本部会議を開催し続けていただいたこと、それ自体も忘れてはならない支援である。

その議題・決定事項が支援に関わるものであることは勿論、会議における情報共有・交換、助言が非常にありがたかった。また、同会議には日弁連本部のみならず、全国各会からもテレビ会議での参加があり、その様子に、我々は1人ではない。たくさんの普段は目に見えない支援、応援をいた

だいて活動にあたっているのだとの安心と心強さを感じたものであった。

謝辞

日弁連、九弁連その他全国の連合会、単位会、そして会員の皆様に対しては、どれほどの御礼、感謝の思いを述べようとも到底足りない。

熊本地震が起きた平成28年度（吉田会長のもと私が執行部にいた年度）を終え、日弁連の岩渕副会長に宛てた感謝のメールに込めた思いは共通するものである。これを引用して謝辞としたい。

私たちが、震災対応業務にあたっただけでこられたのは、直後よりメール等で積極的なご支援、情報、資料の提供をいただいただけでない。余震続く発災後間もないここ熊本へ直接お運びいただき、私たち全員を勇気付け、また、惜しまずその経験と知識を語り、提供して下さった先生方。それからずっと、見守り、支え、励ましてきて下さった先生方のおかげです。

また、上記に留まらず、会の震災対応の基礎というべき財政面の支援において、早い段階より具体的なお話をいただき、吉田会長とともども安心して、体制の整備・充実に努めることができました。発災直後こそ、会員の熱意・好意で動くことができましたが、継続的に「弁護士会」としての震災対応活動を維持継続するためには、資金的な手当てが不可欠でした。心から感謝しております。

（中略）

私たちもこれで終わりとは考えておりません。全国、他会からこれだけ支えていただきながら、会内で不協和や失望を生み出たくありません。持続可能な、しかし、弁護士だからこそ気づける、また、築ける復興支援に今後とも励んでまいります。

積み残された課題

－「震災関連死」と「在宅被災者」－



鹿瀬島正剛

はじめに

大規模な自然災害が発生した場合、多数の被災者の命が奪われ、被災者は長期間不自由な生活を強いられることになる。

他方、被災者の支援体制及び支援に関する法制度は、少しずつ改善はされているが、抜本的な改善には至っておらず、自然災害が起きるたびに同じ課題が、被災者の自立再建の障害となって立ちはだかることとなる。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして熊本地震において、抜本的な改善がなされないまま繰り返され、そして、積み残されようとしている課題の2つを取り上げたい。

「震災関連死」と「在宅被災者」の問題である。

「震災関連死」について

1. 「震災関連死」とは

「震災関連死」とは、地震による家屋倒壊など直接的被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など、間接的な原因で死亡することである。震災関連死と認定された場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、「主たる生計維持者」が亡くなった場合につき500万円、その他の方が亡くなった場合につき250万円が市町村から遺族に支給される。

2. 過去の災害における震災関連死者数との比較

阪神・淡路大震災では、兵庫県の死者総数6402人のうち919人（約14.3%）が、東日本大震災では、死者1万9575人のうち3647人（約18.6%）が震災関連死として認定されている。それに対し、熊本地震では、死者270名のうち実に215人（約79.6%）が震災関連死である（いずれも平成30年12月現在）。

熊本地震では、直接死が50人であるのに対し、その4倍以上の方が震災関連死で亡くなっており、現在もその数は増え続けている。この異常な数字が、熊本地震の特徴の1つである。

3. 改善された点（「主たる生計維持者」の解釈）

熊本地震より前の自然災害について、災害弔慰金等の支給額の決定に際しての「生計を主として維持していた場合」とは、「社会通念上、死亡者が受給遺族の主たる扶養者であったとみられる場合であり、かつ、受給遺族に収入がない場合又は受給遺族が事業所得者の場合に収入が103万円程度以下の場合」という取り扱いがなされ、例えば、主たる扶養者である夫（妻）が死亡した場合でも、共働きであった配偶者の収入額によって、支給額が半額とされてしまうという不合理な結果となっていた。日弁連は、かかる不合理な解釈の変更を求め、地道な活動を続けてきた。

その結果、熊本地震以降の災害においては、各世帯における就労状況の変化や社会情勢の移り変わり等を踏まえ、「生計を主として維持していた場合」の取り扱いを「世帯の生活実態等を考慮し、収入額の比較を行うなどにより、市町村において状況を確認し、死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合。また、その他の場合かを判断する（平成28年6月1日府政防第700号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」と解釈変更が行われた。地道な活動を続けてきた全国の弁護士にこの寄稿の中で改めてお礼を申し上げたい。

4. 積み残された課題（その1）

自然災害における「直接死」を減らすための減災・防災対策を行うことは、喫緊の課題であることは論を俟たないが、「震災関連死」は、対策さえ講じていれば救えたかもしれないはずの命が救えなかったという意味で、「人災」という要素を含んでおり、震災関連死を減らすための対策を考えることは極めて重要である。

【どうして「震災関連死」は起きるのか】

熊本地震においては、震度7の揺れに2回連続して襲われ、かつ、長期間にわたる余震により、建物

内への避難を避け車中泊による避難者が多かったこと等が考えられるが、その死亡原因、死亡に至る経過等を調査・分析・公表することにより、将来の震災関連死を減らすための対策の足がかりとすることができるのではないか。

熊本県は、平成30年3月12日（発災から約2年）、「震災関連死の概況について」という文書にて、平成29年12月末日時点での震災関連死者（197名）に対する調査と分析結果を公表した。

分析結果の概要は、以下のとおりであった。

①「性別」

男女で大きな偏りはない（若干男性が多い）

②「死亡時の年代」

70代以上の方が全体の約8割

③「発災から死亡までの期間」

発災から3カ月以内に亡くなられた方が全体の約8割

④「原因区分」

『地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担』が全体の約4割、『避難所等生活の肉体的・精神的負担』が全体の約3割、『医療機関の機能停止等による初期治療の遅れ』が全体の約2割弱

⑤「死亡時の生活環境等区分」

『発災前から生活していた場所（自宅等）』が全体の約4割、『発災後に入院中や入院後』が全体の約2割強

⑥「死因分類」

『呼吸器系の疾患（肺炎・気管支炎等）』が全体の約3割、『循環器系の疾患（心不全・くも膜下出血等）』が全体の約3割、『内因性の急死・突然死等』が全体の約1割5分、『自殺』が全体の8%

熊本県が、「震災関連死」の原因等を調査・分析・公表したことは高く評価すべきと考えるが、「どうすればその命を救うことができたのか」「将来の震災関連死者数を減らすためには具体的にどうすればよいのか」という視点からは、まだまだ不十分であると考ええる。

将来の震災関連死者数を減らすためには、過去の震災関連死の事例を全国から集め、死亡原因等を個別の事例ごとに分析するとともに、分析結果を公表すべきである。

日弁連は、平成30年8月23日付けの「災害関連死

の事例の集積、分析、公表を求める意見書」を発出し、「国は、将来の災害関連死を減らすために、災害関連死の事例を全国の地方自治体から集め、多様な分野の専門家をもって構成される調査機関を設置した上で、当該調査機関をして、死亡原因、死亡に至る経過、今後の課題等を個別の事例ごとに十分に分析するとともに、分析結果を匿名化して公表すべきである」とした。

被災者の死を無駄にして欲しくない。国に対して、将来の災害関連死者数を減らすための施策を早急に講じるよう強く望む。

5. 積み残された課題（その2）

災害弔慰金は、災害により死亡した方の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」を受けて制定された市町村の条例に基づき支給される見舞金であり、大切な家族を失った遺族に対し、遺族の申請を受けた市町村が弔意を示すものであると同時に、遺族の生活再建の支援となるものである。

したがって、災害弔慰金の支給・不支給の決定にあたっては、この災害弔慰金の趣旨及び遺族に与える影響を踏まえて、適正に判断されなければならないことはもとより、その結果の通知、とりわけ、不支給決定の通知は、適正な判断がされることを担保する方法でなされなければならない。

ところが、災害弔慰金の支給申請に対する結果通知書の通知方法については、統一的な基準がなく、申請を受けた市町村に委ねられている結果、熊本地震の被災地においては、各市町村において、結論に至る過程について具体的な事実関係を付記した文書でその結果を遺族に通知する市町村がある一方で、例えば、「死亡と震災との因果関係が認められなかったため」といった抽象的な理由のみを記載し、具体的な事実関係に触れることなく、決定主体としての判断過程を明らかにしない内容で結果を通知する市町村も見受けられた。

このような抽象的な理由しか記載されていない通知を受け取った遺族からすると、結論に納得できずに不服の申立てや訴訟の提起をする場合、その結論が導かれた根拠が分からないため、いかなる点について反論すればよいのか見当をつけることすらできないし、各市町村の立場からすると、不支給と判断した具体的な理由を通知しなくてもよいとなると、審査そのものがおざなりになる恐れが生じることと

なる。

同じようなことは、東日本大震災における被災地自治体においても生じており、日弁連は、平成29年3月16日、「被災地の市町村は、災害弔慰金の支給の申請を行った遺族に対して、不支給の決定をする場合、判断の基礎となった具体的な事実関係を示すなど、結論に至る過程を具体的に理由として記載した通知書を交付すべきである」との「意見書」を発出していたが、熊本地震でも繰り返されることとなった。

そこで、当会は、上記のような抽象的な理由しか記載しない通知方法は、行政手続法又は行政手続条例上違法となり得る運用であり是正されるべきものと考え、平成29年5月18日付で、熊本県内の全地方自治体に対し、「災害弔慰金支給申請に対する結果通知の運用に関する照会書」を発出し、災害弔慰金の支給申請に対する結果通知書の記載方法につき照会を行った。

そして、上記照会書に対し回答のあった38市町村のうち、「具体的な事実関係を理由として記載していない」かつ、今後「変更する予定はない」との回答をした5市町村に対し、平成29年7月14日、「災害弔慰金の支給の申請を行った遺族に対して、不支給の決定をする場合、判断の基礎となった具体的な事実関係を示すなど、結論に至る過程を具体的に理由として記載した通知書を交付する」ことを求める勧告書を発出した。

かかる「照会書」及び「勧告書」は、一定の成果をあげ、熊本県内の多くの被災地市町村は、災害弔慰金支給申請に対する結果通知の運用を見直すこととなったが、一部の市町村は、その運用を改めていない。

将来の被災地自治体において、同様な悪しき運用が繰り返されないことを切に願う。

「在宅被災者」問題について

1. 「在宅被災者」とは

熊本地震から約2年8カ月が経ったが、現在（平成30年11月末日時点）でも、約2万3000人の被災者が、仮設住宅（みなし仮設を含む）での生活を余儀なくされており、自立再建に向けた道のりはまだまだ遠い。

しかし、もっと深刻な問題がある。

何らかの事情で避難所や仮設住宅に行かず自宅で

困難な生活を続けている「在宅被災者」の問題である。

「在宅被災者」に明確な定義はなく、在宅被災者が、「どこに何人いるのか」につき、国も被災地自治体もその実態を把握していない。いわば「見えない被災者」が膨大に存在している。

2. 「在宅被災者」が生まれる原因

東日本大震災後の平成25年6月に災害対策基本法が改正され、「災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」（災害対策基本法第86条の7）と明記されたが、東日本大震災における在宅被災者も、熊本地震における在宅被災者も放置され続けている。

【「在宅被災者」がどうして生まれるのか。どうして「在宅」のまま被災生活を続けなければならないようになったのか。】

原因は多種多様であると考えられるが、複数の在宅被災者からの聴き取りで判明したのは、「仮設住宅に入りたくても入れなかったから」という理由である。

仮設住宅の入居要件として、①住家の損壊の程度が「全壊」又は「大規模半壊」であること（熊本地震では、解体を予定している等一定の条件のもと「半壊」の被災者にも認められた）のほかに、②「応急修理制度」（災害救助法第4条第1項第6号）を利用していないことという要件が加えられることが常態化している。

また、被災者生活再建支援法に基づく支援金も、「全壊（みなし全壊を含む）」と「大規模半壊」の被災者にしか給付されない。

すなわち、例えば、雨漏りが酷くてとても住むことができない状態であっても、牛を飼っているため住家を離れられないという事情があろうとも、「半壊以下」の判定しか受けられなかった被災者は、仮設住宅に入居することはおろか、国からの支援金も支給されず、修理することもできず、壊れたままの家に住み続けるほかないのである。応急修理制度（熊本地震では1世帯あたりの限度額は57万6,000円）を利用して僅かな補修しかできなかった者も同様である。

このように「制度の隙間」から漏れ落ちた被災者をなんとかしなければならない。

3. 「在宅被災者」問題の解消に向けて

現行法では、被災者支援制度を受けることができるかどうか、一律に、住家被害認定（り災証明書）に依拠する枠組となっている。

しかし、り災証明はあくまで住んでいる家の壊れ方を損壊の程度に応じて証明しているに過ぎず、一人ひとりの生活基盤が受けた損害の程度を正しく反映しているわけではない。

被災者が、自然災害によって受けた被害について、住まい、暮らしぶり、収入、仕事、年齢、健康状態、家族関係等を個別に把握し、その被害の状況に応じた個別支援を行う仕組みに改めるべきである。

そして、これに対応すべき支援の内容は、一人ひとりの被害状況に適合した支援でなければならず、被災者ごと（世帯ごとではない）に個別の支援計画を立て、被災者が平時の日常を取り戻せるまで継続的な支援を続ける仕組み（「災害ケースマネジメント」）を構築することが急務である。日弁連も平成28年2月19日、「被災者の生活再建支援制度の抜本的な改善を求める意見書」を発出し、「災害ケースマネジメント」の制度化に向けた運動を続けている。

この制度を構築する大前提として、「在宅被災者」の実態を調査する必要があるところ、総務省が、平成30年10月から同31年3月にかけて、東日本大震災の被災地と熊本地震の被災地を対象に、行政評価局調査を実施することとなった。

この調査を契機に、「在宅被災者」問題の解消に向けた新たな枠組が構築されることを期待する。

熊本県弁護士会 平成28年熊本地震ドキュメント



渡辺絵美

感想などは執筆者（渡辺絵美）の私見です。

平成31年2月現在

番号	日付	熊本県弁護士会	事象	日本弁護士連合会 その他の弁護士会	その他の 機関
1	H28 4.14		21時26分、熊本地方を中心に大地震が発生。益城町で震度7を観測した。		
2	4.15	当時、日弁連の理事会のために上京していた当会会長吉田賢一弁護士と連絡を取り合い、副会長板井俊介弁護士、山野史寛弁護士、本田悟士弁護士、主任清田祐介弁護士、福西武夫弁護士、今村一彦弁護士、渡辺絵美が集まって災害対策本部を立ち上げた。まだ案段階で正式なものとはなっていなかった熊本県弁護士会災害対策本部の設置及び運営に関する規則、災害対策マニュアルを参照しながら、今後の対応を検討した。			
3		地震の規模の把握が遅れたためか、被災による期日変更への対応をお願いしたが、期日が行われた（なお、15日も震度6強、震度5強、震度5弱の地震が各1回ずつ発生しており、期日中も余震が続く状況だった）ため、熊本地家裁、熊本地検に対し、期日変更等の柔軟な対応を求める要望書を発出した。			その後、地家裁、地検は臨機応変な期日変更に応じた。
4	4.16		1時25分、熊本地方を中心に大地震が発生。益城町と西原村で震度7を観測した。		
5	4.20	「平成28年熊本地震に当たっての会長談話」を発表した。			
6	4.21	会員に対し、「被災者相談対応研修」を実施した。各自治体等での被災者法律相談会の実施に先立ち、被災者相談への対応を学ぶためのもので、今田健太郎弁護士（広島弁護士会、当時の日弁連災害復興支援委員会副委員長、平成26年の広島土砂災害対応の中核）、平哲也弁護士（新潟県弁護士会、平成27年度新潟県弁護士会会長、平成16年の新潟中越地震にも前年度副会長として対応）に講師を務めていただいた。被災者相談に必要な知識を得ることができたのみならず、各地の弁護士の当会に対する協力体制を知り、非常に心強かった。			
7		くま弁ニュース第1号を3万部発行した。当会のホームページにも掲載したが、ネット環境がない方へは、高齢者・障害者委員会の委員を通じて、地域包括センターやボランティアセンターを介して、被介護者宅や各避難所への紙媒体での配布を行った。			
8	4.22	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」）の登録支援専門家名簿を作成した。 直ちにガイドライン委嘱受付を開始する必要があるため、まずは執行部、災害対策本部の構成員を中心として名簿を作成し、その後、広く会員にも登録をお願いした。			

番号	日付	熊本県弁護士会	事象	日本弁護士連合会 その他の弁護士会	その他の 機関
9	H28 4.23	避難所等での性被害対策としての活用を促すため、熊本県の性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ゆあさいど」（被害に遭われた方の状況に応じて、産婦人科、弁護士、臨床心理士、捜査機関等と連携した支援を行っている）について、会員に周知するファックスを送った。			
10	4.25	電話無料相談開始。10時から16時まで行うこととし、当初は2回線でスタートした。4月25日だけでも73件の相談があり、受話器を置いた瞬間に次の電話がかかってくる状況だった。4月28日からは5回線に、5月13日からは7回線に増やした。当初、平日のみの相談を考えていたが、相談件数が多かったため、ゴールデンウィーク以降、7月末までは土日・祝日も相談を受けた。 ゴールデンウィーク期間中の5月3日から5日までは九弁連の支援で福岡県弁護士会から合計20人の担当者を熊本に派遣してもらった。発災以降休みなしだった当会の会員にとって大変ありがたい支援で、心身を休めることができた。その後、日弁連を通して、東京三会、大阪、福岡の協力を得、自動転送による電話相談体制を整えた。 平成31年2月現在、熊本1回線で13時から16時までの電話無料相談を継続している。			
11		当会において、ガイドライン委嘱の受付を開始した。			
12	4.26	県内の金融機関に対し、ガイドラインについて周知と利用を依頼する要望書を発出した。安易なリスクスケジュールや従前どおりの支払を求めることにより、二重ローン問題の解決が可能であった債務者に対し、免除されるべきであった債務を負わせることがないように申し入れた。			
13	4.28	会員に対し、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに関する研修」を実施した。 平成28年4月1日に運用開始したばかりガイドラインにおいて、当会会員が登録支援専門家として活動していくために必要な知識を得るためのもので、小向俊和弁護士（仙台弁護士会、ガイドラインの先例である個人版私的整理ガイドライン対応PT事務局長）に講師を務めていただいた。			
14		当会のガイドラインPTを立ち上げた。その後、各金融機関との協議会、会員からの質問などに対応し、ガイドライン運用の中核となった。			
15	5.2			日弁連会長が来熊し、益城町などを視察した。	
16	5.5	5月5日以降、熊本県弁護士会長らが、熊本県選出国議員を順次訪問し、熊本地震被災者への義援金を差押え禁止財産にする法律を制定するよう要請した。			
17	5.6	マスコミ各社に対し、避難所での取材に際し、DVやストーカー被害者に配慮した報道を求める申入書を発出した。			
18	5.7	出張相談開始。この日の益城町避難所での相談会を皮切りに、阿蘇市、熊本市、南阿蘇村、西原町、大津町、御船町、合志市、山都町、南小国町、宇城市、嘉島町での出張相談を行った。 自らも被災している会員が積極的に出張相談担当を申し出てくれる姿に当時の執行部は感動した。			
19	5.17	くま弁ニュース第2号を3万部発行した。			
20	5.18	県内自治体に対し、熊本地震に伴う無料法律相談等の実施要請にかかる照会書を発出した。			

番号	日付	熊本県弁護士会	事象	日本弁護士連合会 その他の弁護士会	その他の 機関
21	H28 5.26	平成28年熊本地震に関連して生じた法的紛争の解決を図る震災ADRの運用を開始した。 利用促進のために申立手数料を無料にし、成立手数料も状況に応じて減額できるようにした。 また、申立サポート制度（本来、弁護士が申立代理人となる場合を除き、震災ADRの申立てに先立って、申立人は熊本県弁護士会所属の弁護士の法律相談を受けて、相談担当弁護士から震災ADR申立ての紹介があることが必要であるところ、「震災ADR」案内ちらし裏面の申込用紙に、所定の事項を記入していただき、熊本県弁護士会紛争解決センター宛に郵送またはファックスで申し込み、弁護士から内容確認の電話連絡等を行うことにより、申立ての負担を軽減させる制度）の運用も開始した。			
22	5.27		国会において「平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」が成立し、熊本地震被災者への義援金が差押え禁止財産となった。		
23		「生活保護における義援金等の収入認定に関する会長声明」（義援金を収入認定から除外することを求めるもの）を発出した。			
24	6.3	会員に対し、「土地、建物に関する被災者相談対応研修」を実施した。被災者から相談が多く、専門的知識が必要とされる土地、建物に関する被災者相談に必要な知識を得るためのもので、津久井弁護士（兵庫県弁護士会、日弁連災害復興支援委員会副委員長）と建築士に講師を務めていただいた。 津久井弁護士は、その後も足繁く来熊され、被災者支援に必要な知識、熱い思いを当会会員に与えてくださった。			
25	6.10	熊本県に対し、応急仮設住居の入居対象者について、弾力的な運用基準に改めることを求める要望書を発出した。			
26		県内自治体（罹災証明書的前提となる被害認定につき、2次調査を採用していると報道された自治体）に対し被害程度が重い調査と2次調査のいずれを採用しているかについての照会書を発出した。			
27	6.15	熊本県内で最も発行部数の多い熊本日日新聞紙面上において、熊本地震法律相談コラムの連載を開始した。 会員が交代で執筆し、被災者が直面することの多い法律問題への対応方法等について情報提供を行った。			
28	6.16	会員に対し、「マンション建替等専門家相談（被災分譲マンション相談）にかかる対応研修」を実施した。 戒正晴弁護士（兵庫県弁護士会）、犬塚浩弁護士（第二東京弁護士会）、建築士、国土交通省職員、熊本市職員に講師を務めていただいた。			
29	6.20	熊本市と熊本地震に関する第1回協議会を開催した。 その後も不定期で熊本市との協議会を開催した。			
30	6.30	6月15日の照会（番号26）について、2次調査結果を採用していると回答した自治体に対し、被害程度が重い結果で罹災証明書発行の前提となる被害認定をするよう求める要望書を発出した。			

番号	日付	熊本県弁護士会	事象	日本弁護士連合会 その他の弁護士会	その他の 機関
31		総合法律支援法の一部改正により、資力を問わない被災者法律相談制度（法テラス）の運用を開始した。			
32		資力を問わず、広く被災者の法律相談を行える貴重な制度であったが、東日本大震災の際の特例法と異なり、適用期限は平成29年4月13日までだった。			
33	H28 7.1	くま弁ニュース第3号を3万部発行した。			
				鈴木秀昌弁護士（第二東京）が日弁連の熊本地震対応の囑託となった。当会の人員では日々の相談対応だけで精一杯で、相談内容等の分析は行えなかったが、鈴木弁護士が相談の分析を行い、その後、熊本地震無料法律相談データ分析」の第1次分析から第3分析までが公表された。	
				鈴木弁護士は、当会の災害対策本部会議にも何度も出席され、日弁連の支援体制などの情報をくださり、心強い存在だった。	
34	8.26	熊本大学との共催で、「震災ADR研修」を実施した。齊藤睦男弁護士、竹内豊弁護士（共に仙台弁護士会、同会では2011年東日本大震災の復興のため同会震災ADRが活用された）に講師を務めていただいた。			
35	8.27	熊本大学との共催で、「震災ADRシンポジウム～仙台から熊本へ～」を開催した。			
36	8			日弁連「熊本地震無料法律相談データ分析（第1次分析）」を公表した。	
37	9.21	くま弁ニュース第4号を1万部発行した。			
38	11.18	熊本簡裁にてガイドライン第1号案件が成立した。			
39	12			日弁連「熊本地震無料法律相談データ分析（第2次分析）」を公表した。	
40	H29 1.13	熊本県教育長宛に育英資金についてガイドラインの適用を求める要望書を発出した。			
41	1.26	26日に益城町法律相談センター設置の協定書の調印を行った。翌27日から同センターで相談業務を開始した。			
42	3.29	マスコミ各社に対し、熊本地震のご遺族の心情を配慮し、突然自宅を訪問するなどの過度の取材を自制するよう求める申入書を発出した。			
43	3.31	3月31日以降、熊本県弁護士会長、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインPT座長らが、熊本県議会各会派を訪問し、従来、熊本県育英資金の貸付金については同ガイドラインによる債務整理に対応していなかったが、今後は、同債務整理に対応するよう要請した。			
44	4.13	資力を問わない被災者法律相談制度（法テラス）が終了した。			

番号	日付	熊本県弁護士会	事象	日本弁護士連合会 その他の弁護士会	その他の 機関
45	H29 4.14	「熊本地震から1年を迎えての被災者復興支援継続に関する会長声明」を発表した。			
46	5.19	県内自治体に対し、「災害弔慰金支給申請に対する結果通知の運用に関する照会書」を発出した。			
47	5.26	九弁連との共催で、全国倒産処理弁護士ネットワーク九州地区研修会「熊本地震と自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を実施した。			
48	6.1	震災ADR応諾サポート制度を開始した。			
49	7.6		熊本県議会において、「熊本県育英資金貸与基金条例」が改正され、また、熊本県教育委員会において内規の改正がなされたことにより、熊本県育英資金の貸付金についてもガイドラインによる債務整理に対応することができることとなった。		
50	7			日弁連「熊本地震無料法律相談データ分析（第3次分析）」を公表した。	
51	11.6	南阿蘇村との「熊本地震被災者の住まい再建を図るための協定」を締結した。弁護士会と自治体が被災者支援のために直接協定を結ぶ画期的なものだった。			
52	H30 3.30	県内自治体に対し、「災害公営住宅入居資格に関する要請及び照会書」を発出した。			
53	4.1	災害対策本部を発展的に解散し、災害対策委員会を設置した。			
54	4.13	「熊本地震から2年を迎えての被災者復興支援継続に関する会長声明」を発表した。			

筆者プロフィール

平成28年度熊本県弁護士会主任、平成29年度同会副会長、平成30年4月に設置された同会災害対策委員会副委員長

資料編

-
-
- 新聞記事
 - 会長談話・声明、行政やマスコミ、日弁連等への文書
 - 熊本県弁護士会・くま弁ニュース
 - 平成 28 年熊本地震・無料法律相談データ分析結果（概要版）〔鈴木秀昌〕
 - 写真
 - 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
 - 熊本県弁護士会自然災害による被災者の債務整理に関する
ガイドラインによる登録支援専門家の登録及び推薦等に関する規則
-
-

熊本地震の被災者を対象に県弁護士会（吉田賢一会長）は25日から当面の間、無料電話相談窓口を開設する。平日の午前10時～午後4時、弁護士が生活再建に関するさまざまな相談に応じる。

県弁護士会が「災害Q&A」

無料電話相談窓口も開設

に掲載したほか、避難所などで配布。熊災証明書や災害申請書の提出、被災者からの相談、問い合わせなどの支援制度を説明する。約30項目に税金や健康保険料、住宅ローンの減免のほか、銀行通帳やカード類、権利証を紛失した場合の対応も助言して

096（312）3250。（中村勝洋）

2016年4月25日付 熊本日日新聞朝刊

県弁護士会 無料電話相談

1日100件超 回線を追加

熊本地震の被災者向けに設けた無料電話相談が1日100件を超え、3回線を追加、計5回線に増やして対応している。



熊本地震の被災者からの無料電話相談に応じる弁護士ら＝熊本市中央区

相談には4月25日から対応。「隣の瓦や壁が崩れ、家が壊れた。誰に修理代を請求すべきか」「罹災証明書の申請はどうすればいいか」など住居関連の相談が多いという。相談は当面続ける予定で、被災地への出張相談も検討。電話受け付けは平日午前10時～午後4時。大型連休中も土・日曜以外は対応する。フリーダイヤル0120（587）858。（中村勝洋）

2016年5月3日付 熊本日日新聞朝刊

「県弁護士会と連携し支援」

日弁連会長 知事らと面会



浦島知事（左）と面会し、被災者支援の取り組みを説明する日弁連の中本和洋会長（中央）ら。2日、熊本市

日本弁護士連合会のどバックアップしている。県庁、市役所を訪れた中本会長は、日弁連が東日本大震災などの被災者から受けた相談に基づき作成した手引き「災害Q&A」を紹介。知事、市長は「担当部署の窓口でも活用したい」と応じた。中本会長は「今後、被災者支援に必要な特別立法なども国会に働きかけたい」としている。（中村勝洋）

2016年5月3日付 熊本日日新聞朝刊

地震トラブル 解決図ります

県弁護士会紛争解決センターは、熊本地震に伴う近隣住民や賃貸借に絡むトラブルについて、裁判手続によらない調停を図る「震災ADR」を始めた。弁護士があっせん人となり、当事者間の話し合いによるトラブル解決を目指す。

県弁護士会が「ADR」

ADRは民事裁判と違って、迅速で柔軟な解決が可能で、合意可能な解決案を能くするため、全国各地の弁護士会が導入。県弁護士会は、合意した解決金額に応じた成立手数料（解決額が12009年度から、交通事故や契約トラブルの申し立てを受けている。

熊本地震では、被災地で「隣家の瓦が落ちて自宅が破損した。修理代を求めたい」「損壊した借家を大家に修理してほしい」などのトラブルが多く、6月中旬に受け付けを始めた。通常は申し立てに手数料1万円（税別）が必要だが、震災関連は無料で受け付ける。

紛争の相手方が応じなければ、ADRは実施しない。応じた場合は、熊本市の県弁護士会館などで3回を

「隣家の瓦が落ちて自宅が破損。修理代を求めたい」…

2016年7月30日付 熊本日日新聞朝刊

孤立感させぬ支援を

被災者自殺防止へシンボ

熊本市

熊本地震の被災地で孤立感や自殺の防止について考えるシンポジウムが12日、熊本市であった。東日本大震災の被災地や県内で活動する支援団体メンバーらが登壇し、「被災者が孤立感や取り残され感を抱かないサポートが必要だ」と支援の重要性を確認した。パネル討論があり、仙台市で活動を続ける一般社団法人パーソナ

基盤が過ぎると、課題があった。県弁護士会主催。中約10人が参加。仙台市自給対策連絡協議会長の土井浩之弁護士によ

（小多恵）

2017年3月13日付 熊本日日新聞朝刊

生活保護者へ支給「収入としない」で

県弁護士会長

県弁護士会（吉田賢一会長）は25日、熊本地震で被災した生活保護世帯に支給される義援金を収入とみなし、保護が打ち切られたり減額されたりすることのないよう国や県などに対応を求める会長

明を発表した。同会によると、福島県では東日本大震災の後、義援金が収入認定され、生活保護が打ち切られる事例が発生。熊本で同様の事例が起きないか懸念し、「義援金は収入認定にしない」と訴えている。

一方、厚生労働省は4月27日、自立更生に充てられる額は収入と認定しないよう通知。県社会福祉課は「衣類や寝具、家具の購入費など生活基盤を回復するために充てられる額は収入とみなすべきではない」としている。

（石真謹也）

2016年5月26日付 熊本日日新聞朝刊

関連死却下「詳細説明を」

県弁護士会 7市町村に要請

熊本地震に伴う「震害に具体的な理由を示した関連死」の認定について、県弁護士会は19日までに、県内7市町村に対し、関連死の申請を認めず却下した場合には詳細な理由を遺族に通知するよう求める要請書を出した。

同会は5月、関連死認定に関する審査会を設けた県内の24市町村を含む全45市町村にアンケートを実施。認定の可否を遺族に伝える

熊本地震に伴う「震害に具体的な理由を示した関連死」の認定について、県弁護士会は19日までに、県内7市町村に対し、関連死の申請を認めず却下した場合には詳細な理由を遺族に通知するよう求める要請書を出した。

市町村が判断。認定される最大500万円の災害弔慰金が遺族に支給される。熊本地震では19日現在、19市町村

村が181人を関連死と認定している。

同会は「関連死認定は、行政手続法が理由の提示を求める行政処分にあたると指摘。

「遺族の気持ちに寄り添うためにも市町村は理由を明らかにすべきだ」としている。日弁連も3月、同様の要望書を各自治体に送って

2017年7月20日付 熊本日日新聞朝刊

地震被災者支援へ法律相談センター

県弁護士会 益城町に常設

県弁護士会は26日、熊本地震被災者を支援するため、益城町中央公民館に県内8カ所目となる常設の法律相談センターを置く。同日、同会が祝日を除く毎週火曜と金曜の午後1〜4時、弁護士1人が地震関連の相談を無料で受け付ける。

式調印センター相談法律



益城法律相談センター設置の調印式で握手する吉田賢一県弁護士会長(左)と西村博則町長
= 26日、益城町

同会は昨年6月から益城町で週2回、臨時の無料相談会を続けてきた。相談は家屋修繕トラブルや二重ローン問題など600件を超え、今後は雇用や債務整理などの相談が増えるという。センター

1の常設でより身近に相談できる体制にあり、センターは復興の一助になると期待。町は場所を提し、役場窓口や広報に寄り添い、支援を継続したい」と述べた。(中村勝洋)

相談は予約制。熊本地震被災者支援センター(325)0009で1回30分。町外の人でも利用できる。地震以外の相談も4月13日まで無料。

26日、町役場で設置協定の調印式があり、西村博則町長は「行政

ローン減免100人突破

県弁護士会 整理手続きが加速

熊本地震 初適用

熊本地震の被災者を対象とするローンの減免制度で、債務整理に必要な「特定調停」の成立が最近になって急増し、100人超に上っていることが県弁護士会のまとめで7日、分かった。対象となる債務の範囲などが固まり、手続きが進みやすくなったためとみられる。

同制度は、全国銀行による被災者の債務整理で初適用になった。協会が昨年4月に運用に関するガイドライン（地震の影響で返済に困難をきたした「自然災害に」）に基づき、熊本地震で被災した被災者について、住宅再建に伴

う新たな借金で二重ローンに陥る恐れがある人などが対象となる。

同制度の利用を希望する個人や事業主は、最も多額を借り入れている金融機関に申請し、弁護士など「登録支援

専門家」の助言を受け、時間を経た。最近になって手続きを進め、簡易な裁判所に特定調停を申し立てる。

県弁護士会によると、7月21日現在で683人が制度の利用を依頼し、106人の特定調停が成立。預貯金や資産を保有するなど条件にそぐわない202人が取り下げた。

同ガイドラインに沿った減免は前例がなく、対象債務の範囲など、どの確定には金融や行政の各機関との調整に8、（山口尚久）

時間を経た。最近になって環境が整ったことから、成立が加速しているという。

2017年8月8日付 熊本日日新聞朝刊

弁護士会住宅再建で協定

南阿蘇村と 相談会など会員派遣 県内初めて

県弁護士会と南阿蘇村は6日、熊本地震被災者の住まいの再建支援に協力する協定を結んだ。11日から村が各地で開く個別相談会に、所属弁護士を派遣する。同会が被災者支援として弁護士を派遣する市町村との協定は県内で初めて。

被災から1年半が過

ぎ、住宅再建の具体的な課題に直面する人が増えるため、法律相談のハードルを下げる目的。相談会は11日、12月9日に計18回あり、毎月9日に計18回あり、毎回弁護士1人が無料で相談に応じる。協定では相談会以外でも村の要請に応じて弁護士を派遣する。

県弁護士会によると、6日、南阿蘇村役場で県弁護士会の宮田房之会長と吉良清一村長が協定書に調印。宮田

会長は「被災者が安心して生活再建できるよう、細かな問題に対して専門的な助言をしたい」と述べた。

（堀江利雅）



熊本地震被災者の住宅再建支援の協定に調印した県弁護士会の宮田房之会長（左）と南阿蘇村の吉良清一（右）。同日、同村役場。

2017年11月7日付 熊本日日新聞朝刊

住宅再建 相談しやすく

南阿蘇村 独自に個別対応

熊本地震で住まいを失った被災者の住宅再建を支援しようと、南阿蘇村が独自の個別相談会を開いている。

第三者が担当、制度理解手助け



村による本格的な相談会は今回が初めて。今年7月の初回は、住宅再建に関する被災者の意向を大まかに把握し、と村職員らが対応した。

その後、県の住宅ローンを金融助成などの支援策や、一定条件を満たせば仮設住宅の入居期間を1年延長する方針が確定。今回は、再建ガイドブックは被災者が重要」と村復興推進課、加えて再建資金の検討には収入やローン残高などの把握も必要。なため「身近な村職員には、かえって話にくい」と、今回の相談会を主導した。

被災者側も同じ家族で再建への考え方が異なる場合もあるため、「相談会は世帯主に限らず、できるだけ家族や近所の人で訪れるよう促している」といふ。

井護士を派遣。相談業務は、飯沼・高橋大蔵や東日本大震災でマンションや住宅再建の経験がある。南阿蘇村での支援活動も続けるNPO法人「神戸まちづくり研究所」(神戸市)に委託した。相談員は、

南阿蘇村の「住まいの再建個別相談会」のケース検討会議で、課題を共有する相談員や弁護士、村職員ら
＝15日、南阿蘇村役場

意思決定できる支援を

南阿蘇村の個別相談会の業務を受託したNPO法人「神戸まちづくり研究所」

「神戸まちづくり研究所」



(神戸市)の野崎隆一理事長(74)＝写真上、住宅再建をサポートするポイントを開く

神戸市のNPO法人

野崎 隆一 理事長

大切なのは多様なニーズに理解できる環境を整え、自宅再建の可能性を探ることだ。東日本大震災の被災地では、災害公営住宅(復興住宅)の計画が先行し、多くの自治体がアンケートを繰り返した。その結果、空き家が

生まれないケースが多発した。自宅再建にしろ、復興住宅への入居にしろ補助制度や自己資金について被災者本人が納得し、意思決定できる支援でなければならない。判断に迷った中、家族内でも異なる考えが生じるのは東北や阪神でみられた傾向だ。南阿蘇村では世帯主だけでなく、複数人の来訪を促している。相談会を、家族がじっくり再建について考えられる機会にした

まると災害ボランティア団体ネットワークや復興ボランティアのスタッフらが担当。村と協定を結んだ井護士が全日程に所属弁護士を派遣し、手厚くバックアップしている。

実際の相談例を突き合わせ、適切な支援につなげようとする。定期的に、相談員によるケース検討会議も開催。15日の会議では「近隣の再建予定が全く分らない。集落の先行き不安から再建を断念できない人がいる。情報共有の機会が必要」「建設用地の確保に苦労している。農業振興地域の除外や、農地転用など適切なアドバイスがほしい」といった報告が交わされた。

人口流出阻止、建設。南阿蘇村では、建設

(小多郎)

平成28年熊本地震に当たっての会長談話

熊本県では、2016年（平成28年）4月14日に最大震度7を観測する地震が発生し、同月16日にはマグニチュード7.3の大地震が続き、今もなお余震が相次いでいます。犠牲者は本日現在47人にのぼり、安否不明者の捜索も続いています。さらに、負傷者は1135人、建物の全半壊は3403棟、避難者は12万人を超えるなど、甚大な被害が生じました。被災された方々の心身の疲労は限界に達し、苦しみや不安は深刻さを強めています。

この度の地震で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

当会は、発災翌日の4月15日には災害対策本部を設置し、被災者の方々の支援のために活動を開始いたしました。引き続き地震等への対策のみならず、被災された方々の苦しみや不安を少しでも和らげ、震災関連死など二次的被害の発生を可能な限り食い止めたいと考えています。そして、一人ひとりの生活再建の一助となるよう、法律専門家として、役に立つ情報（被災者生活再建支援制度や、新しい「自然災害による被災者の債務整理のガイドライン」等）の発信や、無料法律相談等を実施していく予定です。

当会は、今後、県内の地方自治体をはじめ様々な支援団体と連携するほか、全国の単位弁護士会、九州弁護士会連合会、日本弁護士連合会、日本司法支援センター（法テラス）などの協力を得て、被災された方々が一日でも早く安心を取り戻し、被災地の復興・復興に寄与すべく、会員が一丸となって被災者の皆様の法的支援に全力を尽くす決意です。

2016年（平成28年）4月20日

熊本県弁護士会

会長 吉田 賢一

生活保護における義援金等の収入認定に関する会長声明

1. 平成28年熊本地震では、多くの人々が被災しており、生活保護受給者（以下「被保護者」という。）も例外ではない。このような状況の下、被災者に対する義援金の第一次配分が決定し、その支給が進みつつある。
2. 震災時の義援金、災害弔慰金、補償金、見舞金等（以下「義援金等」という。）に関しては、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所・同第二原子力発電所事故の際、福島県内の一部自治体において義援金や仮払補償金を収入認定して生活保護の打ち切りがなされた事例が発生した。実際、生活保護を受給する被災者の中には、義援金等を受領した結果、収入認定されることにより、生活保護費の減額や停止がなされることを懸念し、義援金の受領を躊躇する動きが広がりつつあるとの報道もある。
3. そもそも、義援金等は、被災者の生活基盤の回復に利用すること、被災したこと自体に対する慰謝や弔慰を趣旨として支給されるものであって、本来、その全額が収入認定になじまないものないし自立更生にあてられるべきものである。
4. この点、生活保護制度の運用について定めた厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号、以下「次官通知」という。）は、「社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの」や「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」については、収入認定しないことを定めている。また、自立更生の具体的内容について、生活保護担当職員の手引書である「生活保護手帳」は、生活基盤の回復に要する経費や治療費のほか、生業の開始・継続費用や技能習得費、介護費、就学・結婚・弔慰等様々な費目が自立更生の内容に含まれることを認めている。
5. さらに、平成28年熊本地震を受けて厚生労働省社会・援護局保護課保護係長が発出した「平成28年熊本地震による被災者の生活保護の取扱いについて」（平成28年4月27日事務連絡、以下「事務連絡」という。）は、東日本大震災を受けて同課長が発出した通知「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて（その3）」（平成23年5月2日社援保発0502第2号）等に準じた取扱いをすること、すなわち、義援金等については「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定しないこととし、その際、自立更生計画の策定については「被災者の被災状況や意向を十分に配慮し、一律・機械的な取扱いとならないよう留意する」ことや、緊急的に配分される義援金等については包括的に一定額を自立更生に充てられるものとして自立更生計画に計上してよいこと等、柔軟な取扱いを保護実施機関に求めている。
6. しかし、東日本大震災の際には課長通知の趣旨に反する取扱いが多々見られたことからすると、平成28年熊本地震の被災者である被保護者についても同様の事態が生じることが危惧される。
7. よって、当会は、平成28年熊本地震の義援金等について、国に対し、事務連絡の内容を改めて周知徹底するよう求めるとともに、関係各自治体に対し、被災者が安心して義援金等を受領できるよう、被災者に対してもこれを十分に周知することを求める。

2016年（平成28年）5月24日

熊本県弁護士会
会長 吉 田 賢 一

熊本地震から1年を迎えての被災者復興支援継続に関する会長声明

本日、熊本地震から1年を迎える。後に「前震」「本震」と名付けられた二度にわたる震度7の地震は、私たちの郷土とそこに暮らす人々をズタズタに傷つけ、現在もまだ余震が続いている。

当会は、震災直後の混乱の中、正確で信頼できる情報を提供することで被災者の不安を軽減するため、本震5日後に情報誌「くま弁ニュース」を3万部発行して被災地へ届け、9日後から「無料電話相談」、5月の連休明けから被災地での「無料面談相談」を開始した。日弁連及び全国の弁護士会の協力を得て、現在も震災相談対応を続けているが、相談件数は計1万2000件を超えたにも拘わらず終息する兆しは見られない。

時間の経過とともにニーズは変化し多様化しているが、一人ひとりの被災者から寄せられる生の声はどれも切実で一刻の猶予も感じられないものばかりである。当会は、こうした声に真摯に耳を傾け、関係各機関と協力しつつ、解決への支援を行ってきた。県選出国會議員等への陳情を行い、その尽力により早期に義援金差押禁止法案の成立等一定の成果を得たほか、本年1月27日には益城町にその協力を得て被災者復興支援の拠点となる法律相談センターを常設した。当会は、今後も震災対応を継続していく所存であるが、課題は今なお山積している。

この震災から1年の節目に、日弁連の掲げる「人間の復興」という理念を踏襲し、以下の5点に取り組むことを表明したい。

第1に、熊本地震で運用が開始された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（被災ローン減免制度）」のさらなる周知徹底を図り、二重ローン問題等で苦しむ被災者がこの制度を活用することにより、生活再建の足がかりとなるよう尽力する。

第2に、「震災ADR（裁判外紛争解決手続）」の利用を積極的に呼びかけ、隣人関係や経済的理由等で裁判を望まない被災者が解決を諦めることを防ぎ、早期円満解決の仲介役となるよう尽力する。

第3に、熊本地震では、被災者が孤立化しやすい「みなし仮設住宅」への入居者が

1万2000世帯を超えていることを考慮し、仮設住宅での「孤独死」という痛ましい事実が既に発生したことを重く受け止め、行政（生活支援相談員）のみならず、民間のボランティア団体とも連携協働を図り、「地域支え合いセンター」との連携協働により、被災者の見守りに尽力する。熊本市に対しては、これらの見守り活動が十分に行えるよう、「復興基金」を活用した十分な経済的支援（予算措置）を行うことを求める。

第4に、熊本地震の犠牲者の数は、「関連死」が直接死の3倍を超え、日々増え続けている。この「関連死」に関して、犠牲者の遺族への災害弔慰金の不支給決定通知書に具体的理由を明記していない事例が明らかとなっている。本年3月16日付の日弁連の意見書でも指摘されているとおり、判断の適正さを担保し、遺族の不服申立ての便宜に資するため具体的な事実関係を示す必要がある。該当する市町村に助言あるいは勧告等で働き掛けるなどし、全市町村において適正で等しい運用がなされるよう尽力する。

第5に、現行の災害救助法や被災者生活再建支援法等の支援制度を抜本的に見直し、新たな生活再建支援制度の創設に向けて、日弁連や日本災害復興学会等の関係各機関と連携協力する。熊本地震では交付申請数が20万件を超える住家被害認定（罹災証明書）が被災者の生活再建の足かせとなっている。これは、現行の支援制度の枠組みが、罹災証明書の区分に過度に依存していることが大きな要因である。本来、家の壊れ方だけで、支援の内容を決定することには限界があるのであって、被災者一人ひとりの実情を個別に判断し、その実情に適合した個別支援を行う制度への改正を図るべきである。

震災からの復興に尽力する関係者・関係各団体と協力しつつ、当会は、以上の課題に対応し、被災者の復興支援に努める所存である。

2017年（平成29年）4月14日

熊 本 県 弁 護 士 会

会 長 宮 田 房 之

熊本地震から2年を迎えての被災者復興支援継続に関する会長声明

本年4月14日と16日で熊本地震から2年を迎え、仮設住宅の第一次入居期限が到来しようとしている。

熊本市内の繁華街だけを見れば震災以前と変わらぬ賑わいをほぼ取り戻しており、公費解体の進捗率が99%を超えている状況を併せて考えると、被災「地」の復興は順調に進んでいるようにも思える。

しかしながら、被災「者」の生活再建という目線から見た場合、復興が遅々として進んでいないという厳しい現実を直視しなければならない。この現実、仮設住宅等の入居者数の推移からも明らかである。熊本県が公表している平成29年5月31日時点での仮設住宅等の入居者の合計（建設型・借上型・公営住宅等の入居者合計）は、4万7800人（統計上最大値）であるのに対し、平成30年3月31日時点での入居者数の合計は、3万9396人であり、この10か月間で自立再建を果たした被災者は、僅か17%に過ぎない。

当会は、震災直後から現在まで、約1万4000件にのぼる電話及び面談による無料相談を実施し、被災者一人ひとりの被災状況・生活状況に応じた個別の自立再建支援に取り組んできた。

そして、これまで遂行してきた支援活動を今後も継続していく所存であるが、この震災から2年の節目に、日弁連が掲げている「人間の復興」という理念を踏襲し、以下のとおり、当会の決意を表明する。

1 無料相談の継続実施

当会は、電話又は面談による震災に関する各種相談を無料で行っているが、今後も継続実施することにより、被災者への情報提供及び助言活動を続けていく。

2 各自治体との協力協定の推進

当会は、平成29年11月6日、南阿蘇村との間において、相談会やケースカンファレンスの実施、その他被災者の住まい再建に関して弁護士を派遣することを内容とする協定（「被災者の住まい再建に関する協力協定」）を締結し、同年11月から12月にかけて、南阿蘇村の約250世帯の世帯別ヒアリング支援を行った。

被災者の自立再建の障害となっている課題は、一度の相談で一挙に解決するものは少なく、むしろ複合的・重層的課題であることが殆どであることが通常である。被災者一人ひとりの被災状況・生活状況に応じた個別の自立再建を支援していく（「災害ケースマネジメント」）ために、南阿蘇村と同じ内容の協定を各自治体との間で積極的に締結することを推進していく。

3 自然災害債務整理ガイドライン（被災ローン減免制度）の更なる周知

現時点（平成30年4月6日時点）で、自然災害債務整理ガイドラインの受付件数は715件であり、そのうち213件が成立し、被災ローンの減免を果たしている。特に、自宅の再建（新築・購入・修繕）を望む被災者に対しては、この制度の活用を促し、二重ローン問題を解消することにより自立再建の足がかりとなるよう尽力する。

4 熊本県及び各市町村に対する要請

- (1) 仮設住宅等の入居期限の延長に関し、熊本県は8つの「特別基準（延長の対象となる条件）」を設け、各市町村もこの「特別基準」を基に延長の可否を判断しているものと思われる。しかしながら、被災者の自立再建の障害となっている課題は、8つの条件に該当しないものも多く含まれており、一律にこの「特別基準」により延長の可否を判断することは、かえって被災者の自立再建を阻害する原因となるおそれがある。

熊本県に対しては、この「特別基準」の緩和を求めるとともに、各市町村に対しては、被災者一人ひとりの個別事情に応じた自立再建支援を行うよう要請する。

- (2) 賃貸住宅での自立再建を望む被災者（特に独居高齢者・障がい者・生活困窮者）の自立再建の大きな壁となっている「連帯保証人不在」問題に対し、現在、熊本市社会福祉協議会が行っている「住宅確保要配慮者支援事業（賃貸住宅契約時に求められる保証を社会福祉協議会が行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を行う事業）」を参考に、各市町村が独自の支援制度を設けるよう要請する。

- (3) 災害公営住宅での自立再建を望む被災者（特に、被災時に賃貸住宅に居住し、現在、仮設住宅に入居している被災者）に対し、当該賃貸住宅の解体を入居要件としている自治体が複数存在する。解体するかどうかは、賃貸人の意思にかかっており、被災者が自己決定できない事由を入居要件とすることは不合理である。当会は、平成30年3月30日付けで、熊本県内の各市町村に対し、「災害公営住宅入居資格に関する要請及び照会書」を送付し、当会の見解を表明したところである。

各市町村に対して、被災時賃借していた住宅に居住しており、現在、仮設住宅に入居している被災者については、その罹災証明の判定、解体の有無にかかわらず、災害公営住宅の入居資格を認めること、仮に、現在の資格が解体を要することが要件となっている場合、その入居資格を変更するよう要請する。

- (4) 現行の公的支援制度の枠組から抜け落ち、壊れたままの自宅で喘ぎ苦しみながら生活している被災者（「在宅被災者」）に対し、各市町村は、用途を定めず配分された「復興基金」を有効に活用し、罹災証明の判定に縛られず、被災者一人ひとりの実情を個別に判断し、修繕費の給付等その実情に適合した独自支援を行うよう要請する。

2018年（平成30年）4月13日

熊本県弁護士会

会長 猿渡健司

平成28年4月15日

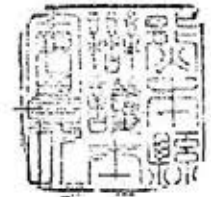
平成28年熊本地震に関連する要望書

熊本地方裁判所

所長 野 島 秀 夫 殿

熊本県弁護士会

会長 吉 田 賢



冠省

ご承知のとおり、平成28年4月14日午後9時26分頃、熊本市及び上益城郡益城町を震源地として発生した震度7の大地震(以下「平成28年熊本地震」といいます)により、熊本県下では、現時点において、死者9名、負傷者860名となり、4万4000人を超える住民が避難を余儀なくされています。

この平成28年熊本地震により、訴訟等に関係する当事者や当会会員においても、建物・事務用機器等の破損によって、大きな支障が出ている状況です。

このような状況を踏まえ、当会は、今後、平成28年熊本地震の影響が除去されるまでの一定の期間、各種事件等については、期日変更等の手続に関して柔軟な運用を行って頂きますよう本書を以て申し入れるものです。

草々

平成28年5月6日

マスコミ各位

熊本県弁護士会

会長 吉 田 賢 一

平成28年熊本地震の避難所における報道のあり方に関する申入書

当会は、マスコミ各位に対し、避難所における報道のあり方に関し、以下のとおり申し入れる。

第1 申入れの趣旨

ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー被害者が安全で平穏な生活を確保できるよう、避難所における報道では、本人の了解を得ずに個人が特定される形での撮影を行わないなどの配慮を行うこと。

第2 申入れの理由

平成28年熊本地震は、現在もなお活発な地震活動が続いており、多数の被災者が避難所に身を寄せている。この中には、ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー被害から身を守るために、居場所を隠して転居した被害者が、当該地域の避難所に避難している可能性がある。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）及び男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画では、DV及びストーカー被害が深刻な社会問題であることから、これらに的確に対応する必要があるとされ、とりわけ被害者の生活の安全と平穏な生活に資することが強く求められている。

DV及びストーカー被害者は、繰り返される暴力やストーカー行為の中、身体的に傷害を受けていたり、PTSD等の疾患を抱えていることが多い。被災地の現状を伝えるために、取材並びに報道が重要であることは言うまでもないが、これらの被害者にとって、取材カメラを向けられたり写真を撮影されることは、さらなる心理的圧迫となるとともに、自身の居場所が相手に知られてしまうのではないかと強い不安感を抱かせるおそれが

ある。現に、熊本地震の発生に伴い避難所に避難していたDV被害者が、マスコミ関係者に避難所内の撮影を控えるよう求めたが撮影が続行され、その後、同被害者が体調を崩したとの事案が報告されており、配慮を欠く取材活動が行われた場合に、DV被害者らの生活の安全や平穏が脅かされることを危惧するものである。

よって、当会は、マスコミ各位に対し、申入れの趣旨記載のとおり、避難所における報道のあり方に関し、ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー被害者が安全で平穏な生活を確保できるよう、避難所における報道では、本人の了解を得ずに個人が特定される形での撮影を行わないなどの配慮を行うことを求めるものである。

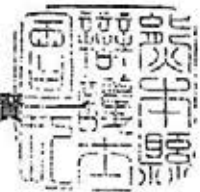
以 上

平成28年5月9日

要 請 書

衆議院議員 坂 本 哲 志 先生

熊本県弁護士会
会長 吉 田 賢



前略

このたびの平成28年熊本地震に関し、坂本哲志先生におかれましては、被災者の救援、災害復旧・復興等にご尽力を賜り心より御礼申し上げます。

ところで、被災者の中には、住宅ローン等で購入した住宅が倒壊等したため、住宅は使用不能等となったものの住宅ローンだけが残ってその返済が困難となったり、あるいは、被災のため自動車ローン、クレジット債務その他の債務の返済が困難となった方が多くいらっしゃいます。

このような被災により債務の返済が困難になった方々に対応する仕組みとして「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成28年4月1日から適用開始）があります。

同ガイドラインは、平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害（熊本地震も適用対象）の影響によって災害前の債務の返済が困難となった、住宅ローンなどを借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、一定の要件のもとに、債務の減額や免除を受けることができる制度です。

同ガイドラインでは、被災者の資産（①支援金・弔慰金、②500万円以内の現預金等、③250万円以内の家財保険金）を手元に残し、残りの資産があれば、残りの資産を一括返済または5年間の分割返済をするという仕組みになっています。残りの資産のうち、不動産については処分して一括返済するか、または処分しないで公正な価額を支払って不動産を手元に残すということも可能です。

ところで、現在、義援金が集まり、本年5月2日から順次、各被災者へ交付

されることとなりました。義援金の趣旨は、被災者の救援及びその復旧復興に資するために使って欲しいということであり、被災者に交付される義援金は、上記ガイドラインの運用上、被災者の手元に残しておける資産とされておられません。

東日本大震災においては、義援金は、特別立法（東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（平成23年8月30日法律第103号））により、差押禁止財産とされましたので、上記ガイドラインの前身の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用においても、上記の「①支援金・弔慰金」と同じく、被災者の手元に残しておける財産とされました。

そこで、今般の熊本地震におきましても、上記東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律と同様に被災者に交付される義援金を差押禁止財産とする立法を早期に実現されますようお願い申し上げます。

熊本地震の被災者の一刻も早い復旧復興のため、どうぞよろしくお願いいたします。

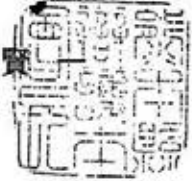
参考資料

- 1 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律
- 2 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」

2016年(平成28年)6月10日

熊本県弁護士会

会 長 吉 田 賢



要 請 書

第1 要請の趣旨

平成28年5月24日付けで、内閣府から熊本県宛に発出された事務連絡「平成28年熊本地震に係る応急仮設住宅について」における、「1. 入居対象者」に係る解釈につき、一人ひとりの被災者の実態に応じて、以下のとおり弾力的な運用基準に改めるべきである。

- ③につき、住宅を解体・撤去せざるを得ない方(結果として解体・撤去する方)に限定せず、「半壊」の判定を受けた被災者のうち、余震の影響により、住宅に「住み続けることが危険な程度の傷み」がある、物理的又は経済的事情により、住宅を修繕するのに時間が必要である等、「当分の間」自らの住居に居住できない方を広く含めた「特別基準」を設定すべきこと。
- 1の基準変更に伴い、仮設住宅への入居条件として、解体する旨の「誓約書」や解体した旨の「証明書」の提出を求めている市町村に対し、その中止を指示すること。

第2 要請の理由

- 本件事務連絡は、所謂「特別基準」(災害救助法施行令3条2項)の指針として出されたものであるところ、「災害は、その規模、態様、発生地域等により、その対応も大きく異なるので、実際の運用に当たっては、特別基準を設定するなど、救助の万全を期する観点から、柔軟に対応する必要がある」とされている(災害事務取扱要領)。
- 平成28年熊本地震における最大の特徴は、震度7の地震が短期間に2回連続して起きたこと及び発生から2か月近く経った現在においても、毎日余震が続いており、終息する見込みが全く立っていないことである。
かかる状況下において、被災者の中には、住家の被害判定は「半壊」ではあっても、度重なる余震により住宅の損傷の度合いが徐々に拡大し、余震の大きさ次第では「大規模半壊」「全壊」に至る危険があるほどに住宅が傷んでいるため、余震が収まるまでは恐くて自宅に戻ることができない方や住宅を修繕したくても、修繕業者が見つからない、修繕する資金がない等の理由で避難所や自宅の庭の車の中やテントの中等で起居している方等々様々な理由で、当分の間、自宅に住めない方が多数存在する。
- 本事務連絡が、③につき「解体・撤去」を前提条件としているのは、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)における適用世帯たる「解体世帯」(支援法2条2号ロ)と基準を統一させることにより、被災者を早期に応急仮設住宅に移転させようとのねらいがあると思われる。

しかしながら、支援法は「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援」(支援法1条)することを目的としているの

に対し、応急仮設住宅の供与が規定されている災害救助法（以下「救助法」という。）は、「災害に際して、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護を図る」（救助法1条）ことを目的としており、目的が異なる以上、基準を統一させる必然性及び合理的な理由は存在しない。

むしろ、「著しい被害を受けた者」を対象としている支援法に比べ、被害の程度にかかわらず「被災者の保護」を求める救助法の適用範囲を広く解すべきことは当然ともいえる。

- 4 ③につき、「解体・撤去」を前提条件とし、「誓約書」又は「証明書」の提出を強要することは、「仮設住宅に入居したければ、自宅を解体しろ」と言っているに等しく、「余震が収まれば家に帰りたい」「修繕が終われば家に戻りたい」と思っている被災者の保護をないがしろにするものであって、「被災者の保護」を目的とする救助法の趣旨に反し、当該被災者の幸福追求権（憲法第13条）を侵害する。

そもそも、被災者が、賃借人である場合には、「解体・撤去」の権限を持っておらず、賃借人たる被災者が仮設住居に入居できるか否かの決定権を所有者たる賃貸人が持つという極めて不合理な事態となっている。

- 5 「全壊」「大規模半壊」の場合には、「誓約書」又は「証明書」の提出が要件とされていないにも関わらず、「半壊」の場合にのみ「誓約書」の提出を求めることは、救助法上の大原則である「平等の原則」及び憲法第14条に違反する。
- 6 人々の暮らしが、生活してきた場所に強く根付いていることから、被災者は、これまで暮らしていた地域に戻って生活することを何よりも望んでおり、その望みの象徴ともいえる「住居」を安易に解体・撤去させることは、被災者の希望を奪うのみならず、時間をかけて培ってきたコミュニティを崩壊させ、取り返しのつかない事態となるおそれを否定できない。
- 7 本要請の趣旨のとおり、弾力的に運用基準を設定することは、本事務連絡が発出されたきっかけとなった、平成28年5月17日の参議院予算委員会における安倍総理大臣のかかる答弁にも沿うものである。

「応急仮設住宅の供与についても、半壊と認定を受けた方のところは、それを駄目ですよということではなくて、半壊と認定を受けた住家であったとしても、今も地震が続く中で二次災害等により被害を受けるおそれがあること、これ、今もずっと地震が続いていますから、半壊と言われても、またもう一度地震が来るとそれは更に住むことが困難になっていく、また、当然、修繕が必要なお宅がたくさんありますから修繕にやはり時間が掛かるんだろう、こう思います。となると、実質的には、これはもう当分の間そこには住めないという状況、実態がありますから、そういう実態もしっかりと見ていただかなければならない。つまり、被災した方々の身になって考える必要が私はあると、このように思います。半壊と認定された住宅を有する方々についても、その希望をしっかりと伺いながら、この制度をできる限り、できる限り柔軟に運用していく考えであります。」

第3 その他要望について

熊本県弁護士会は、熊本県との間で、定期的に、災害復興に関する協議会ないし意見交換会の場を開くことを強く要望する。

以上

平成28年6月30日

西原村長 殿

熊本県弁護士会会長 吉 田 賢



要 請 書

第1 要請内容

熊本県弁護士会は、次のとおり、貴村に対し要請致します。

り災証明書発行の前提となる被害認定について、第2次調査及び再調査を実施される場合、行った調査のうち、被害程度が最も重い結果で被害を認定されるよう、運用を改善されたい。

第2 要請理由

り災証明書は、単に被害程度を証明するにとどまらず、様々な支援措置の適用の判断材料として幅広く活用されるものです。この点に鑑みても、第1次調査により判断された内容を覆すことは、被災者にとって重大な不利益変更に当たります。

災害対策基本法及び日本政府は、被害調査について、被災者から第2次調査及び再調査を要請することを認めています。したがって、第2次調査及び再調査を要請することは被害救済のために被災者が有する権利であるといえます。しかし、第2次調査の結果を一律に被害認定とする取扱いは、このような第2次調査及び再調査を要請する被災者の権利行使について、被災者に心理的な制約を課し、正当な権利行使を制限するおそれがあります。このような機会の喪失は、ひいては、被害の実態の把握を阻害し、適正な被害回復がなされないこととなり、被害の迅速な回復を図ることを基本理念の一とする災害対策基本法（第2条の2第1項）の趣旨にも反します。

このような観点から、県内の多数の自治体において、第2次調査及び再調査を実施した場合、行った調査のうち、被害程度が最も重い結果で被害を認定する運用がなされているのだと考えられます。当会の調査結果によれば、2次調査の結果を採用するとした県内自治体は貴村を含め3自治体にとどまります。

以上の理由から、貴村におかれましても、被災者に生じた被害について、第1次調査により判断した結果を軽視せず、各調査のうち被害程度が最も重い結果を被害認定とするよう、被災者の被害回復を積極的に支援する方向での運用をして頂きたい、要請するものです。

以上

平成 29 年 1 月 13 日

熊本県教育長 宮 尾 千加子 様

熊本県弁護士会 会長 吉田 賢一
自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会
座長 富永 浩明



「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に関するご要請

日頃から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）の運用に関してご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

- 1 本ガイドラインは、自然災害の影響を受けたことによって住宅ローンや事業性ローンなどの債務の返済ができなくなった被災者（債務者）が、破産等の法的手続きをとることなく、債務の全部又は一部を減免する等の債務整理を円滑に進め、債務者の生活や事業の再建を支援することを目的として定められたもので、平成 28 年熊本地震にも適用されているものです。

当弁護士会が把握する、平成 28 年熊本地震の被災者からの本ガイドラインによる債務整理の着手の申出件数は 550 件を超えております。

- 2 本ガイドラインに基づく債務整理の成立には、被災者が、住宅ローンや事業性ローン以外の債務も負担している場合、原則としてそうした債務の債権者からの同意が必要になります。

私どもはこれまで金融庁、財務省、文部科学省等の協力を得て、国家公務員や地方公務員の共済組合に対しても本ガイドラインによる債務整理に協力、同意していただくよう要請し、了解をいただけてきました。

熊本県は、熊本県育英資金として、高等学校、高等専門学校、大学などに在学する学生で経済的理由により修学困難な人に対し、奨学金の貸付をされていますが、本ガイドラインによる債務整理の着手申出をされた被災者（債務者）の中には、熊本県育英資金の借主や連帯保証人になっているものの、震災の影響で返済が不能または困難になっている人がいると聞いております。

しかしながら、現状では、熊本県育英資金については、本ガイドラインに基づく

債務整理にご対応を頂いていないようです。

また、平成28年12月3日に熊本日日新聞で報道のあったとおり、一定の要件を満たす高校生らには被災特例枠が設けられるようですが、要件を満たさない場合など、本ガイドラインに基づく債務整理の対象として頂く必要性は依然として高いものと解されます。

- 3 貴職におかれましては、本ガイドラインの目的や趣旨等をご理解の上、被災者の熊本県育英資金の奨学金返還債務（連帯保証債務も含む）を本ガイドラインに従って、本ガイドラインに基づく債務整理の対象としていただきたく、要請する次第です。なお、本ガイドラインに基づく債務整理の対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者（注）ですが、「本ガイドラインに基づく債務整理を行う上で必要なとき」は、金融機関等以外の債権者も含まれるとしており、上記金融機関等の債権者ではないことをもって、当然に本ガイドラインに基づく債務整理の対象債権者とならないとはいえないことを申し添えます（本ガイドライン Q.2-1 参照）。

（注）銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合・漁業協同組合・政府系金融機関・信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社・貸金業者・リース会社並びにクレジット会社のほか、既存の債権者から債権の譲渡を受けた債権回収会社（サービサー）なども含まれる。

草 々

平成29年3月29日

日本テレビ放送網株式会社 御中

熊本県弁護士会
会長 吉 田 賢



平成28年熊本地震の取材に関する申入書

当会は、マスコミ各位に対し、平成28年熊本地震のご遺族（震災関連死を含む）の取材に関し、以下のとおり申し入れます。

第1 申入れの趣旨

平成28年熊本地震のご遺族の取材に際しては、ご遺族の心情を配慮し、突然自宅を訪問するなどの過度な取材を自制いただきますようお願いいたします。

第2 申入れの理由

まもなく、平成28年熊本地震の発災から1年を迎えようとしています。

平成28年熊本地震で命を亡くされた方々のご遺族は、今も大きな悲しみの中で日々の生活を送っておられますが、マスコミ各位が発災から1年後のご遺族の状況等の取材のために突然自宅を訪問するなどした場合、ご遺族はいつ来るか分からない取材に怯え、自宅でも落ちつけず、平穏な生活を大きく脅かされます。

よって、当会は、マスコミ各位に対し、申入れの趣旨記載のとおり、ご遺族の取材に際しては、ご遺族の心情を配慮し、突然自宅を訪問するなどの過度な取材を自制いただきますようお願いするものです。

以 上

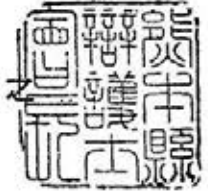
2017年（平成29年）6月7日

日本弁護士連合会

会長 中本和洋殿

熊本県弁護士会

会長 宮田 房



災害弔慰金等の支給に係る弁護士費用の

立替事業に関する要望書

災害弔慰金等の支給に係る弁護士費用の立替事業（以下、「本事業」といいます。）
に関し、以下のとおり要望します。

第1 要望の趣旨

熊本地震の被災者が災害弔慰金等の支給（不支給決定等）に関して不服申立
をする場合にも本事業を利用できるようにするため、本事業実施細則を改正す
る等の措置を講じられるよう要望します。

第2 要望の理由

1 本事業実施細則の不備に伴う実情

- (1) 熊本地方における平成28年4月14日及び同月16日に発生した二度
にわたる震度7の地震（以下、「熊本地震」といいます。）から一年が経過し
ますが、余震が続く中、被災からの復旧及び復興は道半ばであり、制度的な
問題など被災者復興支援には、まだまだ課題が山積しています。

このうち、災害弔慰金等の支給に関し、当会は、以下の取り組みを行って
います。すなわち、当会は、熊本地震被災者に対しては災害弔慰金等の支給
制度についての広報周知に努めるほか、各市町村などの地方自治体に対して
は、不支給決定に対する不服申立への一助になるよう、不支給決定について
はその決定理由の付記の有無などのアンケートをとることにより、決定理由
付記の必要性について再考を促すなど、熊本地震被災者への生活再建及び復
興支援に向けて尽力しています。

このため、熊本地震被災者に対する災害弔慰金等の不支給決定等に対する
不服申立について、弁護士の援助を求めたいと考える熊本地震被災者の数も、
震災直後に比べて、震災から1年経過以降、増加することが見込まれます。

- (2) ところで、本事業の実施細則第6条第4号においては、「その他代理人と
しての活動全般（法律相談及び行政不服申立てを除く）」と規定されておしま
す。

このため、災害弔慰金等の支給申請においては、その弁護士費用に対して本事業を利用することができますが、他方で、災害弔慰金等の不支給決定がなされた場合、この不支給決定に対する不服申立においては、前記実施細則第6条第4号の括弧書きにより本事業を利用することができないこととなります。

- (3) 本事業について、これが制度化されたのは、東日本大震災における被災者救済を目的としたものであるところ、この東日本大震災については、「東日本大震災被災者援助特例法（以下、「震災特例法」といいます。）」という特別法があります。

この震災特例法によって、前記実施細則第6条第4号の括弧書きに記載された「法律相談及び行政不服申立て」、具体的には、申請書類の記載についての助言等法律相談の枠内での支援や不支給決定がなされた場合の行政不服審査については震災特例法の対象となり援助がなされます。

しかしながら、今回の熊本地震については、震災特例法の適用はなく、また、この震災特例法に代わる特別法もないことから、熊本地震被災者に限って言えば、災害弔慰金等の申立に対して不支給決定がなされた場合、この不支給決定に対する不服申立について、本事業を利用することができないことに加え、震災特例法による援助も受けられない結果となります。

- (4) このような現状を放置することは、当会が行っている熊本地震被災者に対する災害弔慰金等の不支給決定等に対する不服申立についての前述した取り組みの実効性を損なうことになり、当会が目指している熊本地震被災者への生活再建及び復興支援にそぐわないものとなっています。

2 要望する措置について

本事業手引きの「第1 立替事業が開始された趣旨」には、『弁護士費用に関しては、法律相談の枠内での支援（例えば申請書類の記載についての助言等）や不支給決定がなされた場合の行政不服審査については「東日本大震災被災者援助特例法（以下、「震災特例法」といいます。）」の対象となり援助がなされますが、申請自体は震災特例法の適用対象となっておりません。これでは、法律相談の枠内に収まらない、因果関係に争いがあるケースについて、弁護士への依頼がしにくくなってしまいます。』との記載があり、かかる不都合性に鑑みて、この立替事業が設けられたものであるとすれば、震災特例法のような特別法がない場合は別に考える必要があり、細則の「行政不服申立てを除く」は、「震災特例法の適用がある場合の行政不服申立てを除く」と改正すべきように思います。

これは、措置の一例にすぎませんが、当会としては、熊本地震被災者が災害弔慰金等の支給（不支給決定）に対して不服申立をする場合にも本事業実施細則を改正する等の措置を講じられるよう要望します。

以上

熊本地震に伴う無料法律相談等の実施要請にかかるご照会

平成28年5月18日

関係自治体 各位

熊本県弁護士会
会 長 吉 田 賢 一

冠省

平素より当会活動にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

今般の熊本地震により、熊本県下では、住宅、事務所の損壊等に伴い死者69名（震災関連死含む）、行方不明者1名、負傷者1664名を数える人的被害、8万棟を超える建物被害が生じており、一時は18万人を上回る県民が避難を余儀なくされ、今なお、1万人以上の方々が避難所生活を強いられているところです。

住民の皆様の被害及びご心労、貴自治体の職員の皆様のご尽力、ご対応に心よりお見舞い申し上げる次第です。

当会と致しましても、被災者の皆様に対する各種支援制度に関する情報提供や、これらを含む法律相談の実施等にあたり、この難局を乗り切るお手伝いをさせて頂ければと考えており、既に4月25日より電話による相談・情報提供（無料）を開始しているほか、各自治体からの要請を受けて、5月7日からは出張相談も順次開始しております。

災害時の相談活動には、①紛争予防機能、②精神的支援機能、③パニック防止機能、④情報提供機能、⑤立法事実収集機能があるとされており、当会では、基本的人権の擁護を使命とする弁護士として、これらの活動を通じ、少しでも被災者の皆様のお役に立ちたいと考えております。

大変な混乱の中、ご多忙中に恐縮ですが、本書により、貴自治体における、熊本地震に伴う無料法律相談等の実施要請の有無、有るとすればその希望内容につき、別紙により照会させていただきますので、ご回答のほどよろしくお願い申し上げます。なお、ご要望にお応えできない場合もございますので予めご了承下さい。

熊本地震に伴う法的支援等に関する当会の連絡窓口は、次のとおりです。

熊本市中央区京町1丁目13番11号 熊本県弁護士会
電話 096-325-0913 FAX 096-325-0914

草々

(別紙)

熊本県弁護士会 行(FAX:096-325-0914)

熊本地震に伴う無料法律相談等の実施要請 回答書

- 1 平成28年熊本地震に伴う無料法律相談等の実施について
☐ 希望する。 ☐ 希望しない。
- 2 1で希望すると回答された自治体にお尋ねです。
無料法律相談等の法的支援として何を希望されますか。
☐ 無料法律相談の実施
☐ その他 (具体的にご記入ください)
- 3 2で無料法律相談の実施を希望された自治体にお尋ねです。
(1)無料法律相談会場・スペースのご提供はいただけますか。
☐ 会場・スペースの確保・提供は可能である。
場所:

☐ 会場・スペースの確保・提供はできない。
(2)日時その他方法についてのご要望はありますか。
☐ 熊本県弁護士会にお任せする。
☐ 次の日時・方法を希望する。(具体的にご記入ください)
- 4 その他何かございましたら、ご記入ください。

(回答日)平成 年 月 日

回答自治体
回答者所属
回答者氏名
連絡先 所在地
電話
FAX

平成28年6月15日

山鹿市長 殿

熊本県弁護士会会長 吉 田 賢



お問い合わせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平成28年熊本地震以後、被災者住民のため、復興に向けてご尽力されていることに深く敬意を表するとともに、常日頃から当会の活動にご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、平成28年6月9日に毎日新聞において、熊本県内の自治体に対し、罹災証明書の前提となる被害認定につき、「被害程度が重い調査」と「2次調査」のいずれの調査を採用することとしているか取材した記事が掲載されました。

当該記事においては、取材をした全23自治体のうち、「被害程度が重い調査」を被害認定の根拠とすると回答した自治体が16自治体、「2次調査」を被害認定の根拠とすると回答した自治体が5自治体、「未定」と回答した自治体が2自治体となっております。

貴市は、上記記事上は「2次調査判定を優先する」と回答されたとされております。

罹災証明書は、単なる被害程度の証明に限らず、様々な支援措置の適用の判断材料として幅広く活用されるものであり、被災者にとって重要な意味を持っております。当会が行う、各相談会においても被災住民の皆様から、罹災証明書に関する質問を受けることも少なくありません。

そのため、貴市において、罹災証明書の前提となる被害認定につき、現時点での取り扱いをどうされているか、お伺いしたく、お問い合わせするものです。

つきましては、復興に向けてご多忙の折恐縮ですが、下記回答書にご記入の上、下記連絡先までFAXにてご返送くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

返信先 熊本県弁護士会（FAX：096-325-0914）

回 答 書

貴市において、ご回答日現在、罹災証明書の前提となる被害認定として採用される調査はどれですか。（○でお囲みください。）

被害程度が重い調査 ・ 2次調査 ・ 未定

ご回答日 平成 年 月 日

自治体名 _____（担当者名： _____）

お問い合わせ先電話 _____

2017年(平成29年)5月19日

熊本県弁護士会
会 長 宮 田 房 之

災害弔慰金支給申請に対する結果通知の運用に関する照会書

拝啓

熊本地震から1年が経過しましたが、各自治体におかれましては、被災地の復旧・復興に向けてご尽力されていることと存じます。

さて、今回、「災害弔慰金支給申請に対する結果通知書」の記載方法に関するご照会をさせていただきます。

ご承知のとおり、災害弔慰金は、災害により死亡した方の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」を受けて制定された市町村の条例に基づき支給される見舞金であり、大切な家族を失った遺族に対し、遺族の申請を受けた市町村が弔意を示すものであると同時に、遺族の生活再建の支援となるものです。

したがって、災害弔慰金の支給・不支給の決定に当たっては、この災害弔慰金の趣旨及び遺族に与える影響を踏まえて、適正に判断されなければならないことはもとより、その結果の通知、とりわけ、不支給決定の通知は、適正な判断がされることを担保する方法でなされなければなりません。

災害弔慰金の支給申請に対する結果通知書の記載については、統一的な基準がなく、申請を受けた市町村に委ねられていますが、各市町村において、ばらつきが見られるようです。すなわち、結論に至る過程について具体的な事実関係を付記した文書でその結果を遺族に通知するものがある一方で、例えば、「死亡と震災との因果関係が認められなかったため」といった抽象的な理由のみを記載し、具体的な事実関係に触れることなく、その判断過程を明らかにしない内容で結果を通知するもの（以下、「抽象的な理由通知」と言います。）もあるようです。

このような「抽象的な理由通知」を受け取った遺族からすると、結論に納得できずに不服の申立てや訴訟の提起をする場合、その結論が導かれた根拠が分からないため、いかなる点について反論すればよいのか見当をつけることすらできません。

上記のような「抽象的な理由通知」は、被災者遺族の便宜を慮ったものとは言えませんし、また、行政手続法又は行政手続条例上違法と評価されるおそれがあることから、結論に至る過程について具体的な事実関係を付記した文書に改善されるべきであると考えております。

そこで、業務ご多忙とは存じますが、災害弔慰金の支給申請に対する結果通知書の記載方法につきご照会させていただきます。

別紙「回答書」にご記入頂き、平成29年5月31日までに、熊本県弁護士会宛に同封の返信用封筒にて郵送又はFAXにてご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬具

(別紙)

熊本県弁護士会 (FAX: 096-325-0914) 行き

回 答 書

- 1 災害弔慰金の不支給結果通知において、過去あるいは現在、「死亡と震災との因果関係が認められなかった」等抽象的な理由のみを記載していたことがありますか
(口頭で遺族に説明している場合も含みます。)
ア ある
イ ない (具体的な理由を記載していた)
- 2 災害弔慰金の不支給結果通知において、現在、結論に至る過程について具体的な事実関係を理由として記載していますか。
ア 記載している
イ 記載していない
- 3 上記1 (抽象的な理由記載) から上記2 (具体的な理由記載) への変更について、以下のア～ウのどれに該当しますか。
ア 今後、変更する予定がある。変更予定時期は、平成 年 月頃
イ 既に変更した。 変更時期は、平成 年 月頃
ウ 変更する予定はない。
理由 ()
- 4 現在使用している不支給結果通知書 (個人が特定される情報をマスキングしていただき、どの程度の理由記載がなされているか把握できるもの) の写しを送付していただけますか。
ア 送付する → 本回答書と一緒にご送付ください。
イ 送付しない

平成 年 月 日 ご協力いただき、ありがとうございました。

貴地方公共団体名
ご担当者

＜回答書送付先＞
〒860-0078
熊本市中央区京町1丁目13-11
熊本県弁護士会 (担当事務: 岡部)
TEL 096-325-0913

災害公営住宅入居資格に関する要請及び照会書

平成30年3月30日

熊本市

災害公営住宅ご担当者様

熊本県弁護士会

会長 宮田 房



拝啓 春風の候ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴自治体におかれましては、熊本地震の被害からの復旧・復興、被災者支援に向けたご尽力に、心から敬意を表します。

さて、現在、熊本県内において、災害公営住宅が整備され、入居申込みに関する手続が進められているところですが、その入居資格は各自治体によって様々なようです。

当会で聞き及んだ範囲では、多くの自治体で、罹災証明の程度によって住宅の解体をしていることが要件とされていますが、被災時に賃借していた住宅に居住しており現在応急仮設住宅に入居している被災者について、その住宅の解体を要件とすることは別紙のとおり不合理であると考えられます。

貴自治体において当該被災者についても住宅の解体を要件とされている場合には、別紙を参照いただきご対応いただきますよう要請します。

併せて、貴自治体の現在の入居要件について照会いたしますので、添付の回答書に回答のご協力をいただきますようお願いいたします。

末尾となりましたが、貴自治体のご発展を祈念申し上げます。

敬具

<回答書送付先>

〒860-0078

熊本市中央区京町1丁目13-11

熊本県弁護士会（担当事務：岡部）

TEL 096-325-0913

(別紙)

災害公営住宅入居資格に関する当会の見解と要請について

第1 要請の趣旨

被災時賃借していた住宅に居住しており、現在、応急仮設住宅に入居している被災者については、その罹災証明の判定、解体の有無にかかわらず、災害公営住宅の入居資格を認めていただくこと、仮に、現在の資格が解体を要することが要件となっている場合、その入居資格を変更していただくことをお願い致します。

第2 理由

1 被災時賃借していた住宅に居住していた被災者について、住宅の解体を災害公営住宅の入居要件とすることの不合理性について

被災時賃借していた住宅に居住していた被災者は、賃貸人の意向によって被災時賃借していた住宅の解体が決まります。このように自己決定できない事由によって、公営住宅の入居資格を満たすか否かという生活再建に関わる重大な点を左右されることになります。

また、賃貸物件の場合、一度応急仮設住宅に居住して被災時賃借していた住宅を離れると、被災時賃借していた住宅は賃貸人が他の者にその後賃貸させている等の事由により、被災時賃借していた住宅に戻りたくても戻れないという事情が生じます。熊本地震による被害のため賃貸物件は減少している中、新築物件の家賃は高額な場合が多く、自力で震災前の生活に戻れない被災者が相当数存在すると思われます。

2 公営住宅法に規定されている入居資格

そもそも、災害公営住宅は、災害により住宅を失った者の居住の安定を目的としています。そして、災害公営住宅の入居資格を定める公営住宅法24条2項は「当該災害により住宅を失った者」と規定しており、「滅失」した住宅に居住していたか否かにかかわらず、広く入居資格を認めています。

なお、建設等に要する費用について国の補助を規定する公営住宅法8条の「滅失」と入居資格は別の問題であり、入居資格を広く認めたとしても公営住宅法24条2項の範囲内であれば、災害公営住宅の建設等に要する費用の国の補助割合が変わるものでもありません。

3 東日本大震災・熊本県内他自治体の例

東日本大震災の被災地では、例えば、岩手県は、罹災証明の程度に

よらず「賃借していた住宅の損傷のため、退去せざるを得なくなった方」について入居資格を認めており、岩手県大船渡市も収入要件が課されているものの罹災証明の程度にかかわらず「震災により賃借した住宅の損傷を契機として、自己都合によらずに退去せざるを得なくなった方」として、被災時賃借していた住宅に居住していた者に対して、広く入居資格を認めています。

熊本県内でも大津町は、入居対象者を「平成28年熊本地震」によって大津町内にあった住宅を失った人」として、被災時賃借していた住宅に居住していた者でも応急仮設住宅に居住している者については、災害公営住宅への入居を認めています。

4 まとめ

したがって、被災時賃借していた住宅に居住していた被災者で応急仮設住宅に入居している者については、その罹災証明の判定、解体の有無にかかわらず、災害公営住宅の入居資格を認めるべきであると考えられますので、上記要請の趣旨のとおりご対応いただくよう要請させていただきます。

以上

照 会 書

熊本県弁護士会 行

(FAX: 096-325-0914)

貴自治体の名称 _____

(ご担当者: _____ 連絡先: _____)

- 1 貴自治体における災害公営住宅の入居資格において、被災時賃借した住宅に居住しており、現在、応急仮設住宅に入居している被災者については、その罹災証明の程度、住宅の解体の有無にかかわらず、現在、入居を認めていますか。

はい ・ いいえ

- 2 前項で「いいえ」と答えられた場合、入居を認めることができない理由を教えてください。

- 3 貴自治体の災害公営住宅の入居資格を教えてください。

回答に代えて、住民に対して、災害公営住宅の入居資格について案内した書面をお送りいただくと幸いです。

以上

熊本市弁護士会ニュース＜災害Q&A＞

※本誌掲載の情報は平成28年4月21日現在のものです。その後、法令改正等により制度が変更されている可能性があります。

1 支援制度関係

発行 熊本市弁護士会 〒860-0078 熊本市中央区京町1-13-11
電話による相談・情報提供(0120-587-858) ※ 毎日10:00～18:00

○り災証明書とは何か。これがあるとうなるのか。

→ り災証明書とは、市町村が、申し出により家屋の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書で、各種支援等の基準となるものです。被害状況としては、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊等に分類されます。
市町村で発行体制が異なるので確認が必要です。店舗・事業所のり災証明制度が設けられている場合もあるので、問い合わせを。
→ 片付け前に被災状況を写真に撮っておきましょう。片付け後だと認定が低くなる傾向にあります。り災証明の認定に不服がある場合は申し出により再調査が実施される場合もあります。

○災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

→ 災害により、生計を維持していた方が亡くなった場合、最大500万円、その他の方が亡くなった場合、最大250万円を、ご遺族に支給する制度です。
支給の対象は、配偶者、子、父母、孫、祖父母です。いずれもない場合には、死亡時に亡くなった方と同族又は生計を同じくしていた兄弟姉妹も支給の対象者になります。問合せは市町村です。

○当面の生活費をどうにかしたい。

→ 生活福祉資金の貸付（緊急小口貸付）：社会福祉協議会が10万円まで貸し付けます。詳しくは、市町村の社会福祉協議会まで問合せを。
→ 住宅確保給付金：生活困窮者自立支援制度に基づき、家賃の支払について支援を受けることができる場合があります。各地の市町村か社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

○災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

→ 災害により、生計を維持していた方が重い障害を受けた場合には最大250万円、それ以外の方が重い障害を受けた場合には最大125万円を支給する制度です。
重い障害とは、両眼が失明したもの、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの、両腕をひざ関節以上で失ったもの、両腕の用を全失したもの、両脚をひざ関節以上で失ったもの、両脚の用を全失したもの等の場合を言います。
窓口は市町村です。

○被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

→ 災害による住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する制度です。
二つの支援金が支給されます（震災当時、世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額が4分の3になります）。
①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度		住宅の再建方法	
全壊等	大規模半壊	建設・購入	補修
支給額	100万円	200万円	100万円
			賃借
			50万円

※賃借には、公営住宅を借りた場合を含みません。
例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されることになります。また、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後建設により、合計して200万円になるまで支給されます。
住宅が全壊等又は大規模半壊した世帯が対象になります。「全壊等」とは、住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となる場合を含みます。いずれにしても、片付ける前に家屋の外観・内部を写真に撮影する等して残しておくようにしてください。
申請先は市町村です。申請期間は、基礎支援金が災害発生日から13ヶ月以内、加算支援金が災害発生日から37ヶ月以内です。

2 支払関係

○住宅ローン、事業性ローン等を支払う余裕がない。

→ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローン等の免除・減額を受けられることがあります。
同制度には、利用できた場合、
・弁護士（登録支援専門家）による手続支援を無料で受けられる
・財産（登記支援金等を含む）の一部を手元に残してローンの支払免除・減額を受けられることができる
・破産等の手続と異なり、債務整理をしたことは個人信用情報として登録されないため、新たにローンを組むときに不利な影響を受けない
・原則、連帯保証人も支払いをしなくてよくなる等のメリットがあります。
そのため、安易に地震保険金等でローンの一括、繰上返済などをしないよう注意が必要です。繰り返しになりますが、支援金・弔慰金等を手元に残してローンの免除・減額を受けられる場合もあるので、これらをローンの返済にあてる前に、弁護士又は金融機関にご相談ください（金融機関に相談する前に弁護士に相談することをお勧めします）。
→ その他、住宅金融支援機構及び旧公庫を債権者とする被災者の方の住宅ローンについては、被災の状況等によって、1年～3年の払込みの減額、金利引下げ等が受けられる可能性があります。代理をしている各金融機関窓口までお問合せ下さい。

○税金の支払はどうなるか。

→ 納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。
・国税（所得税・消費税・法人税等）については、各地の税務署
・県税（個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等）については、お住まいの地域を担当する広域本部
・市町村税（市町村民税・固定資産税等）については、各市町村にそれぞれ連絡、ご確認ください。

○年金や健康保険料の支払はどうなるか。

→ 健康保険、国民年金保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに児童手当にかかる拠出金については、減免の可能性があります。市町村や年金事務所にお問い合わせください。
口座振替は止まらない可能性があるので、その点も市町村等に連絡をしてください。専用コールセンターの準備が進んでいます。

○公共料金はどうか。

→ 電気・ガス・水道、下水道、固定電話・携帯電話・PHS等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

3 保険・共済の問題

○地震による免責条項があるから、生命保険金は出ないか？

→ 今回の平成28年熊本地震に関しても、生命保険各社は地震特約を適用しないことに決めました。保険金が支払われる可能性がありますので、お入りになっている保険会社に連絡をしてみてください。

○火災保険だけで地震保険に入っていないから、保険金はもらえないか。

→ 保険金は支払われませんが、保険（共済）によっては、火災保険に入っているだけで見舞金などが出る場合があります。加入保険（共済）に確認してみることをおすすめします。

○地震で自動車が壊れてしまった。

→ 車両保険は、原則として、地震・噴火・（地震、噴火が原因の）津波による災害による損害は補償対象外とされています。
地震・噴火・津波危険（車両損害）担保特約があれば、地震による損害も補償されるので、契約した保険会社又は保険代理店に確認してみましょう。

○地震保険の内容を確認したい、相談したい。

→ 地震保険について不明な点などがあれば、日本損害保険協会の相談窓口：そんぽAORセンターにお問い合わせください。
0570-022808 平日午前9時15分～午後5時
（IP電話からは092-235-1761へ）

○どこに保険に入っていたかわからない。

→ 生命保険
生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」で確認できます。
0120-001731 平日午前9時～午後5時
→ 損害保険
損害保険協会「自然災害損保契約照会センター」で確認できます。
0570-001830 平日午前9時15分～午後5時
（IP電話からは03-6836-1003へ）

○その他

→ 継続契約の手続期間や保険料の払込期間について猶予などの特別措置もあるので、契約した保険会社又は保険代理店に確認してみましょう。

4 紛失物関係

○銀行の通帳などがなくなってしまった、お金がおろせない。再発行してくれるのか。

→ 本人確認ができれば、ほとんどの銀行で引き下ろしが可能です。無くした通帳、証書、カードなどについても、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。身分証明書があれば持参し、それがないときはそのことも併せて相談してみてください。
銀行印がなくなった場合は、印鑑変更の手続きをとってください。

○クレジットカードがなくなってしまった。

→ 各クレジット会社になくした旨の連絡をし、新たなカードの発行を求めて下さい。

○権利証がなくなってしまった。土地の権利がなくなるのか。売買などはできるのか。

→ 権利証がなくなっても、不動産の権利が失われるわけではありません。権利証は再発行される書類ではありませんが、権利証がなくても、売買や相続などは可能です。
他方、権利証だけでは売買等はできず、印鑑証明書などが必要となりますので、権利証だけで悪用される可能性もあまり高くはありません。
権利証と、実印、印鑑証明書などを一緒になくしたという方は、お近くの法務局にご相談ください。不当な登記を防止する手段があります。また、実印を変更する手続きをとってください。

○実印や印鑑登録カードがなくなってしまった。

→ 実印がなくなった場合は、別の印鑑を準備して、登録印鑑を変更してください。実印は手元に残っているという場合は、既に登録されている印鑑登録証の廃止手続きをとり、新規に実印を登録して下さい。手続は市町村の窓口を確認してください。

○身分証明書がなくなってしまった。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか。

→ 住民票は、市町村で本人確認がとれれば交付を受けることができます。まずは市町村の窓口へ。
運転免許証は、再発行手続きをして下さい。今後の警察からの情報に注意してください。

○亡くなった方の口座がどこにあるかわからない

→ 東日本大震災のときは、全国銀行協会において、被災して亡くなった方が、どの銀行に口座を持っていたか分からない場合に、照会できる制度（被災者預金口座照会センター）を立ち上げました。今回の震災でも同様の措置があるかもしれません。

○病院に行きたいが健康保険証がなくなってしまった（家に置いてきてしまった）

→ 健康保険証が手元になくても、氏名、生年月日、連絡先、加入医療保険者が分かる情報を伝えることで保険を適用して受診することができます。

5 収入の関係

○会社が被災したため、失業し、収入がなくなった。

→ 雇用保険の失業等給付制度による支援があります。
労働者の方が失業して、給料を得ることができなくなった場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給する制度です。
また、熊本県内に所在する事業所に雇用されている方で、事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後に再雇用されることが予定されている、失業等給付を受給することができる場合があります。
お近くの公共職業安定所（ハローワーク）が窓口です。

○会社が閉鎖されたが、もらっていない給料がある。

→ 震災のために、会社が事業活動を停止し、従業員の方が賃金未払のまま退職を余儀なくされたという場合には、国から未払い賃金の立替払い（未払い額の8割が基準）を受けられる場合があります。
お近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

○避難先で生活保護を受けることはできるのか。

→ 避難所や実家・友人宅に避難をしている場合でも、生活保護を受けられる可能性があります。
また、申請手続について、弁護士が同行することもできます。

6 その他色々

○会社を経営していたが、地震でやっていけなくなった。

→ 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の災害復旧貸付制度、熊本県信用保証協会のセーフティネット保証制度を利用した融資など、いろいろな融資制度を利用できる可能性があります。
金融機関や商工会議所、信用保証協会などに相談してみよう。それぞれ相談窓口を設けているので、各HPをご覧ください。

○免許証の有効期間が迫っている。

→ 特定非常災害の指定があれば延長されるほか、現行法上も、災害等やむをえない事情がある場合には救済されます。
熊本県警も「ご相談には柔軟に対応する」としています。

○車検の有効期間が迫っている。

→ 熊本県全域と大分県の一部地域に使用の本拠を有する車両のうち車検の有効期間が4月15日から5月14日までの車両については、5月15日まで有効期間が延長されます。

○住宅を修理して帰りたい。

→ 一部の修理により居住が可能となる場合には、災害救助法の応急修理を利用することで、住宅を修理することができます。
但し、・所定の修理見積書を利用しなければならない
・原則として災害発生の日から1ヶ月に修理が完了することが必要
等の条件があり、また、応急修理制度を利用することで他の支援を受けられなくなる場合（仮設住宅に入れなくなる等）もあります。制度利用にあたっては、契約前に必ず市町村窓口にご確認・ご相談ください。なお、既に契約済みの方も、弾力的な運用がなされた事例がありますので、応急修理の適用を受けることができるか、市町村に確認してみてください。
また、応急修理と被災者生活再建支援金を重ねて受給できるかどうか市町村に確認してください。

くま弁ニュース 第2号

～熊本地震災害の被災者のみなさまへ～(2016.5.17発行)

1 火災証明書を取得するコツ！

被災者生活再建支援制度、義理金の分配、仮設住宅や公営住宅への入居についての優先順位、応急修理制度の利用、税金や学費の減免の際などに利用されます。借家住まいであっても発行されます。

証明書は、お住まいの市町村に申請することになります。柱や屋根、外壁などの主要構造部の損壊具合について写真を持っていきましょう。様々な角度から撮っていきましょう。また、家屋の平面図を書いて、損壊箇所などを図示しておくともスムーズです。不服がある場合は、再調査を受けることができます。



2 生活再建支援制度って？

生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、最大300万円の支援金を支給する制度です。住宅が「全壊」、「大規模半壊」した世帯のほか、「解体世帯」が対象となります。「解体世帯」とは、①住宅が半壊以上の火災証明を受けるか、住宅の敷地に被害が生じている場合で、②そのままにしておくことが非常に危険であったり、修理するにあまりにも高い経費がかかるため、③これらの住宅を解体した世帯をいいます。

市町村に問い合わせるか、熊本県のHP(2016年4月30日更新「熊本地震に係る被災者生活再建支援金について」)を参照してください。



3 建物の修理費の補助を受けられる！？

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要不可欠の部分を修理することで居住が可能となる場合に、応急修理制度を利用して住宅を修理し、57万8000円を限度に修理費を支払ってもらえます。半壊又は大規模半壊でそのままだけは住めない状態で、修理後避難所等への避難を要しなくなると見込まれる場合で、資力要件をクリアする場合に使えます。詳しくは、市町村へ問い合わせください。＊この制度を利用すると、応急仮設住宅を利用できなくなる可能性があります。

熊本県のHP(2016年4月27日更新「熊本地震で被災した住宅の応急修理について」)を参照ください。

注意!! 「電話や訪問による勧誘は、相手をよく確かめて!!」

現在、次のような事案が、県消費生活センターなどに報告されています。

- ①「県から避難の見積もりに行きます」という電話がかかってきた。
- ②自治体の職員等を名乗って、「地震の被害者への義理金を集めている」と勧誘された。
- ③自動音声電話で、地元の一級建築士事務所を名乗り、無料の見積もりや業者の紹介をされた。
- ④早く屋根の修理をした方がいいと言われて、屋根修理工事の契約をしたが、一般より高額だった。いずれも詐欺や被害に便した悪質商法のケースもあります。電話や訪問による勧誘の際には、相手をよく確認し、慎重に対応して下さい。修理工事などの場合は、他の業者にも見積りをお願いする等、十分に注意してください。

国民生活センター熊本消費生活センター110番
TEL: 0120-7934-48 毎日(土・祝日を含む)10:00～16:00
熊本県消費生活センター
TEL: 096-353-0999 平日9:00～20:00 土日祝9:00～17:00
熊本県消費生活センター
TEL: 096-353-2500 平日9:00～17:00 (21日、28日も対応します)



★こんな時だからこそ、知っておいてほしいこと

避難生活中においても、性暴力被害が発生することは少なくありません。

- ・着替えやトイレをのぞかれた
 - ・男の子が、男性からいせつな行為をされた
 - ・子どもたちだけで遊んでいたとき、子どもを対象に性器を露出する行為があった
 - ・建物のがれきの中でリュックをつかまれ、引きずりこまれてレイプされた など。
- 身近な人に相談しにくい場合には、「ゆあさいどももと」にご相談ください。病院や警察への付き添い、臨床心理士によるカウンセリング、弁護士へつないで法的なアドバイスを求めるなどの支援があります。

ゆあさいどももと(熊本県性暴力被害者のためのサポートセンター)
TEL: 096-386-5555 (現在の受付時間: 毎日10:00～16:00)
E-mail: support@yosai-domoto.jp
・相談・支援は無料 ・秘密は守られます



熊本県弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。
熊本県弁護士会のホームページでも情報提供を行っておりますので(熊本県弁護士会 ニュースも掲載)ご覧ください。
<http://www.kumabens.or.jp/> (『熊本県弁護士会』で検索)

本ニュースの内容については、無料電話相談・情報提供にて弁護士におたずねください。
無料電話相談・情報提供 0120-587-858 午前10時～午後4時(5、6月は土日実施)
※東京、福岡、大阪など県外の弁護士が相談を担当させていただくことがあります。

本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、無料相談にて弁護士におたずねください。本ニュースは、内容を改定されない限り、自由に複製・頒布していただくことができません。

賃貸物件に関する法律問題

ケース1 地震で倒壊している住居が損壊したので引っ越しを考えている場合

Q1: 修理すれば住むことができる場合でも、賃貸借契約を終了させて引っ越すことはできますか？

A 賃貸借契約の解約手続きをせざるを得ません。

修理すれば住むことができる場合には、賃貸借契約は存続します。ですから、この場合、あなたの賃貸借契約の解約手続き(解約申し入れの時期、違約金等)をしなければなりません。

もっとも、大家が建物の修理に応じてくれない場合などは、違約金等の契約上の条件なしに賃貸借契約を終了させることができる場合もあります。

また、「修理すれば住むことができる」かどうかの判断で、大家と争いになることも考えられます。「修理すれば住むことができる」かどうかは、建物に生じた損壊の部位や程度、修理ができるかどうか、修理費用としていくらか必要となるかなどの様々な事情から考えることになります。

大家と話がまとまらない場合には、弁護士にご相談ください。

Q2: 敷金は返してもらえますか？

A 返してもらえます。

今回の地震で壊れた部分の修理費用等を借主が負担する必要はないので、賃料の滞納等がなければ返してもらえます。

賃貸借契約上、借主側の都合で賃貸借契約を終了させるときには敷金は返還しないという特約がある場合があります。この場合も、特約があるからやむを得ないとあきらめず、弁護士にご相談ください。Q1のように例外が認められる可能性があります。

Q3: 立ち退き料や引っ越し費用は出してもらえますか？

A 請求できません。

大家の都合で賃貸借契約を終了させるわけではありませんから、立ち退き料や引っ越し費用などを大家に支払ってもらうことはできません。



ケース2 今回の地震で倒壊している住居が損壊したものの住み続けたい場合

Q1: 大家から修理したいから出て行ってほしいと言われました。出ていかねばなりませんか？

A 修理に必要であれば一時退去せねばならない場合があります。

修理して住めるような損壊であれば、賃貸借契約は終了しないので、出ていく必要はありません。ただし、大家が借家を修理する場合に、借主には協力義務があるため、修理工事の状況によっては、一時的に退去しなければならない場合もあります。この時の引っ越し費用等は、借主が負担することになります。

Q2: 大家から「修理する必要があるから、賃貸借契約を更新しない(解約する)」と言われましたが、出ていかねばならないですか？

A 出ていく必要はありません。

大家から賃貸借契約を更新しない(解約する)場合には、借地借家法上、賃借人よりも厳い条件が必要になります。この条件については、大家が建物の使用を必要とする事情や、借主の建物の利用状況、建物の現況、立ち退き料の有無や金額等から総合的に判断されます。弁護士にご相談ください。

Q3: 大家から「危険」と書かれた赤い紙が貼られた家には住まわせることができない。」と言われました。出ていかねばならないですか？

A 建物損壊の程度によります。

建物が物理的に全壊していない場合でも、建物の損壊の程度、修理の費用、建物の耐用年数、老朽度、家賃額などの事情から、契約中にもかかわらず賃貸借契約が終了する場合があります。この場合は、契約が当然に終了するため、立ち退かなくてはなりません。

「危険」と書かれた赤い紙は、応急危険度判定の結果と見られますが、応急危険度判定は、余震などによる倒壊の危険性を行政が判断するもので、上記の賃貸借契約終了の判断と直接の関係はありません。

大家から、「危ないで住まわせられない」と言われた場合は、建物の損壊の程度や、修理の可否、修理する場合の見積額などを聞いたうえで、弁護士にご相談ください。

Q4: 借家が一歩壊れてしまいました。自分で修理しないといけませんか？

A 主要な部分の修理費用は、基本的に大家もちです。

柱、屋根、壁や構造部分については、基本的に、大家に修繕する義務があります。地方、契約書上、「修理費用は借主が負担する」となっている場合は、基本的に借主が負担することになります。ただし、天災の場合に、裁判所が例外を認めたケースもあります。

大家が修理してくれない場合は、借主で修理した上で、大家に費用を請求することもできます。この場合、修理費用分を賃料から差し引くこともできます。さらに、大家に損害賠償を請求することができる場合や、損壊の程度に応じて賃料を減額する請求ができる場合もあります。弁護士にご相談ください。

Q5: 修理中は住むことができませんが、家賃は払わないといけませんか？

A 支払う必要はありません。

修理工事のために借家が全体的に使えない場合、家賃を払う必要はありません。建物が使用可能な場合は、借主が避難していても、家賃を支払う必要があります。ただし、修理工事により一部使用できない場合には、家賃の減額を請求することもできます。

また、修理工事のためにほとんどの部分が使用できないときは、全体が使用できない場合と同じ扱いになる場合があります。



くま弁ニュース 第3号

～熊本地震災害の被災者のみなさまへ～(2016.7.1発行)

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

特集

1 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）とはどのような制度ですか？

平成28年熊本地震などの自然災害の影響で住宅ローン、事業性ローンなどの返済にお困りの方を対象として、一定の要件を満たす場合に、住宅ローン、事業性ローンなどの免除・減額を申し出ることができる制度です。

2 通常の債務整理等と比べてどのようなメリットがあるのですか？

通常の債務整理・破産手続き等と比べて、次のようなメリットがあります。

- ①いわゆるブラックリストに載りません。
- ②最大500万円の返済金、家財地震保険金最大250万円、被災者生活再建支援金、災害弔慰金・災害障害見舞金、義援金といった財産を手元に残せます。
- ③原則として保証人等への支払請求がされません。

3 手続はどのような流れで進むのですか？また、どれくらいの期間かかるのですか？

- ①借入の元本額が最大の金融機関にこの制度の利用をご自身で申し出てください。その金融機関から同意書が発行されます。
- ②金融機関の同意を受けた後、弁護士会に(a)金融機関から受領した同意書と(b)弁護士会館へ送る登録支援専門家弁護士受領書を出してください。
- ③登録支援専門家の弁護士の支援を受けて準備を進め、債務整理の申し出を行います。
- ④金融機関と協議し、返済条件等を原則3か月以内に金融機関へ提出します。1か月以内に金融機関から返事がきます。
- ⑤裁判所での特定調停により、調停を成立させます。

上記①から⑤まで、早くても1か月程度は時間がかかりますと考えられています。



4 手続は自分一人ですらないといけませんか？

登録支援専門家弁護士の支援を受けながら手続を進めていきます。登録支援専門家弁護士の支援については費用がかかりません。

5 金融機関に申し出たら、同意してもらえなかったのですが、どうしたらよいのですか？

ガイドラインの利用の申し出を受けた金融機関は、債務者が本ガイドラインを利用できないことが明らかな場合を除いて、同意しなければならないことになっています。金融機関の苦情相談受付、熊本県弁護士会法律相談センターにご相談ください(ご予約は、096-325-0009、毎週月～金9:00～17:00)。

6 事業者でも使える制度ですか？

個人事業主は要件を満たせば利用できます。個人のみを対象にしているため、法人は使えません。法人の保証人である代表者個人は、法人の債務を整理した後でなければこのガイドラインの利用は出来ないのが原則です。

7 債務者の収入や資産によって、ガイドラインを使えない場合もありますか？

ガイドラインの利用には、災害の影響を受けたことによって、債務を返済することができないこと又は近い将来において震災前から残っている債務を返済することができないことが確認と見込まれること、といったいくつかの要件が定められています。
例えば、(1)手元に残せる分(2の②)以外の資産が、負債額より大きい場合は基本的に、利用が困難です。
また、(2)事業性ローンがなく年収が730万円以上の場合や、(3)既存の住宅ローン年間返済額や住居費の年収に占める割合が40%未満の場合には、個別のケースに応じて判断されることになります。詳しくは、熊本県弁護士会法律相談センターにご相談ください。

8 震災前からローンを滞っていたのですが、ガイドラインを使えますか？

この制度は、震災の影響でローン返済が難しくなったときに利用できる制度です。したがって、災害が発生する以前に、ローンについて、期限の利益喪失事由に該当する行為があった場合には、当該ローンの債権者の同意がなければガイドラインの利用はできません。

9 銀行にガイドラインを使うと伝えれば、ローン返済がストップになるのですか？

登録支援専門家の支援を受けて債務整理申請をしたときに一時停止(ストップ)になります。銀行への着手申出だけではローン支払の一時停止にはなりません。ただし、債務整理申請前であっても金融機関が支払滞りに応じてくれる場合もありますので、銀行に相談してみてください。

10 一時停止(債務整理申請)まではローン返済しないといけませんか？

債務者が滞りをしていなければ、返済を継続する必要があります。返済を継続しないと一括返済を求められたり担保権を行使されてしまうことがありますから、債務整理の申し出を急いで準備しましょう。もっとも、返済をしていてもガイドラインが全く利用できないというわけではありません。

11 債務者とリスケジュール(返済期間を長期化して1回ずつの返済額を減らす等の返済計画の見直し)をしてしまったら、債務者に一部返済してしまったのですが、ガイドラインは利用できないでしょうか？

どちらでもできます。
もし、金融機関がリスケジュールをしたからガイドラインを利用できない」と言うようでしたら、熊本県弁護士会法律相談センターにご相談ください。但し、一部返済等によりガイドラインの利用に影響がある可能性がありますので、事前に弁護士にご相談ください。

12 新たな住宅ローンを借り入れてしまったのですがガイドラインを利用できますか？

特段の事情がない限り、現在の運用では利用できません。住宅ローン、リフォームローンなど、新たな借り入れは慎重にご検討ください。

13 家は残して住み続けたいと考えているのですが、家を返済方法はありますか？

住宅ローンの返済が残っている場合、たいてい、住宅ローン債権者のために自宅に抵当権が設定されていると思います。この場合、①自宅を売却して、その代金で住宅ローン債権者に優先的に返済する方法だけでなく、②不動産鑑定士に自宅の公正価値を評価してもらい、その公正価値を住宅ローン債権者に一括返済または分割返済することを条件に、家を返済方法もあります。

震災ADRが始まりました！

熊本地震により、建物が損壊して賃貸借関係や修繕の仕方について問題が生じたり、瓦が落ちたり壁が倒れたりして追いついてトラブルが発生し、当事者だけでは解決できないで悩んでおられますか？
このような場合には、ぜひ弁護士会の調停をご利用下さい。

利用される場合は、熊本県弁護士会法律相談センター(096-325-0009)、法テラス(050-3383-5522)、公共機関での法律相談、各法律事務所にて、弁護士相談を受けられます。



こんなときも電話相談もあつちす！

- ▼「けい月形と、避難所で生活していたとき、避難所にきた人からキスを強いられた。」
- ▼最近、強の嫌子があつちす、虐待などの被害にあったのかも知れません。
- どこかに相談した方がよいですか？相談窓口は何処をしてくれるのですか？

本人が望まない性的な行為は性暴力です。「ゆあさいどくまもと」にご相談ください。性暴力を受けたご本人だけでなくご家族や知人でも、時間がたっている場合でも、ご家族や知人が被害にあったかも知れない場合でも、ご相談いただけます。

①「ゆあさいどくまもと」(熊本県性暴力被害者のためのサポートセンター)
警察が捜査する「犯罪に陥らず」性暴力被害にあった方とその家族のためにワンストップで総合的な支援を行うためのサポートセンターです。
相談員が通話する時間と取り次ぎを行い、①病院や警察への付き添い、②臨床心理士によるカウンセリング、③弁護士による面談での法的アドバイスなど、希望する支援を受けることができます。
警察への届け出を強制することはありません。
相談・支援は無料です。秘密は厳守されます。
TEL:096-386-5555 受付時間 24時間体制
(12月28日22:00～1月4日10:00までを除く)
E-mail:support@yourside-kumamoto.jp



- ▼「壊れた家の修繕のことでもめて、隣人に暴力を振るわれた。」(暴行事件)
- ▼避難生活の中に家に立ち戻り、入った犯人を捕縛したと警察から連絡が来た。(強盗事件)
- この点、何か手続が必要なのか、どこに相談すればいいですか？

「犯罪被害者ホットライン」にご相談ください。
①「犯罪被害者ホットライン」では、熊本県弁護士会の犯罪被害者支援委員会所属の弁護士が電話での法律相談に応じています。消費者被害をのぞき、各種犯罪被害にあわれた方からの法律相談をお受けしております。
電話相談は無料です。秘密は厳守されます。

TEL:090-9568-1157 (受付時間:平日9:00～17:00)



熊本県弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。
熊本県弁護士会のホームページでも情報提供を行っておりますので(熊本県弁護士会ニュースも掲載)ご覧ください。
<http://www.kumabens.or.jp/> (『熊本県弁護士会』で検索)

本ニュースの内容については、無料電話相談・情報提供にて弁護士におたずねください。
無料電話相談・情報提供 0120-567-638 午前10時～午後4時(土日祝も実施中)
※東京、福岡、大阪など県外の弁護士が相談を担当させていただくことがあります。

本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元で作成しております。最新の情報や個別の事情についてご質問・ご相談されたいときは、無料相談にて弁護士におたずねください。
本ニュースは、内容を改定されない限り、自由に複製・頒布していただくことがありません。

くま弁ニュース 第4号

～熊本地震被害の被災者のみなさまへ～(2016.9.20発行)

弁護士会 震災ADR

特集

Q
弁護士の
ADRとは
どのような
手続きなの?

A
ADRとは、判決等の
裁判によらない紛争解決方法をいいます。
弁護士のADRは、弁護士が、中立の立場
で「和解のあっせん人」となって、当事者の言
い分をよく聞いて、ときには、双方に、有益と思
われる「あっせん案」を提示するなどして、当事
者間での自主的な解決、すなわち、和解による
解決を援助、促進する手続きです。
このように、弁護士会ADRは、話し合いによる
円満な解決を目指す手続きです。
法的紛争に関して、当事者間で話し合いの余地
があって、双方が、弁護士という法律の専門
家から事情に応じた法的助言を得ることで、
互いに歩み寄る可能性がある事案に有効
であるといえます。

ポイント

弁護士があっせん人
となって話し合いによる
円満な解決を目指す
手続き

Q
震災ADR
って、何?

A
「震災ADR」とは、平成28年熊本地震に関連
して生じた法的紛争の解決に関して、熊本県
弁護士のADRを利用する方々の経済的・手続
的負担を軽減したいと考え、今後、新たに設け
た手続きです。
熊本地震同様、地震で多くの方が被害を受
けられた東日本大震災の際にも、同様の趣旨
で、「震災ADR」が設けられ、数多く利用されま
した。特に、建物損壊に伴う賃貸借関係のトラ
ブルや、「瓦の落下」「塀の倒壊」などによる隣
近間での紛争に関する事案が多かったよう
です。

ポイント

熊本地震のための
新しい手続き

通常のADRと「震災ADR」は、
どう違う?

ポイント

・申立手数料無料
・成立手数料の減額等
を事情に応じて検討
・申立方法の簡素化

震災ADRを利用
するのにかかる
費用は?

申立手数料は、通常の弁護士会ADRであ
れば、10,000円(消費税別)がかかりますが、震災
ADRであれば一律無料です。
また、紛争が解決した場合には、申立人と事件
の相手方との当事者折半にて、一定の基準での
成立手数料をご負担頂きますが、「震災ADR」
では、被災された状況などを考慮し、事情に応
じて、基準額から減額するなど、利用者の経済
的負担を軽減する措置を検討いたします。
手続的負担の軽減としては、簡素化した申立
方法を採用するなどしています。

【申立手数料】
平成28年熊本地震に関連する事件の申立の場合、
申立手数料は無料です。

【成立手数料】
当事者間で和解が成立した場合には、以下の
成立手数料が発生します。これは、原則として、
当事者双方で、折半してご負担頂きます。ただし、
被災された状況を考慮し、事情に応じて、基準額
からの減額等も検討いたします。

和解による解決金額	成立手数料の算出基準
10万円以下	5%
10.0万円超～20.0万円以下	5%＋3万円
20.0万円超～30.0万円以下	1%＋15万円
30.0万円超	5%＋30万円

(成立手数料が10万円を超す)

【費用その他】

手続の過程で、鑑定費用等の特別な費用を要する場合、申立人と相手方とで、
別途、実費をご負担頂く場合があります。

熊本県弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いた
します。
熊本県弁護士のホームページでも情報提供を行っておりますので(熊本県弁護士会ニュー
スも掲載)、ご覧ください。
<http://www.kumamoto.or.jp/> (「熊本県弁護士会」で検索)

本ニュースの内容については、無料電話相談・情報提供にて弁護士におたずねください。
無料電話相談・情報提供 0120-527-658 (平日午前10時～午後4時)
※東京の弁護士が担当させていただきますことがあります。

本ニュースは、発行日時時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事
情についてご確認・ご相談されたいときは、無料相談にて弁護士におたずねください。
本ニュースは、内容を改定されない限り、自由に複製・頒布していただくことがありません。

震災ADRの
手続きの
流れは?

1 法律相談
弁護士が申立代理人となる場合を除き、「震災ADR」の申立てに先立って、申立人には熊本県
弁護士会所属の弁護士の法律相談を受けて頂
いて、相談担当弁護士から「震災ADR」申立て
の紹介があることが必要です。
ただし、「震災ADR」案内ならし裏面の申立用
紙に、所定の事項を記入して頂き、熊本県弁護
士会紛争解決センター宛に郵送またはファク
スで申し込むこともできます。この場合は、弁護
士(申立サポート弁護士)から内容確認の
電話連絡等をさせて頂くことになります。

2 熊本県弁護士会紛争解決センターへの申立て(手続開始)

- ① 弁護士による法律相談を受けた申立人より、熊本県弁護士会紛争解決センター宛に、相談担当弁護士の「紹介状」を添付した「和解のあっせん申立書」を提出して頂く。
- ② 申立人より、熊本県弁護士会紛争解決センター宛に、「震災ADR」案内ならし裏面の申立用紙を、郵送またはファクスにてご送付頂いたうえで、申立サポート弁護士の電話連絡等による内容確認を受けて頂いて、事件の申立てとなります。

3 申立ての受付(相手方へ通知)

- ① あっせん人、申立人及び事件の相手方の都合に合わせて、あっせん期日を設定します。
- ② その際、相手方にも連絡して、話し合いに応じてもらえるよう要請します。相手方が要請に応じずに、話し合う機会を持たない場合には、手続を進められないことから、手続は終了いたします。

4 あっせん期日

- ① あっせん人は、申立人と相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで、和解のあっせんを行います。あっせん期日の回数は3回以内をめぐり、紛争の解決を目指します。
- ② 相手方があっせん期日に出席し、話し合いを重ねても解決に至らない場合は、申立ての却下または取下げにより手続は終了します。

5 和解成立

- ① 話し合いにより和解が成立した場合、「和解調停書」を作成して、手続は終了します。(和解調停書の効力は、通常の裁判外の和解と同じです。)
- ② 申立人と相手方との折半で、成立手数料をご負担頂きます。

窓口を覚えて!

<相談のご予約>

熊本県弁護士会法律相談センター

TEL 096-325-0009

※平成28年熊本地震に関する相談は無料です。予約の際に震災相談とお伝え下さい。

<申込書による申し込み>

下記の震災ADR申込用紙に記載の上、
下記住所等へ郵送またはFAXしてください。
後日弁護士から内容確認の電話連絡等を行
います。

熊本県弁護士会紛争解決センター

住所 熊本中央区京町1丁目13-11

TEL 096-325-0913

FAX 096-325-0914



熊本県弁護士会 紛争解決センター 専用(FAX: 096-325-0914)

震災ADR申込用紙

申込人の連絡先(※、平日・日中(日曜祝祭日を除く)に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

申立人	氏名	(ふりがな)
	住所	
相手方	氏名	
	住所	
紛争の概要	□建物関係 □土地関係 □近隣関係 □建物やマシンの修繕	
	□債権関係 □その他	

【提出日】平成28年 月 日(相談開始) 【相談担当弁護士】

平成28年熊本地震 無料法律相談データ分析結果【概要】



鈴木秀昌

第1 本分析の趣旨

1 熊本県弁護士会による無料法律相談の実施

熊本県弁護士会は、2016年4月に発生した「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）に関し、発災直後の同月25日から継続的に電話及び面談による無料法律相談を実施している。このうち電話相談に関しては、その初期に、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、福岡県弁護士会及び大阪弁護士会も、着信転送によりこれを受け付けて対応を行った。

2 日本弁護士連合会による本無料法律相談に関するデータの分析

日本弁護士連合会は、本無料法律相談において相談担当者が相談票に記入した内容を基に本無料法律相談に関するデータを集約してその分析を行い、最終的に次のデータの分析結果を公表した。

■ 対象期間：2016年4月25日から2017年4月13日まで

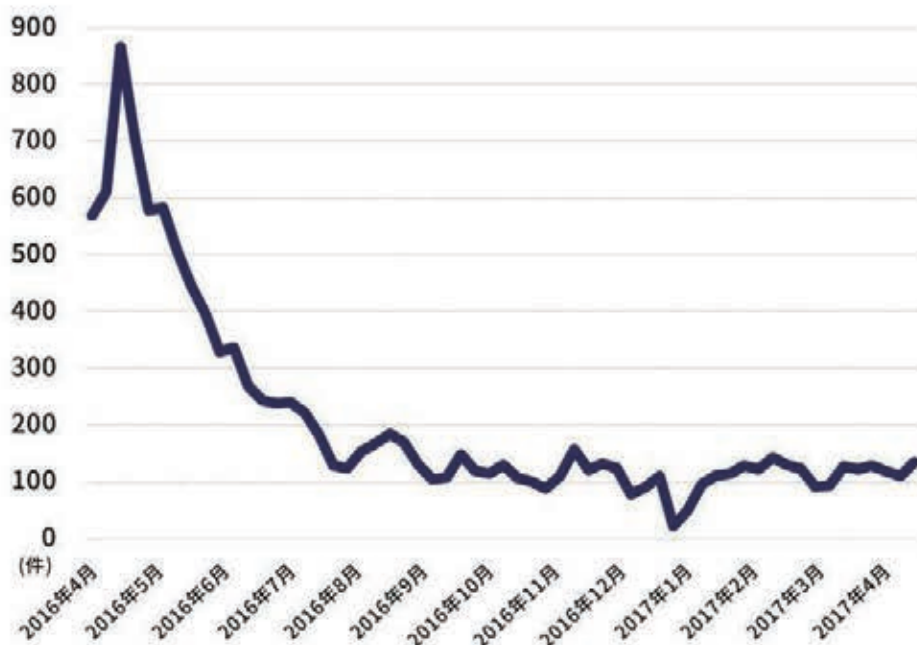
■ 対象件数：電話相談 7,631 件＋面談相談 4,653 件＝合計 12,284 件

第2 本分析の結果

1 相談件数の推移 [n = 12,284]

1日目 80件、2日目 101件、3日目 90件、4日目 170件、5日目 123件。

2016年5月中旬にピークを迎え、ピークアウト後は急激に減少したものの、2016年9月頃に下げ止まり、ある程度の件数を保って推移している。

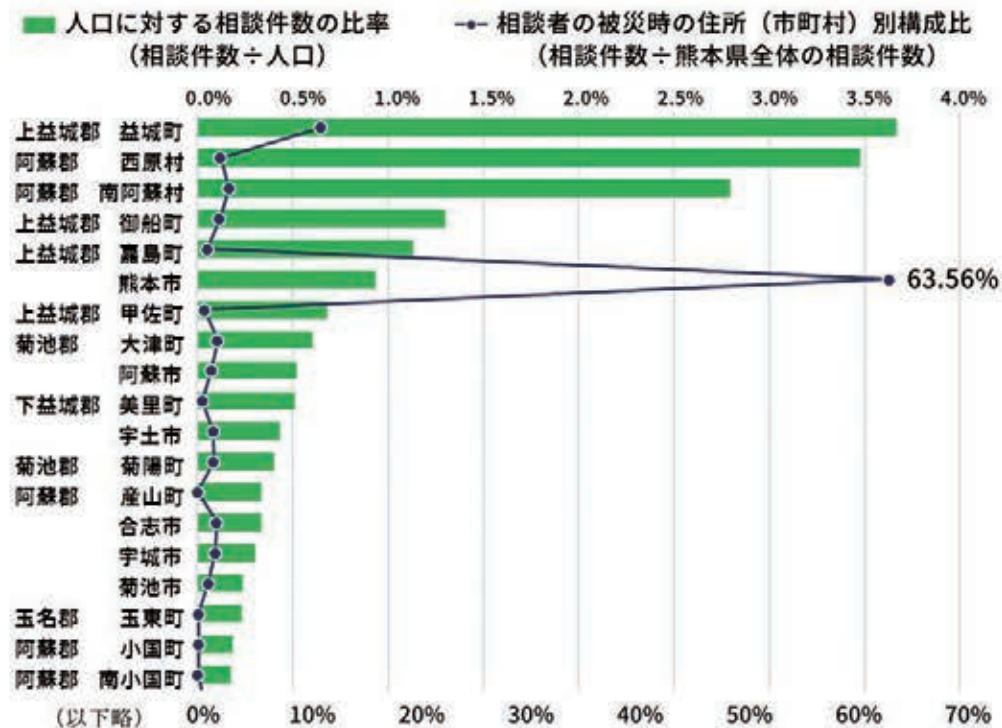


* 日本弁護士連合会「熊本地震無料法律相談分析データ分析（第3次分析）」（2016年7月）
（https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai/kumamoto_shien.html）を基にしたものである。

2 相談者の傾向

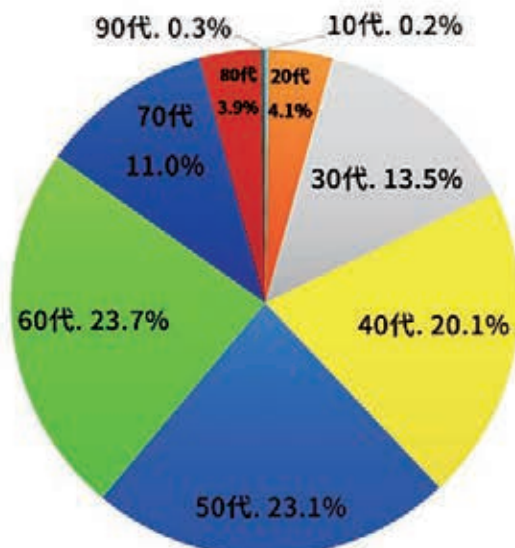
(1) 人口に対する相談件数の比率及び熊本県の市町村別構成比 [n = 10,879]

相談者が被災時に居住していた地域は、熊本県では、熊本市が 63.56%、益城町が 11.37%を占める。しかし、人口に対する相談件数の比率、すなわち法律相談のニーズを見ると、益城町、西原村及び南阿蘇村が突出して高い。



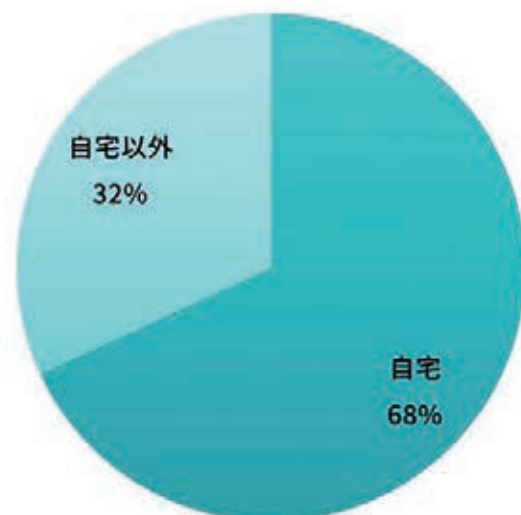
(2) 年代別構成比 [n = 9,684]

7割近くの相談が、40代から60代の者から寄せられている。



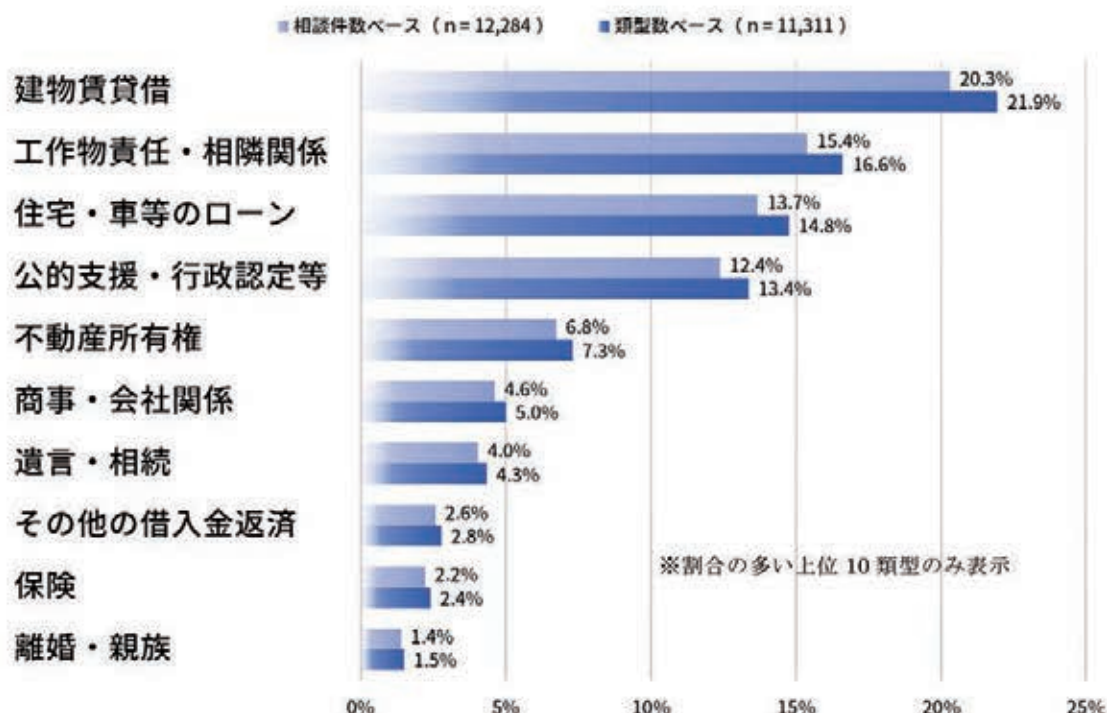
(3) 相談時の居所別構成比 [n = 5,676]

7割近くが、避難せずに自宅に居住している者からの相談である。



3 全体の相談内容の傾向

(1) 各相談類型の合計数が全体に占める割合



全体では、建物賃貸借に関する相談が最も多くの割合を占めている。次いで、工作物責任・相隣関係、住宅・車等のローン及び公的支援・行政認定等に関する相談が多く寄せられており、これら 4 つの相談類型の相談が突出して多い。これらに、不動産所有権、商事・会社関係及び遺言・相続に関する相談が続く。

建物賃貸借及び工作物責任・相隣関係に関する相談が特に多いということは、熊本地震により毀損されながらも滅失まではせずに残っている建物が多いという被災地の実態を反映したものと考えられる。この点は、例えば津波により多くの建物が滅失した被災地とは異なる、熊本地震の特徴といえることができる。

(2) 各相談類型に分類した相談の内容の概要

全体に占める割合が特に大きい建物賃貸借、工作物責任・相隣関係、住宅・車等のローン、公的支援・行政認定等、及び、不動産所有権に関する各相談について、それぞれによくみられる相談内容を、全体に占める割合が大きい順に概観する。

ア 建物賃貸借 [n=2,482]

- ❖ 建物が全壊した場合の賃料や敷金、立退料の取扱い
- ❖ 建物の一部が毀損した場合における、賃借人が居住できない期間の賃料の取扱い（支払義務の有無や減額の可否）、修理義務の所在、及び、修理

義務の不履行と賃料支払義務との関係（例えば、借家の一部が毀損したが、居住できない期間も賃料を支払うのか、借家の修理は誰が行うのか、また、賃貸人が修理をしないがそれでも賃料を支払うのか）

- ❖ 賃貸人と賃借人との間で建物の毀損状況の認識に齟齬があり、賃借人は居住可能と考えているが賃貸人から取り壊すとして明渡しを求められている場合や、逆に賃貸人として取り壊すために賃借人に対して明渡しを求めたい場合の対応や手続

賃貸人・賃借人のいずれからも相談が寄せられているが、割合としては賃借人からの相談が多い。毀損されながらも滅失せずに残っている建物が多く、かつ建物の毀損被害の程度や内容が千差万別であるために、賃貸借契約の当事者が抱える多種多様な問題が相談として寄せられたものと考えられる。

イ 工作物責任・相隣関係 [n=1,916]

◎ 構成比：〔損害賠償〕 50.6%、〔妨害の排除・予防〕 38.5%、〔その他〕 10.9%

〔損害賠償〕に分類した相談は、居住する建物の屋根瓦の落下や塀の倒壊等を原因として隣家の建物の壁や自動車、車庫、物置又は設備（室外機等）を毀損した場合、又は隣家の屋根瓦が落下するなどして居住する建物の壁用が毀損された場合の損害賠償に関するもの、及び、集合住宅において上階に漏水が生じ、これにより被害を受け、又は集合住宅において漏水により下階に被害を与えた場合の損害賠償に関するものが多くみられる。

〔妨害の排除・予防〕に分類した相談は、隣家が毀損されて相談者の居住建物に倒れかかっており、又は相談者の居住建物が隣家に倒れかかっている場合の対応、及び、隣家が毀損されてその塀や石垣が相談者の敷地内に侵入し、又は相談者の居住建物が毀損されてその塀や石垣が隣家の敷地内に侵入している場合の、その撤去に関する対応についてのものが多い。

〔その他〕には、隣地との間にある共有又は所有者不明の擁壁や塀が熊本地震により毀損された場合の取扱いや修理費用の負担者に関する相談、隣家の解体工事や修理工事に関する相談、及び、自宅の修理等に伴う隣地への立入りや通行に関する相談等を分類した。そのうち 46%が隣地との間にある共有又は所有者不明の擁壁や塀に関する相談である。

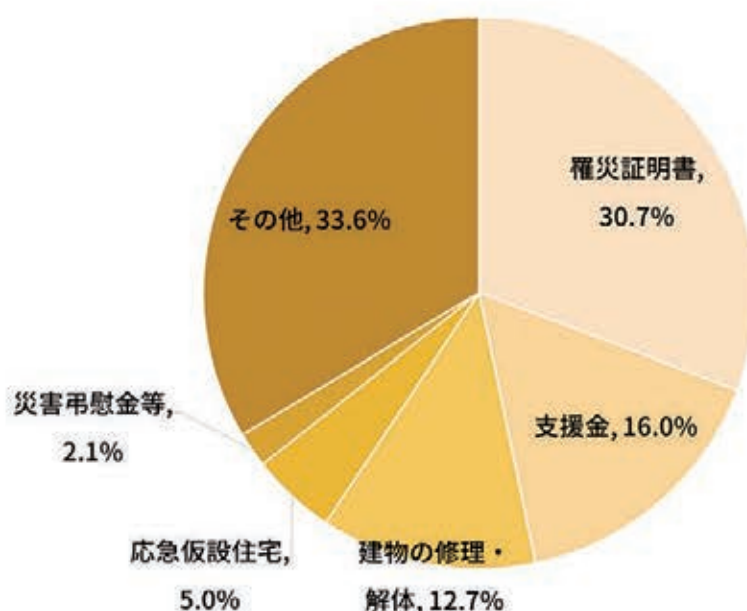
以上のように様々な相談が寄せられたのは、毀損されながらも滅失せずに残っている建物が多く、かつ建物の毀損被害の程度や内容が千差万別であることから、各人が置かれた状況も多種多様であるためと考えられる。

ウ 住宅・車等のローン [n=1,504]

◎ 構成比：〔住宅ローン〕 80.5%、〔事業性ローン〕 9.9%、〔自動車ローン〕 9.6%

〔住宅ローン〕に分類した相談の大多数が、熊本地震によって自宅建物が毀損されたために、その建替え若しくは修理をしなければならず、又は新たに自宅建物を購入しなければならないが、熊本地震発生より前に組んだ住宅ローンに係る借入金が残っているために、今後その返済や資金調達が困難であるというケース（「被災ローン」又は「二重ローン」と通称されるケース）である。その上で、どうしたらよいかと対応方法を漠然と尋ねる相談もあれば、相談者自ら「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（被災ローン減免制度）に言及し、同制度の利用の可否を尋ねたり、同制度を利用するための手続等に関する情報提供を求めたりする相談もある。

エ 公的支援・行政認定等 [n = 1,689]



多くの公的支援の判断基準となる罹災証明書に関する相談が最も多い。

〔罹災証明書〕に分類した相談は、罹災証明書の意義や手続等についての情報提供を求めるもの、及び、住家の被害認定の結果や判断方法（地盤被害が考慮されない等）に不服がある、罹災証明書を申請したがまだ交付されないというような、行政の対応に不満を持ち、その対処方法を相談するものである。

〔支援金〕に分類した相談は、基本的には相談者自ら支援金に言及してその受給の可否や受給するための手続についての情報提供を求めるものである。ほかには、住家被害認定において自宅建物の毀損の程度を半壊又は一部損壊と認定された者が支援金を受領できないのかを尋ねるものや、受領できないことについて不合理さを訴えるもの、熊本地震が発生した時点では相談者が居住していなかった相談者所有の建物について支援金が支給されないことについて不服を

述べるもの、親族間での支援金の分配や受領の方法や離婚や夫婦別居の場合等における支援金の分配や受領の方法に関して相談するものがある。

〔建物の修理・解体〕に分類した相談の中では、〔建物の解体〕に関する相談が半数以上を占めている。〔建物の解体〕に分類した相談は、建物の解体費用について公的な支援を受けられないかと尋ねるものや、公費解体制度を利用しているケースにおける解体業者との間の問題（解体業者から援助額のほかに追加費用を請求されている等）に関するものが多い。また、〔建物の修理〕に分類した相談は、建物の修理費用について公的な支援はないかと尋ねるものがほとんどである。〔応急修理制度〕に分類した相談には、応急修理制度に関する情報提供を求めるもの、その利用の可否を尋ねるもの、及び、自費で修理を行った後に応急修理制度の利用申請をする場合に関するものがみられる。

〔応急仮設住宅〕に分類した相談は、相談票上、借上型仮設住宅（いわゆるみなし仮設）に関するものであることが明示されているものが大半である。建設型仮設住宅に関する相談であることが明示された相談はない。

〔災害弔慰金等〕に分類した相談は、すべて災害弔慰金に関するものであり、災害障害見舞金に関する相談はみられなかった。その内容は、熊本地震発生後の親族の死亡に関し災害弔慰金受給の可否について尋ねる相談や、災害弔慰金支給申請に対して不支給決定がなされたことに関する相談である。

〔その他〕に分類した相談の中では、金銭的支援に限定せず何らかの公的な支援はないか知りたいと広く情報提供を求めるごく抽象的な相談や、金銭的支援以外の公的支援を求める抽象的な相談が多く割合を占めている。

オ 不動産所有権 [n=830]

◎ 構成比：〔共有不動産〕42.2%、〔建物・地盤の瑕疵〕19.3%、〔区分所有権〕11.6%、
〔その他〕27.0%

〔共有不動産〕に分類した相談のほぼすべてが、登記上の所有名義が既に死亡した者のまま変更されていない不動産に関し、その相続人の一部が、当該不動産が毀損されたため、これを解体、修理若しくは売却したい、これを解体撤去するための補助を受けたい、又は、これを担保として借入れをしたい等として、そのための権限の所在や費用負担、必要な手続について相談するものである。これらは、被相続人が死亡したにもかかわらず、遺産分割手続も相続登記手続もなされないまま長期間が経過し、その後に熊本地震を契機として問題が顕在化したケースである。

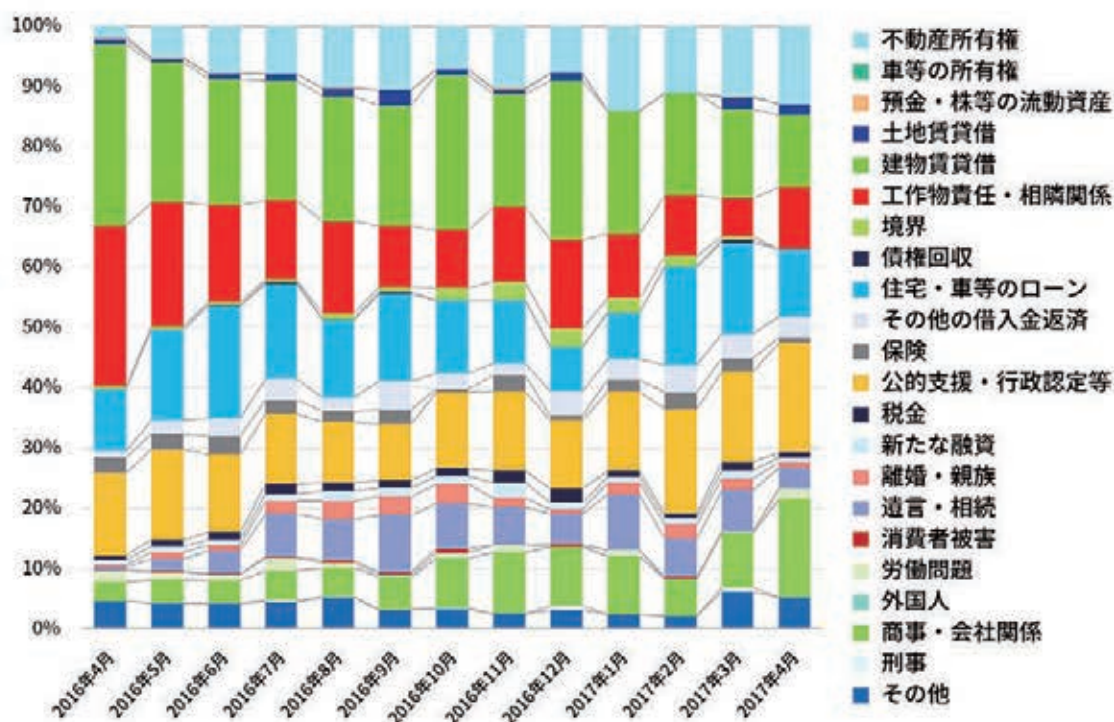
〔区分所有権〕に分類した相談は、毀損された分譲マンションの管理や修理、建替えについて、専有部分の区分所有者が、これを行うために必要な手続を尋ねるもの、区分所有者による議論が十分になされずに手続が進んでいることに

不服を述べて対応方法を相談するもの、区分所有者の意見が一致しない場合の対応方法を探るもの、及び、区分所有者としての負担義務や協力義務の有無について相談するもの、並びに、当該マンションが毀損されてもなお管理費や共益費の支払義務を負うのかについて尋ねるもの等である。「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」（被災マンション法）に関する相談も、ごく少数であるがみられる。

〔その他〕に分類した相談は、判断能力が十分でない親等が所有する建物を解体するための手続を相談するもの、熊本地震による建物の毀損を機に不動産の所有権を移転させたいとしてそのための手続や注意点を相談するもの、抵当権が設定された所有建物が熊本地震により毀損された場合又は当該建物を解体し若しくは再築する場合における当該抵当権の取扱いに関し相談するもの、所有する建物を解体し再築するに際し建築基準法所定の接道義務を満たさない場合に関して相談するもの等、様々である。

(3) 相談内容の傾向の1か月ごとの推移 [n=11,311]

建物賃貸借、工作物責任・相隣関係、住宅・車等のローン及び公的支援・行政認定等に関する相談が、常に多くの割合を占めながら推移している。もっとも、工作物責任・相隣関係、建物賃貸借に関する相談の割合が減少傾向にあるのに対し、不動産所有権及び商事・会社関係に関する相談は、初期はその割合が小さいが、その後にこれを増して多くの割合を占めるに至っている。

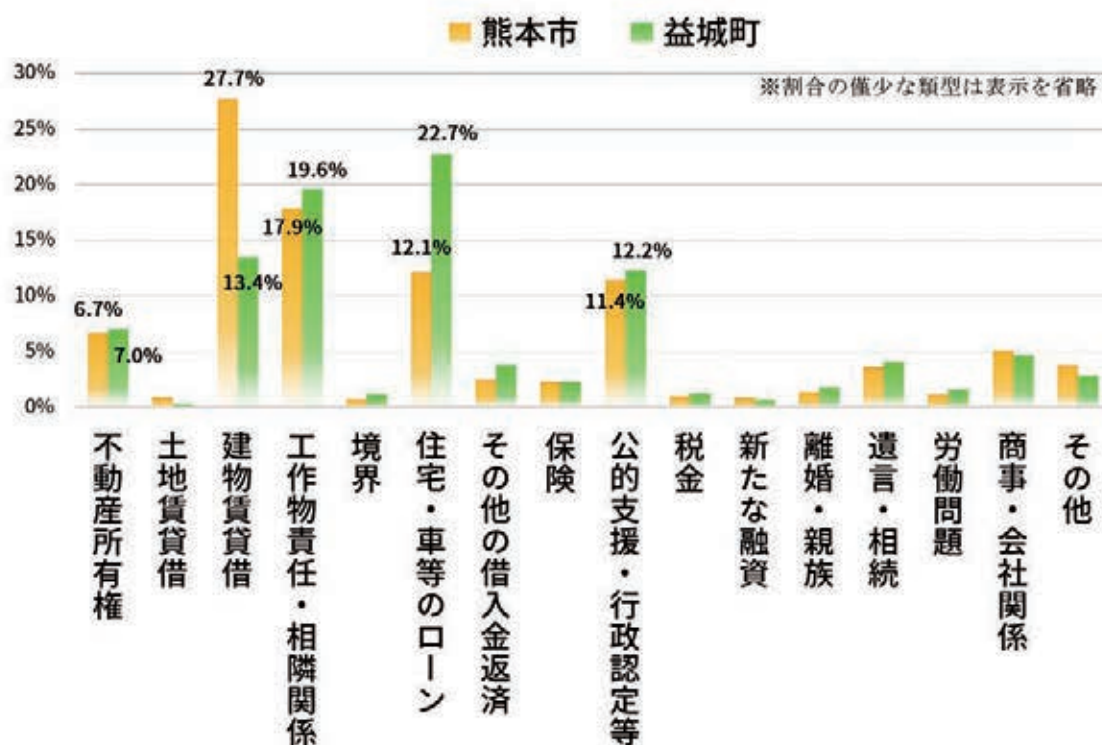


4 被災時の住所ごとの相談内容の傾向

相談者の被災時の住所ごとに相談内容の傾向をみると、当該市町村が、都市部かそれ以外か、借家が多い地域か持ち家が多い地域か、マンションが多い地域か等の事情が相談内容の傾向に反映されているものと考えられる。

都市部である熊本市(n=6,187)では、建物賃貸借に関する相談が多く、他の市町村や全体の傾向と比較しても突出して多い。これは、熊本市では借家が多く持ち家が少ないことが表れたものであると推測される。さらに、借家であって持ち家でなければ基本的に住宅ローンを抱えず、また、借家であれば一般に住家の被害状況に関する関心は持ち家の場合よりも低いと思われるから、住宅ローン等に関する相談及び公的支援・行政認定等に関する相談が他の市町村や全体の傾向と比べて少ないことも、借家が多い地域であることが反映された結果と考えられる。

他方、益城町(n=1,339)では、住宅ローン等に関する相談が最も多い。これは、熊本市とは逆に持ち家が多いことが表れた結果であると推測される。



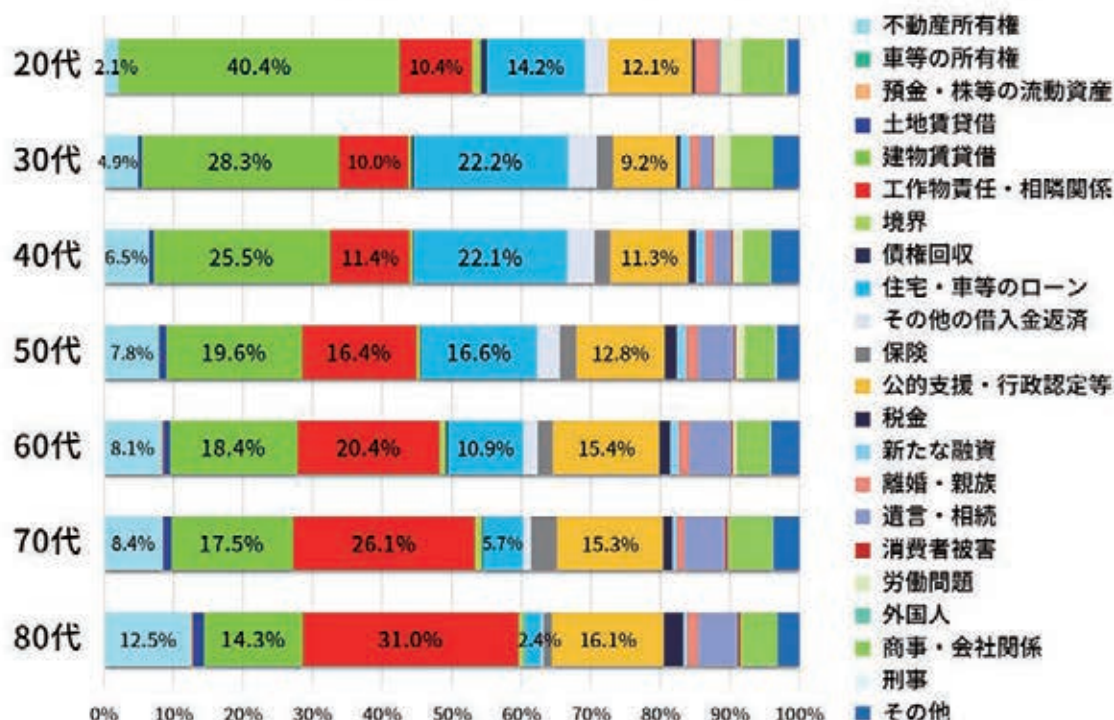
5 年代間の相談内容の傾向の比較

[n=20代:240/30代:1,090/40代:1,715/50代:2,092/60代:2,113/70代:968/80代:329]

年代間の相違が最も明確にみられるのは、住宅ローン等に関する相談の割合である。この相談は、住宅ローンを組むことができ、かつ残ローンがある年代(30代から60代)の相談者に多い。他方、自身で住宅ローンを組んで自宅を建てることをまだ考えない、又はそれが経済的に難しい20代の相談者では少なく、また、住宅ローンの返済が終了している70代及び80代の相談者でも少ない。

20代の相談者が自ら住宅ローンを組んで自宅を建てることをまだ考えない、又はそれが経済的に難しいということは、20代の相談者には不動産を所有している者が少ないということでもある。このことは、20代の相談者において不動産所有権に関する相談の割合が少なく、他方、建物賃貸借に関する相談の割合が突出して多いことにも表れている。

また、労働問題に関する相談は、生産年齢にある相談者においては一定割合みられるのに対し、生産年齢を超える年代の相談者においては極めて少ない。

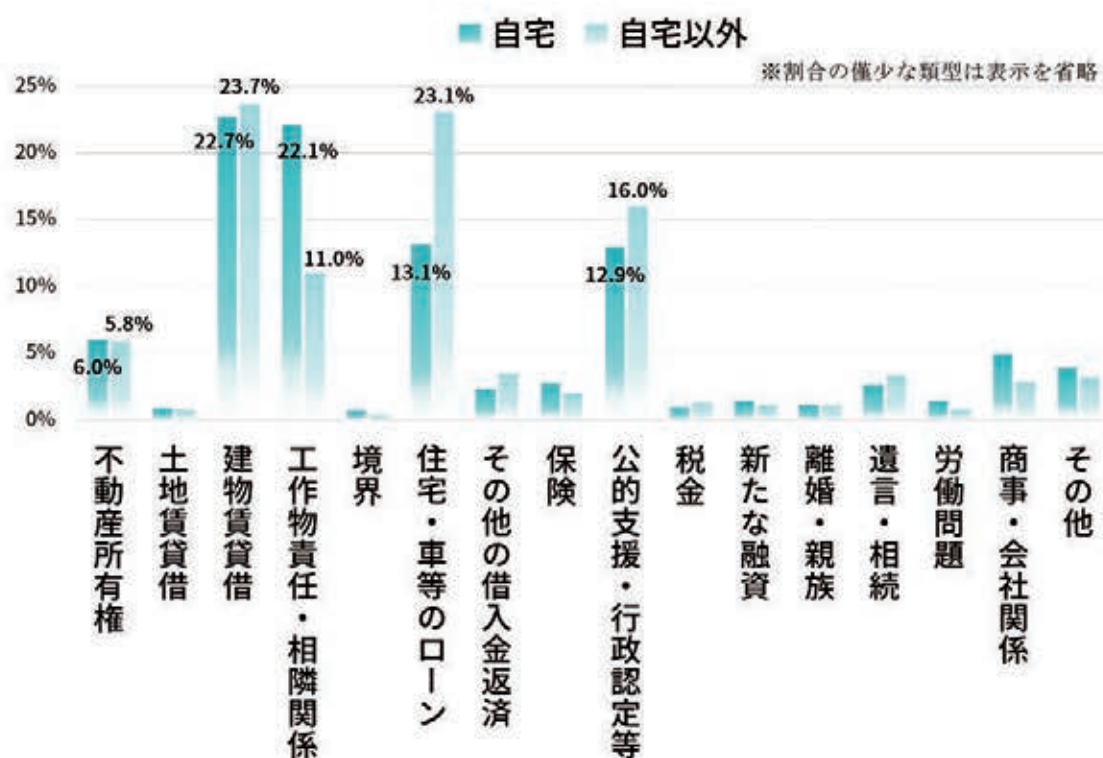


6 相談時の居所ごとの相談内容の傾向 [n = 6,341]

相談時の居所が自宅である相談者は、それが自宅以外である相談者に比べて、工作物責任・相隣関係に関する相談が多い。これは、住家が修理不可能な程度にまで毀損されたか、そこまでは毀損せず修理が可能か、という相違が顕著に表れた結果であると評価することができる。

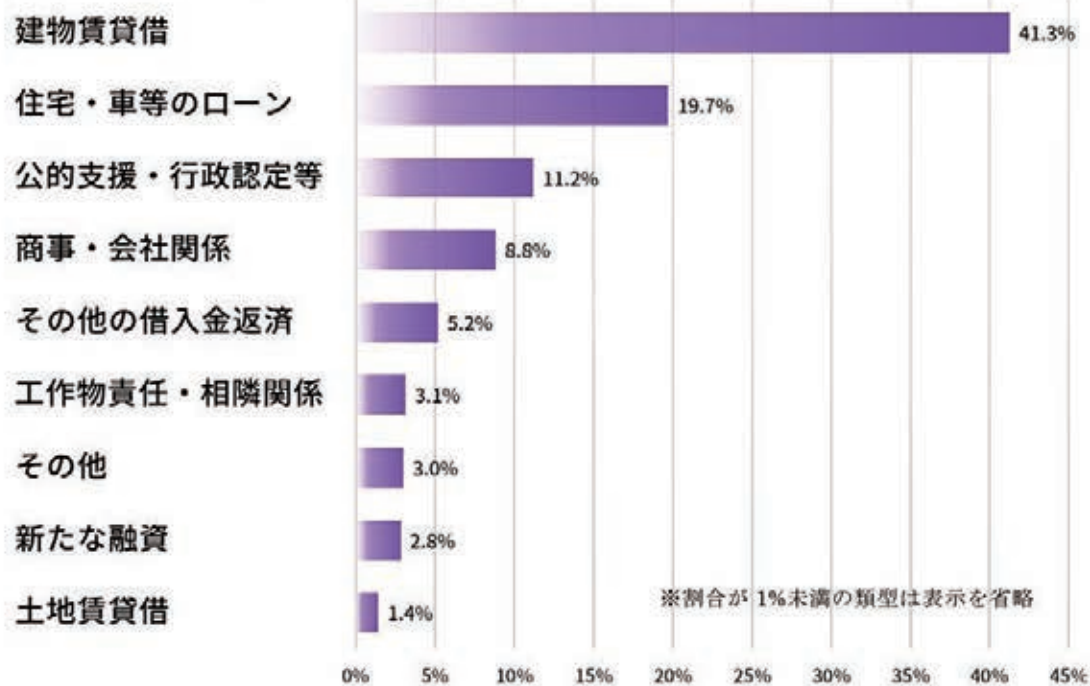
他方、建物賃貸借に関する相談の割合は、相談時の居所が自宅である相談者と自宅以外である相談者とで差がみられないが、これは、借家が修理不可能な程度まで毀損された場合も修理可能な場合も、それぞれの状況に応じた相談が寄せられているためであると考えられる。

また、公的支援・行政認定等に関する相談の割合にも差がみられないが、これは、住家の毀損が修理可能な程度のものか否かにかかわらず相談が寄せられる上、毀損の程度ごとに、得られた被害認定結果等の個別事情に応じた相談の必要が生じるためであると推測される。



7 事業者である相談者による相談内容の傾向 [n = 635]

事業者による相談においても建物賃貸借に関する相談が最も多く、しかもその割合が突出していることが特徴的である。



以上

■ 被災状況



崩落した熊本城の石垣



液状化による埋設管被害（熊本市）（消防防災科学センター提供）



2度の地震で傾いたマンション（京町）



アーケードが一部損壊した健軍商店街



倒壊した家屋（益城町）



車中泊の様子。仮設トイレが設置されている（熊本市）



配給の様子（益城町総合体育館）



4階部分が潰れた宇土市役所本庁舎（2016年5月9日撮影。消防防災科学センター提供）

■ 熊本地震に関する無料電話相談・無料面談相談

無料電話相談・情報提供

4月25日から開始。当初2回線で開始したが、多くの相談が寄せられたため、最終的に7回線に増設して対応した。

無料面談相談

県下8ヶ所（①山鹿・菊池地区 ②荒尾・玉名地区 ③天草 ④人吉・球磨 ⑤県南・八代 ⑥益城 ⑦阿蘇 ⑧熊本）の法律相談センターにて、熊本地震で被災された方及びご家族からの地震被害に関連する法律相談を行う。



2017年1月27日より稼働を開始した益城町法律相談センター

〈出張・派遣相談〉

被害が深刻であった益城町で2016年4月25日から開始。



2016年9月25日、益城町出張相談が開催された。
会場となった益城町総合体育館は益城町内で最大の避難所であった



会場内の様子

〈移動相談車両（法テラス号）〉

法テラス熊本と共催で使用。2016年7月から稼働開始。益城町、西原村、大津町、南阿蘇村等の被災地で活躍した。



6月に法テラスから熊本地裁に搬入された法テラス号



「がんばるモン！熊本」に化粧直しされた法テラス号。
写真は、2017年1月29日に益城町保健福祉センターで開催された
無料法律相談で

車内の様子。法テラス号導入により相談場所の確保が容易になり、
相談者のプライバシーも守られた



自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

平成 27 年 12 月

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会

<委員> (敬称略、五十音順)

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会名簿 (平成 27 年 12 月)

石毛和夫	ほくと総合法律事務所パートナー弁護士
伊藤眞	日本大学大学院法務研究科客員教授
井上浩一	日本公認会計士協会常務理事
今井英夫	城北信用金庫審査部長
上西左大信	日本税理士会連合会常務理事・調査研究部長
大内力	茨城県信用組合融資管理部理事部長
奥芝努	北洋銀行経営企画部副部長
加藤正敏	日本商工会議所中小企業振興部長
金丸哲也	農林中央金庫総合企画部長
小足一寿	信託協会業務委員長・三井住友信託銀行執行役員業務部長
古賀秀敏	住宅金融支援機構債権管理部長
小林信明	長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士
園尾隆司	西村あさひ法律事務所オブカウンスル弁護士
高梨晴雄	日本政策金融公庫国民生活事業本部管理企画部長
高三和之	クレディセゾンクレジット事業部長兼債権管理部長
竹下慶之	日本信用情報機構経営企画部長
田中成幸	千葉銀行業務集中部
長谷英樹	日本弁護士連合会事務次長
田村義弘	商工組合中央金庫審査第三部部長
鵜澤省一	日本不動産鑑定士協会連合会常務理事・調査研究委員長
座長：富永浩明	富永浩明法律事務所弁護士
平子勝介	全国銀行協会委員会室長・みずほフィナンシャルグループ全銀協会 会長行室長
本多英一	全国商工会連合会企業支援部長前島浩全国農業信用基金協会協議 会常務理事
前田晃宏	全国信用保証協会連合会事務局長
増田豊	全国銀行個人信用情報センター所長
松尾幸太郎	みなと協和法律事務所弁護士
松信元	シー・アイ・シー執行役員経営企画部長
三上幸孝	日本自動車リース協会連合会副事務局長
米田豊	山田債権回収管理総合事務所取締役営業副本部長
渡部勝	全国労働金庫協会経営企画部長
村山由香里	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー弁護士
八木直人	日本貸金業協会会員業務部長
山田周一	リース事業協会法制委員会委員長

<オブザーバー>

石坂弘秋	厚生労働省労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
伊野彰洋	金融庁監督局総務課長
今井祐子	最高裁判所事務総局民事局付
大津俊哉	財務省大臣官房政策金融課長
菊川人吾	経済産業省中小企業庁事業環境部金融課長
齋藤克仁	日本銀行金融機構局総務課長
千葉信義	国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室長
筒井健夫	法務省民事局民事法制管理官
山口靖	農林水産省経営局金融調整課長

<事務局>

小岱朗	みずほ銀行ローン業務開発部業務管理室室長
事務局長：辻松雄	全国銀行協会事務局長兼企画部長

はじめに

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降も、地震や暴風、豪雨等による様々な自然災害が発生している。将来的にも、このような自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローン等を借りている個人事業主が、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が起きることが考えられる。

かかる債務者への適切な対応は、自然災害からの着実な復興のために極めて重要な課題であり、東日本大震災に関して策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に係る対応を通じて得られた経験等も踏まえ、新たな債務整理の枠組みが望まれている。

このような状況の中、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、債務整理を行う場合の指針となるガイドラインを取りまとめることを目標として、本年9月「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関等団体の関係者等や、学識経験者らの議論を踏まえ、自然災害により被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

1. 目的

本ガイドラインは、本研究会の設置（本年9月2日）後に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた自然災害（以下、特段の断りがない限り、「災害」という。）の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者（主として金融債務に係る債権者）と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

2. 債務整理の準則

- (1) 本ガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関等団体、日本弁護士連合会、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている。
- (2) 「対象債権者」（特定調停手続により本ガイドラインに基づく債務整理が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者として第3項(2)に定める者をいう。以下同じ。）は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。
- (4) 本ガイドラインに基づく債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者及び債権者

- (1) 次のすべての要件を備える個人である債務者は、本ガイドラインに基づく債務整理を申し出ることができる。
 - ① 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが災害の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
 - ② 弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む。）を対象債権者に対して適正に開示していること。

- ③災害が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- ④本ガイドラインに基づく債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
- ⑤債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
- ⑥反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
- ⑦破産法（平成16年法律第75号）第252条第1項（第10号を除く。）に規定する免責不許可事由がないこと。
- (2) 対象債権者の範囲は、金融機関等（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社及び債権回収会社並びに信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社（以下「保証会社等」という。））とする。ただし、本ガイドラインに基づく債務整理を行う上で必要なときは、その他の債権者を含むこととする。
- (3) 対象債権者は、対象債務者に対して保証付き貸付を行っている場合、代位弁済受領前においては、保証会社等に対する適宜の情報提供その他本ガイドラインに基づく債務整理の円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 登録支援専門家の登録

- (1) 本ガイドラインに基づく債務整理を的確かつ円滑に実施するために、次に掲げる各団体は、債務者及び債権者のいずれにも利害関係を有しない中立かつ公正な立場で本ガイドラインに基づく手続を支援する者として、弁護士、公認会計士、税理士及び不動産鑑定士の専門家（以下「専門家」という。）の登録を行うこととする。
 - ①日本弁護士連合会及び弁護士法（昭和24年法律第205号）第31条に規定する弁護士会
 - ②日本公認会計士協会及び各地域会
 - ③日本税理士会連合会及び各税理士会
 - ④公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び各不動産鑑定士協会
- (2) 本項(1)の登録を受けた専門家（以下「登録支援専門家」という。）は、以下の業務を行う。ただし、第8項(1)の調停条項案（調停条項案と関連して作成される資料も含む。以下同じ。）が債務の減免を要請する内容を含む場合における以下の④から⑥までの業務は、弁護士法第8条の登録を有する登録支援専門家である場合に限り行うことができるものとする。
 - ①第6項(1)の債務整理の申出の支援
 - ②第6項(2)の債務整理の申出に必要な書類の作成及び提出の支援
 - ③第8項(1)の調停条項案の作成の支援
 - ④第8項(1)の調停条項案の作成に係る利害関係者間の総合調整の支援
 - ⑤第8項(1)の調停条項案の対象債権者への提出及び同項(7)の調停条項案の対象債権者への説明等の支援
 - ⑥第9項(1)の申立てに係る必要書類の作成及び特定調停の申立て後当該特定調停手続の終了までの手続実施の支援
- (3) 本項(1)に規定する各団体は、登録支援専門家に係る登録申請を受理した場合、業務の経験年数その他の基準に照らしてこれを審査した上で登録を行うこととし、登録を行った者について以下に掲げる事項を記載した支援専門家登録簿を作成し、公衆の縦覧に供するものとする。
 - ①氏名（法人所属であっても個人名により登録する。）
 - ②事務所又は営業所の名称及び所在地並びに連絡先
- (4) 本項(1)に規定する各団体は、本項(3)に規定する支援専門家登録簿を作成したときは、それぞれ、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会又は公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を通じて、一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関（以下「運営機関」という。）に送付する。また、支援専門家登録簿の内容に変更があったときも同様とする。

5. 登録支援専門家の委嘱

- (1) 第6項(1)に基づく債務整理の申出を行おうとする債務者（以下「対象債務者」という。）は、対象債権者のうち、当該対象債務者に対して有する債権（本ガイドラインに基づく債務整理の対象にしようとするものに限る。）の元金総額が最大の者（以下「主たる債権者」という。）に対して、本ガイドラインに基づく手続に着手することを申し出ることとし、当該主たる債権者は、当該手続着手の申出を受け付けてから10営業日以内に、本ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面により行うこととする。この場合、主たる債権者は、当該対象債務者が第3項(1)に規定する要件のいずれかに該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならず、不同意を表明する場合にはその理由を当該書面に明記しなければならない。
- (2) 本項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、前項(1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該書面を添付して、登録支援専門家を委嘱することを依頼する。当該各団体は、登録支援専門家の中から、対象債務者及び対象債権者のいずれにも利害関係を有しない適当な者を運営機関に推薦し、運営機関は、当該推薦を踏まえて速やかに登録支援専門家の委嘱を行う。
- (3) 本項(2)により委嘱を受けた登録支援専門家は、委嘱を受けた日から3営業日以内に、委嘱の事実を証する書面を添付して、委嘱を受けた旨を対象債務者に通知する。
- (4) 対象債務者及び対象債権者は、登録支援専門家による前項(2)に規定する業務の遂行について、正当な理由なく業務が遅滞する場合その他業務遂行に当たり不適切な事由が認められる場合に限り、前項(1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該登録支援専門家以外の登録支援専門家の再委嘱を求めることができる。この場合の手続は、本項(2)及び(3)に準ずるものとする。
- (5) 対象債務者又は対象債権者は、本項(2)により委嘱された登録支援専門家（本項(4)により再委嘱された登録支援専門家を含む。以下同じ。）と協議の上、前項(1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該登録支援専門家に加えて、異なる専門家を登録支援専門家として委嘱するよう求めることができる。この場合の手続は、本項(2)及び(3)に準ずるものとする。

6. 債務整理の開始等

- (1) 第5項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、全ての対象債権者に対して、本ガイドラインに基づく債務整理を書面により同一の日に申し出る。なお、当該書面には、第5項(3)により取得した登録支援専門家の委嘱の事実を証する書面を添付することとする。
- (2) 対象債務者は、本項(1)の本ガイドラインに基づく債務整理の申出と同時に又は申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類（以下「必要書類」という。）を提出する。なお、対象債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、登録支援専門家を經由して行うことができ、この場合、登録支援専門家は、第5項(3)の通知後、速やかに当該申出及び必要書類の提出を行うこととする。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、第7項に定める一時停止の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、事前に登録支援専門家と協議の上、本ガイドラインに基づく債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、対象債務者、登録支援専門家及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、調停条項案に同意することを義務付けられるものではない。
 - ①対象債務者が第3項(1)の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
 - ②対象債務者が第7項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
 - ③必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合（ただし、申出の翌日から起算して45日を経過した場合にはこの限りでない。）

(5) 本ガイドラインに基づく債務整理は、次に掲げる日のいずれか最も早い日に終了するものとする。

①本項(1)の申出があった日から6か月を経過した日（対象債務者が、全ての対象債権者の同意を得て別途の日を定めた場合には、当該同意により定められた日（この場合、対象債務者は全ての対象債権者及び登録支援専門家に対して変更後の債務整理の終了日を書面により通知する。）。また、第9項(1)に規定する特定調停の申立てが行われた後は、当該特定調停手続が終了した日）

②対象債務者が本ガイドラインに基づく債務整理を取り下げる旨の書面を全ての対象債権者に発送した日

③対象債権者による、本項(4)に規定する異議を述べた書面が対象債務者、登録支援専門家及び他の全ての対象債権者に到達した日

④対象債務者が第8項(9)に規定する債務整理の不成立についての書面を全ての対象債権者に発送した日

7. 一時停止

(1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と対象債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。

①対象債務者は、通常の生活又は事業過程によるもののほか、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。

②対象債務者は、一部の対象債権者に対する弁済（代物弁済を含む。以下同じ。）や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。

③対象債権者は、一時停止が開始した日における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における対象債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社等による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社等は、本項の規定を遵守するものとする。

(2) 一時停止の期間は、本ガイドラインに基づく債務整理が終了した日までとする。

(3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

8. 調停条項案の作成及び提出

(1) 対象債務者は、第6項(1)の申出から3か月以内（ただし、本項(2)②に定める調停条項案とする場合には4か月以内）に、調停条項案を作成の上、登録支援専門家を經由して、全ての対象債権者に提出する。ただし、対象債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、調停条項案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、調停条項案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。

(2) 調停条項案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 対象債務者が非事業者（住宅ローン等の債務者）又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合

イ 調停条項案については、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

a 債務の弁済ができなくなった理由（災害による影響の内容を含む。）

b 財産の状況（財産の評定は、対象債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。）

c 債務弁済計画（原則5年以内）

d 資産の換価・処分の方針

e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

- ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある対象債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する調停条項に基づく弁済の総額は、対象債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。
- ハ 本項(2)①ロに該当しない対象債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該対象債務者が第6項(1)による申出の時点において保有する全ての資産（破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産（いわゆる「自由財産」）及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。）を処分・換価して（処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。）、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする（ただし、債権額20万円以上（ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。）の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。）。なお、本項(2)①ロにかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある対象債務者が同様の内容とすることは妨げられない。
- ② 対象債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合
 - イ 調停条項案については、本項(2)①イに定める各事項に加え、対象債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。
 - a 事業見通し（売上・原価・経費）
 - b 収支計画
 - c 災害発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、第9項(1)の申立てによる特定調停成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。
 - ロ 破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。
- (3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、対象債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを調停条項案の内容とする。
 - ①調停条項案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価20万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。
 - ②第9項(1)の申立てによる特定調停手続の中で確定した調停条項に従った弁済期間中に、第3項に定める要件（ただし、同項(1)④及び⑤を除く。）のいずれかを充足しないことが判明した場合又は本項(3)①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除や期限の猶予の合意にかかわらず、債務額全額を直ちに支払うことに予め同意すること。
- (4) 調停条項案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。
- (5) 対象債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人（ただし、個人に限る。以下同じ。）に対する保証履行は求めないこととする。
 - ①保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い
 - ②保証人の収入、資産、災害による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人につ

いても、主たる債務者とともに調停条項案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

- (6) 対象債務者は、登録支援専門家の支援を受けて、本項(1)の調停条項案の提出前に、対象債権者等との事前協議を行い、対象債権者から調停条項案への理解を得るよう努めることとする。
- (7) 対象債務者は本項(1)の調停条項案の提出後、全ての対象債権者に対して、調停条項案の説明、質疑応答及び意見交換（以下「調停条項案の説明等」という。）を同日中に行う。なお、調停条項案の説明等は書面の交付により行うことができ（ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。）、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、対象債務者は、必要に応じて、登録支援専門家に調停条項案の説明等の支援を求めることができる。
- (8) 対象債権者は、本項(7)の調停条項案の説明等がなされた日から1か月以内に（ただし、必要があるときは、対象債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。）、対象債務者及び登録支援専門家に対して、調停条項案にかかる同意あるいは同意の見込みの旨又は不同意の旨を書面により回答することとし、登録支援専門家はその結果をとりまとめ、速やかに全対象債権者に通知することとする。
- (9) 調停条項案に対して、本項(8)に定める期間内に対象債権者の全ての同意又は同意の見込みが得られず、かつ調停条項案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意又は同意の見込みが得られないときは、本ガイドラインに基づく債務整理は不成立となる。この場合、対象債務者は、登録支援専門家を經由して、全ての対象債権者に対して債務整理の不成立について書面で通知する。

9. 特定調停の申立て

- (1) 本ガイドラインに基づく債務整理に当たっては、特定調停手続を利用することとし、全ての対象債権者から第8項(8)の同意あるいは同意の見込みを得た対象債務者は、簡易裁判所に対し、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第3条第1項に基づき特定債務等の調整に係る調停の申立てを行うこととする。(2)本項(1)の申立てによる特定調停手続が終了した場合、対象債務者は、裁判所から調停成立調書その他特定調停手続が終了したことを証する書面を入手するとともに、登録支援専門家に対して、当該特定調停手続が終了したことを証する書面の写しを付して速やかにその結果を通知することとする。

10. その他

- (1) 対象債権者、対象債務者及び登録支援専門家は、調停条項案の作成に当たっては、対象債務者による初期延滞のみをもって期限の利益を喪失させるものとはしないなど、本ガイドラインの趣旨を尊重したものとするよう努めることとする。
- (2) 本ガイドラインに基づく債務整理を行った対象債務者について、対象債権者は、当該対象債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報（代位弁済に関する情報を含む。）を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。
- (3) 本ガイドラインに基づく債務整理を円滑に実施するため、金融機関等の債権者及び各関係団体等は、所要の態勢整備や制度の周知に取り組むこととし、本ガイドラインは、平成28年4月1日から適用を開始することとする。
- (4) 本ガイドラインの運用に関わる事項であって、本ガイドライン及び別途定めるQ&Aに定めのない事項については、別途、東日本大震災に関連して策定・公表された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（平成23年7月）」の運用を参考とする。
- (5) 本ガイドラインの改訂は、本研究会が本年12月に設置した「自然災害債務整理ガイドライン運用等検討小委員会」の発案を受けて、本研究会が行う（ただし、本研究会が委任した一定の事項については同小委員会において行うこともできる。）。

(以上)

熊本県弁護士会自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインによる登録支援専門家の登録及び推薦等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が平成二十七年十二月に策定した自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に従い、本会における登録支援専門家の登録及び推薦、登録支援専門家の業務遅滞等への対応、登録支援専門家への助言等、登録支援専門家からの報告等の徴求、登録支援専門家の登録の取消しその他ガイドラインに基づく債務整理を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、「登録支援専門家」、「支援専門家登録簿」、「対象債務者」、「対象債権者」及び「保証会社等」の用語の意義は、ガイドラインに規定する当該用語の意義による。

(支援専門家登録簿)

第三条 本会は、登録支援専門家を登録した支援専門家登録簿を作成し、公衆の縦覧に供する。

2 支援専門家登録簿には、登録支援専門家に係る次に掲げる事項を記載する。

- 一 氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下同じ。）
- 二 法律事務所の名称及び所在場所並びに連絡先
- 三 支援専門家番号

3 本会は、支援専門家登録簿を作成したとき、又は支援専門家登録簿の内容を変更したときは、当該支援専門家登録簿を日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）を通じて一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関（以下「運営機関」という。）に送付する。

4 前項の規定による送付は、随時又は一月ごとにまとめて行うことができる。

(登録要件)

第四条 登録支援専門家の登録要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 本会の弁護士会員であること又は本会以外の弁護士会に所属する弁護士（以下「他会所属弁護士」という。）であって、対象債務者の便宜等を考慮して本会の会長が指定する熊本県内の市町村で登録支援専門家の業務を行う旨本会に対して誓約したものであること。
- 二 弁護士として三年以上の職務経験があること又はこれに準ずる職務経験があること。
- 三 破産管財人の職務経験を有すること又はこれに準ずる職務経験があること。
- 四 過去十年以内に懲戒処分を受けたことがないこと（業務停止の懲戒処分にあつては、過去十年より前に業務停止の期間が終了していることを要するものとする。）。)
- 五 登録支援専門家の業務を行わせることが不適切であると認められる者でないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、細則で定める要件

(登録申請)

第五条 登録支援専門家として支援専門家登録簿への登録を希望する者は、所定の様式に従った登録申請書及びその者が他会所属弁護士である場合にはこの規則に従う旨の誓約書を本会に提出しなければならない。

2 本会は、前項の登録申請書の提出を受けたときは、常議員会の議を経て、登録を承認するか拒絶するかについて決定する。この場合において、登録を希望する者が他会所属弁護士であるときは、その者の所属弁護士会に意見を聴くことができる。

3 本会は、登録を承認する決定をしたときは、支援専門家登録簿への登録を行い、その旨を登録申請書を提出した者（以下「登録申請者」という。）に対して通知する。この場合において、登録申請者が他会所属弁護士であるときは、その者の所属弁護士会に併せて通知するものとする。

4 本会は、登録を拒絶する決定をしたときは、その旨及びその理由を登録申請者に対して通知する。

(委嘱依頼の受付)

第六条 対象債務者から運営機関を宛名とする登録支援専門家による手続支援の委嘱依頼（以下「委嘱依頼」という。）を受け付けるため、本会に窓口を設置する。

2 委嘱依頼をする対象債務者は、所定の様式に従った委嘱依頼書を本会に提出しなければならない。この

場合において、その受付方法は次に掲げる方法のいずれかによるものとする。なおファクシミリで提出した場合には、後日原本の郵送又は窓口での提出を要する。

- 一 ファクシミリ
- 二 郵送
- 三 窓口での書面交付

- 3 前項の委嘱依頼書には、ガイドライン第五項第一号の規定による同意書面を添付しなければならない。
- 4 本会は、委嘱依頼の受付方法を本会のウェブサイトに掲載し、対象債務者又は対象債権者から窓口に関する情報の照会があれば適切に応じるとともに、窓口に関する情報を日弁連を通じて運営機関に通知する。（登録支援専門家の推薦）

第七条 本会は、委嘱依頼を受け付けたときは、遅滞なく、登録支援専門家の中から当該委嘱依頼に係る対象債務者及び対象債権者のいずれにも利害関係を有しない者を運営機関に推薦する。この場合において、推薦する登録支援専門家は、会長が決定する。この場合において、当該登録支援専門家が他会所属弁護士であるときは、その者の所属弁護士会に意見を聴くことができる。

- 2 本会は、前項の規定により登録支援専門家を推薦するときは、あらかじめ当該登録支援専門家から、対象債務者及び対象債権者又は保証会社等のいずれにも利害関係を有しないこと及び反社会的勢力ではなく、そのおそれもないことを確認し、並びに次に掲げる事項に同意することを表明した書面の提出を受けるものとする。

一 運営機関から登録支援専門家として手続支援の委嘱を受けた案件について、その対象債務者、対象債権者又はその双方の利害関係人又は代理人（以下「利害関係人等」という。）とならないこと及び利害関係人等となった場合には、速やかに対象債務者及び対象債権者へその旨を通知し、登録支援専門家の再委嘱の依頼を自ら促すこと。

二 登録支援専門家の業務を行う中で知り得た秘密を、適法かつ登録支援専門家の業務を行う上で必要最小限の範囲及び内容を超えて漏らさず、また、自己のために利用しないこと。

三 登録支援専門家の業務を行う上でガイドライン等から逸脱した手続支援を行わないこと。

四 登録支援専門家の業務を行う上で、正当な理由のない業務の遅滞その他業務の遂行に当たり不適切な事由が生じること及びガイドラインに基づく手続の円滑な実施に支障が生じることを防ぐために、本会が必要と認める範囲で行う助言等に従い、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」における登録支援専門家業務実施基準を遵守すること。

五 登録支援専門家の業務実施に係る報酬の請求に当たっては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」における登録支援専門家の報酬等に関する規則（以下「報酬等に関する規則」という。）を遵守し、運営機関からの依頼に真摯に対応すること。

六 ガイドラインに基づく手続支援は、登録支援専門家が、それぞれの専門家としての判断と責任の下で実施するものであり、その業務の実施又は不実施若しくは過怠によって発生した一切の責任は、登録支援専門家が自ら負うこと。

七 ガイドライン第五項第四号に基づく再委嘱（以下「再委嘱」という。）を受けた場合に、運営機関から前任の登録支援専門家に対し、自らの氏名及び連絡先その他業務の引継ぎに必要な情報が提供されること。

八 再委嘱に伴って委嘱解除を受けた場合に、運営機関から後任の登録支援専門家に対し、自らの委嘱解除の事実、氏名及び連絡先その他業務の引継ぎに必要な情報が提供されること並びに後任の登録支援専門家から対象債務者及び対象債権者に対し、自らの委嘱解除の事実、氏名及び支援専門家番号等が通知されること。

九 ガイドラインに基づく手続支援の委嘱を受け、手続支援を行っている案件において、ガイドライン第五項第五号に基づく追加委嘱（以下「追加委嘱」という。）があったときは、運営機関から当該追加委嘱がされた登録支援専門家に対し、自らの氏名及び連絡先その他必要な情報が提供されること。

十 登録支援専門家が他会所属弁護士である場合にあっては、登録要件又は登録取消事由の確認、登録支援専門家の推薦その他この規則に定める事務を行うために必要な範囲で、当該他会所属弁護士が所属する弁護士会と本会の間で相互に情報が提供されること。

3 本会は、前項の書面を、第一項の規定による推薦を行うに当たり運営機関に提出し、その写しを本会に保存する。

(登録支援専門家の業務遅滞等への対応)

第八条 本会は、対象債務者又は対象債権者から、登録支援専門家による業務の遂行について、正当な理由なく業務が遅滞する等業務の遂行に当たり不適切な事由が認められるとして相談があった場合は、第六条第一項の窓口でこれを受け付ける。

2 本会は、前項の窓口に関する情報を、本会のウェブサイトに掲載するとともに、日弁連を通じて運営機関へ通知する。

3 第一項の相談があった場合又は第一項に規定する事由が認められるとして運営機関から対応の依頼があった場合であって、その内容が正当と認められるときは、本会は、速やかに当該相談又は依頼に係る案件について手続支援の委嘱を受けた登録支援専門家に対し、第十条の規定に従い、助言等必要な対応を行うとともに、改善が見られない場合又は明らかに改善を見込めない事由がある場合は運営機関からの委嘱解除があり得る旨通知する。

4 本会は、前項の対応によっても改善が見られない場合又は明らかに改善を見込めない事由がある場合は、対象債務者又は対象債権者から運営機関を宛名とする再委嘱依頼（以下「再委嘱依頼」という。）があればこれを受け付ける。この場合において、再委嘱依頼の手続については第六条第二項の規定を準用する。

5 本会は、再委嘱依頼を受け付けたときは、遅滞なく、運営機関に対して再委嘱に係る登録支援専門家の推薦及び現に委嘱を受けている登録支援専門家の委嘱解除依頼を行う。この場合において、再委嘱に係る登録支援専門家の推薦の手続については前条の規定を準用する。

(登録支援専門家の追加委嘱)

第九条 本会は、ガイドライン第五項第五号に基づき対象債務者又は対象債権者から運営機関を宛名とする登録支援専門家の追加委嘱依頼があればこれを受け付け、追加委嘱に係る登録支援専門家を運営機関に推薦する。この場合において、追加委嘱依頼に対する推薦の手続については第七条の規定を準用する。

(登録支援専門家への助言等)

第十条 本会は、登録支援専門家が次に掲げる場合のいずれかに該当することが明らかとなったときは、当該登録支援専門家に対して、是正のための助言等の適切な対応を行う。この場合において、助言等の対応はガイドライン関係制度全体の円滑かつ適正な運用を確保するために行われるものであって、その範囲を超えて行われてはならず、また、当該登録支援専門家の職務の独立性を害することがないよう留意しなければならない。

一 第七条第一項（第八条第五項及び前条の規定において準用する場合を含む。）の規定により本会が行う推薦及び運営機関からの委嘱に応じることを、合理的な理由なく複数回拒否し、又は過怠した場合

二 第七条第二項（第八条第五項及び前条の規定において準用する場合を含む。）の書面において確認し、又は同意することを表明した事項に違反する事実があると認められる場合

三 第八条第一項の相談があった場合又は同項に規定する事由が認められるとして運営機関から対応の依頼があった場合であって、その内容が正当と認められる場合

四 前三号に掲げるもののほか、運営機関からの情報提供又は対象債務者若しくは対象債権者からの相談により、当該登録支援専門家の業務実施の内容及び方法が、ガイドライン等から明らかに逸脱し、そのために正当な理由なく業務の遅滞その他業務の遂行に当たり不適切な事由が生じ、又はガイドラインに基づく手続の円滑な実施に支障が生じていると認められる場合

(報告の徴求等)

第十一条 本会は、登録支援専門家について次に掲げる事由があると認められるときは、当該登録支援専門家に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

一 第四条に定める登録要件の具備を確認する必要があるとき。

二 前条に規定する助言等の対応を行うに当たり必要があるとき。

(登録の取消し及び支援専門家登録簿からの抹消)

第十二条 本会は、登録支援専門家に次に掲げる事由があるときは、常議員会の議を経て、当該登録支援専門家の登録を取り消す。

- 一 死亡したとき。
 - 二 現にガイドラインに基づく委嘱を受けていない登録支援専門家が次項各号に規定する事由のいずれかに該当したとき。
- 2 本会は、現にガイドラインに基づく委嘱を受けている登録支援専門家が、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、早急に登録を取り消さなければ対象債務者若しくは対象債権者その他の関係者の利益を害し、又は本会の信用を著しく毀損することが明白であると認められるときは、運営機関と協議の上、当該登録支援専門家の登録を取り消すことができる。
- 一 本人から登録取消しの請求を受けたとき。
 - 二 第五条第一項の登録申請書の提出に当たって重要な事項につき虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明し、かつ、本会からの補正依頼に応じない等是正が見込めないとき。
 - 三 第四条に定める登録要件を具備しなくなったとき。
 - 四 第八条又は第十条の規定による助言等を受けたにもかかわらず、改善が見られず、又は改善が明らかに見込めず、本会の信用を著しく害するおそれがある場合において、その防止のためにやむを得ないと認められるとき。
 - 五 前条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出を行い、本会からの補正依頼に応じない等是正が見込めないとき。
 - 六 運営機関に対する報酬等の請求において故意に事実に基づかない過大な請求を行う等報酬等に関する規則に著しく反する対応が認められるとき。
 - 七 守秘義務違反が判明したとき。
 - 八 業務実施の内容及び方法が、ガイドライン等から明らかに逸脱しており、その是正の見込みがないと認められるとき。
- 3 前二項の規定に該当するときは、本会は、常議員会の議を経て、登録支援専門家の登録を取り消すか否かについて決定する。この場合において、当該登録支援専門家が他会所属弁護士であるときは、その者の所属弁護士会に意見を聴くことができる。
- 4 前項の場合において、登録を取り消す決定をするときは、あらかじめ常議員会において当該登録支援専門家に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 本会は、登録を取り消さない決定をしたときは、その旨を当該登録支援専門家に通知する。
- 6 本会は、登録を取り消す決定をしたときは、その旨及びその理由を書面をもって当該登録支援専門家に通知し、当該登録支援専門家の登録を取り消し、支援専門家登録簿から抹消する。この場合において、当該登録支援専門家が他会所属弁護士であるときは、その者の所属弁護士会に併せて通知するものとする。
(細則)
- 第十三条 この規則を実施するために必要な事項は、細則で定めることができる。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。

附 則

第三条第三項、第六条第一項及び第四項、第七条第一項、第二項第一号、第五号及び第七号から第九号まで並びに第三項、第八項第二項から第五項まで、第九条、第十条第一号、第三号及び第四号並びに第十二条第二項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、平成二十九年六月一日から適用する。

編 集 後 記

平成28年の熊本地震では、熊本のシンボル熊本城は無残な姿に変わり果て、阿蘇の山々には多くの亀裂が走り山肌がむき出しとなるなど、自然の猛威に多くの尊い生命が奪われました。

自然の猛威は容赦なく人々の日常を根こそぎ奪い、地震からやがて3年近くになろうというのに、なお多くの方々が不安な生活を強いられていることに暗澹たる思いです。

熊本県弁護士会は、地震発生直後から、全国の多くの方々の物心両面にわたる支援と協力を仰ぎながら、被災者の傍に寄り添い、懸命にその支援に努めてきました。

かつて熊本の地で学び、関東大震災に遭遇した寺田寅彦は、「天災は忘れた頃に来る」との警句を残しましたが、近年の自然災害の発生を見るにつけ、「天災は忘れる前に来る」ものだとつくづく感じます。

人々の間の紛争解決を生業とする弁護士が、自然災害に際していかなる寄与をなし得るか、必ずしも市民の方々には理解が及ばなかったかもしれません。しかしながら、今度の地震では、日常の不安に関する情報提供、情報収集・分析、紛争の予防・解決、制度改革へ向けた立法要請など、自然災害を巡る様々な局面において、多少なりとも弁護士の果たす役割を理解していただけたのではないかと思います。もとより、弁護士の支援は被災者支援全体のごく一部に過ぎません。

当会では、これまでの日弁連等による被災者支援の経験・蓄積、個別の指導等を糧に、地震被災者への支援活動をしております。本書は、その活動の記録として上梓するものです。同時に、自ら被災し、心身ともに不自由な生活を強いられながらも、懸命に被災者支援に取り組んできた当会会員の苦労と努力を些かなりとも汲み取っていただければ幸いです。熊本は現在もお復興途上にあり、当会の被災者支援活動は今後も継続します。

最後に、寄稿に快く応じていただいた各執筆者には、この場を借りて感謝申し上げます。

熊本県弁護士会災害対策委員会

記録集編集委員長 吉田 賢一

仮設より 引越す人を 見送りて いまだ家無き 我が里に行く

四畳半 机も人も 折りたたみ

倒れたる 墓に寄り添ひ 野菊咲く

(2017年12月4日付熊本日日新聞新生面より)

熊本県弁護士会災害対策委員会 記録集編集委員

吉田賢一
清水谷洋樹
阿部広美
山野史寛
井上陽介
野上昂太郎

平成28年熊本地震における 熊本県弁護士会の被災者支援活動記録

発行日 2019(平成31)年3月3日 初版発行
2019(令和元)年8月5日 第二版発行

発行 熊本県弁護士会
〒860-0078 熊本県熊本市中央区京町1丁目13-11
電話 096-325-0913

編集 熊日出版(熊日サービス開発株式会社出版部)
〒860-0823 熊本県熊本市中央区世安町172
電話 096-361-3274
ホームページ <https://www.kumanichi-sv.co.jp/books/>

印刷 株式会社 チューイン

表紙 被災した益城町。奥には益城町総合体育館が見える＝熊本日日新聞社提供
裏表紙 4月16日の本震で瓦が落下した熊本城天守閣＝熊本日日新聞社提供

